

二本松市地域防災計画

二本松市防災会議
令和4年5月修正

二本松市地域防災計画 目次

第1編 総則	- 1 -
第1部 総則	- 3 -
第1章 計画の目的・災害対策の基本理念及び方針	- 3 -
第1節 計画の目的	- 3 -
第2節 計画の位置づけ	- 3 -
第3節 計画の構成	- 3 -
第4節 災害対策の基本理念	- 4 -
第5節 計画の推進及び修正	- 4 -
第6節 計画の習熟と周知徹底	- 4 -
第7節 行動マニュアル等の作成	- 4 -
第8節 発災直前及び発災後の活動目標	- 5 -
第9節 計画の基本的考え方（防災ビジョン）	- 6 -
第2章 二本松市の概況	- 9 -
第1節 二本松市のおいたち	- 9 -
第2節 社会的条件	- 9 -
第3節 地理的条件	- 10 -
第3章 防災関係機関の業務	- 12 -
第1節 防災関係機関の実施責任	- 12 -
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	- 13 -
第4章 災害の想定	- 19 -
第1節 想定する災害	- 19 -
第5章 市民の役割	- 19 -
第1節 平常時の役割	- 19 -
第2節 災害時の役割	- 19 -
第2編 一般災害対策編	- 21 -
第1部 災害予防	- 23 -
第1章 災害に強い体制づくり	- 23 -
第1節 防災組織の整備	- 23 -
第2節 地区防災拠点の整備	- 25 -
第3節 情報通信体制の整備	- 25 -
第2章 災害に強いまちづくり	- 29 -
第1節 市街地の再開発	- 29 -
第2節 道路・河川・橋梁の整備	- 29 -
第3節 建築物の不燃化の促進	- 30 -
第4節 文化財災害予防対策	- 30 -
第5節 ライフライン施設の安全化	- 30 -
第6節 危険施設の保安対策	- 34 -
第7節 消防力の整備強化	- 37 -
第3章 災害別予防対策	- 40 -
第1節 水害予防対策	- 40 -
第2節 火災予防対策	- 42 -
第3節 土砂災害予防対策	- 43 -
第4節 雪害予防対策	- 45 -
第5節 山岳遭難防止対策	- 46 -

第6節	竜巻・台風・突風対策	- 46 -
第4章	避難・誘導體制づくり	- 49 -
第1節	避難計画の策定	- 49 -
第2節	指定緊急避難場所の指定等	- 57 -
第3節	指定避難所の指定等	- 58 -
第4節	避難路の選定	- 59 -
第5節	避難場所等の居住者等に対する周知	- 60 -
第6節	学校、病院施設等における避難計画	- 60 -
第7節	男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進	- 62 -
第8節	平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進	- 62 -
第9節	避難誘導體制の整備	- 62 -
第5章	緊急輸送の整備	- 64 -
第1節	陸上輸送の整備	- 64 -
第2節	航空輸送の整備	- 64 -
第6章	備蓄・調達体制の整備、防災資機材等の整備	- 66 -
第1節	備蓄品の確保	- 66 -
第2節	備蓄場所の確保	- 67 -
第3節	水防倉庫の設置	- 67 -
第4節	緊急調達体制の整備	- 68 -
第5節	防災資機材等の整備	- 68 -
第7章	廃棄物処理計画及び罹災証明書発行体制の整備	- 69 -
第8章	防災知識の普及、訓練	- 70 -
第1節	防災知識の啓発	- 70 -
第2節	自主防災組織の育成・強化	- 72 -
第3節	女性防火クラブの育成・強化	- 75 -
第4節	防災訓練の充実	- 75 -
第9章	要配慮者の安全確保	- 79 -
第1節	避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供	- 79 -
第2節	個別避難計画の策定	- 81 -
第3節	社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築	- 81 -
第4節	社会福祉施設等における対策	- 81 -
第5節	在宅者に対する対策	- 82 -
第6節	避難所への移送	- 83 -
第7節	避難所における要配慮者支援	- 83 -
第8節	外国人及び市外からの来訪者への対策	- 83 -
第2部	災害応急対策	- 85 -
第1章	応急活動体制	- 85 -
第1節	初動体制	- 85 -
第2節	災害対策本部	- 87 -
第3節	職員の動員	- 89 -
第4節	職員の服務	- 89 -
第5節	市庁舎における災害応急体制	- 90 -
第6節	市消防団員の動員	- 90 -
第2章	応援の要請	- 91 -
第1節	県に対する要請	- 91 -
第2節	国に対する応援要請	- 92 -
第3節	公共的団体等への協力要請	- 92 -
第4節	自衛隊の災害派遣要請	- 93 -

第5節	応援受入体制	- 96 -
第3章	情報の収集・伝達	- 97 -
第1節	気象注意報・警報等の伝達	- 97 -
第2節	被害状況等の収集・報告	- 105 -
第3節	通信の確保	- 108 -
第4章	災害時の広報	- 110 -
第1節	実施機関と相互連絡体制	- 110 -
第2節	市が行う広報及び手順	- 110 -
第3節	報道機関への発表・協力要請	- 111 -
第5章	消防・救急救助活動	- 112 -
第1節	消防活動	- 112 -
第2節	救急救助活動	- 112 -
第3節	航空消防防災体制の活用	- 113 -
第6章	避難	- 115 -
第1節	避難指示等の発令	- 115 -
第2節	警戒区域の設定	- 123 -
第3節	避難の誘導	- 124 -
第4節	避難行動要支援者等対策	- 125 -
第5節	広域的な避難対策	- 126 -
第6節	安否情報の提供等	- 127 -
第7節	避難所の設置	- 127 -
第8節	避難所の運営	- 129 -
第7章	土砂災害応急対策	- 132 -
第1節	土砂災害警戒情報	- 132 -
第2節	土砂災害・斜面災害応急対策	- 133 -
第3節	土砂災害緊急情報	- 134 -
第8章	医療（助産）救護	- 136 -
第1節	医療機関の被害状況等の収集、把握	- 136 -
第2節	医療（助産）救護活動	- 136 -
第3節	傷病者の搬送	- 138 -
第4節	医薬品等の確保	- 138 -
第5節	人工透析の供給確保	- 138 -
第9章	緊急輸送対策	- 139 -
第1節	緊急輸送の範囲	- 139 -
第2節	緊急輸送路等の確保	- 140 -
第3節	輸送手段の確保	- 140 -
第4節	輸送拠点	- 140 -
第10章	災害警備活動及び交通規制措置	- 141 -
第1節	災害警備活動	- 141 -
第2節	交通規制措置	- 142 -
第11章	防疫及び保健衛生	- 145 -
第1節	防疫活動	- 145 -
第2節	食品衛生監視	- 146 -
第3節	栄養指導	- 146 -
第4節	保健指導	- 147 -
第5節	精神保健活動	- 147 -
第6節	防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達	- 147 -
第7節	動物（ペット）救護対策	- 147 -

第12章	廃棄物処理対策	- 148 -
第1節	災害廃棄物処理	- 148 -
第2節	し尿処理	- 149 -
第3節	廃棄物処理施設の確保及び復旧	- 150 -
第4節	応援体制の確保	- 151 -
第13章	救援対策	- 152 -
第1節	給水救援対策	- 152 -
第2節	食料救援対策	- 152 -
第3節	生活必需物資等救援対策	- 153 -
第4節	支援物資等の支援体制	- 154 -
第5節	義援物資及び義援金の受入れ	- 154 -
第14章	被災地の応急対策	- 155 -
第1節	障害物の除去	- 155 -
第2節	災害相談対策	- 156 -
第3節	応急危険度判定士等の派遣、応急復旧の指導・相談	- 157 -
第15章	応急仮設住宅の供与	- 158 -
第1節	建設型応急仮設住宅の建設	- 158 -
第2節	賃貸型応急住宅等の提供	- 160 -
第3節	住宅の応急修理	- 160 -
第16章	行方不明者の捜索、遺体対策等	- 162 -
第1節	全般的な事項	- 162 -
第2節	行方不明者の捜索	- 162 -
第3節	遺体の収容	- 163 -
第4節	遺体の火葬・埋葬等	- 163 -
第17章	生活関連施設の応急対策	- 165 -
第1節	水道施設応急対策	- 165 -
第2節	下水道施設応急対策	- 165 -
第3節	電力施設応急対策	- 166 -
第4節	ガス施設（LPガス）応急対策	- 168 -
第5節	鉄道施設応急対策	- 169 -
第6節	電気通信施設等応急対策	- 170 -
第18章	文教対策	- 173 -
第1節	児童生徒等保護対策	- 173 -
第2節	応急教育対策	- 173 -
第3節	給食計画	- 175 -
第4節	園児・児童・生徒の避難計画	- 176 -
第5節	文化財等の応急対策	- 176 -
第19章	要配慮者対策	- 177 -
第1節	要配慮者に係る対策	- 177 -
第2節	社会福祉施設等に係る対策	- 177 -
第3節	障がい者及び高齢者に係る対策	- 177 -
第4節	児童に係る対策	- 178 -
第5節	外国人に係る対策	- 178 -
第20章	ボランティアとの連携	- 180 -
第1節	ボランティア団体等の受入れ	- 180 -
第2節	災害ボランティアセンターの運営	- 180 -
第3節	ボランティア団体等の活動	- 180 -
第21章	災害救助法の適用等	- 182 -
第1節	災害救助法の適用	- 182 -

第2節	災害救助法の適用基準	- 182 -
第3節	災害救助法の適用手続き	- 184 -
第4節	災害救助法による救助の内容等	- 185 -
第22章	被災者生活再建支援法等に基づく支援	- 187 -
第1節	罹災証明の発行	- 187 -
第2節	被災者台帳の作成	- 187 -
第3節	被災者生活再建支援法の適用	- 188 -
第3部	災害復旧	- 192 -
第1章	施設の復旧対策	- 192 -
第1節	災害復旧事業計画の作成	- 192 -
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	- 192 -
第3節	激甚災害の指定	- 194 -
第4節	災害復旧事業の実施	- 194 -
第2章	被災者の生活安定	- 195 -
第1節	災害見舞金等の支給	- 195 -
第2節	義援金の配分	- 195 -
第3節	市営住宅等の一時使用	- 195 -
第4節	職業のあっせん	- 196 -
第5節	雇用保険の失業給付に関する特例措置	- 196 -
第6節	租税の徴収猶予等の措置	- 196 -
第7節	災害弔慰金の支給	- 197 -
第8節	被災者への融資	- 197 -
第3編	事故対策編	- 199 -
第1章	原子力事故災害対策計画	- 201 -
第1節	総 則	- 201 -
第2節	原子力事故災害事前対策	- 205 -
第3節	原子力災害応急対策計画	- 209 -
第4節	原子力災害中長期対策	- 220 -
第2章	航空災害対策計画	- 222 -
第1節	航空災害予防対策計画	- 222 -
第2節	航空災害応急対策計画	- 222 -
第3章	鉄道災害対策計画	- 225 -
第1節	鉄道災害予防対策	- 225 -
第2節	鉄道災害応急対策計画	- 225 -
第3節	鉄道災害復旧対策計画	- 227 -
第4章	道路災害対策計画	- 228 -
第1節	道路災害予防対策	- 228 -
第2節	道路災害応急対策計画	- 229 -
第3節	道路災害復旧対策計画	- 231 -
第5章	危険物等災害対策計画	- 232 -
第1節	危険物等災害予防対策	- 232 -
第2節	危険物等災害応急対策計画	- 234 -
第3節	危険物等災害復旧対策計画	- 236 -
第6章	大規模な火事災害対策計画	- 237 -
第1節	大規模な火事災害予防対策	- 237 -

第2節	大規模な火事災害応急対策計画	239
第3節	大規模な火事災害復旧対策計画	240
第7章	林野火災対策計画	241
第1節	林野火災予防対策計画	241
第2節	林野火災応急対策計画	242
第3節	林野火災復旧対策計画	245
第4編	震災対策編	247
第1部	総則	249
第1章	総則	249
第1節	目的	249
第2節	本編の位置づけ	249
第3節	地震防災緊急事業五箇年計画	249
第2章	福島県の地震災害と地震想定調査	250
第1節	既往の地震災害と本県における地震発生特性	250
第2節	地震被害の想定	254
第2部	災害予防	260
第1章	災害に強い体制づくり	260
第1節	発災後の時間経過と活動目標	260
第2章	災害に強いまちづくり	261
第3章	災害防止対策	262
第1節	建築物防災対策	262
第2節	防災上重要な建築物の耐震性確保	263
第3節	ライフライン施設の耐震化	264
第4節	震度情報ネットワークシステムの概要	266
第4章	避難・誘導體制づくり	267
第5章	緊急輸送の整備	267
第6章	備蓄・調達体制の整備、防災資機材等の整備	267
第7章	廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備	267
第8章	防災知識の普及、訓練	267
第9章	要配慮者の安全確保	267
第10章	二次災害対策	268
第1節	地震による火災の防止	268
第2節	液状化災害予防対策	268
第3部	災害応急対策	270
第1章	応急活動体制	270
第1節	災害対策本部設置前の職員配備体制	270
第2節	災害対策本部設置基準	270
第3節	災害対策本部設置後の職員配備体制	270
第4節	動員数	270
第2章	応援の要請	271
第3章	情報の収集・伝達	271
第4章	災害時の広報	272
第5章	消防・救急救助活動	272
第1節	消防団による活動	272

第6章 避難	- 272 -
第1節 避難指示の発令	- 272 -
第7章 土砂災害応急対策	- 272 -
第1節 砂防施設等応急対策	- 272 -
第8章 医療（助産）救護	- 273 -
第9章 緊急輸送対策	- 273 -
第10章 災害警備活動及び交通規制措置	- 273 -
第11章 防疫及び保健衛生	- 273 -
第12章 廃棄物処理対策	- 273 -
第1節 がれき処理	- 273 -
第13章 救援対策	- 274 -
第14章 被災地の応急対策	- 274 -
第15章 応急仮設住宅の供与	- 274 -
第16章 行方不明者の捜索、遺体対策等	- 274 -
第17章 生活関連施設の応急対策	- 275 -
第18章 文教対策	- 275 -
第19章 要配慮者対策	- 275 -
第20章 ボランティアとの連携	- 275 -
第21章 災害救助法の適用等	- 275 -
第22章 被災者生活再建支援法等に基づく支援	- 275 -
第4部 災害復旧計画	- 276 -
第1章 施設の復旧対策	- 276 -
第2章 被災者の生活安定	- 276 -
第5編 火山災害対策編	- 277 -
第1部 災害の条件	- 279 -
第1章 基本方針	- 279 -
第1節 本編の目的	- 279 -
第2節 火山地域市町村	- 279 -
第3節 火山災害警戒地域	- 279 -
第2章 過去の火山活動（安達太良山）	- 280 -
第2部 災害予防計画	- 281 -
第1章 災害防止対策	- 281 -
第1節 防災体制の整備	- 281 -
第2節 防災事業等の推進	- 281 -
第3節 予防対策	- 282 -
第2章 噴火警報等	- 284 -
第1節 噴火警報・予報	- 284 -
第2節 情報伝達系統	- 288 -
第3章 避難・誘導體制づくり	- 290 -
第4章 緊急輸送の整備	- 290 -
第5章 備蓄・調達体制の整備、防災資機材等の整備	- 290 -
第6章 防災知識の普及、訓練	- 290 -
第7章 要配慮者の安全確保	- 290 -

第3部	災害応急対策	- 291 -
第1章	応急活動体制	- 291 -
第2章	応援の要請	- 291 -
第3章	情報の収集・伝達	- 291 -
第1節	収集及び伝達する情報	- 291 -
第2節	監視	- 291 -
第4章	災害時の広報	- 291 -
第5章	救助活動	- 292 -
第1節	救助隊の編成	- 292 -
第2節	二次災害の防止	- 292 -
第6章	避難	- 292 -
第1節	避難指示等	- 292 -
第2節	避難誘導	- 292 -
第7章	医療（助産）救護	- 293 -
第8章	緊急輸送対策	- 293 -
第9章	災害警備活動及び交通規制措置	- 293 -
第10章	防疫及び保健衛生	- 293 -
第11章	廃棄物処理対策	- 293 -
第12章	救援対策	- 293 -
第13章	被災地の応急対策	- 293 -
第14章	応急仮設住宅の供与	- 293 -
第15章	行方不明者の捜索、遺体対策等	- 294 -
第16章	生活関連施設の応急対策	- 294 -
第17章	文教対策	- 294 -
第18章	要配慮者対策	- 294 -
第19章	ボランティアとの連携	- 294 -
第20章	災害救助法の適用等	- 294 -
第21章	被災者生活再建支援法等に基づく支援	- 294 -
第4部	災害復旧計画	- 295 -
第1章	施設の復旧対策	- 295 -
第2章	被災者の生活安定	- 295 -
第6編	水害対策編（水防計画）	- 297 -
第1章	総則	- 299 -
第2章	水防組織	- 299 -
第1節	水防事務の処理	- 299 -
第2節	水防本部の設置及び組織事務分担表	- 300 -
第3章	重要水防区域	- 301 -
第1節	重要水防区域及び水防（消防）団警戒区域	- 301 -
第4章	設備・資材・器材輸送等の整備確保	- 303 -
第1節	設備・資器材の整備	- 303 -
第2節	輸送の確保	- 304 -
第5章	予報及び警報等	- 305 -
第1節	気象台が発表する水防用気象通報	- 305 -
第2節	洪水予報	- 305 -
第3節	水防警報	- 306 -

第6章	気象及び水位状況の連絡、水位・雨量の通報	- 307 -
第1節	気象状況の連絡	- 307 -
第2節	水位・雨量の通報	- 307 -
第3節	水位・雨量の調査	- 308 -
第7章	気象情報・水防情報の連絡	- 309 -
第1節	水防通信連絡	- 309 -
第2節	通報と伝達の系統図	- 309 -
第8章	出動及び作業	- 311 -
第1節	水防団の非常配備	- 311 -
第2節	市における非常配備	- 311 -
第3節	水防作業	- 312 -
第4節	決壊の報告	- 312 -
第5節	避難のための立退き	- 312 -
第6節	安全配慮	- 312 -
第9章	水防解除	- 313 -
第10章	水防報告	- 313 -
第11章	協力及び応援	- 314 -
第1節	河川管理者の協力	- 314 -
第2節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	- 314 -
第3節	警察官の援助要求	- 314 -
第4節	国（福島河川国道事務所、福島地方気象台）との連携	- 314 -
第12章	浸水想定区域における迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	- 315 -
第1節	要配慮者利用施設の避難確保のための措置に関する計画の作成等	- 315 -
第2節	大規模工場等の浸水防止のための措置に関する計画の作成等	- 315 -

第1編 総則

第1部 総則

第1章 計画の目的・災害対策の基本理念及び方針

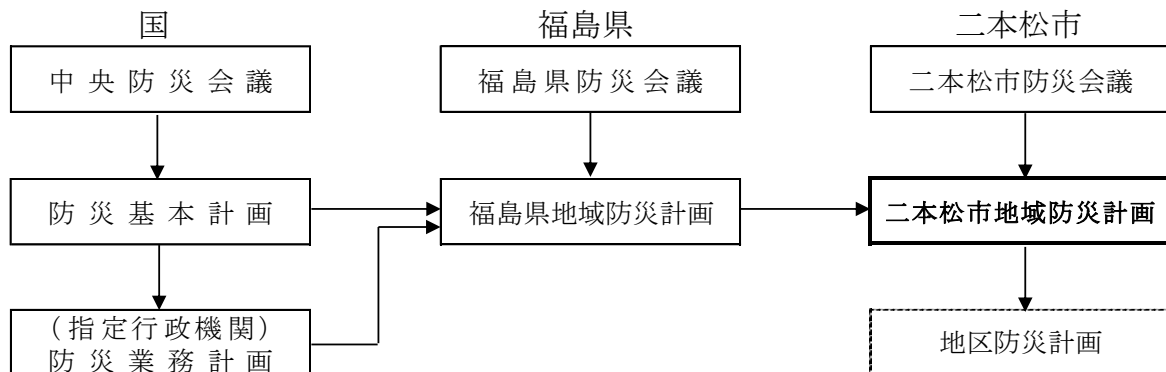
第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び二本松市防災会議条例第2条の規定に基づき、二本松市防災会議が作成する計画であり、国の防災基本計画や県の地域防災計画と連携した市の地域に関する計画である。本計画に基づき、本市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災機関及び市民、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、市の地域にかかる防災に関し、市の処理する業務を中心として、防災関係機関の処理すべき事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。

国、県、市町村における防災会議と防災計画の位置づけ



第3節 計画の構成

二本松市地域防災計画は、次の各編で構成する。

第1編 総則

本防災計画全般に係る方針・基本想定等を定める。

第2編 一般災害対策編

事故・震災・火山災害を除く風水害等に対する、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定める。

第3編 事故対策編

原子力事故災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災に対する、災害予防及び災害応急対策等について定める。

第4編 震災対策編

大規模な地震災害に対する、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定める。

第5編 火山災害対策編

安達太良山の火山噴火を想定した火山災害に対する、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定める。

第6編 水害対策編

水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づく、二本松市地域における洪水等の水害に対する水防計画について定める。

なお、本計画において県（班名）または知事（班名）等と記載している「班名」は、福島県災害対策本部の班名を記載している。

第4節 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせ、一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第5節 計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示すものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

第6節 計画の習熟と周知徹底

本市の各部課等及び防災関係機関等は、普段から研究、教育、訓練、その他の方法により、この計画及び関連する他の計画の習熟に務めなければならない。

また、市民に対しても本計画の内容に基づき防災に関する広報を行い、それぞれの防災意識と防災対応力の強化を図る。

第7節 行動マニュアル等の作成

この計画に基づき、実践活動を行う場合の細部計画は、二本松市災害対策本部において、別に定めることとする。

第8節 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

風水害及び雪害（地震災害については第4編第1部第1章を参照）

活動区分	活 動 目 標
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> ■災害直前活動 <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報、警報、避難情報の迅速かつ確実な伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、堰、水門等の適切な操作による災害防止活動の実施
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的応援の要請、広域的な協力による救助・救急活動遂行 ・給食、給水の実施 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策 ・安否情報の提供
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定 <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧等 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等 ・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活再建等ケア ・ガレキ等の撤去 ・都市環境の回復
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・教訓の整理 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

また、大規模災害発生時に優先的に開始・再開すべき業務（非常時優先業務）について予め備えておくための計画「業務継続計画（BCP）」のうち主要要素については本計画に含めているが、今後別に定めることとする。

さらに、大規模災害発生後、膨大となる災害対応業務を遂行するために必要となる外部応援の受入れについて、迅速かつ効果的に行うため、「二本松市災害時受援計画」を別に定めることとする。

第9節 計画の基本的考え方（防災ビジョン）

この計画は、平成23年3月に発生した東日本大震災、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風などの未曾有の被害をもたらした大規模災害を教訓に、国・県の対応を踏まえ、本市においても減災に向けた取組みを進めていくため、「二本松市総合計画」との整合を図り、改訂するものとする。

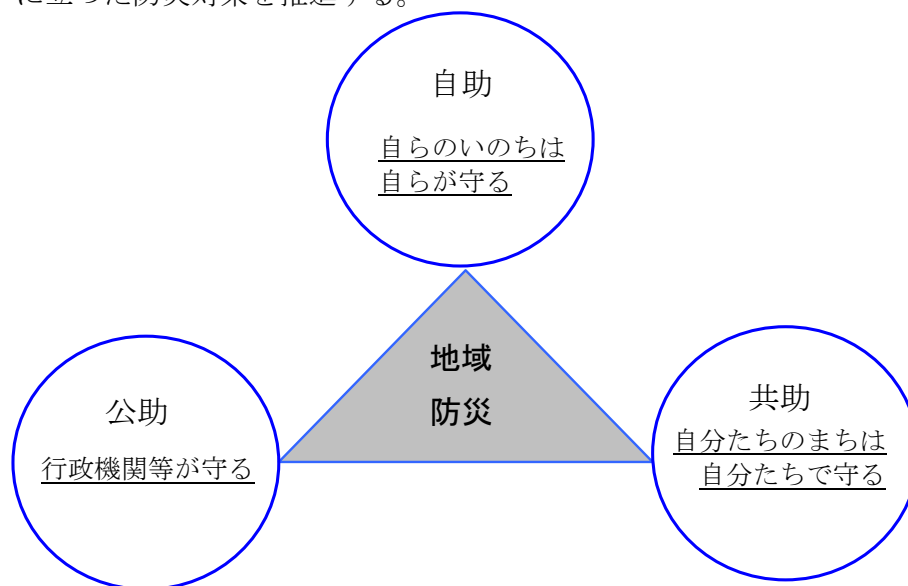
また、市地域防災計画をより具体化していくとともに、市はもちろんのこと、市民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組むものとする。

1 「自助」・「共助」・「公助」による取り組みの強化

市行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等の様々な主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

行政機関等による「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に市民の「いのち」を早急かつ確実に守ることは困難である。そのため、市民ひとりひとり、家族、事業所が主体となり自らのいのちは自らが守る「自助」、近隣住民、行政区、自主防災組織等の団体などで地域でみんなのいのちを守る「共助」の取組みを推進していく。

また、住民自身・地区団体等の判断による「自主避難」や「食料・応急物資の個人備蓄」、「家族間の災害時の連絡手段の確認」、さらには「マイ・タイムライン」の作成など、「減災」の考え方（大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組み）に立った防災対策を推進する。



2 被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制を確保するため、「行動マニュアル」等の整備・活用を図る。

また、二本松市総合ハザードマップの適宜見直しと、住民説明会などによる周知を引き続き行い、個々の住民と地域による防災行動、自主防災団体の組織化を支援していく。

さらに、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の充実を図る。

情報の受信、伝達や広報については、防災行政無線（防災ラジオ・屋外スピーカー）、市ウェブサイト、市公式SNS、防災アプリ、緊急速報メール、市登録制緊急情報メール、Lアラート等を最大限利用し、「災害・避難情報」の提供体制を活用していく。

3 地震災害対策の推進

市及び関係機関は、地域の耐震化・不燃化の推進や、避難路・避難ルート・避難所等の避難計画の整備、災害発生時の被害情報等の受伝達体制の整備、要配慮者の支援を含めた避難体制の整備、避難支援行動のルール化、負傷者の搬送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等社会基盤の整備を図る。

また、東日本大震災のような広域的な大規模地震災害に際しては、応援協定締結自治体等が被災した場合の、本市への被災者の受入れ体制の整備を図っていく。

さらに、市民・事業所は、家屋の耐震化の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒・落下防止など、家庭・職場の耐震化、防火対策や安全対策に努める。

4 総合的な風水害・土砂災害対策の推進

近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより、災害危険箇所の安全を確保する必要がある。

台風・集中豪雨等による河川のはん濫等の被害を軽減するため、今後も河川施設等の改修、下水道及び治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化等を図る。

また、本市は急傾斜地崩壊等の危険性が高く、土砂災害警戒区域等の指定がされている。

このため、施設・設備等ハード面での土砂災害対策を推進するとともに、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを行うとともに、ソフト対策については、住民の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップ等の更新・活用、高齢者等避難・避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立ち退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、確実な情報伝達方法の確立を図る。

また、浸水想定区域内の高齢者等利用施設においては、市からの避難情報または自主的な判断により速やかな避難行動がとれるよう、施設毎に避難確保計画の作成と避難訓練の実施について、支援・促進を図る。

なお、激甚化が懸念される水害に対し、国、県、市町村等の関係機関をメンバーとする協議会で策定した流域治水の理念に基づく「阿武隈川水系流域治水プロジェクト」において、関係機関との連携により総合的な治水対策を推進していく。

5 水防体制の充実

全国各地で豪雨災害が多発する一方、消防団（水防団）等の水防活動に協力する体制を強化する必要がある。消防団（水防団）等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、平成25年6月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない町内会等も対象となることから、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進するものとする。

6 自主防災組織の育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、出前講座などを積極的に行い、地域の自主防災組織の育成支援を図る。

また、広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

7 事業所、団体等の防災力の取込み

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については事業継続計画（Business Continuity Plan（BCP計画））の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

また、市の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

8 避難行動要支援者名簿整備等の要配慮者対策推進

一人暮らし高齢者や障がい者等（以下「要配慮者」という。）の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備・活用を推進するとともに、地域での支援体制の強化を図る。

9 要配慮者や女性への配慮

避難所等においては、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（自分のペースで落ち着ける場所など）等を避難所開設当初から設置するように努める必要がある。さらには性的少数者（LGBT）も避難を躊躇することが無いよう、避難者名簿の性別欄は自由記載にするなどの配慮が必要である。

また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努めていく。

さらに、女性の避難所要員、相談員の配置についても検討し、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるようにするとともに、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては民間団体の活用も図っていく。

10 感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる関係者の感染症対策の徹底や、分散避難についての周知、避難所における避難者の感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

11 その他の災害対策の推進

本市におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件等から、大規模な火災・林野火災、竜巻・突風、危険物の爆発、鉄道事故、航空機事故、原子力事故等が挙げられる。これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備、風評被害対策等の取組みを進めるものとする。

第2章 二本松市の概況

第1節 二本松市のおいたち

この地域は、寛永20年（1643年）から明治元年（1868年）までの220余年の間、丹羽光重公が入府し誕生した二本松藩10万700石の領内にあり、古くから歴史的なつながりがあった。その後、明治、昭和、平成と3回の大合併を経て現在に至る。

旧二本松市は、明治前期には、二本松町・塩沢村・成田村・高越村・永田村・原瀬村・北杉田村・南杉田村・館野村・箕輪村・平石村・鈴石村・西荒井村・大平村の1町13ヶ村にあたる地域であった。

明治22年4月の町村制施行により、成田村・高越村・永田村・原瀬村の4村が合併して岳下村に、北杉田村・南杉田村・館野村・箕輪村の4村が合併して杉田村に、また、平石村・鈴石村・西荒井村の3村が合併して石井村となった。

昭和30年1月に二本松町・塩沢村・岳下村・杉田村・石井村・大平村の1町5村が合併して二本松町が誕生した。その後、同年4月には安達村油井の一部が編入し、昭和33年に市制施行により二本松市となった。

旧安達町は、明治前期には、油井村・渋川村・吉倉村・米沢村・上川崎村・小沢村・下川崎村・沼袋村の8ヶ村にあたる地域であった。

明治22年4月の町村制施行により、渋川村・吉倉村・米沢村の3村が合併して渋川村に、上川崎村・小沢村の2村が合併して上川崎村に、下川崎村・沼袋村の2村が合併して下川崎村となった。

昭和30年1月に油井村・渋川村・上川崎村の3村が合併して安達村が誕生した。その後、昭和32年7月及び昭和33年6月に信夫郡松川町下川崎の一部が編入し、昭和35年2月に町制施行により安達町となった。

旧岩代町は、明治前期には、小浜村・小浜成田村・西勝田村・上長折村・下長折村・西新殿村・東新殿村・杉沢村・初森村・田沢村・百目木村・茂原村の12ヶ村にあたる地域であった。

明治22年4月の町村制施行により、小浜村・小浜成田村・西勝田村・上長折村・下長折村の5村が合併して小浜村に、西新殿村・東新殿村・杉沢村・初森村の4村が合併して新殿村に、田沢村・百目木村・茂原村の3村が合併して旭村となった。その後、明治34年に小浜村は町制施行により小浜町となった。

昭和30年1月に小浜町・新殿村・旭村・太田村の一部の1町3村が合併して岩代町が誕生した。

旧東和町は、明治前期には、針道村・内木幡村・外木幡村・上太田村・下太田村・北戸沢村・南戸沢村の7ヶ村にあたる地域であった。

明治22年4月の町村制施行により、内木幡村・外木幡村の2村が合併し木幡村に、上太田村・下太田村の2村が合併し太田村に、北戸沢村・南戸沢村の2村が合併して戸沢村となった。

昭和30年1月に針道村・木幡村・太田村・戸沢村の4村が合併して東和村が誕生した。その後、昭和35年4月に町制施行により東和町となった。

そして、平成17年12月1日に二本松市・安達町・岩代町・東和町の4市町が合併して新「二本松市」が誕生した。

第2節 社会的条件

1 道路

本市の道路網は、広域的な一般幹線道路である国道4号が中央の平坦部を、国道349号が東部の阿武隈山系を縦断し、国道459号が市の中央部を東西に横断しており、基本的なネットワークを形成している。これらの幹線道路に加えて、主要地方道、一般県道がこれを補完し、さらに地域住民の日常生活に密着した市道を加えて、

全体として一つの道路網を構成している。

また、東北の大動脈である高速道路（東北縦貫自動車道）が南北に縦断し、市の中心部に二本松ICがあり、多くの利用がある。

県地域防災計画では、本市と福島市及び大玉村を結ぶ国道4号並びに本市と川俣町及び田村市を結ぶ349号を始めとして、国道・県道及び重要市道を緊急輸送路に指定している。

2 鉄 道

本市にある鉄道として東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）の東北本線が、本市と福島市及び郡山市を結んでいる。



第3節 地理的条件

1 位置及び面積

本市は、福島県中通り地方の北部にあつて、東経140度26分12秒、北緯37度34分55秒、県都福島市と郡山市の間に位置し、市の中心から国道4号で福島市、郡山市ともに約30分の距離にある。東は川俣町、浪江町、葛尾村、西は猪苗代町に接し、南は大玉村、本宮市、田村市、三春町、北は福島市の各市町村に接している。

南北約17km、東西約36kmと東西に長い形で、総面積344.42km²を有し会津地方及び浜通り地方の両地域に境界を接する県内唯一の市である。

2 地 勢

本市は、西部の安達太良山麓、中央部の平坦地、東部の阿武隈地域の3地帯に分類される。西部の安達太良山麓は、奥羽山系に属する安達太良山(1,700m)の麓に広がる地域で丘陵地が多い。中央部の平坦地は、圏域を北流する阿武隈川を中心とする地域で標高は200m～300m程度となっている。東部の阿武隈地域は、阿武隈山系の北部に位置し、最も高い山は日山(1,057m)であり、全体に丘陵状の起伏の多い地形となっている。

3 気 象

本市の気候は、大陸山間型の特性を有し寒暖の差が大きく、年間平均気温は12℃、1,2月の寒冷期には平均気温が0～2℃前後となり、最低で-8℃近くに下がる日もある。初霜が10月中旬頃、晩霜は5月下旬頃で、凍霜害がしばしば発生する。最高気温は7月から8月中旬にかけて35℃を超える日が続くこともあるなど、自然環境の厳しい時期もある。

年間降水量は、1,200 mm程度で、月平均で 100 mm前後、積雪の多いときは市街地で 20 cm前後の降雪がある。

風は春先に向け、特に強い日もあるが、台風等による風雨の被害も比較的少なく、全体としては穏やかである。

しかし、近年、全国において、局地的に時間雨量 100mm を超えるような集中豪雨が多発し、本市においても平成 25 年 8 月 5 日に岩代地域において推定時間雨量 110mm の記録的な豪雨に見舞われ、土砂崩れや河川の氾濫により、甚大な被害が発生した。

* 資料編 資料 9 参照

第3章 防災関係機関の業務

第1節 防災関係機関の実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

- * 資料編 資料1 参照
- * 資料編 資料2 参照
- * 資料編 資料3 参照

2 県

県は、市を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつその総合調整を行う。

- * 資料編 資料7 参照

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

- * 資料編 資料7 参照

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

- * 資料編 資料7 参照

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

- * 資料編 資料7 参照

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 二本松市防災会議

- (1) 市地域防災計画の作成
 - (2) 防災に関する重要事項の審議
 - (3) 災害防止対策推進
- * 資料編 資料5 参照

2 市

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 消防・水防活動その他の応急措置
- (7) 避難対策
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 安否情報の提供
- (14) その他の災害応急対策
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

3 二本松市消防団

- (1) 防災対策
 - (2) 防火思想の高揚
 - (3) 消防機器の点検及び管理
 - (4) 消防水利の点検及び管理
 - (5) 消火活動
 - (6) 水防活動
 - (7) 被災者の救助
 - (8) 被害状況の伝達
 - (9) 地域住民の避難誘導
 - (10) 他市町村における災害の応援
- * 資料編 資料6 参照

4 福島県消防協会二本松支部（二本松市）

- (1) 防火思想の高揚
- (2) 消防功労者の表彰
- (3) 消防に関する調査研究及び指導育成
- (4) 消防操法技能等の向上

5 安達地方広域行政組合消防本部

- (1) 防災対策
- (2) 防災思想の高揚、防災訓練の実施
- (3) 消防機器の点検及び管理
- (4) 消防水利の点検及び管理
- (5) 消火活動

- (6) 水防活動
- (7) 災害の防除及び被害の軽減
- (8) 被災者の救助及び傷病者の搬送
- (9) 被害状況の情報収集及び伝達
- (10) 気象情報の通報
- (11) 他市町村における災害の応援

6 県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整（リエゾン派遣）
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 広域的な避難対策
- (9) 緊急輸送の確保
- (10) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (14) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (15) 被災施設の復旧
- (16) その他災害の発生への防衛及び拡大防止のための措置

7 二本松警察署

- (1) 住民の避難誘導及び救助
 - (2) 犯罪の予防、交通規制等
 - (3) 災害予警報の伝達及び災害情報の収集
- * 資料編 資料4 参照

8 指定地方行政機関

- (1) 福島財務事務所
 - ア 地方公共団体に対する災害融資
 - イ 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関する事
 - ウ 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関する事
- (2) 東北厚生局
災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整
- (3) 福島労働局
工場事業場における労働災害の防止
- (4) 東北農政局
 - ア 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業に対する指導及び助成
 - イ 農業関係被害情報の収集報告
 - ウ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
 - エ 被害農林業者等に対する災害融資のあっせん・指導
 - オ 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付
 - カ 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策

- (5) 東北農政局福島地域センター
災害時における主要食糧の供給
- (6) 福島森林管理署（玉ノ井森林事務所）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
 - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (7) 東北経済産業局
 - ア 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策
 - イ 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
- (8) 福島運輸支局
 - ア 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達
 - イ 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
- (9) 福島地方気象台
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設等の整備
 - エ 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - カ 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の更新に関して、技術的な支援・協力
 - キ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市に対して気象状況の推移やその予想の解説等の実施（ホットライン、あなたの町の気象台）
- (10) 東北総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制整理に関すること
 - イ 電気通信設備の被災状況等の把握及び災害時における電気通信の確保に必要な措置を講ずること
 - ウ 各種非常通信訓練に関すること
 - エ 非常通信協議会の指導育成に関すること
- (11) 東北地方整備局（福島河川国道事務所、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE・リエゾン派遣））
 - ア 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
 - イ 直轄公共土木施設の整備と防災管理
 - ウ 洪水予警報等の発表及び伝達
 - エ 水防活動の支援
 - オ 災害時における交通規制及び輸送の確保
 - カ 被災直轄公共土木施設の復旧
 - キ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- (12) 東北管区警察局
 - ア 管区内各県警察本部の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局及び警視庁との連携
 - ウ 管区内防災関係機関との連携
 - エ 管区内各県警察本部及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - オ 警察通信の確保及び統制

9 自衛隊

- (1) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (2) 県、市、その他の防災関係機関が実施する災害応急復旧対策の支援協力（リエゾン）

ン派遣)

- (3) 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与

10 指定公共機関

- (1) 東日本旅客鉄道(株) (仙台支社福島支店)
- ア 鉄道施設等の整備及び防災管理
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
 - ウ 災害時における応急輸送対策
 - エ 被災鉄道施設の復旧
- (2) 通信事業者 (東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株))
- ア 電気通信施設の整備及び防災管理
 - イ 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
 - ウ 被災電気通信施設の復旧
- (3) 日本銀行 (福島支店)
- ア 災害時における通貨の円滑な供給確保
 - イ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の実施に係る要請
- (4) 日本赤十字社 (福島県支部二本松市地区)
- ア 医療、助産等救護の実施
 - イ 義援金の募集
 - ウ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- (5) 日本放送協会 (福島放送局)
- ア 気象・災害情報等の放送
 - イ 市民に対する防災知識の普及
- (6) NEXCO 東日本高速道路(株) (東北支社福島管理事務所)
- ア 道路の耐震整備
 - イ 災害時の応急復旧
 - ウ 道路の災害復旧
- (7) 日本通運(株) (福島支店)
- 災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力
- (8) 東北電力ネットワーク株式会社福島電力センター
- ア 電力供給施設の整備及び防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災電力施設の復旧
- (9) 日本郵便(株) (二本松郵便局)
- ア 災害時における郵便事業運営の確保
 - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

11 指定地方公共機関

- (1) 福島交通(株)二本松営業所
- ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
- (2) 放送機関 (福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島)
- ア 気象予報等の放送
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安
 - エ 市民に対する防災知識の普及
- (3) 新聞社 ((株)福島民報社、福島民友新聞(株))

災害状況及び災害対策に関する報道

- (4) (社)福島県トラック協会県北支部、(社)福島県バス協会
災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力

12 公共的団体及び防災関係機関等

- (1) (一社)福島県医師会、(一社)安達医師会、(公社)安達歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、県北地域救急医療対策協議会
- ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供
 - ウ 防疫その他保健衛生活動の協力
- (2) 社会福祉法人二本松市社会福祉協議会
- ア 社会福祉施設の整備
 - イ 災害時における高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者の情報伝達及び支援計画の策定
 - ウ 災害時における要配慮者の避難計画の策定
 - エ 災害時のボランティアの受入れ
 - オ 生活福祉資金の貸付
- (3) ふくしま未来農業協同組合
- ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - エ 被災組合員に対する融資のあっせん
 - オ 他農業協同組合との連携
- (4) 県北森林組合
- ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (5) 二本松商工会議所、あだたら商工会
- ア 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (6) 水道業者
- ア 県及び市が行う被害状況調査及び応急給水への協力
 - イ 応急給水活動用災害復旧用資機材の整備
- (7) 金融機関
- 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
- (8) 社会福祉施設
- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (9) 学校法人
- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (10) 道の駅「安達」智恵子の里・ふくしま東和・さくらの郷
- ア 災害対策における情報提供
 - イ 災害時における物資の提供
 - ウ 住民や道路利用者の一時的な避難場所や電力の確保等の役割を担った防災拠点機能の整備・提供
- (11) LPガス関係事業者
- ア 安全管理の徹底

- イ ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (12) 火薬類事業施設
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 火薬類事業施設の災害応急対策の実施
- (13) 二本松地区ハイヤー・タクシー経営者協議会
 - ア 災害時におけるタクシー無線による情報提供等の協力
 - イ 被災者及び負傷者等の保護、輸送の協力
 - ウ タクシー業者との連携
- (14) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資・資材・役務の提供を業とする者（スーパーマーケット、ホームセンター、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）
 - ア 災害時における事業活動の継続的实施及び市が実施する防災に関する施策への協力に関する事
 - イ 物流、物資配送等に関する事

第4章 災害の想定

第1節 想定する災害

本市において、今後発生しうる災害は次のとおりである。

- 1 地震
- 2 火災
- 3 風害
- 4 水害
- 5 雪害
- 6 土砂災害
- 7 火山災害
- 8 山岳遭難
- 9 その他の災害

第5章 市民の役割

第1節 平常時の役割

市民は、地域の一員として、また自主防災組織の一員として、日頃から防災意識を持って生活することを前提とし、防災訓練及び研修会への参加、災害防止啓発活動、地域における災害危険箇所の点検、地域住民の把握、地区との連携等、防災に寄与するように努めなければならない。

また、各家庭においても、ハザードマップで災害危険箇所や避難場所等を確認しておくことは基より、非常時の飲食料と1日一人当たり1.5リットルの飲料水を最低限3日分を確保（1週間分を推奨）し、缶詰、レトルト食品、乾物、飲料水の日常食品をローテーション利用しながら備蓄する（ローリングストック法）など、災害時の対策を自ら講じておくよう努めるものとする。

第2節 災害時の役割

災害時には、まず自らの安全を確保するとともに、二本松市災害対策本部及び防災関係機関の指示に従って行動しなければならない。

また、地域住民が一致協力して、災害応急対策活動及び災害復旧活動に協力するものとする。

第2編 一般災害対策編

第1部 災害予防

第1章 災害に強い体制づくり

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、災害に強い組織体制とまちづくりを進め、災害を未然に防ぐ防止対策や災害が発生した場合の避難・誘導體制づくり及び緊急輸送・生活必需品の備蓄を進めることで、防災力を向上させるとともに防災知識の啓発や要配慮者の安全確保を図るものとする。

第1節 防災組織の整備

1 市の防災組織

(1) 二本松市防災会議

ア 目的及び根拠

市は、災害対策基本法第16条の規定により防災会議を設置し、地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

イ 所掌事務

- (ア) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (イ) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (ウ) 上記に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (エ) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画について調査審議すること。
- (オ) 二本松市阿武隈川出水災害危険区域に関する条例（平成17年二本松市条例第154号）に基づく災害危険区域について調査審議すること。
- (カ) 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

ウ 組織

- | | |
|-------------|--------------------|
| (ア) 会長（1名） | 二本松市長 |
| (イ) 委員（29名） | 指定地方公共機関の職員、学識経験者等 |
| (ウ) 事務局 | 市民部生活環境課生活防災係 |

2 県の防災組織

(1) 福島県防災会議

ア 目的及び根拠

県は、災害対策基本法第14条の規定により防災会議を設置し、県地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

イ 所掌事務

- (ア) 地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (イ) 知事の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (ウ) 前項に規定する重要事項に関し、知事に意見を述べること。
- (エ) 県の地域にかかる災害が発生した場合、当該災害に係る災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- (オ) 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

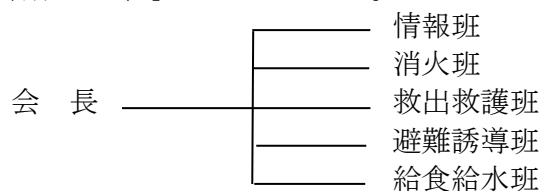
ウ 組織

- | | |
|--------|-------------|
| (ア) 会長 | 福島県知事 |
| (イ) 委員 | 指定地方公共機関の長等 |

- (ウ) 専門部会 委員の中から指名する者、専門委員
- (エ) 幹事 委員の属する機関等の職員
- (2) 福島県水防本部
 - ア 目的及び根拠
県は、水防法第7条に基づき設置し、河川の洪水等による水災と防御及び、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。
 - イ 所掌事務
河川の洪水等による水災を警戒し、防御するとともに、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持すること。
 - ウ 組織
 - (ア) 水防本部 福島県河川港湾班
 - (イ) 地方水防本部 福島県建設部・土木部・港湾建設・ダム管理事務所
 - エ 県災害対策本部が設置された場合
県水防本部は、災害対策本部の組織に入り、水防事務を処理する。

3 自主防災組織

- (1) 設置の目的
災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、行政区、町内会、自治会等を単位として設置するものであり、市は、その組織の充実を図る。
- (2) 組織編成
自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「第7章第2節自主防災組織の育成・強化」のとおりである。



4 防災関係機関の防災組織

市の区域を所管し又は県内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、市地域防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

5 その他の防災組織

不特定多数の者を収容する施設、危険物施設等の施設の管理者は、消防法等に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図る。

6 企業防災の促進

- (1) 企業防災の重要性
企業の事業継続・早期再建は住民の生活再建や復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。しかしながら、大規模災害においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取り組みが極めて重要となる。
大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守る

とともに、企業にとって中核となる事業の継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（BCP計画）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

(2) 企業防災の促進

市は県及び商工会議所等と協力し、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画（BCP計画）の策定及び更新等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第2節 地区防災拠点の整備

地区防災拠点は、市の地域が交通や通信手段等の混乱等不測の事態により、一時的に孤立状態に陥るような場合において、必要不可欠な災害対策を行うための市の現場活動拠点とする。

これが拠点として、各支所・住民センターに防災機能を充実すべく順次整備する。

名 称	住 所	電話番号	移動系防災行政無線 (I P 無線機No.)
二本松住民センター	亀谷 1-5-1	23-4121	10
塩沢住民センター	塩沢町 1-238-1	22-1263	11
岳下住民センター	三保内 72-1	22-0306	12
杉田住民センター	西町 223-1	22-1264	13
石井住民センター	平石町 365-1	23-1262	14
大平住民センター	太子堂 282	22-1265	15
安達支所	油井字 濡石 1-2	23-1221	16
渋川住民センター	渋川字 上払川 96-1	53-2001	19
上川崎住民センター	上川崎字 宮ノ脇 7-3	52-2001	20
下川崎住民センター	下川崎字 大中地 66	61-5335	21
岩代支所	小浜字 北月山 27	55-2111	22
旭住民センター	百目木字 向町 126	56-2111	26
新殿住民センター	西新殿字 西 1	57-2111	25
東和支所	針道字 蔵下 22	46-2111	27
東和文化センター	針道字 上台 132	46-4111	118
太田住民センター	太田字 塚田 47-1	47-3150	31
木幡住民センター	木幡字 吠内 65	46-2151	30
戸沢住民センター	戸沢字 下田 100	46-2710	32

第3節 情報通信体制の整備

災害時に、災害情報システムが十分機能し、活用できる状態を保つため、県、市及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて整備の安全対策を講じるものとする。

1 市の防災情報通信体制

防災通信を高度化するため、令和2年度までにデジタル式防災行政無線の整備を完了した。今後は停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

(1) 移動系

移動局間の市専用無線通信設備であり、被害情報の提供及び収集並びに行政事務連絡用として現在運用している。

なお、消防団内の運用にはデジタル簡易無線機（登録局）を、避難所となりえる公共施設にはIP無線機（民間携帯基地局の電波を利用）を中心に配備し、市独自の基地局（中継局）を不要とすることで導入及びランニングコストを下げつつ、それぞれの役割で最大限有効活用できる無線機を配備した。

(2) 同報系

280MHz帯周波数を利用した、戸別受信機である「防災ラジオ」を市内の避難行動要支援者名簿登録世帯等には無料で積極的に貸与し、さらに希望世帯及び希望事業所等に貸与した。また、屋外放送設備である「屋外スピーカー」を市内全域で整備完了しており、地域住民へ災害情報の提供、被害情報の収集及び行政事務連絡等を伝達している。

今後はその有効利用と適正な運用管理が求められる。

(3) ファクシミリ通信

ア 概要

有線通信網の発達に伴い、より有効的な利用を図る。

イ 整備計画

現在使用している機器・機能のほか、防災関係施設に機器を配備する。

* 資料編 資料14参照

(4) 発達する情報通信網の活用

ア 概要

携帯電話（スマートフォン）・インターネット・SNS等、発達進化する情報通信網を活用した情報提供収集に努め、これらの整備を進める。

イ 緊急速報メール（エリアメール）

携帯電話については緊急速報メールサービスを利用し、受信時にはポップアップ表示（配信内容の自動表示）や専用の着信音で速報を行う。

- ・避難に関する情報（高齢者等避難開始、避難指示等）
- ・警戒区域情報
- ・噴火警報等
- ・指定河川洪水警報
- ・土砂災害警戒情報
- ・国民保護に関する情報

2 福島県総合情報通信ネットワークシステム

平成10年4月から運用を開始しているが、数回の更新を経て、衛星系と地上系による通信の多重ルート化、通信設備・電源装置の二重化、パソコン端末への気象情報配信及び機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入、地上系の画像伝送システムの整備、有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が一段と拡充・強化されている。

平常時においても、県、市町村、防災関係機関との連絡通信回線として活用できる。

特に、Lアラートとの連携により、市町村側で入力した避難所開設情報などが、NHK防災情報等と連動するなど、その果たす役割は大きくなっている。

3 震度情報ネットワークシステム

(1) 事業の目的

大規模地震による被害状況を早期に把握するためには、各地の震度が重要な情報となる。特に、防災機関の初動体制は、震度情報が大きな判断基準となっていることから、防災機関の初動体制を迅速かつ確に実施するためには、地震発生直後に素早く各地の震度を把握することが必要となる。

このため、県では、各市町村に計測震度計網を配備し、ネットワーク化することにより、そこから得られた震度情報に基づき、市町村別の被害推定、職員の非常参集、県内応援体制の検討、県内防災機関への情報伝達等を行うとともに、各種応急対策、県内応援体制の検討、県外都道府県及び自衛隊への応援要請等の検討を行うものとする。

また、各市町村（消防署を含む。）においては、震度情報を活用することにより、被害の推定、職員の非常参集、地域住民への広報、応援要請等の対応方針の検討等の各種応急対策を実施することができる。

(2) 施策の概要

ア 消防庁事業

各都道府県から送られてくる震度情報により、迅速な広域応援体制の確立を行っており、そのため、消防庁に受信装置を整備する。

イ 県事業

全市町村に計測震度計等を配置し、そこから得られた震度情報に基づき、市町村別の被害推定、職員の非常参集、県内防災関係機関への情報の伝達等を行うとともに、各種応急対策、県内応援体制の検討、県外都道府県及び自衛隊への応援要請等の検討を行う。

(3) 設置場所

以下の4箇所を設置している。

No.	計測震度計設置場所	システム設置箇所
1	金色403-1 (二本松市役所本庁敷地内)	本庁 市民部生活環境課内
2	油井字濡石1-2 (二本松市役所安達支所敷地内)	安達支所 地域振興課内
3	小浜字北月山27 (二本松市役所岩代支所敷地内)	岩代支所 地域振興課内
4	針道字蔵下22 (二本松市役所東和支所敷地内)	東和支所 地域振興課内

4 全国強震観測網（K-NE T）

(1) 概要

旧科学技術庁と防災科学技術研究所において、様々な分野で強震記録を有効利用できるように、約20kmの間隔で全国1,000箇所以上強震計を設置し、あらゆる地域で活用できるように、強震記録をインターネット発信するシステムである。

(2) 設置場所

強震計設置場所 …郭内2-22（郭内グラウンド駐車場）

5 GEONET（GNSS連続観測システム）

(1) 概要

国土地理院では、全国約 1,300 箇所に設置された電子基準点と G E O N E T 中央局（茨城県つくば市）からなる、高密度かつ高精度な測量網の構築と、広域の地殻変動の監視を目的としたシステムを整備している。

(2) 設置場所

観測局設置場所 …上葉木坂 3 - 2（あだたら高原野営場内）

6 川の防災情報、川の水位情報

市は、雨量情報・雪情報・水位情報・気象情報等を、国土交通省が提供する市町村向け「川の防災情報」「川の水位情報」により、即時に入手し活用している。

* 資料編 資料 1 7 参照

7 水位観測所と水防活動に用いる基準水位

河川名	量水標の名称	量水標の位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
阿武隈川	二本松水位	安達ヶ原四丁目	5.50 m	6.50 m	10.10m	10.40m
杉田川	杉田水位	中江	1.60 m	2.35 m	2.60 m	2.75 m
油井川	油井水位	油井	1.00 m	1.40 m	1.80 m	2.30 m
原瀬川	原瀬川上流水位	岳温泉四丁目	—	—	—	—
原瀬川	舘野量水標	舘野四丁目	0.60 m	1.50 m	—	—
移川	移川水位	下長折	—	—	—	—
口太川	西谷雨量水位	太田	1.10 m	1.70 m	—	—

※原瀬川上流水位及び舘野量水標の管理者は二本松市、二本松水位及び移川水位の管理者は福島河川国道事務所、その他の量水標の管理者は二本松土木事務所

8 雨量観測所

管 理 機 関	観 測 所 名	所 在 地	雨量計の別
福 島 県	二本松土木事務所	金色 424-1	テレメーター
	西谷雨量水位	太田字蛇淵 45	テレメーター
	薬師岳雨量	永田字長坂国有林 12 林班イ小班	テレメーター
二 本 松 市	二本松市役所安達支所	油井字濡石 1-2	自記
	二本松市役所岩代支所	小浜字北月山 27	自記
	二本松市役所東和支所	針道字蔵下 22	自記
岳ダム管理事務所	岳スキー場管理事務所	永田字長坂国有林班へ小班	自記
	岳ダム雨雪量観測所	岳温泉 2-5-2	テレメーター
山ノ入ダム管理事務所	山ノ入ダム雨雪量観測所	渋川字八王子 15-10	テレメーター
安達地方広域行政組合	安達地方広域行政組合消防本部	大壇 27	自記
気 象 庁	二本松地域気象観測所	金色久保 233-1	テレメーター
国 土 交 通 省	二本松観測所	安達ヶ原 4-135	テレメーター
	岳観測所	岳温泉 1-197	テレメーター
	百目木観測所	百目木字向町 62	テレメーター

9 無線施設等の利用

公的無線施設の運用のほか、民有無線施設等の利用についても積極的に活用する。

* 資料編 資料 1 2 参照

* 資料編 資料 1 3 参照

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 市街地の再開発

1 市街地再開発の推進

木造家屋が密集している市街地において、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保、既成市街地の再開発、土地利用の適正化等に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

2 都市防災空間の確保・整備

市街地における火災の延焼等を未然に防止するため、道路、鉄道、河川を延焼遮断帯として整備し、機能を強化充実する。

また、整備にあたっては、単に防災上だけでなく「都市機能の利便性」、「歴史と詩情豊かなまちづくり」を考慮し、河川、鉄道等の線的施設と、公園、緑地等の面的施設とを結ぶネットワーク機能の強化を十分考慮しながら総合的に進める。

(1) オープンスペースの確保

災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、定期的に調査を実施し、その把握に努める。

(2) 都市公園等の整備

都市公園等は、都市における緑とオープンスペースの中核として、自然とのふれあい、活力ある長寿・福祉社会の形成、コミュニティの醸成、スポーツ・レクリエーション活動等、住民の多様なニーズに対応する都市生活の根幹的施設であると同時に、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っていることから、計画的に整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

(3) 都市計画道路の整備

都市の基本的施設の一つである道路は人が歩き、車が走るためばかりではなく、コミュニティの形成等、市民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や救援路さらには防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしていることから、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等に緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。整備にあたっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるネットワーク化を図る。

3 要配慮者に対する公共施設の整備

安全で住みよいまちづくりを推進するため、災害時における避難を容易にすることを目的に公共施設において、スロープや手摺り、バリアフリートイレの設置など都市防災施設の環境整備に努める。

第2節 道路・河川・橋梁の整備

主要幹線道路（国・県道）、幹線市道及び生活道路のそれぞれの役割分担を明確にした道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進めるとともに、公園、緑地、避難所となる学校、市役所、その他の公共施設を道路で結ぶネットワーク化を図る。橋梁について

は、橋梁長寿命化修繕計画により適切な維持管理に努める。

また、道路の整備や橋梁の架け替えにあたっては、要配慮者等を考慮したバリアフリー化に努める。

第3節 建築物の不燃化の促進

都市計画法、建築基準法その他の法令に基づき、地域の特性を生かした整備手法を適用し、建築物の耐震不燃化を推進し、「燃えにくく、地震に強いまちづくり」に努める。

特に、多くの児童・生徒等を収容する学校建築物等の耐震診断及び不特定多数の者が集う施設について指導強化を図るものとする。

第4節 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

市民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、市教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図るものとする。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、防火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、禁煙、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4 予防査察の徹底

市教育委員会は、消防署と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5 訓練の実施

市教育委員会、消防署及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第5節 ライフライン施設の安全化

1 電力施設

(1) 防災体制の確立

電力会社は、災害の発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本店、本社及び事業所に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

(2) 災害予防対策

ア 風害対策

風害については、各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等

により対処するものとする。

イ 雪害対策

(ア) 雪崩防護柵の取り付け、機器の防雪カバー取り付け、ヒーターの取り付け、水中ケーブルの採用、スノージャム流入防止対策等を実施する。

(イ) 鉄塔には、耐雪設計を採用し、電線は離着雪化と電線接触防止の相間スペーサー取り付けを行うものとする。

また、降雪期前に樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害が予想される場合は、系統切り替えにより災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

ウ 雷害対策

(ア) 架空地線の設置、防絡装置の取り付け、接地抵抗の低減を行うとともに、電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取り付け等を行うものとする。

また、気象通報等により雷害が予想される場合は、系統切り替えにより災害の防止または拡大防止に努めるものとする。

(イ) 避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷遮蔽を行うものとする。

また、重要系統の保護継電装置を強化するものとする。

(ウ) 襲雷頻度の高い地域においては、避雷器、架空地線等の取り付けにより対処するものとする。

エ 水害対策

(ア) 水力発電設備

過去に発生した水害による被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器の嵩上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化とケーブルダクトの閉鎖等）等を実施するものとする。特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検、整備を実施するものとする。

- ・ ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上・下流護岸
- ・ 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係
- ・ 護岸、水制工、土留壁、橋梁
- ・ 土捨場、巡視路
- ・ 水位計

(イ) 送電設備

- ・ 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更又は擁壁や石積みによる補強等を実施するものとする。

- ・ 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施するものとする。

(ウ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクトの密閉化等を行うが、建物の構造上、これらの防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施するものとする。

また、屋外機器は基本的に嵩上げを行うものとするが、嵩上げ困難なものは、防水耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処するものとする。

(3) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検ならびに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等

により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(4) 災害対策用資機材の確保

本店、本社および事業所は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(5) 災害対策用資機材等の輸送

本店、本社および事業所は、災害用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(6) 防災教育・防災訓練の実施

ア 本店、本社および事業所は、社員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚に努める。

イ 本店、本社および事業所は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、国および地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

2 ガス施設

(1) 防災体制の確立

LPGガス供給事業所は、災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

(2) 災害予防対策

ア 台風等風水害の応急対策にかかる措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これらを段階的に推進していくものとする。

イ 容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適切な鎖掛け等を実施し、定期点検を行うものとする。特に、積雪地帯においては、屋根からの落雪で壊れないような措置を施すとともに、除雪時においてもガス施設に損傷を与えないよう注意すること。

ウ マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置することはもちろんのこと、耐震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターや集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

エ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止機器等の設置を図るものとする。

なお、設置にあたっては、災害発生時において、容器のバルブ閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う配慮をすること。

(3) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡等を、迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(4) 防災資機材の管理等

防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに、使用可能な状態に管理しておくものとする。

ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

(5) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、一般社団法人LPガス協会等が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先順位を考慮して策定するものとする。

(6) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(7) 防災関係機関との相互協力

市街地等において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるように、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

3 水道施設（岩代・東和簡易水道事業を含む）

(1) 防災体制の確立

市は、災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に対処するため、指定給水装置工事事業者の協力を得て、災害対策組織等を確立し、応急飲料水等の確保を行うとともに円滑な給水を実施し、市民への給水に万全を期すものとする。

(2) 災害予防対策

ア 取水・導水・送水・配水施設等

災害による被害を最小限に止めるため、定期的に施設の保守、点検を行い、常に正常な状態にしておくとともに、維持管理には万全を期すものとする。

イ 給水施設

原則として、所有者（使用者）の管理となることから、通常の維持管理についての広報を行うとともに、必要に応じ、布設替え等の指導を行うものとする。

ウ 緊急給水水源として、高平配水場、山ノ入浄水場及び岩代・東和簡易水道の整備を行う。

エ 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、風水害等による被害の軽減を図るものとする。

オ 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備についても、風水害等に対する安全性の確保を図るものとする。

カ 浄水場の整備を行う。

キ 給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等の整備に努める。

ク 給水車の活用を図る。

ケ 非常災害用浄水装置の導入について検討する。

* 資料編 資料4 6 参照

* 資料編 資料4 7 参照

(3) 防災資機材の管理等

市上下水道課及び指定給水装置工事事業者において、災害時に必要な資機材を確

保し、そのリストを作成し、いつでも対応可能な状態に点検、整備しておくものとする。

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、指定給水装置工事事業者に協力を依頼し、災害時における復旧のための組織及び体制づくりを行い、具体的な行動計画を策定するものとする。

(5) 相互応援体制の整備

被災した地域への応急復旧活動支援のため、日本水道協会福島県支部が策定した「災害相互援助協定」に基づき、迅速かつ的確に活動できるよう組織及び体制づくりを行い、または二本松市と二本松管工事組合との地震等災害時の応急給水及び復旧工事に関する協定締結に基づき、相互協力するものとする。

また、市は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員確保のため、隣接水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する協定を締結する等、相互応援体制の整備を図るものとする。

* 資料編 資料6 2 参照

第6節 危険施設の保安対策

1 火薬類施設

(1) 防災体制の確立

製造業者、販売業者及び消費者は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

(2) 災害予防対策

ア 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の構造物は、火災等による爆発等防止及び盗難防止を図るため、火薬類取締法に基づく管理を徹底するものとする。

また、火薬庫については、火薬庫定期自主検査指針に基づき、定期的に自主検査を行うものとする。

イ 製造所等の消火設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

ウ 火薬類取扱保安責任者及び従事者に対し、再教育講習、保安教育講習を受講させ、災害防止及び盗難防止の徹底を図るものとする。

エ 関係事業者は、保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安の促進を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動が行えるよう、できる限り実践に即した訓練を行うものとする。

(5) 関係事業者の自主保安体制

ア 施設等の定期自主検査の確実な実施及び適正な維持について、指導するものとする。

イ 災害予防週間における保安教育等の確実な実施及び適正な維持について指導するものとする。

2 高圧ガス施設

(1) 防災体制の確立

高圧ガス製造事業者等は、災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

(2) 災害予防対策

ア 過去の風水害等による被害想定を行い、設備等の強化を段階的に実施するものとする。

イ 保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備

復旧作業に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 関係事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

ア 高圧ガス施設の定期自主検査の確実な実施及び適正な維持について指導するものとする。

イ 福島県高圧ガス地域防災協議会、一般社団法人福島県LPガス協会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会及び一般社団法人福島県冷空調設備工業会の育成並びに自主保安体制の促進を図るため、積極的な支援を行うものとする。

ウ 災害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施について指導するものとする。

エ 災害予測段階での体制の確立及び災害発生時における対応マニュアル等の整備について指導するものとする。

3 毒物・劇物施設

(1) 防災体制の確立

毒物劇物取扱事業者は、水害等の災害発生に伴う毒物劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散、漏れ、しみ出し、流出又は地下にしみ込むことによる二次災害に備え、毒物劇物危害防止規程に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について、整備するものとする。

(2) 災害予防対策

ア 毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物劇物取締法に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底するものとする。

また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守するものとする。

- イ 防火消火設備は、常に良好な状態に維持するものとする。
 - ウ 毒物劇物取扱事業者の取扱責任者や保安責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。
- (3) 防災資機材等の整備
毒物劇物取扱事業者は、取り扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剤等防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持するものとする。
- (4) 防災訓練の実施
毒物劇物取扱事業者は、災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した防災訓練を行うものとする。
- (5) 関係事業者及び関係団体への自主保安体制の推進
- ア 法に基づく製造、貯蔵、取扱、運送現場に対する立入検査を強化するとともに、法や基準の遵守及び定期自主検査の徹底を指導するものとする。
 - イ 予防教育の徹底を図るため、毒物劇物取扱事業者の取扱責任者や保安責任者等に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防講習を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

4 猛獣対策

- (1) 防災体制の確立
猛獣取扱事業者及び一般市民のうち、猛獣をペットとして飼育している者（猛獣飼育者）は、災害発生に伴う猛獣の取扱施設からの脱出等による危機に備え、県及び事業者が策定する計画に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について、整備するものとする。
- (2) 災害予防対策
- ア 猛獣取扱事業者及び猛獣飼育者は、取扱施設が「動物の愛護及び管理に関する法律」等で定める基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底するものとする。
また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守するものとする。
 - イ 防護柵設備等は、常に良好な状態に維持するものとする。
 - ウ 猛獣取扱事業者の取扱責任者や保安責任者等は、事業所従業者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。
- (3) 防災資機材等の整備
猛獣取扱事業者及び猛獣飼育者は、猛獣に対する安全保護具、危険表示等の防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持するものとする。
- (4) 猛獣脱出等の措置
- ア 県及び市は、二本松警察署及び福島県猟友会等の関係機関と連携を図り、住民に危害を及ぼすおそれがある場合は、全体の協議のもとに銃殺等の措置を講ずるものとする。
 - イ 猛獣対策における関係機関、団体は、常に県内関連機関と連携し、非常時における応援体制を確立するものとする。

第7節 消防力の整備強化

1 消防署

(1) 消防署

安達地方広域行政組合消防本部は、自らが定める消防計画により、各種災害に備え、対応するものとする。

(2) 消防署組織体制

* 資料編 資料3 参照

(3) 消防機器の整備

安達地方広域行政組合北消防署は、消防自動車をはじめとする各種機器について、消防本部が定める消防車整備計画等により、毎年計画的に更新、整備するものとする。なお、更新、整備にあたっては、国庫補助、県単独の補助制度、緊急防災減災事業債等の活用を勘案しながら、性能向上の検討も含めて購入するものとする。

(4) 消防教育の計画

専門的・科学的な知識及び技術を備えた消防職員を養成するため、国・県等の行う教育訓練を受講させるほか、随時実地的な教育訓練を行うものとする。

ア 基礎訓練

イ 防御訓練

ウ 救急訓練

エ 救助訓練

オ 通信情報訓練

カ 総合訓練

2 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月施行）」に基づき、住民の積極的な参加のもとに、地域防災力の充実強化を一層推進する。

(1) 消防団の強化等

地域防災力の強化は、市民、自主防災組織、消防団、行政、防災関係機関等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取組むことが重要であるとの基本的認識に立ち、地域に密着し災害が発生した場合に即時に対応可能な消防団が、その中核的な役割を果たすことを踏まえ、市は、以下の取組みを進め消防団の強化推進を図る。

なお、少子高齢化による若者人口の減少や生活様式の変化による団員確保が困難な現状も課題であることから、二本松市消防団組織検討委員会等を設置するなどして、広く団員の意見を聞き入れながら検討作業も必要に応じて行っていく。

ア 消防団への加入促進

団員の高齢化及び職種の多様化に鑑み、自発的な奉仕の精神を前提に常時条例定数1,473名（うち基本団員1,313人、機能別団員160人）を確保するにあたって、市民、行政も協力、援助するとともに、次世代を担う若者等に対して、理解と協力を要請する。

イ 公務員の消防団入団の促進

公務員が消防団員として活動することは、地域防災の推進を図る上で地域住民から理解を得られやすくなるとともに、職員にとっても消防防災行政への一層の理解と公務員としての自覚促進につながるため、市は、業務との調整を図りながら入団促進にも努めるものとする。

ウ 事業者への協力要請

福島県内では、消防団員に占める被雇用者団員の割合が約8割を占めており、円滑な消防団活動を行うためには事業者の消防団活動に対する理解と協力が必要不可欠となっていることから、市は、事業者への積極的な働きかけを行うものとする。

エ 消防団協力事業所表示制度の運用

事業者の理解なしでは消防団活動が成り立たない現状において、事業者の消防団活動への理解と協力を得ることが重要であることから、市は、消防団活動に協力的な事業所を顕彰するため、消防団協力事業所表示制度の運用の推進を図るものとする。

オ 機能別団員の導入

消防団員の資格として、基本団員の他に消防団員経験者等による機能別団員を加えることとし、消防団活動の安定強化を図る。機能別団員の役割としては、基本団員のサポート的な業務を担うこととするが、大規模災害時等においては、基本団員と同様の活動に従事するものとする。

カ 消防団員の処遇改善

地方公共団体の非常勤特別職である消防団員には地方自治法上報酬を支払うこととされており、その報酬については消防組織法により市の条例で規定されている。市は、近隣市町村の状況を考慮の上、消防団員の処遇改善に努めるものとする。

(2) 地域における防災体制の強化

ア 消防団と連携した地域リーダーの養成

大規模災害が発生した場合は、消防、自衛隊、警察等による救助活動のほか、自主防災組織等において、消防機関による初動対応が行われるまでの間の初期消火や要配慮者の避難誘導等の役割が期待されており、これらの活動を行うため、市においては、教育訓練を受けた消防団（消防団員）と連携して、日頃の防災教育、防災訓練に加え、地域の防災リーダー養成のための取組みを推進する。

イ 自主防災組織等に対する資機材等の援助

市は、災害時に消防団と自主防災組織等が連携して活動するために必要となる救助・救護用資機材、初期消火用資機材の整備に取り組むものとする。

(3) 消防機器の整備

消防力の強化を図ることを主眼に、消防ポンプ自動車、四輪駆動普通積載車、四輪駆動軽積載車、小型動力ポンプ、その他消防機器の整備・更新を行うものとする。なお、整備にあたっては整備年次表等に基づき、消防団幹部会で運用協議を図り、より強靱な設備体制の確立を目指すこととする。各機器の更新年限は原則として次のとおりとする。

- ア 消防ポンプ自動車 …概ね20年
- イ 四輪駆動普通積載車…概ね20年
- ウ 四輪駆動軽積載車 …概ね20年
- エ 小型動力ポンプ …概ね20年

(4) 消防施設の整備

消防力の強化を図ることを主眼に、消防屯所の改築及び増築、あるいは統合の検討を行うものとする。なお、整備にあたっては原則として整備年次表等に基づき行うこととするが、その運用にあたっては、消防団幹部会において年次的に整備検討を加えるものとする。

(5) 消防水利の整備

消防力の強化を図ることを主眼に、消防水利基準に基づき、消火栓（地上式・地下式）、防火水槽（原則として40t級）、地域水利、プール、自然水利等の機能維持及び新設を重点的に行い、有事の際に有効利用が図られるよう日頃の点検にも配慮する。なお、整備にあたっては、地域の要望等を考慮し、消防団幹部会において年次的に整備検討を加えるものとする。

* 資料編 資料18参照

(6) 団員の教育

消防活動に必要な知識及び技術を備えた消防団員を養成するため、県等の行う教育訓練を受講させるほか、団においても随時訓練を行う。

ア 消防学校入校

イ 校外教育訓練

ウ 幹部・新入団員訓練

エ ポンプ操法訓練及びラッパ隊ドリル演奏訓練

オ 中継放水訓練

カ 検閲及び出初式の実施

3 広域応援体制の整備

消防本部において締結している「福島県広域消防相互応援協定」（平成9年12月26日締結）に基づき円滑な消防応援体制の充実を図るとともに、相互応援協定の適宜見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

4 救助体制の整備

消防署は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

また、市は、自主防災組織における救助用資機材整備を支援し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第3章 災害別予防対策

水害、火災、土砂災害及び雪害等の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1節 水害予防対策

1 河川対策

(1) 現状

本市を流れる河川は、阿武隈川水系の一級をあわせて31河川、総延長が207.7kmである。

山間部を流れる河川では河道が狭隘な場所が多く、ゲリラ豪雨の際には急激な水位の上昇による溢水が発生しやすい。

また、近年の都市化の伸展に伴い、市街地を流れる河川の流域は、多くの人口や資産の集中が促進され、治水施設の整備水準の向上は、安全な社会基盤の整備を図る上で必要不可欠である。

(2) 対策計画

ア 大河川の整備

国及び県は、多くの中小河川が合流している阿武隈川の流域全体の治水安全度を高めるため、計画的に整備を進めている。

阿武隈川の本市流域は、住民の生命と財産を守るため、「平成の大改修」による築堤及び輪中堤による整備を完了している。今後の新たな整備については国・県と協議しながら計画的な整備が望まれる。

ソフト面における予防対策としては「二本松市阿武隈川出水災害危険区域に関する条例」を制定しており、その出水による危険が著しい区域については、建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及びその区域における、災害防止上必要な建築物の建築制限を引き続き行っていく。

なお、当条例第2条に基づく災害危険区域は資料編資料68を参照。

イ 中小河川の整備

人口の密集地域や宅地開発による市街化の著しい都市河川をはじめ、災害発生の危険度の高い中小河川について、大河川の整備との整合を図りつつ、効果的な整備について検討を進めるとともに、将来の土地利用計画を踏まえた河川の先行的整備に県と協議しながら検討していく。

また、支障木の撤去や、河床の浚渫など河川の適切な維持管理に努める。

ウ 洪水ハザードマップ等の運用

市は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップ（総合ハザードマップ）を作成しており、避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図っている。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、ファクシミリで当該施設の利用者の洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を確保すると共に、避難確保計画の作成と避難訓練の実施について支援及び確認を行う。

エ 田んぼダムの導入

下流へ流れ出す水の量を抑制する堰板や排水口を設置し、雨水を一時的に貯留して河川の水位の急上昇を抑えることができる田んぼダムの導入を検討する。

2 防災ダム対策

(1) 現状

近年、河川流域の急激な都市化及び地域開発の伸展に伴う、保水機能の低下により、水害の危険度が高まっているため、一定規模の洪水に対しダムで調節を行い、下流河川の水害を防止している。

本市には、農地等を洪水から守るために築造された防災ダムである岳ダムがあり、水害を防止している。その他、農業用水の安定供給のために県営かんがい排水事業（安達地区）として整備された山ノ入ダムがある。

(2) 対策計画

管理の適正を期すための施設の維持と管理体制の強化を図る。

また、台風等により大雨が予想される場合に下流の氾濫や浸水被害の軽減を図るため、大雨が降る時期に水位を下げしておく「時期ごとの貯水位運用」を実施する。

なお、岳ダム及び山ノ入ダムにおいては、地震等の原因により万が一決壊した場合に想定される浸水想定区域、避難場所等を示した「ダムハザードマップ」を作成し、公表している。

* 資料編 資料20参照

3 下水道対策

(1) 現状

近年の急激な都市化の伸展と生活環境の多様化に伴い、阿武隈川をはじめとする公共用水域の水環境の保全と、水路等の水質の向上による快適な居住環境の確保が求められているため、さらなる整備促進が望まれている。

(2) 対策計画

健康で快適な生活環境の確保を図るため、下水道の整備を逐次計画的に進める。

県にあっては、現在「あだたら清流センター」（二本松・安達地域）、市では、「せせらぎセンター」（岳温泉地区・岩代地域）を稼動中であるが、将来的な汚水量の変化に応じ、施設の整備を進める。

市にあっては、人口が密集している区域の面整備を積極的に進めるとともに、供用開始区域については、水洗化の普及啓蒙を図り、水洗化率の向上に努める。

また、災害を予防するため、下水道施設の耐震化・耐水化を推進する。

公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置や、単独浄化槽及び汲取り便槽から合併浄化槽への転換を促し、生活排水処理の適正化を進める。

* 資料編 資料21参照

4 内水対策

(1) 現状

本市における阿武隈川堤防周辺において、令和元年東日本台風では、阿武隈川へ流れ込む支流・水路の樋門または樋管を閉じた際、その外側で内水の水位が上昇し、多数の家屋に浸水被害を生じた。

(2) 対策計画

内水対策として、安達ヶ原地内に可搬型の排水ポンプを出水期に設置し、必要に応じて稼働しているが、他の内水被害箇所も含め、小型排水ポンプを導入するなど、さらなる対策強化を図る。

5 ため池対策

(1) 現状

平成30年西日本豪雨や令和元年東日本台風により、全国で多くの農業用ため池

において決壊や損傷が発生したことを踏まえ、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を、「防災重点農業用ため池」として、福島県が指定している。本市においては5つの防災重点農業用ため池が位置付けられている。

【防災重要農業用ため池】

農業用ため池の名称	所在地
平沼（安達ヶ原）	安達ヶ原五丁目 212
大和	岳温泉二丁目 18-1
方入内	沖一丁目 398-2
長谷堂沼	油井字長谷堂 1
米沢新沼	米沢字沼頭 29

(2) 対策計画

県で位置付けた5つの防災重点農業用ため池について、満水状態で地震等により決壊した場合に想定される、浸水想定区域、避難場所等を示した「ため池ハザードマップ」を令和2年度にそれぞれ作成し、公表している。

今後さらなる周知を図り、万が一決壊した場合の避難体制の強化を図る。

第2節 火災予防対策

1 火災防止対策

(1) 火災予防思想の普及啓発

市民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、市及び消防署は、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、「大規模地震時の電気火災の発生抑制対策の検討と推進について（大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会）」を踏まえた感電ブレーカーの設置推奨のほか、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における初動対応についての普及啓発を図る。

(2) 住宅防火対策の推進

市及び消防署は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や、住宅火災警報器の設置の普及と更新に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者等の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

(3) 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的・物的損害を最小限にとどめるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導體制を確実にできる体制を確立する必要がある。

このため、消防署は防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届けを励行させる。

(4) 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防署は年間計画に基づき、予防査察を計画的に実施するとともに、特に不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底に

ついて指導を行うものとする。

- (5) 火災原因調査
消防署は、火災原因の究明に努め、その調査結果を火災予防対策に反映させる。
* 資料編 資料19参照

2 初期消火体制の整備

- (1) 消火器等の普及
市及び消防署は、火災発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、消火器の設置義務のない事業所等においても、消火器具の積極的な設置を行うよう指導する。
- (2) 自主防災組織の初期消火体制
市及び消防署は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火講習会等を通じて初期消火に関する知識・技術の普及を図る。
- (3) 家庭での初期消火
市及び消防署は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として火災警報器の設置及び消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を開催する。

3 火災拡大要因の除去計画

- (1) 道路等の整備
県及び市は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急通報の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。
- (2) 建築物の防火対策
県及び市は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で耐火構造の要否を判断するものとする。公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓蒙指導する。
- (3) 薬品類取扱施設対策
教育施設、研究施設、薬局等における薬品類は、延焼または落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、県及び消防署はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第3節 土砂災害予防対策

1 土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所は、土砂災害が発生するおそれのある箇所を周辺住民に周知するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立するため、県（河川港湾総室）が総点検し公表したものであり、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所をいう。県では、これらの危険箇所について、土砂災害警戒区域の指定をすすめている。

市は、ハザードマップへの掲載等により土砂災害危険箇所や避難場所の位置、とるべき避難行動等を周知するとともに、緊急時における警戒避難体制の整備を推進する。

2 土石流対策

本市には、土石流の発生するおそれや監視の必要がある溪流が多数存在する。

市は、土石流による災害を防止するため、県と連携を図り、土石流対策事業を図るとともに、危険箇所への標識設置及びハザードマップによる住民等への周知徹底を行い、警戒・避難に資する観測・監視体制の強化を促進する。

3 地すべり対策

地すべりによる災害から住民の生命財産を守るため、県と連携を図り、地すべり対策事業を推進する。

また、危険箇所への標識設置及びハザードマップによる住民等への周知徹底を行い、警戒・避難に資する観測・監視体制の強化を促進する。さらに、日頃から危険箇所の点検を実施することにより安全の確保に努める。

4 急傾斜地崩壊対策

市は、急傾斜地崩壊による災害を防止するため、県と連携を図り、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、危険箇所への標識設置及びハザードマップによる住民等への周知徹底を行い、警戒・避難に資するための観測・監視体制の強化を促進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）による指定箇所については、土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地崩壊）防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備等のソフト対策の充実に努める。

* 資料編 資料2 2 参照

* 資料編 資料2 3 参照

5 土砂災害警戒区域

市は、土砂災害防止法に基づき県の指定を受けた土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、情報の伝達方法、土砂災害の恐れがある場合の避難に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップを配布し、住民への周知を図っている。

土砂災害警戒区域等内の住民を対象に、市の防災訓練において土砂災害を想定した訓練を行う。

また、要配慮者の利用する施設が警戒区域にある場合、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を確保するとともに、避難確保計画の作成や、それに基づく訓練の実施を支援する。

* 資料編 資料2 4 参照

* 資料編 資料2 5 参照

6 道路落石等防止対策

本市は、山地を通る道路が多いため、落石・法面崩落等により、交通網が寸断され住民の生活の安定を損なうおそれがある。

県及び市は、交通の安全確保と市民生活の安定を図るため、道路パトロールにより落石等のおそれのある箇所の点検を実施し、危険度の高い箇所から順次、災害防除事業等を行って、安全の確保に努める。

7 治山対策

本市の保安林面積は合計 760.76ha であり、このうち土砂崩壊防備保安林は 46.25ha、土砂流出防備保安林は 221.03ha で両保安林が保安林全体の 35.1%を占めており、山地の崩壊防止等に大きな役割を果たしている。

県及び市は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険区域の予防対策により、山地に起因する災害から住民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある郷土を形成するため、計画に基づき治山事業（治山ダムの設置、山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的に実施する。

- * 資料編 資料26参照
- * 資料編 資料27参照

8 森林整備対策

市は、森林の持つ水源のかん養、災害防止等の公益的機能に対する期待が一層高まる中で、治山事業、森林整備事業、森林病虫害防除事業等の計画に基づき、県、森林組合、森林所有者が一体となって森林整備を推進する。

9 宅地防災対策

宅地造成等規制区域内の宅地造成工事について、法に基づく許可申請書を提出させ、技術的基準による審査及び検査を通じて宅地の安全確保を図るとともに、必要に応じて防災工事の勧告・改善命令を行うものとする。

また、崖の高さが10m以上あること、移転適地がないこと、人家が概ね10戸以上（災害発生地区は5戸）あること等の条件に該当し、崖地付近で災害発生のおそれがある地区にあつては、従来より急傾斜地崩壊防止工事が行われているが、これにあたらぬ地域では本格的な災害対策が推進されにくい状況にあり、崖地近接危険住宅移転事業の対象となる既存不適格住宅も市内に存在している。市は、国・県と一体となって不適格住宅の移転を促進するために、移転の指導及び移転を実施する者には補助金を交付する。

市は、梅雨期及び台風期に備え、住民及び事業者に注意を促し、必要な防災対策を行うよう指導することにより、安全な宅地を確保し災害のないまちづくりに寄与するために、防災パトロール、標識の設置、ポスター掲示等の諸事業及び広報活動を行うものとする。

また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された地域内における新たな宅地開発や、高齢者や障がい者ら要配慮者が入所する施設の建設を抑制する。

また、近年、大雨や大地震をきっかけとし、谷や沢、傾斜地を大規模に盛土した造成地（大規模盛土造成地）において、盛土全体が動いたり、崩れたりするなど宅地に大きな被害が生じた事例が全国で報告されている。そのため、これらの被害を防止するため、国で示す「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に従い、令和元年度に二本松市大規模盛土造成マップが作成、公表されている。

10 福島県総合土砂災害対策推進連絡会

市は、総合的な土砂災害対策の円滑な推進を図るため、県が開催する「福島県総合土砂災害対策推進連絡会」において、土砂災害の予防に関する事項について連絡調整を図るものとする。

第4節 雪害予防対策

1 道路交通の確保

冬期間の道路交通を確保するため、道路管理者は道路除雪計画を定め、迅速かつ的確な除雪体制の推進を図るとともに、雪崩等による交通災害を防止するため、雪崩防止柵やスノージェット等の雪崩防止施設の整備に努める。

ただし、短期間の集中的な大雪時は、「人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両停留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として対応する事とし、出控え等の

要請と社会全体のコンセンサスの形成、計画的・予防的な通行規制、集中除雪の実施及び立ち往生車両が発生した場合の迅速な対応等に取り組むものとする。

また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が生じると予想される地域においては、凍結防止剤の散布による凍結の防止や情報板等により、気温・路面状況・交通状況等について情報提供をするなどの方策を講じるものとする。

市としては、市民との協働によるまちづくりの一環である、除雪ボランティアの活動推進を図っていく。

2 鉄道輸送の確保

冬期間の鉄道輸送を確保するため、鉄道事業者は、融雪用機材の整備・保守点検及び除雪要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

3 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は雪害対策用機材の整備・保守点検及び除雪要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

4 雪崩危険箇所の周知及び危険防止

市は、地形的に雪崩の発生しやすい危険箇所について、雪崩による災害を防止するため、雪崩対策事業等を推進するとともに、県等の関係機関と相互に連携を図り、必要に応じて巡視を行い、異常現象等の早期発見に努め、雪崩発生の予防に努めるものとする。

第5節 山岳遭難防止対策

市は、福島県山岳遭難対策協議会及び安達太良山岳遭難対策委員会と連携し、山岳遭難及び山岳事故の未然防止を図るものとする。

* 資料編 資料28参照

* 資料編 資料29参照

第6節 竜巻・台風・突風対策

1 方針

この計画は、台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生するのを防ぐため、過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図ることを目的とする。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

2 竜巻突風等に関する知識の普及啓発

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・インターネット・ラジオ等により確認することを心掛ける。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、气象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	発達した低気圧などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、通常半日～1日程度前に予告的な気象情報が発表される。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風に注意」という言葉を用いて特段の注意を呼びかける。
雷 注 意 報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風）に対して注意を呼び掛けるが、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して、数時間前に注意を呼びかける。
竜 巻 注 意 情 報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャスト※で確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間であるが、有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想された場合には、竜巻注意情報を再度発表する。

※竜巻発生確度ナウキャスト…気象庁ウェブサイトにおいて、10分毎に常時提供される情報。発生確度1や2は、竜巻などの激しい突風が今にも発生しやすい気象状況になっていることを意味する。

(2) 住民への啓発

市、消防署及び関係機関は、竜巻災害の危険性と身の守り方等について住民へ周知啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介しており、これらのパンフレット等広報資料を啓発に利用する。

竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓を開けない ・ 窓から離れる ・ カーテンを引く ・ 雨戸、シャッターをしめる ・ 地下室や建物の最下階に移動する ・ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・ 部屋の隅、ドア、外壁から離れる ・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車庫、物置、プレハブを避難場所にしない ・ 橋や陸橋の下に行かない ・ 近くの頑丈な建物に避難する ・ （頑丈な建物が無い場合は）近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る ・ 飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

(3) 前兆現象の周知

竜巻接近時によく現れる特徴として、空が急に暗くなる、大粒のひょうが降る、雲の底から地上へろうと状の雲がのびている、といった視覚的な情報や、ゴーというジェット機のような轟音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる、といった聴覚

的な異変を感じた際に、特に注意が必要である旨を住民へ周知する。

(4) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、プレハブや車庫など強度が不足する建築物ではなく、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

また、堅牢な建築物への避難が間に合わない場合などは、低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所への避難の周知を図る。

3 家屋・農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による家屋や農作物等への被害対策を推進する。

(1) 家屋・農作物等の被害防止対策

ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備

イ 防風林の設置

ウ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

(2) 風倒木対策

市は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策を関係機関と連携し速やかに対応する。

第4章 避難・誘導体制づくり

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、市及びその他の防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

第1節 避難計画の策定

市は、災害発生時又は災害発生の恐れがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者などの、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて、普段の行動を見合わせることや自主的な避難を呼びかけるため、高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定避難所や安全な親戚・知人宅、地区集会所、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難等がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築及び実践的な訓練の実施に努めるものとする。

なお、県（県北保健福祉事務所）と平時から連携し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかどうか、必要に応じて避難の確保に向けた情報の提供を受けるよう努めるものとする。

1 避難指示等を発令する基準

(1) 市は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の設定例等を踏まえ以下により定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとする。

なお、ガイドラインを踏まえ、判断基準の例として策定したものは「第2部第6章第1節4 避難指示等の判断基準の例」を参照するものとする。

また、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。

避難指示等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

ア 市は、避難指示等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等

の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示等の発令のタイミングや判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。その際、台風等による水害と土砂災害、複数河川の氾濫の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

イ 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、気象庁ウェブサイトの「洪水キキクル」（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

ウ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害の危険性が高まっている場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じ市をいくつかの地域に分割した上で、気象庁ウェブサイト「土砂キキクル」（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(2) 指定行政機関等による助言

市は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（危機管理総室、河川港湾総室）に対し助言及び策定に関する支援（以下、「助言等」という。）を求めることができる。

各災害に関する避難指示等の判断基準を策定する場合に、主に助言等を求める機関は以下のとおり。

- ・水 害 福島地方気象台、河川管理者（福島河川国道事務所、県河川港湾総室、建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・土砂災害 福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、建設事務所等）、県（危機管理総室）

(3) 留意事項

ア 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

イ 興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

2 避難指示等の伝達方法

「第2部第6章第3節2 避難指示等の伝達」を参照するものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、責任者

「第2節 指定緊急避難場所の指定等」及び「第3節 指定避難所の指定等」を参照するものとする。

4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

避難路については、「第4節 避難路の選定」を参照するものとする。

誘導方法については、「第2部第6章第3節 避難の誘導」を参照するものとする。

5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

(1) 給水・給食措置

ア 飲料水・食料の備蓄

飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した小中学校等を除く市の施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。

また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。

その際、アルファ米等や液体ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるとともに、食物アレルギーの避難者などにも配慮するものとする。

イ 生活用水の確保

飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるようポリタンク、貯水槽等の整備に努めるものとする。

ウ 食物アレルギーの防止等食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるように努めるものとする。また、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等の活用にも努めるものとする。

また、文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合なども考慮し、ハラール認証のある食材を準備するなど、当該避難者に対し、可能な限り配慮するよう努める。

エ 一定期間経過後の食事の質の確保

一定期間経過後の避難所での食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者(咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者(児)等)に対する配慮など、質の確保についても配慮するものとする。

(2) 毛布、寝具等の支給

避難所の寝床については、初動は避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの緩和に努めるものとする。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベッド等簡易ベッドの確保に努めるものとする。

(3) 衣料、日用必需品の支給

ア 生活必需品等の備蓄

生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したもの等を備蓄して置くことが望ましい。

(ア) 洋服上下、子供服等の上着、シャツ・パンツ等の下着

(イ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

(ウ) 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

(エ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

(オ) 茶碗、皿、箸等の食器

イ 避難者一人一人のニーズの違いへの配慮

女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資(プライバシーを十分に確保できる

間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液 等)を備蓄するものとする。

また、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等及び他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努めるものとする。

生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付したり、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法の工夫に配慮するものとする。

(4) 負傷者に対する応急救護

大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運びこまれることが予想されるため、応急に避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣に努めるものとする。(可能な限り医療機関に対応を求める)

(5) ペットとの同行避難の支援

ペットとの同行避難の受入れ等については、飼い主である避難者の命を守る観点から重要であり、各避難所におけるペットの保管スペースの確保に努め、また、ペットの飼い主に対して、餌やケージ等必要な資機材の備えについて周知を行うとともに、ペットの預け先の確保(避難所で飼養できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会等)との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。

(6) 在宅避難者への支援

避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の実情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。

そのため、避難所については、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る避難者に対する情報発信の場所となるとともに、当該避難者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、設置するものとする。

また、在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、行政区や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。

特に、在宅医療患者(医療的ケア児を含む)等、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む)を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮するものとする。

6 指定避難所の管理に関する事項

(1) 避難所の管理・運営責任者(原則として市職員を指定)及び運営方法

ア 運営責任者の配置

避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難所の運営を行うものとする。その際、運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておくこと。

また、災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

イ 運営責任者の役割

- (ア) 避難所に避難した避難者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。
- (イ) 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、定期的に災害対策本部と連絡をとること。
- (ウ) 避難所の運営にあたって、例えば次のような班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。

【構成班の参考例】

班名	役割
調整班	各班の業務の調整
情報班	市との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	避難者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいづくりのための交流の場の交流
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

※あくまで参考例であり、必ずしも全ての班をと整える必要はなく、避難者が少ない場合や機関が短い場合などは、班を減らしたり統合する等、簡略化が可能。

- (エ) 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努めること。
- (オ) 避難者名簿の作成及び健康アセスメントの実施により、常に避難者の状態やニーズの把握に努め、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、福祉避難所の開設、保健師の派遣、社会福祉施設等への緊急入所等について災害対策本部と協議する。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、市と福祉サービス等事業者等との間で他の受入れ可能な施設の確保が必要なことから、緊密な連絡を取ることが望ましいこと。

なお、具体的な福祉避難所の開設・運営方法は、別途マニュアルで定める。

- (カ) 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有に努めること。また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材の活用に努めること。

(2) 避難受入中の秩序保持

ア 住民による自主的運営避難所

- (ア) 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や市職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミ

ユニティ維持に配慮した運営になるように支援するとともに、避難者による自発的な避難所での生活のルール作りを支援するものとする。

- (イ) 住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにするものとする。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。
- (ウ) 住民による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものとする。

イ 防火・防犯対策

- (ア) 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示するものとする。
- (イ) 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うものとする。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、避難者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するものとする。
避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検討すること。
- (ウ) 指定避難所等において、避難者やその支援者が、性暴力やDV、ハラスメントの被害者及び加害者にならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及・徹底を図るものとする。

(3) 避難者に対する災害情報の伝達

避難者が必要とする情報は、1) 避難誘導段階、2) 避難所設置段階、3) 避難所生活段階、4) 応急仮設住宅設置段階、5) 応急仮設住宅生活段階など、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、避難者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。

また、市から避難所や地域への情報提供ルートを確立するものとする。一方で被災地の避難所の状況、被災者数、避難所内の問題等を市町村から都道府県へ情報提供できるような体制を確立しておくことが望ましい。

(4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、避難者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。

また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。

(5) 避難者に対する各種相談業務

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、女性の避難者が安心して相談できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切であること。

また、そうして把握した避難者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から市へ、市でも対応できない場合は、県へと適切に伝えていく仕組みを構築するものとする。

外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮することが望ましい。

7 指定避難所の整備に関する事項

(1) 受入施設

避難所としての開放範囲(避難スペース及びその他の必要スペース)については、あらかじめ施設管理者と協議し定めておくものとする。

体育館等の大空間においては、避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実情等も十分に踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努めるものとする。また、学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所にあてるなどの配慮が必要である。

また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、避難者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、避難者の理解に努めるものとする。

加えて、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等で人工呼吸器など生命の維持のための医療機器の使用を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための電源を確保するものとする。

(2) 給食・給水施設

一定期間が経過した段階において、避難者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めるものとする。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮するものとする。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに必要な水量が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進めるものとする。

(3) 情報伝達施設

避難者に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、被災地の状況把握のためのテレビ・ラジオのほか、インターネットへ接続できるパソコン等の情報伝達手段の確保に努めるものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、発災時から、通信環境を確保するため、自家発電装置、非常用発電機、無線機等が設置されていることが望ましい。

(4) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理するものとする。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目

安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。
また、衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておくものとする。

(5) ペット等の保管施設

衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会等の支援者と収容保護等について調整するものとする。

8 要配慮者に対する救援措置に関する事項

(1) 情報の伝達方法

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、Jアラート、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話及びスマートフォン（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) 避難及び避難誘導

「第9章第2節 個別避難計画の策定及び第9章第6節 避難所への移送」を参照するものとする。

(3) 避難所における配慮等

「第9章第7節1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）」を参照するものとする。

(4) 老人デイサービスセンターの活用等

「第9章第7節2 福祉避難所の指定」を参照するものとする。

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

(1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

「第4章第5節 避難場所等の居住者等に対する周知」を参照するものとする。

(2) 標識、誘導標識等の設置

市は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(3) 住民に対する巡回指導

「第4章第5節 避難場所等の居住者等に対する周知」を参照するものとする。

(4) 防災訓練の実施やハザードマップ等の作成・配布等

市は防災訓練の実施やハザードマップ等の作成・配布等により、避難計画の内容について住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

第2節 指定緊急避難場所の指定等

指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づき指定するものとする。また、市は、災害などの想定に応じて、必要性があると判断される場合は、近隣の市町村の協力を得て指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

1 指定緊急避難場所の指定（資料編 資料30参照）

市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

なお、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得ることとし、指定後は知事(危機管理総室)へ通知するとともに、公示する。また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

- (1) 災害が発生しまたは発生する恐れがある場合において、居住者等に解放され、救助者等の受入れに供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
 - ア 当該異常な現象により生ずる水圧、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。なお、阿武隈川において洪水等が発生した際、安全な道路の高架区間を活用した避難対策として、福島河川国道事務所が国道4号線（上竹・榎戸地内）への緊急避難用スロープ等の設置を福島河川国道事務所において計画しており、その整備完了後、あらためて指定避難場所として追加指定するものとする。
- (3) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。
 - イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等となるべく重複しないように調整する。
 - ウ 誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号等を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

2 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届けるものとする。

3 指定の取消

市長は、指定緊急避難場所が廃止され、または基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

第3節 指定避難所の指定等

1 指定避難所の指定（資料編 資料3 1参照）

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、または自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。また、避難所内の一般避難スペースまたは福祉避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定している。

なお、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るとともに、知事へ通知し、公示する。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受入、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね3平方メートル以上とする。なお、新型コロナウイルス感染症等の対策を取り入れた避難所運営においては、必要面積はおおむね6平方メートル以上とする。
 - イ 指定避難所は、災害危険区域等の要避難地区の住民を受入できるように配置する。
 - ウ 指定避難所は、崖くずれや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
 - エ 誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号等を使用し、どの災害の種別に対応した避難所であることを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。
 - オ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。
 - カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている、または対応が可能な施設とする。

2 廃止または変更

管理者の届出義務指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届けるものとする。

3 指定の取消

市長は、指定避難所が廃止され、または基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 指定した施設の整備

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

市は、指定避難所において簡易ベッド、間仕切り用テント（パーティション）、非常用電源、I P無線機の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、スロープの設置やバリアフリー化など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資する防災行政無線（戸別受信機）のほか、テレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

5 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

6 地区避難所の利用

市は、市指定避難所への遠方からの避難及び要配慮者等の避難が難しい状況に備え、地元行政区等が管理する集会施設を、地区避難所として利用することについて推進する。また、感染症対策としての分散避難先としても有効であるため、併せてその有効性と地区避難所の開設について住民等へ周知するものとする。

地区避難所の避難所としての利用は、地元行政区等の各施設の管理者等、利用者が行うものとするが、市としての支援が必要な場合は、可能な限りの支援を行うものとする。

なお、令和元年東日本台風時に地区避難所として開設された集会施設等のうち、市において把握できている施設を地区避難所として資料編の資料32に掲載する。

7 ホテル・旅館等宿泊施設の利用

市は、指定した避難所で収容能力が不足する場合や避難が長期化する場合、または新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ協定を締結しているホテル・旅館等を借上げ等により避難所として開設するほか、県を經由して内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるため、それらの施設の利用も検討する。

第4節 避難路の選定

1 避難路の選定

指定緊急避難場所等への避難には、任意の経路を利用することを原則としているが、次の基準を概ね満たす避難路とする。なお、避難路は地域及び個々の実情により多数存在しうる。

- (1) 概ね8 m以上の幅員とするが、この基準によることが難しい場合は4 m以上の幅員とするなど、地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。

- (3) 避難路沿いには、火災・爆発等の危険性の高い施設がないものとする。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

2 避難路の整備

(1) 都市計画道路の整備

避難路密度の大小、避難地沿道の安全性、避難対象人口等から判断して、避難路としての都市計画道路の整備順位を検討し、整備を図るものとする。

(2) 既存道路の整備

既存の幹線道路は、市街地周辺の避難路として重要であり、避難路の安全性向上のための対策を積極的に推進していくものとする。特に、山間部の幹線道路は、土砂災害等による通行機能の阻害等が生じないよう十分な対策を練り、災害による集落の孤立の回避を図る。

(3) 避難場所等までの経路が複雑な避難路には、案内・誘導看板の整備を図るものとする。

第5節 避難場所等の居住者等に対する周知

市は風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市町村は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

市は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の作成を行い、各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を容易に受け取ることができる状態にするよう努める。

なお、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所にいく必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項
- (4) 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したもの。

第6節 学校、病院施設等における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の児童・生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

また、市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童・生徒等の保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、あらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- (1) 被災時における病院施設内の保健、衛生の確保
- (2) 入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段
- (3) 病状の程度に応じた移送方法
- (4) 搬送用車両の確保
- (5) 病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとする。

第7節 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

市は、男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第8節 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。市は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図るものとする。

- 1 自宅や職場の自然災害の危険性について、市が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- 2 自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うこと。
- 3 指定緊急避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅、地区避難所などの「分散避難」についても検討し、実際に避難する場所・方法について検討しておくこと。
- 4 どのような避難情報を基にどのタイミングで避難すべきか、避難の際に持ち出す物は何か、避難経路について、確認し決めておくこと。
- 5 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第9節 避難誘導體制の整備

1 避難誘導員の指定

(1) 避難誘導員

地域防災上、必要とされる避難誘導員は、自主防災組織、区長・町内会長等が指名する者及び消防団員とする。避難誘導員は、各避難場所等に集合した住民を点呼確認したのち、指定された避難所まで誘導する。避難にあたっては、災害対策本部の指示によるもののほか、避難所開設情報、気象情報等を得ながら、避難路及び避難所を適切に選択するものとする。

(2) 避難誘導體制の確立

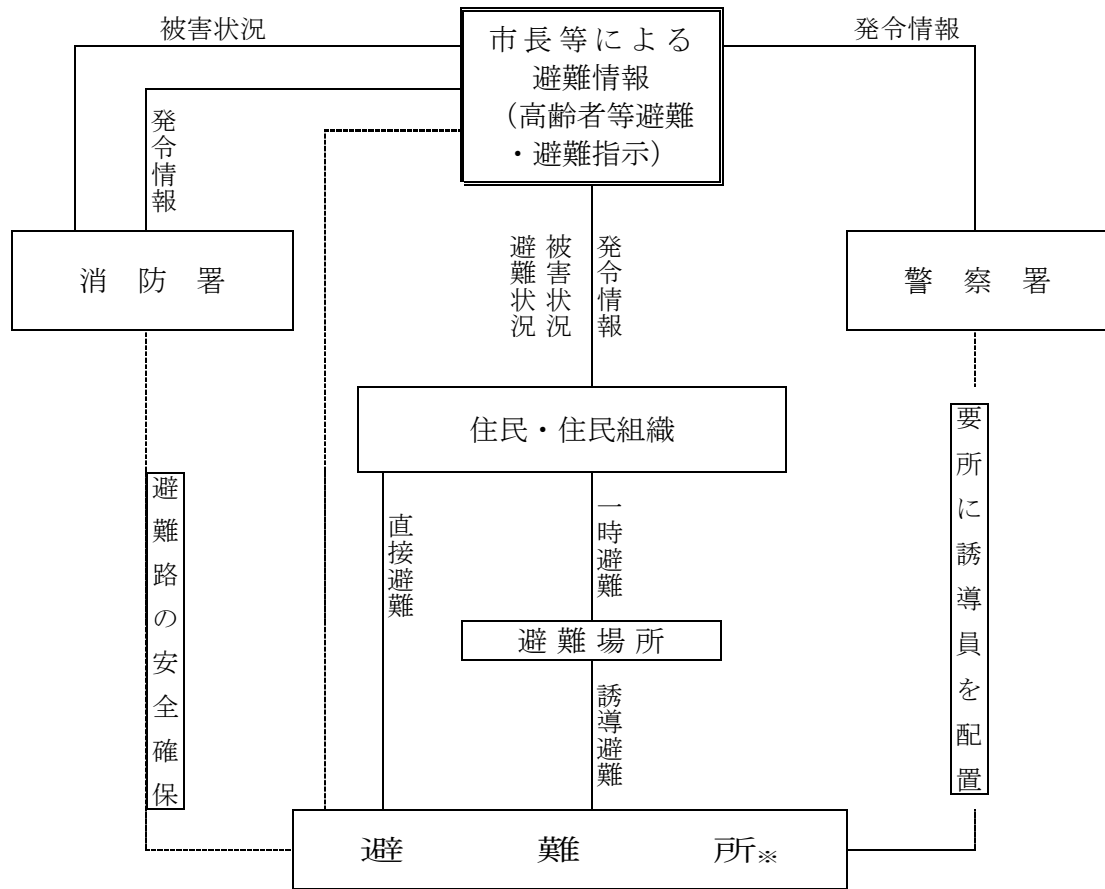
市・消防署・警察署・自主防災組織・消防団は、避難体制及びその方法について、事前に協議し、整備するものとする。

2 避難行動要支援者名簿作成及び要配慮者に対する救援に関する事項

市は、防災担当部局と保健福祉部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難支援の体制を整備し本人の同意を得るなど個人情報保護に配慮の上、要配慮者に関する情報共有のため、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、要配慮者に対する救援措置については、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体、地域包括支援センター等との連携についても考慮するものとする。

3 避難誘導体制



※避難所には指定避難所のほか、地区避難所も含む

第5章 緊急輸送の整備

市は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送道路等を指定するとともに、指定された緊急輸送道路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第1節 陸上輸送の整備

1 緊急輸送道路

災害時に市内をネットワークで結べるように主要幹線道路を緊急輸送道路として県が指定する路線に基づき、緊急輸送道路を指定し、車両及び緊急物資の円滑な輸送を確保する。

(1) 第1次確保路線

広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線。

(2) 第2次確保路線

災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線。

(3) 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路線。

2 緊急輸送路の整備

緊急輸送路に指定された道路施設の管理者は、それぞれの計画に基づき、整備を図るものとする。

3 民間との協力体制の整備

災害時の人員・応急資材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関、及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給について、協定締結により協力体制の整備を図るものとする。

また、災害時の連絡体制や協力方法その他について協議するための場として、県・市・建設業協会、トラック協会、ハイヤー・タクシー経営者協議会等との連絡協議会の設置などを図るものとする。

第2節 航空輸送の整備

1 臨時ヘリポートの指定

No.	施設の名 称	所 在 地	管 理	電 話 番 号	主 な 用 途 区 分
1	城山総合グラウンド	郭内 4-228	市	22-2615	B. D. J
2	城山第二体育館駐車場	郭内 4-97	市	22-2615	B
3	安達高等学校	郭内 2-347	県	22-0016	D
4	塩沢農村広場	鉄扇町 500-2	市	22-1263	B
5	二本松工業高等学校	榎戸 1-58-2	県	23-0960	D
6	岳公園グラウンド	岳温泉 2-271	市	23-1111	B. D
7	スカイピアあだたら	上葉木坂 2-3	委託	24-3102	B. D. J
8	あだたら高原スキー場	奥岳温泉	民間	24-2141	B
9	柘記念病院	住吉 100	民間	22-3100	D
10	石井運動広場	平石町 862	市	23-1262	B. D
11	大平農村広場	太子堂 327	市	22-1265	B
12	安達運動場	油井字長谷堂 230	市	23-2353	B. J

No.	施設の名 称	所 在 地	管 理	電 話 番 号	主 な 用 途 区 分
13	安達野球場	渋川字上払川 157	市	53-2001	B. D
14	岩代運動場	小浜字芳池 2	市	55-2260	B. D. J
15	安達東高等学校	下長折字真角 13	県	55-2121	D
16	旭運動場	百目木字鹿畑 16	市	55-2260	D
17	旧田沢小学校	田沢字明内 50	市	55-5081	D
18	カントリーパークとうわ	針道字大町西 2	市	46-3861	B. D
19	東和第一体育館駐車場	針道字蔵下 23-1	市	46-4111	D
20	ウッディハウスとうわグラウンド	木幡字東和代 34-1	委託	46-3391	B
21	戸沢住民センターグラウンド	戸沢字下田 100	市	46-2710	D

※上記以外の施設においても、緊急時、臨時ヘリポートに利用できる施設があれば、施設管理者と協議のうえ利用を検討する。

【主な用途区分】

- B： 防災ヘリ（災害対応用）…車輪タイプのヘリはアスファルト以外発着不可能
 - D： ドクターヘリ（緊急患者輸送用）
 - J： 自衛隊ヘリ（応援部隊等発着用）
- 他にも、県警ヘリの利用が考えられる。

2 ヘリポートの管理

市及び臨時ヘリポートの管理者は連携を保ち、現状の把握に努めるとともに、常に良好な状態で使用できるよう配慮する。

第6章 備蓄・調達体制の整備、防災資機材等の整備

市及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。また、住民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

第1節 備蓄品の確保

災害応急対策においては、火災や建物倒壊・流失により住宅を失った市民のための「災害救助用食料」及び避難所等で一時的に生活するための「生活必需品及び燃料類」、「応急活動用資機材」を速やかに用意する。

また、災害時には、平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手難が想定されることから、交通混乱がおさまリ、流通機能がある程度回復し、または他地域からの救援物資が到着するまでの間の必要分について、あらかじめ市が確保できるよう計画する。

1 市の備蓄計画

(1) 生活必需品

生活必需品のうち、緊急に調達することが困難と予想されるものについては、あらかじめ備蓄品を各備蓄場所に配備するよう計画し、順次備蓄を行うものとする。なお、備蓄物資の中で耐用年数等のあるものについては、随時入れ替えを行い、機能の維持に努め、災害時に対応できるよう計画的に整備する。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討しておく。

備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間や災害協定機関との連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、要配慮者向け用品などが考えられる。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に必要な物品として、マスク、アルコール消毒液なども十分備えることとする。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討しておく必要がある（第4章第3節4 指定した施設の整備を参照）。

(2) 飲料水

市は、発災後3日間は避難者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。なお、業務を遂行する職員等の飲料水も確保する。

また、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。

市は県（危機管理総室）と連携し、飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

(3) 食料

市は、地域住民及び職員等の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料

関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなどして食料の調達体制の整備に努める。

非常用食料としての備蓄品は、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮するものとし、アルファ化米、クッキー、液体ミルクを基本とする。

その他、乾パン、缶詰、粉ミルク及び即席麺等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、長期間の避難生活によるビタミン等の栄養不足を補うため、長期保存が可能な栄養補助食品の備蓄を検討する。

2 住民及び事業所に対する備蓄等の啓発

(1) 各自が災害時に備え、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水のほか、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の備蓄を行うよう、さらには限られた物資の多元的活用等について啓発を図る。

(2) 各自が平常時の生活においても災害時の対応を考えるよう、あらゆる機会をとらえ、啓発を図る。

第2節 備蓄場所の確保

各地区に備蓄場所を設け、生活必需品、その他の災害対策用資機材の備蓄を進め、災害時の円滑な救援・救護活動が行えるよう年次的に整備する。

市は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄スペース確保に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

地区名	利用施設名	所在地	電話番号
二本松地区	二本松住民センター	亀谷 1-5-1	23-4121
塩沢地区	塩沢住民センター	塩沢町 1-238-1	22-1263
岳下地区	岳下住民センター	三保内 72-1	22-0306
杉田地区	杉田住民センター	西町 223-1	22-1264
石井地区	石井住民センター	平石町 365-1	23-1262
大平地区	大平住民センター	太子堂 282	22-1265
油井地区	安達支所	油井字濡石 1-2	23-1225
渋川地区	渋川住民センター	渋川字上払川 96-1	53-2001
上川崎地区	上川崎住民センター	上川崎字宮ノ脇 7-3	52-2001
下川崎地区	下川崎住民センター	下川崎字大中地 66	61-5335
小浜地区	岩代支所	小浜字北月山 27	55-2111
新殿地区	新殿住民センター	西新殿字西 1	57-2111
旭地区	旭住民センター	百目木字向町 126	56-2111
針道地区	東和支所	針道字蔵下 22	46-2111
木幡地区	木幡住民センター	木幡字叭内 65	46-2151
太田地区	太田住民センター	太田字堺田 47-1	47-3150
戸沢地区	戸沢住民センター	戸沢字下田 100	46-2710

※上記のほか必要に応じ、指定避難所等へ配備する。

第3節 水防倉庫の設置

重要水防地域内に水防倉庫を設置し、水防用資機材の備蓄を進め、災害時の円滑な活動が行えるよう拡充・整備する。

なお、具体的には第6編水害対策編（水防計画）に定めるところによる。

第4節 緊急調達体制の整備

本市においては、農村地帯を抱え農作物を産出し、また、商業、特に卸売業者が多数あることから、これらの特性を生かし、緊急調達体制を整備していくものとする。

市内各事業所等との間で、災害時における必要物資等の確保のため供給協定の締結等を検討、整備していくものとする。

（主な対象）

- ・主食となる米穀、生鮮食品、その他の食品
- ・燃料
- ・マスク、アルコール消毒液及び日常生活品
- ・その他の災害対策用物資一般

第5節 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図る。

2 備蓄倉庫等の活用

市は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第7章 廃棄物処理計画及び罹災証明書発行体制の整備

市は、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、災害廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。

1 災害廃棄物処理計画の策定

市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、安達地方広域行政組合及び周辺の自治体等との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組等に関して、ウェブサイト等において公開する等、周知に努めるものとする。

2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、安達地方広域行政組合と連携し、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

3 罹災証明書発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第8章 防災知識の普及、訓練

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と訓練の実施により、防災意識の高揚に努める必要がある。

第1節 防災知識の啓発

1 一般市民に対する防災教育

市及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点として、広く市民に防災知識の普及啓発活動を実施する。

(1) 実施の時期

ア 防災とボランティア週間	1月15日～	1月21日
イ 防災とボランティアの日	1月17日	
ウ 春季全国火災予防運動	3月1日～	3月7日
エ 水防月間	5月1日～	5月31日
オ 土砂災害防止月間	6月1日～	6月30日
カ がけ崩れ防止週間	6月1日～	6月7日
キ 防災週間	8月30日～	9月5日
ク 防災の日	9月1日	
ケ 秋季全国火災予防運動	11月9日～	11月15日
コ 雪崩防災週間	12月1日～	12月7日

(2) 普及の内容

市及び防災関係機関は、国・県と連携し、住民に対して、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

- ア 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策。
- イ 市地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握。
- ウ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動。
- エ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- オ 指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所などへの分散避難とそれら避難先までの避難経路等の確認。
- カ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動。
- キ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと。
- ク 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方。

- ケ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動。
- コ 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組。

(3) 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、市民一人ひとりに十分内容が理解できるものとする。
また、防災行政無線（防災ラジオ）、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、SNSやウェブサイト等のインターネットの活用など、国・県と連携しながら広報媒体の積極的な利用を図るものとする。

2 防災上重要な施設における防災教育

市及び防災関係機関は、病院・社会福祉施設等・ホテル・旅館等の不特定多数の者を収容する施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るものとする。

3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

市及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

また、訓練等を通じて、緊急時に気象防災アドバイザーなど外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

4 学校教育における防災教育

(1) 主旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、特別活動及び総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については、学校種別や児童・生徒の発達段階に応じて工夫し、特に災害発生時の安全な行動の仕方については、実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

(2) 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により、避難訓練の活性化を図ることとする。

(3) 教科等による防災教育

教科においては、「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習の時間」

等を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気づき、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

(4) 教職員に対する防災研修

県及び市教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施するよう努める。

また、学校内においては職員会議等を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童・生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の修得及び技能の向上を図る。

5 災害教訓の伝承

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第2節 自主防災組織の育成・強化

1 自主防災組織の育成指導

市及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、市は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が行われるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備の支援に努めるものとする。

2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成にあたっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区、町内会、自治会等の単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。

- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

3 行政区における編成の例

会長	_____	情報班 [情報の収集・伝達]
	_____	消火班 [消火器具等による初期消火]
	_____	救出救護班 [負傷者の救出救護]
	_____	避難誘導班 [住民の避難誘導]
	_____	給食給水班 [給食・給水活動]

4 自主防災組織の活動

(1) 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- ア 各自の任務分担
- イ 地域内での危険箇所
- ウ 訓練計画
- エ 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- オ 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- キ 防火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

(2) 日常の自主防災活動

ア 防災知識の普及等

日頃から集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の地区防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生・児童委員との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

イ 防災訓練等の実施

日頃から各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、市及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

- ・ 災害情報の収集伝達訓練
災害時における市や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。
- ・ 消火訓練
初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行う。
- ・ 救出、応急手当の実施訓練
消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

- ・ 給食給水訓練
各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法などについて習熟を図る。
 - ・ 避難訓練
各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。
また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行う。
 - ・ 避難所運営訓練
避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、市との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。
- ウ 防災用資機材等の整備・点検等
- 自主防災組織は、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

5 地区防災計画の策定促進

一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、「自助」・「共助」の精神に基づき、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

6 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、県（危機管理総室）・市及び各業界の民間団体は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。県及び市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、県及び市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

市は、改正された小規模事業者支援法に基づき作成した事業継続力強化支援計画に

より、二本松商工会議所、あだたら商工会と連携し、大規模災害や感染症への対策強化を図る小規模事業者の事業継続力強化の取組みを支援する。

また企業は、豪雨や暴雨風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第3節 女性防火クラブの育成・強化

1 女性防火クラブの育成指導

市及び防災関係機関は、女性防火クラブの設置及び活動の充実を促進するため、市民に対し女性防火クラブの必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会・防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。

また、市は、女性の立場からの防災活動を推進するため、全世帯加入を推進し、女性防火クラブの育成・強化に努める。

2 女性防火クラブの編成基準

女性防火クラブの編成にあたっては、地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、町内会・区単位の規模で編成するものとする。

また、女性防火クラブはあくまでも自主防災組織傘下の一組織であり、編成・活動等については、自主防災組織の自主防災計画によるものとする。

なお、組織の編成にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 女性防火クラブは防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。
- (3) 市は、女性防火クラブの中心となるリーダー育成のための研修会を開催する。

3 女性防火クラブの日常的活動

(1) 防災知識の普及等

日頃から集会等を活用して正しい防災知識の普及啓蒙に努める。なお、民生委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

日頃から各種訓練等を行い、クラブ員各自が防災活動に必要な知識及び技術を修得し、また活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。そのため、女性防火クラブが主体となり、市及び消防関係機関等の協力のもとに、訓練を実施するものとする。

第4節 防災訓練の充実

1 総合防災訓練

(1) 実施の概要

県及び市は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、災害協定事業者、民間企業、NPO・ボランティア団体及び要配慮者も含めた地域住民の参加のもとに、総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

県内においては、13市持ち回り（県との共催）により総合防災訓練を「防災の日」（9月1日）を中心とする防災週間内に毎年実施するとともに、各地方振興局との共催で実施する地方総合防災訓練についても原則として毎年開催するものとする。

(2) 訓練項目

以下のような項目を例に実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行うものとする。なお、夜間時に突発的に大地震が発生した場合などを想定し、夜間訓練の実施についても検討するものとする。

- ア 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- イ 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- ウ 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- エ 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- オ 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- カ 水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- キ 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害派遣医療チーム（DMAT）等受入れ

2 個別訓練

(1) 実施の概要

県、市及び防災関係機関は、総合防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施するものとする。

(2) 個別訓練の種類

ア 水防訓練

県、市及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図るものとする。

なお、水防法第4条に規定する指定水防管理団体においては、同法第32条の2の規定に基づき、毎年水防団及び消防機関の水防訓練を実施するものとする。

イ 通信訓練

県、市及び防災関係機関は、大雨・洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、防災行政無線、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常用電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県・市の防災行政無線が使用不能になったときに備え、東北地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図るものとする。

ウ 動員訓練

県、市及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため、動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

エ 災害対策（地域）本部運営訓練

県、市及び防災関係機関は、災害時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、被災市に派遣した情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対策（地域）本部運営訓練を実施する。

オ 避難所設置運用訓練

市は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

カ 土砂災害防災訓練

県、市及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

キ その他の訓練

市は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火・救出救助・避難誘導・給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関と密接に連携を深めておく必要がある。

(2) 事業所（防火管理者）における訓練

学校・病院・工場・事業所、その他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、市・消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

(3) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防署等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(4) 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動の強化に努めるものとする。

また、住民は防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

4 訓練の評価と地域防災計画への反映

市は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

第9章 要配慮者の安全確保

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

第1節 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、防災担当部局と保健福祉部局との連携の下、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成し、定期的に更新するものとする。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府（防災担当））」に基づく「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を市地域防災計画の下位計画として位置づけ、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図るものとする。

なお、他の既存計画等に記載の「災害時要援護者」については今後「避難行動要支援者と読み替え、順次修正していくものとする。

(1) 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- ウ 身体障がい者（身体障害者手帳1級、2級所持者及び3級の視覚、下肢、体幹、呼吸器機能の障がい者）
- エ 療育手帳を保有し、障がい程度がAの方
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者で単身世帯の者
- カ 上記以外、実態を踏まえ、避難支援が必要と市長が認める者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号・緊急時家族等の連絡先
- カ 避難行動要支援者の区分（支援等を必要とする理由）
- キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者情報の利用及び取得

ア 市内部での情報集約

避難行動要支援者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局で把握している要介護高齢者、障がい者等の情報を集約する。

イ 知事等からの情報の取得

避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第49条の10第4項の規程に基づき、関係都道府知事その他の者に対して、市が把握していない要配慮者の情報の提供を求めることができる。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新と共有

市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つことができるよう努める。また、名簿を提供している避難支援等関係者にも定期的に周知するよう努める。

2 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難行動要支援者名簿は、市が行う避難支援等の実施のために内部で利用すると共に、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で、あらかじめ避難支援の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者名簿の情報を事前に提供する避難支援等関係者は、原則次に掲げる機関等とし、災害発生時には、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

ア 消防機関

イ 警察

ウ 民生・児童委員

エ 市社会福祉協議会

オ 区長・町内会長等

カ その他災害発生時、避難行動要支援者の生命を守るため特に必要と認める者

(2) 適正な情報管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行う。

ア 避難行動要支援者名簿の提供には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

ウ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行う等、適切に保管するよう指導する。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

オ 避難行動要支援者名簿を取り扱う者に限定するよう指導する。

3 避難のための情報伝達

市は災害が発生するおそれがある場合は、市地域防災計画の第2編第2部第6章第1節「避難指示等の発令」に基づき、避難指示等を適切に発令し、その発令に当たっては避難行動要支援者が円滑に避難できるよう以下の事項に留意して行う。

(1) 高齢者等避難の発令・伝達

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難のため、適切に「高齢者等避難」を発令する。その発令・伝達に当たっては、高齢者、障がい者等にも分かりやすい言葉や表現を使って行う。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時等は迅速かつ確実に避難指示が伝達できるよう、各種情報伝達の

特徴を踏まえ、防災行政無線、広報車、携帯端末による緊急速報メール等を活用するなど複数の手段を組み合わせて情報伝達を行う。

4 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者があらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿を基に避難支援等を行うものとする。

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者はあらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保措置

市は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。

第2節 個別避難計画の策定

市は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生委員、市社会福祉協議会、行政区・町内会等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容、避難先）を平常時から共有し、一人一人の避難行動要支援者に対してできるだけ複数の避難支援等関係者を定める等、個別避難計画の策定に努めるものとする。

第3節 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

第4節 社会福祉施設等における対策

1 施設の整備

社会福祉施設等の利用者は支援の必要な高齢者や障がい者及び乳幼児等であり、災害時には移動の面などで支障が生じる「避難行動要支援者」であるため、施設の管理者は、施設そのものの安全性の確保に努める。

* 資料編 資料34参照

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ職員を中心とした防災組織を整備し、役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておくものとする。

特に、夜間における消防署等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分に配慮した組織体制を確保する。

また、管理者は、市との連携を図り、施設相互及び他の施設、近隣住民並びにボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、利用者の実態等に応じた協力が得

られるよう体制づくりを行うものとする。

さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておくものとする。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に備え、消防署等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、市の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者が災害等に関する基礎的な知識やとるべき行動について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、管理者は、施設の職員や利用者が災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各施設の構造、利用者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する利用者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状、心的外傷後ストレス障害（PTSD）の顕在化に備え、症状・対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

5 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第5節 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

市は、ひとり暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障がいのある知的障がい者）等の安全を確保するため、防災ラジオを無償で積極的に貸与するなど災害時の情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報器等の設置など必要な措置を講ずるものとする。

2 防災知識の普及・啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット・チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

市は、防災部局と保健福祉部局（地域包括支援センター・ケアマネジャー含む）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

発災初期においては、市及び防災関係機関の対応が著しく制限されることが予想されるため、民生委員等と連携を図りながら、区・町内会、自主防災組織等において避難行動要支援者の所在をあらかじめ把握し、発災時においては、地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、市は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

第6節 避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、避難支援等関係者又は運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第7節 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

市が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむを得ずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努めるものとする。

また、介助、援助を行うことができる部屋（福祉避難スペース）を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

2 福祉避難所の指定

市は、保健福祉センター、老人福祉センター等、避難所の生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

3 指定避難所と福祉避難所との連携

要配慮者が一般の指定避難所において避難生活を送ることが困難な場合には、安心して必要な生活の支援を受けることができるよう、指定避難所から速やかに福祉避難所に移動できる連携体制の整備に努める。

第8節 外国人及び市外からの来訪者への対策

1 外国人に対する対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も「要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、多様な機会に防災対策の周知に努めるものとする。

- (1) 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- (4) 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

2 来訪者等対策

本市は磐梯朝日国立公園の一角を有し、岳温泉や塩沢温泉などの観光資源を有することから観光客など来訪者が多い。その対策として、市外からの来訪者にもわかりやすく、迅速な避難誘導ができるよう体制を整備するとともに、訓練の強化を図る。

第2部 災害応急対策

第1章 応急活動体制

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1節 初動体制

それぞれの配備体制における具体的な職員の配置については、毎年度当初に策定する「職員行動マニュアル」及び「職員配備計画」において別に定める。

1 災害対策本部設置前の体制

	配 備 基 準	任 務 内 容
事前配備	<ol style="list-style-type: none"> 大雨、台風等において、気象注意報（大雨注意報、洪水注意報等）が発表され、警報の発表が予想されるときで、市民部長が配備を決定したとき。 その他市民部長及び関係部長等が特に必要と認めたとき。 	<p>情報収集連絡のため、市民部及び関係部等の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。</p>
警戒配備	<ol style="list-style-type: none"> 気象警報（大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報）のいずれかが発表されたとき。 その他市民部長及び関係部長等が特に必要と認めたとき。 	<p>市民部は各部・各支所等に連絡するとともに、所要の人員を待機させるよう要請し、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。</p> <p>また、災害発生とともに、直ちに非常活動ができるよう体制を整える。</p>
特別警戒配備	<ol style="list-style-type: none"> 気象警報、土砂災害警戒情報、気象に関する特別警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 災害が発生した場合において、災害対策本部の設置に至るまでの間又は災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき。 その他副市長が特に必要と認めたとき。 	<p>副市長は災害対策本部会議※の開催の可否を判断する。</p> <p>災害対策本部会議においては、気象情報及び災害に関する情報を共有すると共に、自主避難所または指定避難所の開設、避難情報の発令、災害対策本部の設置等について決定し、直ちに必要な対応を行う。</p> <p>また、状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制を整える。</p>

※災害対策本部会議…市長、副市長、教育長及び部長（議会事務局長、教育部長、会計管理者及び支所長を含む）、秘書政策課長、財政課長、人事行政課長が出席することとし、事務局は生活環境課とする。

2 災害対策本部設置後の体制

【本部長（災害対策本部長）…市長】

	配 備 基 準	任 務 内 容
第一次配備体制	1 局地的に激甚な災害※が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 2 災害対策本部会議で配備を決定したとき。 3 その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき。	災害対策本部付職員は速やかに本部へ出向し、突発的災害に対し、応急対策を行い、救助活動及び情報収集、防災関係機関との連携、広報活動が円滑に実施できる体制をとる。 局地的災害の場合は、本庁、各支所間の連絡、連携を密にし、相互応援体制をとる。 事態の推移に伴い、速やかに次の配備体制に移行できる体制をとる。
第二次配備体制	1 複数地域又は全域にわたる激甚な災害が発生したとき。 2 災害対策本部会議で配備を決定したとき。 3 その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき。	災害対策本部付職員のほか、その他の職員も含めた全職員にて、広域的な応急対策を行い、被害を最小限に止める体制をとる。 各機関、災害協定先等からの応援を受け、あらゆる災害応急対策をとる。

※激甚な災害…「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害に該当しうる大規模な災害。

3 夜間・休日等の体制

- (1) 本庁警備員は、気象警報に関する情報または災害情報を受理したときは、直ちに市民部長及び生活環境課長を始め、毎年度当初に作成する「警報等発令時連絡体制」に基づき連絡する。
- (2) 職員は、防災行政無線・テレビ・ラジオ等の気象情報または災害情報により、市内に気象警報の発表または災害が生じたことを察知したときは、直ちに各部・課が定める体制により、参集するものとする。

4 災害対策本部設置前の活動内容

活動体制は、第2部の各章の初動対応策等に準ずるが、特に事前及び警戒配備に万全を期すものとする。

- (1) 事前及び警戒配備下の活動
 - ア 市民部長は、生活環境課長に気象情報、災害情報、その他関連情報等を収集させるものとする。
 - イ 各部長は、市民部長と連絡を密にしながら、部署職員に必要な情報を収集させるものとする。
- (2) 職員の配備
 - ア 警戒配備につく職員は、各部長の指定する場所に待機する。
 - イ 警戒配備につく職員の数は、状況により各部長が決定する。
- (3) 各部長は、事務分掌に基づき、各課の配備基準を定め、これを部署職員に徹底する。

第2節 災害対策本部

1 設置基準

市長は、次の各号のいずれかに該当し、特に強力で防災活動を推進する必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定により、二本松市災害対策本部を設置する。

- (1) 局地的に激甚な災害が発生し、なお拡大すると予測されるとき。
- (2) 複数地域又は全域にわたる激甚な災害が発生したとき。
- (3) その他大規模な災害が予測され、総合的な応急対策を必要としたとき。

なお、大規模災害発生時における市長の不在等の非常時において、市長による災害対策本部設置の決定が困難な場合は副市長が決定し、それも困難な場合には市民部長を第2順位、総務部長を第3順位とする。

2 設置場所

市長は、二本松市災害対策本部条例に基づき、市役所本庁舎に災害対策本部を設置する。ただし、本庁舎に設置することが困難な場合は、市長が指定する場所に設置する。

【二本松市災害対策本部 市庁舎使用計画】

本部室名	使用庁舎室名	階数	面積
本部室	庁議室	4階	82.00㎡
防災会議室	601会議室	6階	86.00㎡
本部付職員事務室	正庁	6階	208.00㎡
議員協議会室	議員協議会室	5階	170.00㎡
会議室	総務市民常任委員会室	5階	59.00㎡
会議室	産業建設常任委員会室	5階	59.00㎡
会議室	文教福祉常任委員会室	5階	62.00㎡
報道室	議会運営委員会室	5階	62.00㎡

3 設置の公表

市は、本部を設置したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

- (1) 県（災害対策課）
- (2) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (3) 陸上自衛隊（第44普通科連隊）
- (4) 災害相互応援協定を締結している自治体等

4 災害対策本部の解散

災害対策本部長は、市域に災害の発生するおそれが無くなった場合又は災害復旧が進行して必要が無くなったと認められるときは、本部を解散する。

また、解散にあつては、県及び防災関係機関等にその旨を報告する。

5 災害対策本部の組織編成等

二本松市災害対策本部の組織編成等は「二本松市災害対策本部条例」の定めるところによる。

なお、本部長及び部長等が不在の場合は、「二本松市職務権限規定」に基づき、活動体制をとる。

- (1) 組織編成
 - * 資料編 資料35参照
 - * 資料編 資料36参照

- (2) 各部の任務分担
 - * 資料編 資料37参照
 - * 資料編 資料38参照

6 災害対策本部の設置による活動

(1) 組織内の関係

- ア 本部会議及び本部長の命令は、市民部長を通して各部に連絡・指示する。
- イ 本部長不在時においては、第一順位・副本部長（副市長・教育長）、第二順位・市民部長、第三順位・総務部長が行うものとする。
- ウ 各部で収集した情報又は処理した事項のうち、本部及び他部との関連の事項は、本部会議に報告する。
- エ 市民部長は、あらかじめ本部付職員を決定し、災害対策本部の事務を行うよう本部長が命令する。

(2) 非常配備下の活動

- ア 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。
- イ 市民部長は、各部長との相互連絡を密にし、客観的に状況を判断するとともに、応急措置について随時これを本部長に報告する。
- ウ 各部長は、災害に関する情報及び指示事項等を取りまとめて市民部長に報告する。市民部長は、これを整理して県及び防災関係機関に報告する。
- エ 各部長は、状況を部署職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。
- オ 各部間の協力体制を強化する。
- カ 本庁、各支所間の協力体制を強化する。

7 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が本部から遠隔地かつ局地的に発生し、災害の種別、規模、その他の状況により、現地に対策本部を設置することが必要と認めた場合は、名称、所管区域及び設置の場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

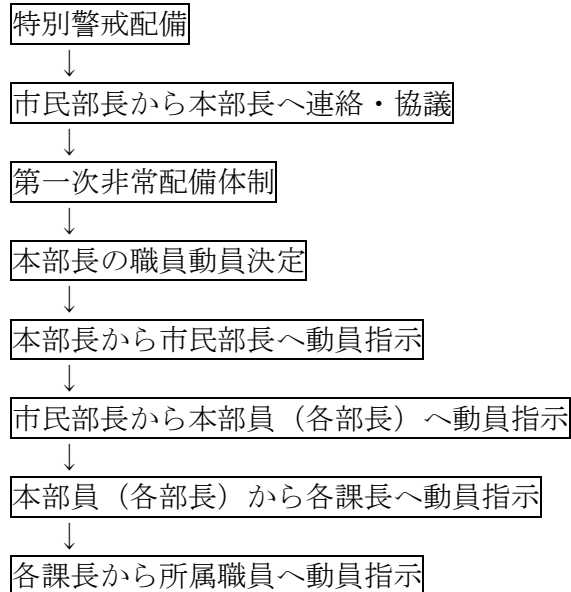
なお、設置場所については、災害の状況に応じて設置することとするが、基本的には、地区防災拠点（各支所、住民センター）を第1候補とする。

また、現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度本部長が定めるものとする。

第3節 職員の動員

1 動員の時期及び伝達

(1) 本部長からの伝達



(2) 職員への伝達

各課長から所属職員への伝達は、あらかじめ定められたルートにより、一般加入電話又は携帯電話で行うこととする。なお、大規模災害によりこれらの連絡手段が用いることができない場合や、甚大な被害が発生していることが明らかである場合は、あらかじめ策定された職員行動マニュアル及び職員配備計画により、自主的に職員が参集する。

2 動員計画

(1) 災害対策職員配備計画・職員行動マニュアルの作成と周知

毎年度当初に作成される災害対策職員配備計画及び職員行動マニュアルについて、各課長は、平常時から所属職員に対し周知徹底させなくてはならない。

また、計画の作成にあたっては、次の事項を考慮するものとする。

- ア 動員伝達系統図
- イ 非常参集予定者
- ウ 非常参集場所
- エ 勤務時間外の対応

(2) 動員の区分

各課長は、所属職員の参集場所を事前に確認し、任務分担を明らかにしておくものとする。

3 職員動員の報告

各課長は、各部長を通じて、職員の動員状況を市民部長に報告し、市民部長は報告のあった職員の動員状況を取りまとめ、本部長へ報告するものとする。

第4節 職員の服務

1 勤務時間内における留意事項

- (1) 災害に関する情報に注意し、原則として勤務場所を離れない。
- (2) 会議、出張等中止する。

- (3) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで指定された場所で待機する。
- (4) 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないようにする。

2 勤務時間外における留意事項

- (1) 災害が発生し、防災行政無線・テレビ・ラジオ等の情報により、市内の全域又はそれに相当する被害が生じたとき、参集命令を待つことなく、自主的にあらかじめ指定された場所に参集する。
- (2) 災害の状況により、あらかじめ指定された場所への参集が困難な場合は、最寄りの各支所、住民センター等に参集し、その後所属長の指示に従う。
- (3) 遠距離通勤職員は、参集について事前に所属長と協議しておくこととする。
- (4) 職員又は職員の家族が直接的に罹災した場合は、緊急参集は実質的に不可能であることから、所属長へ報告する。
- (5) 参集の際は、災害活動に適する服装とし、最低1日分の食料と水を持参する。
- (6) 参集途上において、可能な限り被害状況等を把握し、参集後直ちに所属長又は上司に報告する。
- (7) その他については、職員行動マニュアルを参考とする。

第5節 市庁舎における災害応急体制

市庁舎が罹災した場合の応急体制については、「市庁舎消防計画」に基づき、対応することとする。

職員は来庁者及び重要物品の安全を確保するため、迅速かつ的確な行動を行うこととする。

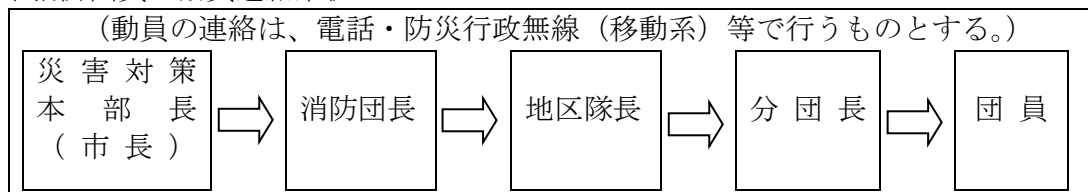
第6節 市消防団員の動員

1 市消防団の動員命令

市消防団の動員命令は、市長（本部長）が消防団長に対して行うものとする。

また、消防団長は本団幹部及び各分団長等へ次の方法により、命令を行うものとする。

市消防団員の動員連絡系統



2 消防団員動員時の連絡内容

次の内容を連絡するものとする。

- (1) 動員を要する分団名と動員の規模
- (2) 災害情報または被害状況
- (3) 作業内容及び作業場所
- (4) 集合時間及び集合場所
- (5) その他必要と認める事項

第2章 応援の要請

災害発生に伴い、業務が膨大となり災害応急対策が滞ることを防ぐため、各機関等への応援要請を必要に応じて速やかに行う必要がある。

第1節 県に対する要請

1 県と市の相互協力

- (1) 市長は、災害応急対策（広域避難対策、市役所機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するため必要があると認めるときは、知事（災害対策課）に応援（職員の派遣を含む）若しくは応援のあつせんを求め、または災害応急対策の実施を要請することができる。

- ア 災害対策基本法第30条
- イ 災害対策基本法第68条
- ウ 地方自治法第252条の17

- (2) 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

- ア 災害対策基本法第30条
- イ 災害対策基本法第67条
- ウ 地方自治法第252条の17

- (3) 市長が、知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、または他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を要請する機関名
- ウ 応援を要請する職種別人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ その他必要な事項

なお、災害相互応援協定を締結している他市町村等に対しては、その協定書に定めるところによるものとする。

【相互応援協定】

協定の相手方	協定年月日	応援内容
福島地方拠点都市 (県北市町村)	平成7年8月1日	物資供給、職員派遣、資機材供給
東京都葛飾区	平成8年2月19日	物資供給、職員派遣、被災住民の受入
埼玉県越谷市	平成8年7月2日	物資供給、職員派遣、資機材供給、被災住民の受入
福島・宮城・山形広域圏	平成9年1月16日	物資供給、職員派遣、資機材供給
長野県駒ヶ根市	平成17年10月14日	物資供給、職員派遣、資機材供給、被災住民の受入
埼玉県富士見市	平成25年10月23日	物資供給、職員派遣、資機材供給、被災住民の受入

2 災害対策基本法に基づく知事の指示等

- (1) 知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、応急措置の実施について必要な指示をし、または他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。
- (2) 知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市長に対し、当該災害応急対策の実施を求め、または他の市町村長を応援することを求めることができる。
- (3) 知事の指示にかかる応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動する。協定により応援に従事する者は、協定に基づく協議により、指揮権を設定するものとする。
- (4) 県は、あらかじめ情報連絡員（リエゾン）を災害対策地方本部毎に指定しておき、市において災害対策本部を設置する災害が発生した場合、または通信手段途絶等により派遣が必要と認める場合は、県北地方災害対策本部から市へ情報連絡員を派遣するものとする。

第2節 国に対する応援要請

1 市長の応援要請

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2 手続き

市長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、市長が、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

第3節 公共的団体等への協力要請

市は、区域内における公共的団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

- 1 異常現象、災害危険箇所等を発見したときの通報。
- 2 避難行動要支援者の把握、介助等に対する協力。
- 3 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- 4 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- 5 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- 6 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- 7 被災者に対する食料品、飲料水、その他物資の配分作業に協力すること。
- 8 被害状況の調査に協力すること。

- 9 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- 10 被災者の安否確認、遺体の捜索、受入れ、身元確認に協力すること。
- 11 罹災証明書交付事務に協力すること。
- 12 被災建築物の使用制限の調査に協力すること。
- 13 その他の災害応急対策の実施に協力すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、地区の自主防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

【各種団体等との災害時応援協定】

* 資料編 資料69参照

第4節 自衛隊の災害派遣要請

1 災害派遣要請基準

市長は、災害を予防し、または災害が発生した場合に、人命及び財産を災害から保護するために、自衛隊の派遣を要すると認めるときは、要請者である知事に対して、部隊の派遣を要請するよう要求するものとする。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

区 分	活 動 内 容
(1) 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
(2) 避難の援助	避難者の救援等
(3) 遭難者等の捜索救助	遭難者等の捜索、救助
(4) 水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
(5) 消防活動	利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
(6) 道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響あると考えられる場合）
(7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な感染症等発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市が準備）
(8) 通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
(9) 人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
(10) 炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
(11) 救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第13条、第14条」による
(12) 交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする

区 分	活 動 内 容
(13) 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
(14) 予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
(15) その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する

3 要請の手続き

(1) 根拠法令

自衛隊法第83条

(2) 災害派遣要請の要求

市長は、市の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（災害対策本部総括班）に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

(3) 災害派遣要請の要求要領

市長が知事（災害対策本部総括班）に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県北地方振興局長（災害対策地方本部総括班）を経由して、知事（災害対策本部総括班）へ要求するものとする。

要求に当たっては、次の要領により文書をもって行うものとする。

ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事（災害対策本部総括班）に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに県北地方振興局長（災害対策地方本部総括室）へ連絡するものとする。

ア 提出（連絡）先 県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班

イ 提出部数 2部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

市長は、上記の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、市長は、速やかにその旨を知事（災害対策本部総括班）に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事（災害対策本部総括班）に通知するものとする。

4 災害派遣要請者

(1) 第1順位…市長

(2) 第2順位…副市長

(3) 第3順位…市民部長

(4) 第4順位…総務部長

5 派遣要請部隊

陸上自衛隊福島駐屯地

陸上自衛隊第44普通科連隊 第3科

Tel 0 2 4 - 5 9 3 - 1 2 1 2 内線 235 (県総合情報通信ネットワーク 811-280-01)
時間外 福島駐屯地当直司令 内線 302 (県総合情報通信ネットワーク 811-280-02)

6 部隊の基地

派遣要請の決定後、自衛隊の活動拠点として円滑に利用できるよう、施設管理者において施設の通常利用の停止をするなど、必要な措置を行うこととする。

- (1) 城山総合体育館 … 5, 4 1 1 m²
- (2) あだたら高原野営場 … 1 5, 6 3 3 m²

7 自衛隊との連絡体制の確立

市長は、派遣された自衛隊との円滑・迅速な措置がとれるよう、情報連絡員（リエゾン）を受入れ、連絡交渉の窓口を明確にし、市庁舎又は災害現場に市と自衛隊共同の連絡所を設置し、連携を密にするものとする。

8 災害派遣部隊の受入体制

市、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用に関して緊密に連絡協力するものとする。

- (1) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除
市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と重複競合することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。
- (2) 作業計画及び資材等の準備
市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を策定するとともに、諸作業に関係のある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。
また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要なとする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。
ア 作業箇所及び作業内容
イ 作業の優先順位
ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- (3) 派遣部隊の受入れ
市長は、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、関係出先機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備するものとする。
また、出勤部隊及び現地関係機関との連絡調整のため、必要があると認める場合は、職員を現地に派遣するものとする。
ア 本部事務室
イ 宿舎
ウ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
エ 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
オ 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

9 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市長及び警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市

長に通知するものとする。

- (1) 警戒区域の設定及びそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

10 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合、または部隊が派遣の必要がなくなると認めた場合に行うものとする。

ただし、撤収にあたっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

11 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

(1) 県・市の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲み取り、通信費及びその他の経費

(2) 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備・損耗・更新並びに災害地への往復等の経費

第5節 応援受入体制

人的・物的資源の受入れ手順や応援を受ける業務等について、対象業務、担当部署、具体的な手続き等については、別途「二本松市災害時受援計画」に従い、速やかに必要な応援の受入を行うものとする。

第3章 情報の収集・伝達

市内に風水害等の災害が予想されるとき、予報・警報等の関係情報を、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより、迅速かつ確実に伝達する。

また、市内に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1節 気象注意報・警報等の伝達

1 定義と種類

(1) 定義

- ア 予報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
- イ 注意報：気象現象により災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
- ウ 警報：重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
- エ 特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪等が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。
- オ 情報：気象の予報等について、注意報・警報・特別警報に先立って注意を喚起する場合や、注意報・警報・特別警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) 種類（内陸部）

ア 注意報

- ・気象注意報
 - 風雪注意報
 - 強風注意報
 - 大雨注意報
 - 大雪注意報
 - その他の気象注意報（現象名を冠した注意報）
 - 濃霧注意報
 - 雷注意報
 - 乾燥注意報
 - なだれ注意報
 - 着氷（雪）注意報
 - 霜注意報
 - 低温注意報
 - その他の異常現象(例：融雪注意報)

- ・洪水注意報
- ・水防活動用気象注意報（大雨注意報をもって代える）
- ・水防活動用洪水注意報（洪水注意報をもって代える）
- ・福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水注意報（阿武隈川上流：氾濫注意情報の表題で発表）

イ 警報

- ・気象警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
 - 大雨警報
 - 大雪警報
- ・洪水警報
- ・水防活動用気象警報（大雨警報または大雨特別警報をもって代える）
- ・水防活動用洪水警報（洪水警報をもって代える）

- ・福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報（阿武隈川上流：氾濫警戒情報及び氾濫危険情報並びに氾濫発生情報の表題で発表）

ウ 特別警報

- ・気象特別警報
 - 大雨特別警報
 - 大雪特別警報
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報

(注) 地面現象及び浸水注意報・警報は、その注意報及び警報事項を気象注意報及び気象警報に含めて行われる。

(注) 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

エ 情報

(ア) 気象情報（全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報）

気象等の予報に関係ある台風、大雨、その他異常気象について、注意報・警報に先立って知らせたり、異常気象の起きた後の状況について解説するなど、防災の効果上げるため、注意報・警報と組み合わせて発表するものである。

対象とする状況や現象により、台風・大雨・大雪・乾燥・高（低）温・長雨・日照不足・なだれ等の情報がある。

(イ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量（福島県の発表基準：1時間に100mm以上）を観測又は解析し、警戒レベル4相当の状況となっている場合にのみ福島県気象情報の一種として発表する。

実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（危険度分布）」で確認することができる。

(ロ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中、避難行動が必要な大雨による土砂災害の発生する危険性がさらに高まった時に、市長が避難指示等発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、福島県と福島地方気象台が共同で発表するものである。

なお、気象庁は土砂災害警戒情報を補足する情報として土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により1km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を提供する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは避難指示等の対象地区の範囲が十分であるか等、すでに実施済みの措置の内容を再点検し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等のさらなる措置を検討する必要がある。

(ハ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間であ

る。

オ その他

(ア) 火災気象通報

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台により通報される。

(イ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に都道府知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：オキシダント濃度 0.12ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

(ウ) 鉄道気象通報、大気汚染気象通報、電力気象通報

2 注意報・警報発表基準

福島地方気象台が異常気象等によって県下に災害が起こるおそれがあると予想したとき発表する。本市の発表基準は次のとおりである。

【二本松市の注意報・警報の発表基準】令和3年6月8日現在

発表官署		福島地方気象台	
一次細分区域		中通り	
市町村等をまとめた地域		中通り中部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準※： 14
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準※：103
	洪水	流域雨量指数基準※： 移川流域 =29.7 油井川流域 = 9.5 杉田川流域 =15.3 口太川流域 =21.2 安達太田川流域=11.1 小浜川流域 = 9 複合基準（表面雨量指数, 流域雨量指数の組合せ）： 移川流域 =(6, 27) 小浜川流域 =(6, 8.6) 阿武隈川流域=(6, 51) 指定河川洪水予報による基準： 阿武隈川上流「本宮・二本松」	
		暴風	平均風速：18m/s 以上
		暴風雪	平均風速：18m/s 以上 雪を伴う
		大雪	12時間降雪の深さ：平地25cm以上 山沿い※35cm以上
		大雨	表面雨量指数基準： 7 土壌雨量指数基準：69
注意報	洪水	流域雨量指数基準： 移川流域 =23.7 油井川流域 = 7.6 杉田川流域 =12.2 口太川流域 =16.9 安達太田川流域= 8.8 小浜川流域 = 7.2 複合基準（表面雨量指数, 流域雨量指数の組み合わせ）： 移川流域 =(6, 19) 安達太田川流域=(6, 7) 小浜川流域 =(6, 5.8) 阿武隈川流域=(5, 27.3) 指定河川洪水予報による基準： 阿武隈川上流「本宮・二本松」	
		強風	平均風速：12m/s 以上
		風雪	平均風速：12m/s 以上 雪を伴う
		大雪	12時間降雪の深さ：平地10cm以上 山沿い20cm以上
		雷	落雷等により被害が予想される場合

乾 燥	①最小湿度が40%以下、実効湿度60%以下で風速8m/s以上 ②最小湿度が30%以下、実効湿度60%以下
濃 霧	視程：100m以下
霜	早霜・晩霜期におおむね最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の育成を考慮し実施する)
な だ れ	①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続
低 温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：最低気温が-8℃以下、または-5℃以下の日が数日続くとき
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合
融 雪	融雪により被害が予想される場合
記録的短時間大雨情報	1時間雨量：100mm以上
土砂災害警戒情報	大雨警報発表中に、さらに降雨が激しくなり、土砂災害が発生するおそれが予想され、気象庁が解析する実況雨量や予測雨量等が福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領に定めた監視基準に達した場合に発表される。

なお、大規模災害（大地震、洪水による堤防決壊等）発生後、災害が起きやすい状況となることから、暫定基準として上記の基準を通常より引き下げて運用する場合がある。（具体的には福島県地域防災計画を参照）

(※)山沿い：概ね標高 300m以上

(※)表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

(※)土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

(※)流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。表中の「○○川流域=10」は、流域雨量指数が10以上を意味する。

【特別警報】

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」を発表する。市は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに市民等へ伝達を行う

現象	特別警報の基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

【国土交通省と気象庁が共同で実施する指定河川洪水予報】

水位危険度レベル	水位の名称	洪水予報の標題	市・市民に求める行動
レベル5	(氾濫の発生)	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は緊急安全確保 ・逃げ遅れた市民の救助 ・新たに氾濫がおよぶ区域の市民の避難誘導
レベル4	氾濫危険水位	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・市は避難指示を発令 ・市民は避難開始
レベル3	避難判断水位	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・市は高齢者等避難を発令 ・要配慮者は避難開始
レベル2	氾濫注意水位	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は氾濫に関する情報に注意 ・水防団出動
レベル1	水防団待機水位		<ul style="list-style-type: none"> ・水防団待機

※水位については「第1部第1章第3節7 水位観測所と水防活動に用いる基準水位」を参照

3 気象警報等の伝達と活用

市は、福島地方気象台等が発表する防災気象情報のうち、気象警報等の発表があった際には、直ちに住民に対し、防災行政無線（防災ラジオ・屋外スピーカー）、市ウェブサイト、防災アプリ等により住民に対し周知を図る。

さらに、土砂災害警戒情報または特別警報の発表があった場合には、上記のほか緊急速報メールを利用し広く周知を図る。

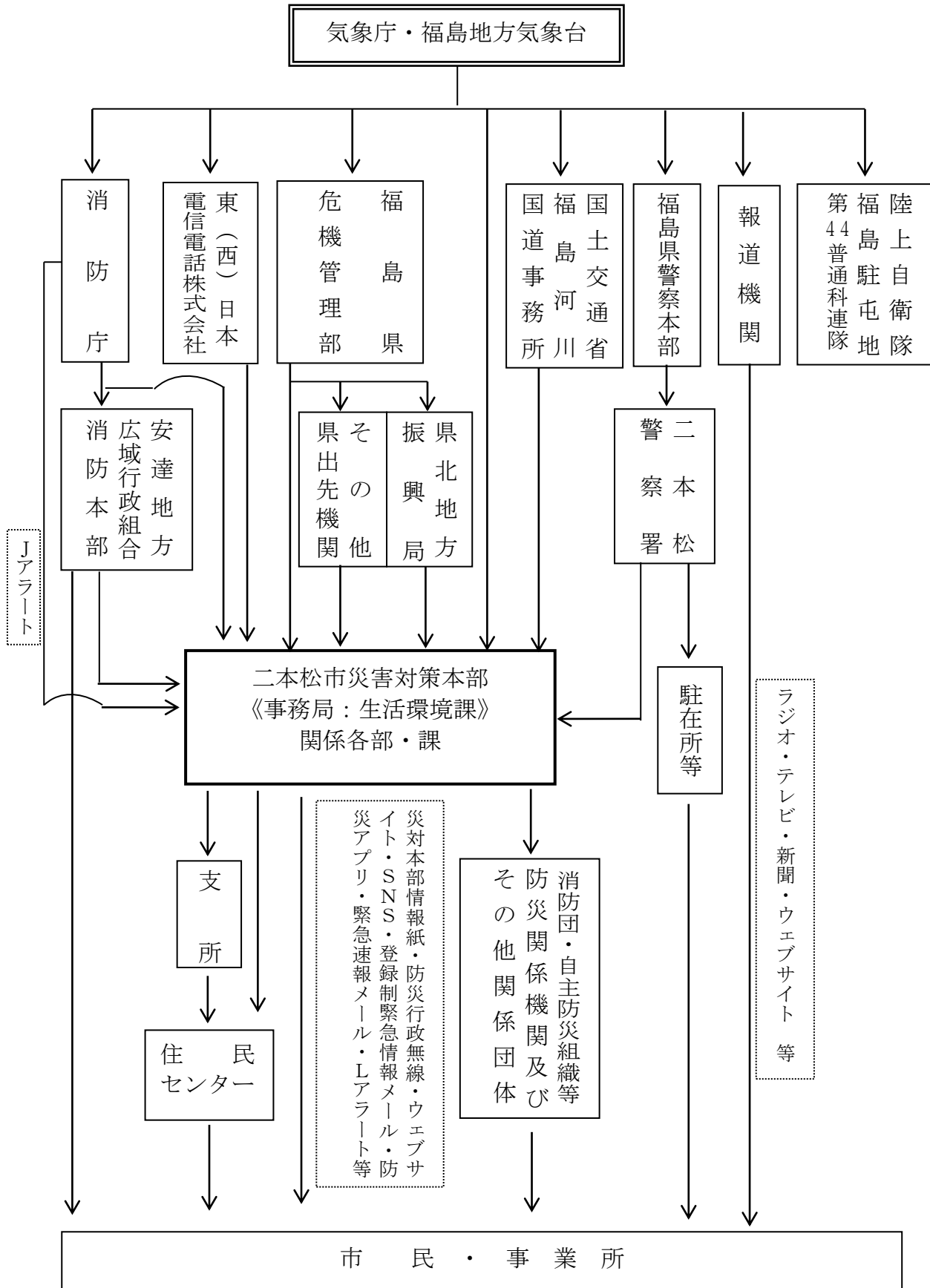
また、下記の対応例のように気象警報等の情報により、市は避難指示等の判断材料とし、住民は自らの避難の判断材料に活用する。

気象警報等発表時における市及び住民の対応例
(大型台風接近時等の災害が発生する可能性が高い場合)

市の対応	住民の対応	気象警報等の種類	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の連絡態勢確認 今後の雨量予測等の気象情報を収集 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の気象情報に気をつける ハザードマップ、避難所の確認 非常持出品の点検 	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報 危険度分布※「注意」(黄)	2
<ul style="list-style-type: none"> 警報の住民への周知 担当職員の参集 気象情報や雨量、河川の水位の情報を収集 避難所準備 必要地域に高齢者等避難発令 警戒すべき区域の巡回 	<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 家の外周等の点検 避難準備 高齢者等は危険な場所からの避難を開始 	大雨警報(土砂災害) 洪水警報 氾濫警戒情報 危険度分布※「警戒」(赤)	3
<ul style="list-style-type: none"> 住民への周知 避難者受け入れ 応急対応態勢確立 必要地域に避難指示 避難または屋内安全確保の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所に近づかない 災害があれば市役所などへ通報 避難指示、または自らの判断により、危険な場所から避難(安全な場所にいる場合は屋内安全確保) 	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 危険度分布※「非常に危険」(うすい紫)	4
<ul style="list-style-type: none"> 特別警報が発表され非常に危険な状況であること(または災害発生情報)の周知 直ちに最善を尽くして命を守る行動をとるよう住民に呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに命を守る行動をとる(避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は緊急安全確保) 	大雨特別警報 氾濫発生情報 危険度分布※「極めて危険」(濃い紫(氾濫発生情報の場合は黒))	5

※気象台ウェブサイト「キキクル」(危険度分布)及び河川の水位情報等も判断材料とする。

4 気象情報の伝達系統図



第2節 被害状況等の収集・報告

1 被害調査

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに市内の被害状況について調査を行う。特に大規模な災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、県と連携し、天候状況を勘案しながら、必要に応じ航空機等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。なお、被害状況の収集にあたっては、下記の点に留意して行うものとする。

- (1) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害状況を優先して収集するものとする。
- (2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。
- (3) スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行うものとする。
- (4) 情報を一元的に収集する消防防災GISシステムの効果的運用を推進する。

2 被害状況等の報告

(1) 市災害対策本部への報告

市の機関は、市災害対策本部又は市民部長が定める様式及び日時により、被害状況の調査内容を具体的に報告するものとする。

また、地域住民及び消防団等からの報告は、原則として、各支所・住民センターを通じて報告するものとする。

なお、関係組織において特別に専用の系統図等を定めている場合は、これを尊重する。

(2) 市議会への報告

被害状況等の報告を市災害対策本部において取りまとめ、整理した後、市議会議員協議会等協議報告基準により報告する。

(3) 県（災害対策本部情報班）への報告

ア 市から県への報告は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とする。

イ 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、県から市へ派遣される情報連絡員（リエゾン）が持参する衛生携帯電話や一般電話、ファクシミリ、電子メール等により県北地方振興局へ被害情報を報告する。

ウ 市が、県へ報告することができない場合は、直接国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行うものとする。

また、県北地方振興局へ報告することができない場合においては、直接県危機管理部へ報告を行うものとする。

エ 大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、市は、その状況を直ちに電話により総務省消防庁及び県（災害対策本部情報班）に報告するものとする。

(4) 報告の手段

直接口頭によるほか、一般加入電話、携帯電話、県・市防災行政無線、移動系無線、警察・消防無線、アマチュア無線、タクシー無線、ファクシミリ、電子メール等あらゆる手段を活用する。

(5) 報告の内容と種類

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。市からの報告の種類及び様式は次のとおりとする。

ア 報告の種類

(ア) 第1報から最終報告

被害の有無に係わらず指定の時刻までに報告

(イ) 確定報告

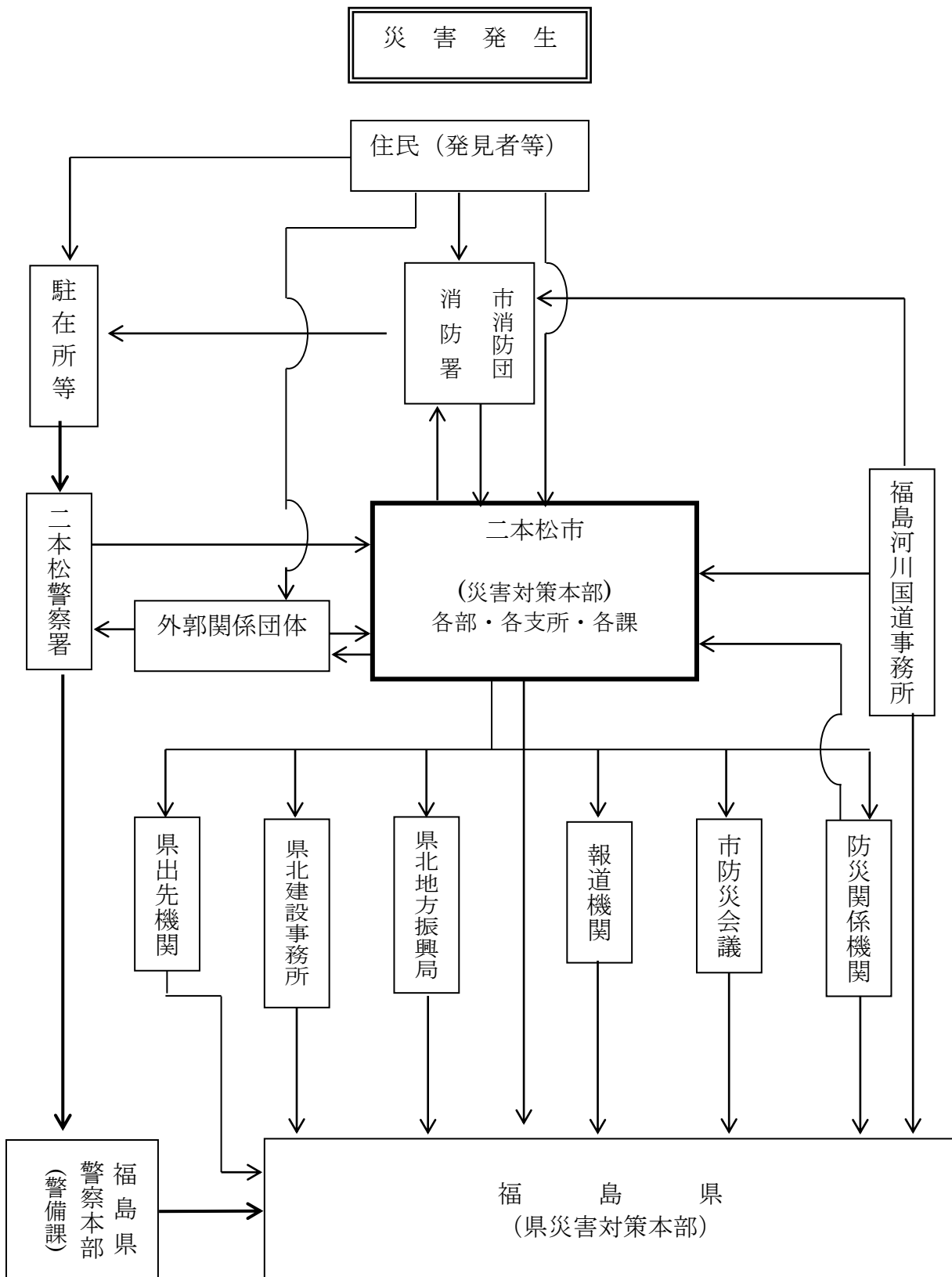
被害の状況が確定した場合に行う報告

イ 報告の様式

報告様式は別に定める「被害報告様式」(資料編 様式1)によるものとする。

3 被害状況等の情報連絡系統図

- 電話・口頭
- 警察電話



第3節 通信の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 市及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確保を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。
- (2) 市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）・無線通信・IP回線、市防災行政無線、県防災行政無線及び県総合情報通信ネットワークにより速やかに行う。
- (3) 電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
- (4) 災害時に限り、東日本電信電話株式会社が指定避難所等に設置した専用のモジュラージャックへ、市が電話機（アナログ回線対応）を接続することにより無料で利用可能となる、「災害時用公衆電話」を利用する。
- (5) 市及び防災関係機関は、電子メール及びファクシミリも災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。
その際、電子メール及びファクシミリの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。
- (6) 災害発生時においては、電話及び市防災行政無線とも混乱することが予想されるため、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

2 各種通信施設の利用

- (1) 非常通信の利用
市及び防災関係機関は、電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信協議会及びアマチュア無線等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。
- (2) 警察通信設備の利用
市は、電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく県の「警察通信設備の利用に関する協定書」（昭和39年5月28日締結）により、警察通信設備の利用を要請する。
- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用
市は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。
- (4) 放送機関への放送要請
電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、市は県に対し、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」による連絡のための放送を要請する。

3 市防災行政無線の運用

災害時における災害情報・避難情報の伝達若しくは被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は、市防災行政無線（防災ラジオ・屋外スピーカー・移動系無線）を活用し行う。

4 県総合情報通信ネットワークの運用

市は県総合情報通信ネットワークを活用し、県が行う気象予警報及び災害時における災害情報の収集若しくは被害状況の伝達、その他応急対策に必要な指示、命令の収集、応援要請等を行う。

また、県内市町村等への応援要請等については、県内市町村、安達地方広域行政組

合消防本部等に配備されている県防災行政無線を活用し行う。

5 東日本電信電話(株)福島支店の対応

(1) 加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能区域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

ア 交換機又は伝達路の被災に伴って発生する通話輻輳、あるいは災害時における電話網の復旧に当たっては、交換機の迂回中継機能を活用し最大の疎通を確保する。

イ 回線の規制又は迂回を行う場合の措置の程度は、規制回線又は迂回回線のサービスレベルが、管理限界内に維持される程度までとする。ただし、重要回線を確保するための回線規制又は迂回措置はこの限りではない。

ウ 専用線等は、原則として規制の対象としない。

エ 災害の発生直後等に生ずる電話の輻輳とその影響を極力防止するため、関係事業所においてトラヒック状況(呼量)を監視するとともに、迅速に必要な措置を講じる。

オ 電気通信設備の被災により、疎通に著しく支障がある場合には、被災地からの発信通話の疎通を優先する。ただし、この場合においては、電話網における異常の波及を防止するために、着信通話の疎通を考慮して行う。

カ 非常・緊急通話の疎通確保及び手動台の異常輻輳防止のため、必要により利用制限、通話時間の制限等、各種措置を講じる。

キ 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板(スマートフォン)、災害用音声お届けサービス(スマートフォン)を活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。

(2) ポータブル衛星通信システムの配備

災害等によって交換機、伝送路及び加入者ケーブルなどが故障した場合、通信の孤立を防止するためにポータブル衛星通信システムを使用し、通話(最大8回線及びインターネット1回線)を確保する。

第4章 災害時の広報

第1節 実施機関と相互連絡体制

1 災害時広報の実施内容

市は、災害時において、被災地、隣接地区の住民及び市民に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、県及び各防災関係機関と連携して、災害状況、災害応急対策の実施状況等を適時的確に広報するものとする。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することが必要であり、これらの情報を災害対応にあたる職員にも周知するよう努めるものとする。

また、各防災関係機関は、その管轄事項で住民に必要となる事項を広報する義務を有する。

なお、市は、下記の事項について広報を実施する。

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 避難に関する情報
 - ア 避難情報に関すること。
 - イ 受入施設に関すること。
 - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関すること。
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ウ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
 - ア 給水及び給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 総合相談窓口の開設に関すること。
 - オ 被災者への支援策に関すること。

2 相互連絡体制

災害の広報活動に関する機関は、災害情報の一元化及び共有化を図るため、相互に連絡を取り合わなければならないものとする。

市は、サーバ等の被災によりウェブサイト等での情報発信が不可能になった場合、災害協定等により、支援する市町村または民間事業者が被災した市に代わってウェブサイト等の開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を推進する。

第2節 市が行う広報及び手順

1 広報の決定・発表

広報の必要性については、市災害対策本部の自主的な判断によるもののほか、市の機関及び防災関係機関からの広報依頼による場合等があるが、情報の不統一を避ける観点から、情報の一元化を図るため、広報事項の決定は、市災害対策本部で協議し、本部長が決定する。

2 広報活動の方法

- (1) 市防災行政無線（防災ラジオ・屋外スピーカー）の活用
- (2) インターネットによる広報（ウェブサイトやSNS、防災アプリ等）
- (3) 緊急速報メール（エリアメール）による避難情報等の配信
- (4) Lアラートの活用
- (5) 広報車（市有車）の活用
- (6) 臨時広報紙（災害対策本部情報）による広報
- (7) 本庁舎及び出先機関等における掲示等
- (8) 消防署及び消防団への協力要請
- (9) 自主防災組織への協力要請
- (10) 近隣市町村への協力要請
- (11) 報道機関への緊急放送の要請
- (12) 視聴覚障がい者への広報のための協力要請

3 要配慮者及び外国人への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい要配慮者及び外国人等に対するの広報については、十分配慮して行うものとする。

- (1) 高齢者等の在宅要配慮者への広報
町内会等の自治組織、民生委員、ボランティア、地域住民等の協力を得て、市の広報内容を周知させるものとする。
- (2) 外国人への広報
外国人に対して「やさしい日本語」を含む多言語による広報を行うものとする。
- (3) 聴覚障がい者への広報
文字による情報発信、手話通訳等の実施を心掛ける。

4 災害記録映像の撮影及び収集と提供

- (1) 災害対策本部（記録係）は、災害現場の映像を撮影し、整理して保存するものとする。また、市災害対策本部開催の記録及び保存をするとともに、広報活動資料及び災害記録写真、その他の関係資料等を収集し保存する。
- (2) 災害対策本部（広報係）は、収集した映像、記録及び資料作成の総合調整を図り、報道機関等から求めがあったときは、これを提供するものとする。

第3節 報道機関への発表・協力要請

- 1 報道機関に対する発表は、全て市災害対策本部からの発表とし、正確かつわかりやすい内容となるよう配慮する。
- 2 報道機関に対する発表は、原則として、午前1回、午後1回までとする。ただし、緊急の発表事項又は報道協力要請事項が生じた場合は、その都度対応する。
- 3 市災害対策本部は、市庁舎の一部を報道機関専用開放する。
- 4 市災害対策本部は、報道機関から資料提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。
- 5 市は、Lアラートを用いて被害情報や避難情報などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達することができるようにする。
- 6 市は、緊急時における情報連絡手段として、関係機関の協力によりラジオ、テレビの放送機能を有効に活用する。（令和3年9月1日 福島テレビ株式会社と「防災情報発信等に関する協定」締結済）

第5章 消防・救急救助活動

市は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

第1節 消防活動

1 消防署の活動

- (1) 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。
- (2) 火災規模と対比して、消防力が劣勢と判断された場合は、住民の安全確保を最優先して、道路、河川、耐震建築物、空き地等を活用し、延焼を阻止する。
- (3) 事業所等の火災において、市街地に延焼のおそれがある場合は、市街地への火災防御活動を優先する。
- (4) 不特定多数の者を収容する施設から出火した場合は、人命の救助を目的とした消防活動を行う。

2 消防団の活動

- (1) 災害時において火災発生が予測される場合は、住民に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。
- (2) 消防署と協力して消火活動にあたる。
- (3) 火災の状況、出火の発見・通報及び道路障害の状況等の情報収集に努め、災害対策本部への報告と住民への指示指令の伝達を行う。
- (4) 要救助者の救助救出と、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。
- (5) 避難指示がなされた場合は、これを住民に周知するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

3 自主防災組織及び住民の活動

- (1) 各家庭におけるガス栓及び火気使用器具等の安全を確認し、相互に呼びかけを行う。
- (2) 火災が発生したときは、消火器・消火栓等を利用して、初期消火に努めるとともに、速やかに消防署に通報し、その指示に従う。

4 事業所等の活動

各事業所等で計画した消防計画に基づき、最善を尽くす行動をとる。

5 消防相互応援協定

安達地方広域行政組合消防本部が締結している「消防相互応援協定」(福島市消防本部 平成28年9月1日)(伊達地方消防組合消防本部 昭和49年2月1日)(郡山地方広域消防組合 昭和48年12月1日)を尊重し、活用する。

なお、「消防受援計画」(平成23年4月1日)については、安達地方広域行政組合消防本部が定めるところにより、応援を要請するものとする。この場合の計画に基づく経費は、市が負担するものとする。

第2節 救急救助活動

1 自主防災組織、事業所等による活動

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。

- (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防署又は警察等に連絡し早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り市、消防署、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

2 市の救助活動

- (1) 市は、消防署と協力し、救助対象者の状況に応じた救助を行うこととし、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。
- (2) 市は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、必要な事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。
また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。

3 消防署による救助活動

- (1) 救急救助活動
 - ア 活動は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、活動を実施する。
 - イ 同時に小規模な救急救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に活動を行う。
 - ウ 救助活動において、住民等が混乱状態にあるときは、警察等の協力を求め、円滑な活動ができる体制を確保する。
- (2) 救急救助における出動
 - ア 現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
 - イ 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

4 警察署の活動

- (1) 警察署長は、被害の程度に応じて、署員を被災地域に出動させ、倒壊家屋等からの救出、救助にあたる。
- (2) 活動にあたっては、保有する装備資機材を有効に活用するものとする。
- (3) 原則として、救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救急隊等に引き継ぐものとする。
- (4) 他の救急救助活動が円滑にできるよう、被災地域での交通整理及び人員整理を行う。
また、必要に応じて立入禁止等の措置を行うものとする。

5 広域応援

大規模な災害が発生し、安達地方広域行政組合消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接消防相互応援協定及び「福島県広域消防相互応援協定」等による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、市長は県（危機管理部）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第3節 航空消防防災体制の活用

消防防災ヘリコプターの活動の目的及びその範囲は次のとおりである。

1 救急・救助活動

- (1) 傷病者発生地域への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- (2) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

- (3) 河川等での水難事故等における捜索・救助
- (4) 山岳遭難事故における捜索・救助
- (5) 建築物火災における捜索・救助
- (6) 大規模災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

2 災害応急対策活動

- (1) 地震、台風、豪雨・積雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
- (2) 孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- (3) 道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮
- (4) 各種災害等における地域住民への避難誘導及び警報等の伝達

3 火災防衛活動

- (1) 林野火災等における空中からの消火活動
- (2) 火災における情報収集、伝達、地域住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- (3) 交通遠隔地等への消火資機材の輸送及び消火要員等の搬送

4 広域航空消防防災応援活動

各種活動の応援

5 受け入れ体制の整備

消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請した市長は、消防防災航空センターとの連絡連携のもと、必要に応じて以下の受け入れ体制を整備するものとする。

なお、離着陸場としては、アスファルト・コンクリート等の固い地面、および風圧の影響を考慮し半径100m程度の範囲内に建築物等が無い場所が望ましい。

- (1) 緊急離着陸場の確保及び安全対策の実施
- (2) 傷病者等の搬送先の緊急離着陸場所の確保や病院等への搬送の手配
- (3) 空中消火用資機材の資機材集積場所及び水利の確保
- (4) その他必要な事項

第6章 避難

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るための行動」である。

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行なわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

第1節 避難指示等の発令

市長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）を発令する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、指定避難所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、市長は必要な地域の必要な居住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1 避難の実施機関

(1) 実施の責任者及び基準

避難指示等の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等が発令したときあるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危機の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定避難所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、市は、危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

市は、避難指示等について、「第1部第4章第1節 避難計画の策定」で策定した避難指示等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、日中の明るい時間帯に高齢者等避難や避難指示の発令に努めるものとする。また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難に係る情報の発令等と併せて指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

区分	実施責任者	措 置	実施の基準
(警戒レベル3) 高齢者等避難	市長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
(警戒レベル4) 避難の指示等	市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者(水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	
(警戒レベル5) 緊急安全確保	市長 (災害対策基本法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

市長が不在で、かつ連絡がとれない場合は、第一順位が副市長、第二順位が市民部長、第三順位が総務部長の順位により避難指示等を発令するものとする。

2 避難指示等の要否を検討すべき情報

(1) 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報(浸水害)、大雨特別警報(浸水害)、洪水注意報、洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に福島県気象情報、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)、洪水キキクル(洪水警報

の危険度分布)、流域雨量指数の予測値がある。

(2) 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と 60 分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。

(3) その他

市で定める基準に達したとき

【参考】キキクル（警報の危険度分布）等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」（赤）、「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難情報の発令の検討も必要。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確

種 類	概 要
	<p>認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p> <p>水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>
<p>早期注意情報（警報級の可能性）</p>	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。</p>

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

3 指定行政機関等による助言

市は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。この際、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

また、県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、避難情報発令状況をリアルタイムで把握し、必要な情報がもれなく発令されるよう市に積極的に助言するものとする。

各災害に関する避難指示等を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・水 害 福島地方气象台、河川管理者（福島河川国道事務所、県河川港湾総室、建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・土砂災害 福島地方气象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、建設事務所等）、県（危機管理総室）

4 避難指示等の判断基準の例

避難指示等の発令にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))を基にした以下の設定例を参考に、河川水位等の情報や今後の気象予報等により総合的に判断する。

- (1) 洪水予報河川：阿武隈川における洪水の場合の例
(阿武隈川の避難判断水位：10.1m、氾濫危険水位：10.4m)

区分	判断基準の例 (次のいずれかに該当する場合)
(警戒レベル3) 高齢者等避難	1：指定河川洪水予報により、阿武隈川の二本松水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報により、阿武隈川の二本松水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達する予測が発表されている場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) 3：国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：上記基準1～4に該当するような状況をもたらす強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(→夜間前に発令する)
(警戒レベル4) 避難指示	1：指定河川洪水予報により、阿武隈川の二本松水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したと発表された場合 2：水害リスクラインで「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：上記基準1～3に該当するような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(→夜間前に発令する) 5：上記基準1～3に該当するような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(→立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令する) ※夜間・未明であっても、上記基準1～3に該当する場合は、躊躇なく発令する
(警戒レベル5) 緊急安全確保	<災害が切迫> 1：水害リスクラインで「氾濫している可能性(黒)」になった場合 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(支川合流部付近の氾濫のため発令対象区域を限定する) <災害発生を確認> 4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合) ※上記基準1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記基準4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する

(2) 水位周知河川：油井川・杉田川における洪水の場合の例

(油井川の氾濫注意水位：1.4m、避難判断水位：1.8m、氾濫危険水位：2.3m)

(杉田川の氾濫注意水位：2.35m、避難判断水位：2.6m、氾濫危険水位：2.75m)

区分	判断基準の例（次のいずれかに該当する場合）
<p>（警戒レベル3） 高齢者等避難</p>	<p>1：水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 2：水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警戒基準に到達する場合） 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：上記基準1～3に該当するような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（→夜間前に発令する）</p>
<p>（警戒レベル4） 避難指示</p>	<p>1：水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合 2：水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、洪水キキクルで「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警戒基準を大きく超過する場合） 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：上流に位置する市内の各ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があり、越水・溢水を伴うような急激な水位の上昇が見込まれる場合 5：上記基準1～4に該当するような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（→夜間前に発令する） 6：上記基準1～4に該当するような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警戒の発表後速やかに発令する） ※夜間・未明であっても、上記基準1～4に該当する場合は、躊躇なく発令する</p>
<p>（警戒レベル5） 緊急安全確保</p>	<p>〈災害が切迫〉 1：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 2：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 〈災害発生を確認〉 3：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※上記基準1～2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記基準3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する</p>

(3) (1)(2)を除く、**その他河川等**における洪水の場合の例

区分	判断基準の例（次のいずれかに該当する場合）
(警戒レベル3) 高齢者等避難	<p>1：原瀬川・口太川において、水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達し、洪水キキクルで「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現し、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>2：原瀬川・口太川を除くその他河川等においては、洪水警報が発表されており、洪水キキクルで「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現し、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：上記基準1～3に該当するような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（→夜間前に発令する）</p>
(警戒レベル4) 避難指示	<p>1：洪水警報が発表されており、洪水キキクルで「非常に危険（うす紫）」が出現（警戒レベル4相当情報[洪水]）し、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：上流に位置する市内の各ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があり、越水・溢水を伴うような急激な水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>4：上記基準1～2に該当するような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（→夜間前に発令する）</p> <p>5：上記基準1～2に該当するような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令する）</p> <p>※夜間・未明であっても、上記基準1～3に該当する場合は、躊躇なく発令する</p> <p>※水位を観測していない河川の場合、河川カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する</p>
(警戒レベル5) 緊急安全確保	<p>1：水位が堤防高又は背後地盤高に到達した場合</p> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市単位を基本として発表されるが、発令対象区域は適切に絞り込む） 〈災害発生を確認〉</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p> <p>※上記基準1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する</p>

(4) 土砂災害の場合

区分	判断基準の例（次のいずれかに該当する場合）
<p>(警戒レベル3) 高齢者等避難</p>	<p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクルが「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった時点から、気象庁のウェブサイトにて公表している「今後の雨（降水短時間予報）」の2時間先の24時間降水量予測データで累積雨量が100mm以上となった場合 （※土砂キキクルのメッシュ毎の色分けと、今後の雨のメッシュ毎の降水量予測の情報を基に、発令対象区域は適切に絞り込む）</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制や冠水等によって土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となることが想定される場合</p> <p>3：上記基準1～2に該当するような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（→夜間前に発令する）</p>
<p>(警戒レベル4) 避難指示</p>	<p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクルが「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった時点で、気象庁のウェブサイトにて公表している「今後の雨（降水短時間予報）」の24時間降水量データで累積雨量が100mm以上であり、かつ数時間先までまとまった雨が予想されている場合 （※土砂キキクルのメッシュ毎の色分けと、今後の雨のメッシュ毎の降水量予測の情報を基に、発令対象区域は適切に絞り込む）</p> <p>2：上記基準1に該当するような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（→夜間前に発令する）</p> <p>3：上記基準1に該当するような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令する）</p> <p>4：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量的変化等）が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、上記基準1又は4に該当する場合は、躊躇なく発令する</p>
<p>(警戒レベル5) 緊急安全確保</p>	<p>〈災害が切迫〉</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ土砂キキクルが「極めて危険（濃い紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現した場合 （※土砂キキクルのメッシュ毎の色分けを基に、発令対象区域は適切に絞り込む）</p> <p>〈災害発生を確認〉</p> <p>2：家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※上記基準1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記基準2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を発令する</p>

区分	判断基準の例（次のいずれかに該当する場合）
	急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する

5 避難のための指示等の内容

避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示等の理由
- (5) その他必要な事項

6 避難措置の周知等

(1) 知事への報告

市長は、避難のための立退き並びに立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- ア 避難指示等の有無
- イ 避難指示等の発令時刻
- ウ 避難対象地域
- エ 避難場所及び避難経路
- オ 避難責任者
- カ 避難世帯数、人員
- キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告しなければならない。

(2) 住民への周知

市は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、迅速に住民へ周知する。

また、避難の必要がなくなったときも同様とする。

7 避難指示等の解除

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2節 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 市長…災害対策基本法第63条
- (2) 警察官…災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第23条の2
- (3) 消防吏員又は消防団員…消防法第28条
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官…災害対策基本法第63条((1)～(3)の者が現場にいない場合に限る)
- (5) 知事…災害対策基本法第73条(市が、その全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合)

2 指定行政機関等による助言

市は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は

県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行うこととなっている。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

第3節 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され、または危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次責任者である市長又は避難指示等を発した者がその措置にあたるものとする。

2 避難指示等の伝達

市は、防災行政無線（防災ラジオ・屋外スピーカー）、市ウェブサイト、防災アプリ、公式SNS、Lアラート、携帯電話への緊急速報メール、登録制緊急情報メール、自主防災組織等による声かけ、市広報車による伝達等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導等の方法

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期す。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- (4) 誘導中は事故防止に努める。
- (5) 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば区・町内会単位で行う。
- (6) 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

4 避難順位及び携行品の制限

- (1) 避難順位は概ね次の順位による。
 - ア 傷病者
 - イ 高齢者
 - ウ 歩行困難な者
 - エ 幼児
 - オ 学童

- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

(2) 携行品の制限

避難にあたっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、下着類、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品（病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小・中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等、危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。なお、ペットとの同行避難を行う場合は、ケージの携行を認めるものとする。

5 避難道路の通行確保

警察官等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

6 避難終了後の確認

避難指示を発した地域に対しては、避難終了後、安全を第一に優先し、警察官・消防団員等の協力を得て可能な限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、逃げ遅れた者等の有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。

第4節 避難行動要支援者等対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、入所者に対し、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

市は、直接、電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、地域住民、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、聴覚障がい者については音声以外の方法（文字表示機能付き防災ラジオ等）を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、患者に対し、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

市は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ「やさしい日本語」を含む多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導にあたっては、入所者の実態に則した避難用の器具等を用いる。さらに老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

市は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の実態に則した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院等施設管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

また、必要に応じて、他の病院等から応援を得て患者を避難誘導する。避難誘導にあたっては、患者の実態に則した避難用の器具等を用い、避難所としては、医療・救護設備が使用可能な病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

市は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

3 避難所における配慮等

市は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

なお、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。

さらに市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する要配慮者に対して、保健師等による巡回相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルスケアを行うものとする。

第5節 広域的な避難対策

1 本市が被災した場合の役割

本市における、広域避難の際、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県（災害対策本部避難支援班）と協力し輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

2 本市が広域避難を受け入れる場合の役割

広域避難を受け入れる場合、避難所の開設や、被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

3 県の役割

県（災害対策本部避難支援班）は、大規模災害により被災市町村が市町村域を超え

た広域避難を行うため受入先確保の要請があった場合、被災市町村からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受入が可能な市町村を調査、選定し、被災市町村と受入先市町村との調整を行う。

県（災害対策本部避難支援班、生活環境班）は、市町村からの要請により被災者を県外へ避難させる必要がある場合は、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整体制を整備するとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達などを支援する。

また、県（災害対策本部避難支援班、保健福祉部各班）は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、関係団体と十分に連携して、病院、社会福祉施設等があらかじめ策定した広域避難計画に基づき、受入元と受入先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入居者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施にあたる。

第6節 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

市は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由
- エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
- ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

市は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

第7節 避難所の設置

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、原則として市が実施するものとする。
- (2) 市で措置不可能な場合は、近隣市町村、県（災害対策本部避難支援班）、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。
- (3) 大規模災害などで広域避難が必要となり、市で開設する避難所だけでは避難者

を受け入れできない場合、市は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。

なお、県が広範囲にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力が不足する場合は、県（災害対策本部避難支援班、関係各部・班）が自ら避難所を設置することができる。

2 市長の措置

市長は、この計画にあらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先等を把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知し、受け入れるべき者を誘導し、保護にあたるものとする。

3 避難所の開設

市長は、この計画に基づき、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする（福祉避難所の具体的な開設基準、運営方法等は別途「福祉避難所設置・運営マニュアル」で定める）。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に市職員を維持、管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行うものとする（指定避難所の具体的な運営方法等は別途「避難所運営マニュアル」で定める）。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県（災害対策本部避難支援班）に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

・ 県への開設報告事項

① 避難所開設の日時及び場所 ② 箇所数及び受入人員 ③ 開設期間の見込み

4 避難所の周知

市長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等について適切に県（災害対策本部避難支援班）をはじめ、警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

5 避難所における措置

避難所における市長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 避難者の受入

市は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また市は、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(2) 避難者に対する給水、給食措置、清掃等

給水、給食措置、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営の専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

(3) 負傷者に対する医療救護措置

- (4) 避難者に対する生活必需物資の供給措置
- (5) 避難者への情報提供
必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図る。
- (6) 感染症対策
市は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所のレイアウトや動線等に十分に配慮するとともに、感染症患者が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (7) その他被災状況に応じた救援措置
避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

6 県有施設の利用

県（災害対策本部避難支援班、関係各部・班）は、市長の要請に応じ、被災者を一時受け入れるため、県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、市長が行う受入活動に協力する。

なお、施設管理者は、受入の用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、受け入れた避難者の管理は、市長が実施する。

7 その他の施設の利用

市長は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、必要に応じて旅館・ホテル等を要配慮者が利用できる避難所として開設するよう努めるものとする。

第8節 避難所の運営

1 避難所運営の留意点

- (1) 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な市職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。
- (2) 市は、町内会等の地域自治組織、自主防災組織、女性防火クラブ、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。
なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。
- (3) 町内会等の地域自治組織、自主防災組織、女性防火クラブ、ボランティア等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、男女共同参画の視点に基づき役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (4) 市や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。
- (5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も併せ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、市は避難所の運営を行う。

2 住民の避難先の情報把握

市は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を図る。

ア 畳、マット、カーペット、簡易ベッド	カ 仮設トイレ
イ 間仕切り用テントまたはパーティション	キ テレビ・ラジオ
ウ 冷暖房機器	ク インターネット情報端末
エ 洗濯機・乾燥機	ケ 簡易台所、調理用品
オ 仮設風呂・シャワー	コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。

4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等避難者一人一人の多様な視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

5 要配慮者対策

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去される等、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

市は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

(3) 健康支援活動の実施

市は、県（災害対策本部避難支援班、保健福祉部各班）及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うよう努めるものとする。

(4) 栄養・食生活支援の実施

市の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うよう努めるものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県（健康衛生班）や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

(5) 施設・設備の整備

市は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

6 指定避難所以外の避難者への支援

(1) 在宅被災者及び車中生活をおくる被災者への支援

市は、避難所に避難している避難者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

市は、関係機関等との連携、連絡先の広報等により、指定避難所以外の施設等に避難した避難者の状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（市庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

第7章 土砂災害応急対策

県と福島地方気象台から、土砂災害警戒情報の発表を受け、土砂災害発生の危険性が高まったときには、市は、避難指示等の判断を行う。

第1節 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報とは

1 kmメッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る60分間積算雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示等の判断に資するため、県（河川港湾総室）は、福島地方気象台と共同して、市に土砂災害警戒情報を発表する。また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害の危険度分布が気象庁のウェブサイト等で公表されている。

2 市の情報伝達について

市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。（具体的な判断基準については第6章第1節4 避難指示等の判断基準を参照）

また、住民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、市や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

3 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報を発表した際には、福島地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。

4 土砂災害警戒情報の発表

(1) 目的

大雨による土砂災害の恐れが高まったときに、市長が災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示の判断や住民の自主避難の参考となることを目的とする。

県は、土砂災害警戒情報を市長に通知するとともに、広く一般に周知する。

(2) 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気象業務法により福島県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

(3) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

ア 市長が避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

イ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。

ウ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。

エ 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。

オ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要がある。

ることから、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

(4) 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

ア 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県（河川港湾総室）と気象台が発表対象地域ごとに発表する。

なお、地震や火山噴火等により土砂災害が発生しやすくなる状況を鑑み、県と気象台は下記のとおり基準を取り扱う。

	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
暫定割合 (通常基準に乗じる割合)	8割	7割

イ 解除基準

CLを下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報は解除される。

(5) 利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。

イ 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象ではないことに留意する。

ウ 市長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行うものとする。

第2節 土砂災害・斜面災害応急対策

1 応急対策の実施

(1) 県（森林林業総室、河川港湾総室）は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(2) 市は、住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

(3) 住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市、警察署等へ連絡する。

2 要配慮者に対する配慮

市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等

に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

3 土砂災害等の調査

- (1) 国、県（河川港湾総室）、市は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。
被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。
被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
重大な土砂災害が想定される場合、国または県は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。
- (2) 国、県は、被災概要調査結果及び状況の推移について、市を含めた関係機関等に連絡する。
緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。
- (3) 市は、土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

4 応急対策工事の実施

国、県（河川港湾総室）、市は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。
ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

5 避難指示等の実施

- (1) 国、県（河川港湾総室）は、迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、被災概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。
- (2) 市は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための指示及び避難誘導等を実施する。
異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

第3節 土砂災害緊急情報

1 土砂災害緊急情報の通知

国、県（河川港湾総室）は、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立退きの指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市に通知する。

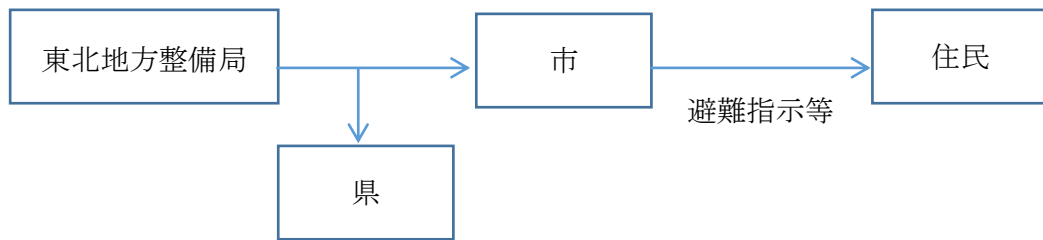
2 市の情報の伝達について

市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。
また、住民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

3 土砂災害緊急情報の伝達フロー

(1) 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



(2) 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



4 緊急調査結果の通知

(1) 国は、河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市に通知する。

(2) 県は、地すべりによって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を市に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認めるときについても、この結果を市に通知する。

第8章 医療（助産）救護

大規模災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

第1節 医療機関の被害状況等の収集、把握

市は、医療救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を住民にいち早く提供するため、医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握する。

県北保健福祉事務所は、市及び（一社）安達医師会等と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を一元的に収集し、県（健康衛生班）に速やかに報告する。この場合において、医療機関は広域災害救急医療情報システムやファクシミリ等により報告を行うこととし、公衆回線が不通となり県北保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、防災行政無線等により報告を行う。

県は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況を、市などの関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて県民に情報提供する。

第2節 医療（助産）救護活動

1 市の活動

- (1) 市は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ（一社）安達医師会等の協力を得て医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。
- (2) 市は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、または災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと思われるときは、県に対し協力を要請する。

2 県の活動

- (1) 県は、医療（助産）救護の必要を認めたときは、次の場所に救護所を設置し、救護活動を行う。
 - ア 避難所（福祉避難所においては、継続的な医療ケアを必要とする要配慮者の避難が想定されることから、迅速適切な医療救護活動が行われるよう特に配慮する。）
 - イ 災害現場
 - ウ 医療機関
- (2) 県は、市町村から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めたときは、基幹災害拠点病院の県立医科大学附属病院や県立病院等の医師等による災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を派遣するとともに、必要に応じ関係機関に協力を要請する。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容
 - ア 県災害対策本部内における情報収集及び関係機関との調整
 - イ 各DMAT本部における統括及び本部業務
 - ウ 被災地内病院における診療等（病院支援）
 - エ 消防機関と連携した救護所等における緊急処置等（現場活動）
 - オ 被災地内における患者搬送、診療（域内搬送）
 - カ 被災地内では対応困難な重症患者に対する治療を目的とした航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）での診療、施設の運営及び被災地外への航空搬送（航空搬送）等

- (4) 医療救護班の業務内容
 - ア 診療（死体検案・身元確認を含む。）
 - イ 応急処置、その他の治療及び施術
 - ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
 - エ 薬剤又は治療材料の支給
 - オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
 - カ 看護
 - キ その他医療救護に必要な措置
- (5) 県は、保健医療福祉調整本部への医師会や災害医療コーディネーターの参画により、DMATや医療救護班の派遣調整等を行うとともに、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。この際、県は、DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行うものとする。

また、県は、DMATや医療救護班による活動と並行して、またDMATの活動終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣などの協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。この調整は災害医療コーディネーターと連携して実施するものとし、医療情報が途絶することがないように、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。
- (6) 県（生活福祉班）は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成及び協力を求めるものとする。
- (7) 県は、DPAT等の派遣に係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

3 日本赤十字社福島県支部

- (1) 日本赤十字社福島県支部は、県（健康衛生班）の要請に基づき職員を派遣するとともに、医療救護班を派遣して救護活動を行うものとする。

なお、災害の状況に応じて独自の判断で救護班を派遣して、被災地の医療機能が回復、若しくは市による系統的な救助救出活動が開始されるまでの間において、独自の活動として、積極的な救護活動を行うことができるものとする。
- (2) 医療救護班の業務内容は、「災害救助法により県の行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約書」の定めるところによる。
- (3) 近隣各支部からの応援救護班の業務等については、福島県支部と同様の取扱いとする。

4 （一社）安達医師会・（公社）安達歯科医師会（市内）・（公社）福島県看護協会・（一社）福島県助産師会

- (1) 県（健康衛生班）または市からの協力要請があり、その必要性を認めたときは、救護活動を行う。
- (2) （公社）福島県看護協会は、災害時に災害支援ナースを派遣し、医療（助産）救護活動を支援する。
- (3) 医療救護班の業務内容は、県の医療救護班と同様とする。
 - * 資料編 資料39参照
 - * 資料編 資料40参照

5 (一社)福島県薬剤師会

(一社)福島県薬剤師会は、県（健康衛生班）、市又は医師会等から協力要請があった場合には、二本松市薬剤師会に要請し、救護活動に必要な医薬品等の確保と応援医薬品の荷分け、また、救護所において医薬品の管理と調剤を行う。

第3節 傷病者の搬送

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

- ア 医療救護班の班長は、市及び関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。
- イ 重傷者等の場合は、必要に応じて県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリ及び自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに、原則として基幹災害拠点病院や二次保健医療圏単位に設置されている地域災害拠点病院へ行う。

- ア 重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防署で実施する。ただし、消防署の救急車両が確保できない場合は、市及び救護班並びに医療機関等で確保した車両により搬送する。
- イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送においては、県消防防災ヘリコプターにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターにより実施する。
- ウ 傷病者搬送の要請を受けた市及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、収容先医療機関を確認の上、搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

市は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第4節 医薬品等の確保

市は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」等により、県に供給要請を行う。

- * 資料編 資料4 2 参照
- * 資料編 資料4 3 参照
- * 資料編 資料4 4 参照
- * 資料編 資料4 5 参照

第5節 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、県（健康衛生班）及び市は、被災地内における人工透析医療機関の稼動状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

- * 資料編 資料4 1 参照

第9章 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第1節 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む。）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

- (1) 第1段階
 - ア 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
 - カ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料
- (2) 第2段階
 - 第1段階に加え、
 - ア 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - イ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
 - ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - 第2段階に加え、
 - ア 災害復旧に必要な人員及び物資
 - イ 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2節 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の確保

(1) 道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第1部第5章緊急輸送の整備」の緊急輸送路等の指定により指定された第1次確保路線から順次開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

道路管理者は緊急輸送路の開通作業のため、建設業協会等と協力体制を確保し、重機等の応援要請を行う。

(2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

2 陸上輸送拠点の確保

市は、あらかじめ指定した広域陸上輸送拠点及び市物資受け入れ拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。

また、市は、指定避難所等への物資配送を円滑に実施するため、地域内輸送拠点を開設し、輸送体制を確保するものとする。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

市は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3節 輸送手段の確保

(1) 市は、市有車両を全て確保し、輸送等の用に供する。

(2) 災害協定先を始め輸送関係機関に対し、車両の調達、あっせん等の要請を行う。

(3) 陸上自衛隊に対する応援要請を行う。

(4) 市は、必要な車両等の確保が困難なときは、県（災害対策本部避難支援班、関係各部・班）に対して要請及び調達・あっせんに依頼する。

(5) 防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

第4節 輸送拠点

調達した物資等や他市町村からの救援物資を受入れ、保管、仕分け、さらに被災地へ搬送するための大規模物流施設として、下記の輸送拠点5カ所のうちから設置する。

また、他にも輸送拠点として設置可能な場所があれば施設管理者と協議し、必要に応じて設置する。

名 称	所 在	保 有 施 設
城山総合運動施設	郭内四丁目地内	ヘリポート、体育館、多目的グラウンド、テニスコート、駐車場
スカイピアあだたら	上葉木坂地内	ヘリポート、広場、テニスコート、駐車場
安達地域体育施設	油井字長谷堂地内	ヘリポート、体育館、多目的グラウンド、テニスコート、駐車場
岩代地域体育施設	小浜字芳池地内	ヘリポート、体育館、多目的グラウンド、テニスコート、駐車場
東和地域体育施設	針道字上台地内	ヘリポート、体育館、多目的グラウンド、ゲートボール場、駐車場

第10章 災害警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時には、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした混乱が予測される。これに対し、市民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

第1節 災害警備活動

1 警備体制

(1) 署員の招集

警察署（二本松警察署、または二本松警察署が被災等し対応が困難な場合は周辺の対応可能な警察署等）は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、署員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

(2) 災害警備本部の設置

警察署は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置するものとする。

2 災害警備活動

(1) 災害情報の収集

警察署は、多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たるものとする。

(2) 救出援助活動

警察署は、把握した被害状況に基づき、災害警備部隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、安達地方広域行政組合消防本部等の防災関係機関と連携して救出援助活動を行うよう努めるものとする。

(3) 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、緊急の場合を除き、市と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。

(4) 身元確認等

警察署は、市と協力し、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

(5) 二次災害防止措置

警察署は、把握した二次災害危険箇所等について、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促すなど二次災害の防止を図るものとする。

(6) 社会秩序の維持

警察署は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

(7) 被災者ニーズに応じた情報伝達活動の実施

警察署は、被災者のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

(8) 相談活動の実施

警察署は、市と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努めるものとする。

(9) ボランティア活動の支援

警察署は、市内防犯協会各支部、ボランティア関係組織・団体等との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

第2節 交通規制措置

1 被害状況の把握

警察署は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進するものとする。

2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

警察署は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

なお、隣接又は近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合等においても、交通規制を行う場合がある。

(1) 被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、警察署及び市は次により、緊急交通路の確保を図るものとする。

ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、関係市町村と連絡を取りながら広域的に行うものとする。

ウ 高速自動車道については、被災地区等を経由する車両を抑制するため、規制区域外におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

(2) 交通規制の方法等

ア 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知するものとする。

※「標示」の様式は、災害対策基本法施行規則第5条別記様式第2を参照

イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

ウ 迂回路対策

警察署は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

エ 広報活動

警察署は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、運転手をはじめ居住者等に広く周知するものとする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

ア 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く）。

イ 確認手続

上記対象車両の所有者は、災害応急対策に従事するとき、災害対策基本法施行令第32条の第2項に掲げる緊急通行車両であることの確認を知事又は公安委員会に申し出し確認を得て、同法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に標示するものとし、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。

※「標章」の様式は災害対策基本法施行規則第6条別記様式第3を参照

※「証明書」の様式は災害対策基本法施行規則第6条別記様式第4を参照

(4) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続

ア 警察署は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「大規模災害に伴う交通規制の実施及び緊急通行車両等事務取扱要領」に基づき行うものとする。

イ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して同法令第33条第1項に定める確認を行うものとする。この場合においては、確認のため必要な審査は省略することができるものとする。

ウ 警察署は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図るものとする。

エ 市においても、市保有の自動車で災害応急対策に使用する自動車は、緊急通行車両として「緊急通行車両の事前届出・確認手続等要綱」に基づき、二本松警察署に対し、事前に確認申請を行い事前届出済証の交付を受けることとする。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

(1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域、又は区間以外の場所へ移動させること。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

(1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移

動等の措置をとることを命ずることができる。

- (2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 前記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第11章 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所、仮設住宅等における生活上の保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健活動を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1節 防疫活動

(1) 防疫組織

市は、必要に応じ災害防疫対策本部を設置し、またはこれに準じた防疫組織等を設け、被災地域、被災状況等を迅速に把握の上、災害に即応した防疫対策を企画し、防疫活動を推進する。なお、組織化に関する要綱等については、別に定める。

(2) 予防教育及び広報活動

県（健康衛生班）の指導のもとに、パンフレット等により、あるいは衛生組織その他関連団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

(3) 清潔の保持

ア 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

イ 収集したごみ、汚泥その他汚物は、焼却・埋設等により衛生的に適切な処分をする。この場合の取扱については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定める基準によること。

ウ し尿の処理については、できる限り、し尿浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

(4) 消毒の実施

ア 知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持ち量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持ち量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置する。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア 速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 臨時の予防接種

知事の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

- (8) 患者等に対する措置
感染症患者及び病原体保有者が発生したときは、速やかに近隣都市への隔離収容の措置をとることとする。
- (9) 避難所の防疫指導等
避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。
この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。
- (10) 報告
ア 被害状況の報告
防災関係機関等の緊密なる協力を得て、被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族・昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに県北保健福祉事務所長を経由して知事あて報告する。
イ 防疫活動状況の報告
災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）を毎日知事へ報告する。

第2節 食品衛生監視

県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視班を当災害地区に派遣する。派遣された食品衛生監視班は、県北保健福祉事務所長指揮のもとに次の活動を行う。

- (1) 炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他の食品に起因する危害発生の防止

第3節 栄養指導

1 栄養指導班の編成及び派遣

県（健康衛生班）・市は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地への管理栄養士・栄養士の派遣や、県（保健福祉班）と連携して、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回するなど、被災者の栄養・食生活支援を行う。

2 栄養指導活動内容

- (1) 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導
市が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。
- (2) 巡回栄養相談の実施
避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

- (3) 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)
妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。
- (4) 特定給食施設等への指導
被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

第4節 保健指導

市の保健師・管理栄養士等は県(健康衛生班)と連携し、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導及び栄養・食生活支援を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー、民生委員、地域包括支援センター、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

第5節 精神保健活動

1 精神科医療体制の確保

県(生活福祉班、健康衛生班)は、災害の状況に応じ、被災地に災害派遣精神医療チーム(DPAT)を派遣して精神科診療体制を確保する。

2 被災者のメンタルヘルスケア

県及び市は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣し、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じDPATを避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

3 精神科入院病床及び搬送体制の確保

県は、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神科病床及び搬送体制を確保する。

第6節 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

市は、防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

第7節 動物(ペット)救護対策

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。

このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国(環境省)、福島県動物愛護センター、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

また、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。

第12章 廃棄物処理対策

災害時に発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき等（以下、「災害廃棄物」という。）の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1節 災害廃棄物処理

1 排出量の推計

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれき等が排出されるものと想定される。

市（安達地方広域行政組合を含む。以下この節において同じ。）においては、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、平常時に策定を行う災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場や中間処理施設、最終処分場等を確保し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

災害廃棄物としては、水害等による被災家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、破損した建築物等が考えられる。なお、県地域防災計画において、ごみの排出量の推定には、全壊家屋一戸あたり5t、半壊家屋一戸あたり2t、落下物一件あたり1tが目安とされている。

2 収集体制の確保

市は、被災等における生活環境の保全・公衆衛生の確保の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用等による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて、近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。

このため、市は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界等に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。なお、清掃・収集体制については、市民部長を責任者とし、上記体制を含めた組織を地域ごとに設置するものとする。

加えて、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、県及び市は、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定める物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、市は、第一にその体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理施設への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、市は必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。

(3) 仮置場の設置

市は、避難場所及び避難所等を除く公共の広場等に、これら廃棄物等の仮置場を設置する。

(4) 仮置場からの搬出

仮置場等の廃棄物の運搬については、市有車又は清掃関連業者等の運搬車両により行い、仮置場において可燃物、不燃物に分別し、安達地方広域行政組合の処理施設へ搬入する。なお、安達地方広域行政組合の処理施設が災害を受けた場合は、近隣処理施設を使用することとする。

(5) 産業廃棄物の収集・運搬

一般社団法人福島県産業資源循環協会の協力のもと行うこととし、大きなものは解体し、産業廃棄物処理許可業者に収集を依頼し、産業廃棄物処理施設で処分する。

(6) 市と業者との役割分担

原則として市は、災害廃棄物の暫定積み置き場所を管理し、業者は、各地区からの廃棄物を収集・運搬する。

* 資料編 資料49参照

* 資料編 資料50参照

* 資料編 資料51参照

(7) がれき等

がれきの処理については、原則として排出者自らが市のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し、緊急に処理を要する場合には、市が収集処理することとなる。

建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、県(環境共生班、環境保全班、建築班)及び市は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いまニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、県及び市又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

県及び市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他都道府県及び市町村への協力要請を行うものとする。

第2節 し尿処理

1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、市は水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるため、一時的には処理量が増加すると考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対応できるよう予備貯留槽等を設けておくことが望ましい。

なお、し尿排出量は1人1月分として42ℓあるものとする。

また、この被災世帯の処理量のほかに、焼失家屋便槽のし尿が加わるものと考えら

れる。

2 収集体制の確保

市の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理を崩さないよう努力し、場合によっては近隣市町村の処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずることとする。

また、防疫上、不要となった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び資機材の確保を図る。

このため、市は、あらかじめ民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、平常時から水の汲み置き等を指導することとする。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けるか、リース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。

し尿の運搬については、委託業者の運搬車両により行い、安達地方広域行政組合の中間処理場へ搬入する。

(3) 経費の負担

個人家屋にかかる経費は、当該所有者の負担によるが、避難所、仮設トイレ等災害により公的に設置した施設の処理に係る経費は、市が負担する。

* 資料編 資料5 2 参照

* 資料編 資料5 3 参照

第3節 廃棄物処理施設の確保及び復旧

1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こす恐れがあるので、普段より施設の維持管理を十分に行う。

2 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県（県北地方振興局又は環境

保全班) に報告するなどの処置を講ずる。

第4節 応援体制の確保

市は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県（環境保全班）に支援を要請するものとする。県は、市町村からの要請あるいは客観的な判断のもとに、近隣市町村、民間の廃棄物処理関連業者及びし尿処理関連業者からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

また、市は、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県（県北地方振興局）に支援を要請するものとする。県（避難支援班）は、仮設トイレ等を取り扱うリース業者及び他都道府県からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

第13章 救援対策

災害により生活に必要な物資が直接被害を受け、又は流通機構の混乱等により物資の入手が困難になることが予想される。そのような状況において、市民の基本的な生活を確保し、人心の安定を図るため、生活の維持に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

また、指定避難所に避難している避難者だけでなく、指定避難所以外への避難者又は在宅被災者への供給にも配慮する。

これら救援対策の実施に当たっては、県の広域的総合的な援助のもと、市民に最も身近な行政主体である市が主体となって救援に当たる。

第1節 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

市は、国及び県の協力を得ながら災害による避難者に対して、概ね当初、最低1人1日3ℓの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10ℓ、2週目は50～100ℓ、3～4週目は150～200ℓを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。

発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保と供給にも努める。

2 飲料水の応急給水活動

(1) 市の対策

ア 市は、給水班を組織し応急給水を実施する。

イ 市は、水道事業者が確保した飲料水ほか非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

災害地における給水の方法は、原則として避難所、避難場所に臨時の給水装置を設置し給水を行う。

また、臨時給水所が設置できない場合は、給水車の応援を求め給水を行う。

(2) 水道事業者等の対策

市及び水道事業者は、応急飲料水の確保に努めるとともに、市が行う応急給水活動に対して、可能な限り支援する。

3 生活用水の確保

水道事業者は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

4 緊急応援要請

水道法第40条の規定に基づき、緊急に飲料水を必要と認める場合は、期間、水量及び方法を定めて知事に要請する。

第2節 食料救援対策

1 対応の概要

市は、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、避難者等に対して供給する。供給すべき食料が不足し、調達の必要がある場合には、県に対し調達の要請を行う。

2 調達及び供給

(1) 市の対策

市は、地元小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食料と併せて避難者等に供給す

る。

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮するものとする。

ア 市内の米穀卸売業者及び小売業者に対し、保有精米の提供を依頼する。

イ 東北農政局福島地域センターに対し、食料の提供を要請する。

ウ 防災関係機関の協力により、炊き出し及び調理を実施し、被災者に供給する。学校等の給食設備を活用するとともに、自衛隊の要請も含めて実施する。

エ 臨時救援物資配給所を設置し、協力団体等と連携して配給を行う。

オ その他市の緊急調達体制により食料を確保し、供給する。

* 資料編 資料48参照

(2) 食料供給対象者

ア 避難所に収容された者であること。

イ 住家に被害が生じ、炊事等ができず、個々の実情により在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者（在宅避難者）であること。

ウ 被害を受け一時縁故先等に避難する者であること。

エ 災害現場において被災者とともに生活を営むボランティアであること。

第3節 生活必需物資等救援対策

1 供給方針

市は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあつせん又は調達し供給する。

2 供給方法

(1) 臨時救援物資配給所を設置し、協力団体等と連携して配給を行う。

(2) その他市の緊急調達体制により確保し、供給する。

3 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、消毒液等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

4 協定等に基づく応急物資の調達

供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、市内の卸売業者、小売業者、県、災害協定自治体、または災害協定事業者等に対し、物資の要請を行う。

5 避難者への給与

避難所においては、避難者個人への給与を十分に行うことができないことから、

必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

第4節 支援物資等の支援体制

市は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第5節 義援物資及び義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

- (1) 市は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を市災害対策本部並びに報道機関を通じて公表するものとする。なお、リストの公表方法については、「Amazon 被災地ほしいものリスト」等の活用も検討する。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

- (2) 阪神・淡路大震災、新潟県中越大震災及び東日本大震災の教訓に鑑みて、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資のうち、古着や規格の統一性のない物資については、受入れを辞退することができるものとする。

なお、市は、上記の受入れを辞退する場合は、市のウェブサイトや報道機関を通じて、速やかに公表するものとする。

2 義援物資の配分

義援物資の取扱いについては、救援物資と同様の取扱いとし、輸送拠点へ集合させ、災害対策本部は、被災地区・人員及び世帯数、被害状況等を勘案して、世帯及び人員を単位として計画することとし、各避難所等に配分する。

また、必要に応じ、市内要所に災害救援物資配給所を設置し、ボランティア等の協力を得ながら、直接被災者に配給するものとする。

3 義援金の受入れ

各方面からの義援金については、その受入れを一元化するため、保健福祉部内に事務窓口を置く。(配分については、第3部 第2章 第2節 義援金の配分 を参照)

第14章 被災地の応急対策

被災地内の市民の生活やインフラを復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を除去するとともに、自力で復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行う。また、市民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行う。

第1節 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

- ア かけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、市がその障害物の除去を行うものとする。
 - (ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
 - (イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
 - (ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合
- イ 第一次的には、市が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（県北建設事務所）に派遣（応援）要請を行うものとする。
- ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業協会等からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土砂、立木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

なお、第15章第1節2 災害救助法による応急仮設住宅の建設 に規定する応急仮設住宅の建設との併給は原則認められない。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ 上記ア～エにおいて適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、活動の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 道路、河川等における障害物の除去

市は、防災関係機関等の協力を得て、道路上の土砂、立木等及び河川等に障害となっている浮遊物等を除去して、交通路及び河川機能を確保する。

(1) 道路における障害物の除去

- ア 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。
- イ 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

(2) 河川における障害物の除去

ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防署の

長が行うものとする。

- イ 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。
- ウ 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法第28条の規定による緊急措置を行うものとする。

3 除去した障害物の搬出先及び集積場所

- (1) 安達地方広域行政組合の処理場

- (2) 災害発生付近の空き地等、その時の状況に応じ定める。

なお、市においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図っておくものとする。

- ア 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定するものとする。

- イ 公共用地に適切な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

4 関係機関との連携

市は、国、県の出先機関、建設業協会等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、確保に努めるものとする。

第2節 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

市は、災害により被害を受けた市民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。

市は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災市民の相談に対応するとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を考慮の上定める。

相談所には、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に対応する。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること
- (3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）
- (4) その他市民の生活に関すること

4 防災機関等による災害相談

- (1) 二本松警察署は、市が開設した臨時相談所に署員を派遣し、警察関係の相談業務に応ずるものとする。

- (2) 市長は、必要に応じて電気・電話・ガス・水道その他防災関係機関に対し、市の臨時災害相談所への相談員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。

第3節 応急危険度判定士等の派遣、応急復旧の指導・相談

1 建築物応急危険度判定士等の派遣

(1) 建築物応急危険度判定士の派遣

県（建築班）は、被災地において被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び「建築物応急危険度判定コーディネーター」を養成し登録するとともに、大規模な地震等により建築物が被災した場合においては、被災地に判定士等を迅速に派遣する。

市は、被災建築物応急危険度判定活動の実施本部の設置及び体制と、活動を所管する担当部署及び所要人員について明確に定める。また、実施を決定した場合における判定活動の内容についても明確にする。

(2) 被災宅地危険度判定士の派遣

県（都市班）は、大規模かつ広範囲に被災した宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士を養成し、登録するとともに、災害対策本部が設置されるような大規模な地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合においては、被災地に判定士等を迅速に派遣する。要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

(3) 斜面判定士の派遣

県（河川港湾班）は、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する斜面判定士を養成し、登録するとともに、大規模な地震等により土砂災害が発生した場合においては、斜面判定士の協力を得て、被災地に判定士等を迅速に派遣する。

2 応急復旧の指導・相談

市は、前述の判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

第15章 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

第1節 建設型応急仮設住宅の建設

1 実施機関等

- (1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の策定と実施は、市長が行うものとする。
- (2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合は、市が行うものとする。
- (3) 市は、平常時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設可能な適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者等への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。
- (4) 県（被災者支援班、建築班）及び市は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にあたり、資材の調達及び要員の確保について、（一社）プレハブ建築協会、福島県建設業協会二本松支部等との協定に基づき協力を要請するものとする。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

ア 次の条件のいずれかを満たす者

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

イ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、イについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。

また、第14章第1節に規定する「障害物の除去」や本節に規定する「住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県（建築班）が市の協力を得ながら行うが、状況に応じ、県から事務委任を受けた場合、市が行う。

(3) 規模・構造及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートル（9坪）とする。

イ 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。

ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

3 応急仮設住宅の建設予定場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げる場所等から選定する。

なお、選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。

また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れる。

建設予定の候補地は以下のとおり。

建設予定場所	面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)
郭内公園グラウンド	21,900	100
塩沢農村広場	15,582	98
岳下住民センターグラウンド	8,119	64
永田農村広場	13,000	54
旧原瀬小学校グラウンド	3,680	52
杉田住民センターグラウンド	4,148	33
旧平石小学校グラウンド	17,925	82
地域文化伝承館	4,610	65
大平住民センターグラウンド	3,150	45
安達運動場	38,912	244
安達野球場	10,080	144
岩代運動場	30,600	437
ウッディハウスとうわグラウンド	7,000	100
旧木幡第二小学校水舟分校跡地	1,005	14
水舟運動場	3,600	51
戸沢住民センターグラウンド	3,210	45
杉田農村広場	16,210	64
大平農村広場	14,210	66
石井運動広場	8,600	57
原瀬農村広場	9,471	63
計	235,012	1,878

(1) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、県が内閣総理大臣と協議の上、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(2) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

4 着工及び完成の時期

(1) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。

(2) 大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に県を通じ、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

5 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第2節 賃貸型応急住宅等の提供

1 賃貸型応急住宅の提供

県（被災者支援班、建築班）は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。

必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合や、長期間の避難が予想される場合等の事情がある場合は、民間賃貸住宅の借り上げは、（公社）福島県宅地建物取引業協会を通して行うことができる。

なお入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のための地域単位での入居などにも配慮する。

2 公営住宅等のあっせん

県（建築班）及び市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第3節 住宅の応急修理

1 実施機関等

- (1) 被害住宅の応急修理に関する計画と実施は、市長が行うものとする。
- (2) 災害救助法を適用した場合の被害住宅の応急修理は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行うものとする。

2 実施方法等

- (1) 応急修理対象者
 - ア 次の要件をすべて満たす者とする。
 - (ア) 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。
 - また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。
 - (イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
 - (ロ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、

応急仮設住宅の使用が認められる。

イ 準半壊、半壊、中規模半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。

資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること。

(2) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(3) 応急修理の期間

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）に完了するものとする。

ただし、災害の規模や被災地の実態等により、3か月（又は6か月）以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を県が内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

第16章 行方不明者の捜索、遺体対策等

市は災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1節 全般的な事項

1 実施機関

行方不明者の捜索、遺体の収容・処理及び火葬・埋葬は、市長が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、知事の補助機関として市長が行うこととなる。

なお、市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、自衛隊等の協力を得て実施する。

2 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及び報道機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとの的確かつ速やかに対応する必要がある。

3 安達医師会及び安達歯科医師会との協力体制の整備

二本松警察署は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認については、あらかじめ安達医師会及び安達歯科医師会との協力体制の整備を図る。

4 広域的な遺体処理体制の整備

市は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努める必要がある。

第2節 行方不明者の捜索

1 捜索活動

市は、市消防団、県、県警察本部（二本松警察署）、消防署及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索を実施する。

この場合において、市は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

2 災害救助法適用の場合の捜索活動

災害救助法を適用の場合の遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推測される者等に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

- (1) 救助実施者が遺体の捜索を実施するに当たり、捜索に要する役務、機械、器具等については、現物により給付される。
- (2) 費用、期間等は福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第3節 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師（医療救護班）による検案を終えた遺体は、市が県（健康衛生班）に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

市は、災害の地域程度に応じ、被害現場付近で被害を受けていない場所（葬儀場、寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、テント等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

市は、収容した遺体及び遺留品等について、記録等管理する。

3 災害救助法を適用した場合の遺体処理

災害の際死亡した者について遺体に関する取扱いは、以下の事項について行うものとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医師（医療救護班）が行う）
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案・身元確認（原則として医師（医療救護班）が行う）

4 県警察本部（二本松警察署）の対応

(1) 検視場所の開設

市と協議の上、検視場所を開設する。

この際、市は検視場所として適当な施設（遺体収容所付近で水道・電気等検視に必要な設備を有する施設）を検視場所として確保するものとする。

(2) 遺体の検視

警察官が各種法令等に基づいて検視を行う。

(3) 遺体の搬送

市が実施する遺体の搬送活動に協力する。

第4節 遺体の火葬・埋葬等

1 遺体の火葬・埋葬等実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬等は、市が実施するものとする。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬等に当たっては、市は、火葬、埋葬等の許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡す。

(2) 火葬場の調整

ア 市は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、

近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。

イ 市は、火葬許可にあたっては、安達地方広域行政組合あだたら聖苑又は近隣火葬場の能力、遺体の搬送距離等を考慮し、火葬場を指示する。

2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬等の基準

- (1) 火葬・埋葬等は原則として市内で実施する。
- (2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着しその身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は市が連絡を受け引き取ることとなるが、混乱のため引き取ることができない場合、知事の行う救助を補助する立場において、漂着した市町村が、火葬・埋葬等を実施（費用は県負担）するものとする。
- (3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(2)に準じて実施するものとする。
- (4) 費用・期間等

ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬等を実施する者に支給するものとする。

- ア 棺（付属品を含む）
- イ 火葬
- ウ 骨つぼ又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

- * 資料編 資料5 4 参照
- * 資料編 資料5 5 参照

第17章 生活関連施設の応急対策

水道、下水道、電気、ガス、交通、通信等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

第1節 水道施設応急対策

市及び水道事業者は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

復旧にあたっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎など、あらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者や、県等の他の機関への支援要請にあたっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

* 資料編 資料62参照

3 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行うものとする。

第2節 下水道施設応急対策

市は、災害が発生した場合、公共下水道等の構造を勘案し、直ちに施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、損傷その他異常がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他公共下水道の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行うものとする。

1 要員の確保

市は、あらかじめ定められた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図るものとする。

2 応急対策用資機材の確保

市は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図るものとする。

3 復旧計画の策定

市は、管路施設、ポンプ場及び処理施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努めるものとする。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資機材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広報

市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、地域住民に生活水の使用抑制を依頼しながら利用者の不安解消に努めるものとする。

第3節 電力施設応急対策

1 災害対策組織の設置

東北電力ネットワーク株式会社福島電力センターは、災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織として、東北電力ネットワーク株式会社福島電力センターに非常災害対策本部を設置する（以下、当該対策組織を主体とした対応）。

2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員体制を定めて対応するものとする。
- (2) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予測され、または発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社との協定等に基づき、要員の応援を要請するものとする。

3 応急復旧用資機材の確保等

- (1) 調達
対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。
 - ア 現地調達
 - イ 対策組織相互の流用
 - ウ 納入メーカーからの購入
 - エ 他電力会社からの融通また、県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。
- (2) 輸送
災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、ヘリコプターその他実施可能な運搬手段により行うものとする。
- (3) 資材置場等の確保
復旧資材置場及び仮設用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てるものとする。

4 災害時における広報

- (1) 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。

また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行う。

 - ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力ネットワーク株式会社福島電力センターに通報すること。
 - ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。
 - エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
 - オ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ その他事故防止のため留意すべき事項。

- (2) 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、インターネット、パンフレット、チラシ等により認識を深める。なお、停電が市内の広範囲かつ長時間に及ぶ場合は、市の防災行政無線、ウェブサイト等も利用し周知を図る。

5 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上位対策組織に報告する。

- (1) 一般情報
- ア 気象、地象情報
 - イ 一般被害情報
一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報、並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報
 - ウ 対外対応状況（市の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）
 - エ その他災害に関する情報（交通状況等）
- (2) 被害状況
- ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況
 - イ 停電による主な影響状況
 - ウ 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項
 - エ 従業員の被災状況
 - オ その他災害に関する情報

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても事業用電気工作物の保安が確保されている場合は、供給を継続するが、警察、消防機関等からの要請があった場合や事業用電気工作物の保安が確保されない場合、保安確保が保たれないことが予想される場合は、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

7 復旧計画等

- (1) 被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。
- ア 復旧応援要員の必要の有無
 - イ 復旧要員の配置状況
 - ウ 復旧資材の調達
 - エ 電力系統の復旧方法
 - オ 復旧作業の日程
 - カ 仮復旧の完了見込み
 - キ 宿泊施設、食糧等の手配
 - ク その他必要な対策
- (2) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。
- なお、復旧順位については、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所などを優先する。

8 協定に基づく対応

市と、東北電力ネットワーク株式会社福島電力センターは、災害時の協力に関して協定を締結しているため、その協定に基づいた以下の対応を行うものとする。

- (1) 災害、停電及び道路等の被害に関する情報の共有
- (2) 市災害対策本部へのリエゾンの派遣
- (3) 市内重要施設の電力設備の早期復旧
- (4) 市管理道路等の支障土砂・樹木等の市による撤去
- (5) 復旧作業時に駐車場・資材置き場として利用可能な市有施設の提供
(施設名：城山総合グラウンド、安達運動場、岩代運動場、カントリーパークとうわ、スカイピアあだたら)

第4節 ガス施設（LPガス）応急対策

1 出動体制

LPガス事業者は、台風等風水害の発生が予測される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

2 (一社) 福島県LPガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

- (1) 台風等風水害により災害が発生した場合等
台風等風水害により災害が発生し、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合は、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。(以下、当該災害対策本部を主体とした対応)
- (2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、またはその事態が発生した場合は、『福島県LPガス災害対策要綱』に基づき、要員の応援を要請する。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報すること。

- (1) 平常時の広報活動
使用者等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行うものとする。
- (2) 二次災害防止の広報活動
テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報するものとする。
ア ガス栓・器具栓・メーターコックを閉めておくこと。
イ LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使用しないこと。

4 被害状況の把握（情報収集）

台風等風水害により、災害が発生した場合には、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

- (1) 需要家からの情報
ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集
イ 需要家の家屋被害状況

- (2) 一般被害状況に関する情報
 - ア 人身災害発生情報及び公共施設等をはじめとする当該区域全般の被害状況
 - イ 対外対応状況（市の災害対策本部、その他の公共団体、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
 - ウ その他災害に関する情報（交通状況等）
- (3) 特定供給設備の被害情報

5 復旧計画等

- (1) 協会の現地災害対策本部長は、各施設の被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。
 - ア 被害状況の概要
 - イ 復旧応援要員の要請
 - (ア) 救援を必要とする作業内容
 - (イ) 要員
 - (ウ) 資機材及び工具車両
 - (エ) 救援隊の出動日時・集結場所等
 - ウ 復旧作業の日程
 - エ 仮復旧の見通し
 - オ その他必要な対策
- (2) 復旧計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位対策組織は、上記の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。
- (3) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、復旧の難易度等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

6 協定に基づく対応

市と、福島県L Pガス協会二本松支部は、災害時の協力に関して協定を締結しているため、その協定に基づき、市からの要請があった場合、福島県L Pガス協会二本松支部は、開設した避難所等に対してL Pガスの優先供給を行うものとする。

第5節 鉄道施設応急対策

1 災害応急体制の確立

- (1) 初動体制
 - 東日本旅客鉄道株式会社は、災害が発生した場合は、規定等に基づき、災害の規模その他の状況により、必要に応じ災害対策本部を設置するものとする。
- (2) 通信設備等の整備
 - 関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。
 - ア J R電話・N T T電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及びファクシミリ
 - イ 列車無線及び携帯無線機

ウ 風速計、雨量計、水位計及び地震計

(3) 気象異常時の対応

- ア 施設指令は、福島地方気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。
- イ 輸送指令は、時間雨量、連続雨量、風速及びS I 値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。（運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。）

(4) 旅客及び公衆等の避難

- ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。
- イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、指定緊急避難場所等への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、指定緊急避難場所等へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

- ア 災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
- イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
- ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

(6) 列車の運転方法

列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。

- ア 迂回又は折り返し運転
- イ 臨時列車の特発
- ウ バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援・救護

- (1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。
- (2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。
- (3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救援に必要な器具を整備する。
- (4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、指定緊急避難場所等への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険な場合は、指定緊急避難場所等へ避難するよう案内する。

第6節 電気通信施設等応急対策

電気通信事業者は、災害時における公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的

確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。この場合、県、市の災害対策本部及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡にあたる。

2 災害時の電話通信の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資機材の点検を行う。

- ア 電源の確保
- イ 非常用対策機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備
- ウ ビル建築物の防災設備の点検
- エ 工事用車両、工具等の点検
- オ 保有する資材、物資の点検
- カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 非常用公衆電話の設置
- オ 臨時電報、電話受付所の開設
- カ 回線の応急復旧

(3) 応急復旧対策

ア 地震により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

(ア) 応急復旧工事

- a 電気通信設備を応急的に復旧する工事
- b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(イ) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

- a 被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

イ 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施する。

復旧順位	復旧する電気通信設備
1	<ul style="list-style-type: none"> a 気象機関に設置されるもの b 水防機関に設置されるもの c 消防機関に設置されるもの d 災害救助機関に設置されるもの

復旧順位	復旧する電気通信設備
	e 警察機関に設置されるもの f 防衛機関に設置されるもの g 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの h 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの i 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	a ガスの供給に直接関係のある機関に設置されるもの b 水道の供給に直接関係のある機関に設置されるもの c 選挙管理機関に設置されるもの d 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの e 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの f 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第18章 文教対策

市教育委員会及び学校長等は、災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を定めるものとする。

第1節 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

- (1) 校長等は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とし、屋外の移動が危険な場合は学校等が保護する。
ただし、児童生徒等のうち園児及び障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。
また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出活動等の防災活動を行う。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等を集める。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法により確実にを行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

第2節 応急教育対策

1 応急教育の実施

県及び市の教育委員会は、災害時において、学校教育の実施に万全を期すため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

各所属は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、教育委員会等に報告する。

3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 県及び市の教育委員会は、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。
- (2) 県及び市の教育委員会は、調査の結果、必要があると認められた時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- (3) 県及び市の教育委員会は、必要に応じ、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。
- (4) 県及び市の教育委員会は、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

4 教育施設の確保

県及び市の教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理
早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
- (2) 公立学校の相互利用
授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- (3) 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。
- (4) 公共施設の利用
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育館、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。
この場合、県教育委員会と協議して、利用についての調整を図る。
- (5) 避難所開設時の対応検討
避難所として学校等施設を提供したため、長期間学校等が使用不可能な場合の対応についても検討する。
なお、避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、市担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたっていくものとする。

5 教員の確保（臨時参集）

県及び市の教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

- (1) 教員は、原則として各所属学校等に参集するものとする。ただし、交通途絶等で登校不能な場合は、最寄りの学校等に参集する。
- (2) 各学校等においては、責任者（学校付近居住者等）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。
- (3) 学校等で掌握した参集教員の人数等については、県及び市の教育委員会に報告する。
- (4) 災害により教職員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用する等の対策を講ずる。

災害の程度	応急教育実施の場所等	教育実施者の確保の措置 *市教育委員会と県教育委員会との連携により、次の措置を講ずる。
校舎の一部が使用不能の場合	a 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 b 二部授業を行うこと。	ア 欠員者が少ない場合は、学校等内で調整すること。 イ 市内隣接校からの応援要員の確保を考慮すること。
校舎の全部が被害を受けた場合	a 公民館等の公共施設を利用すること。 b 隣接校の校舎を利用すること。 c 神社、仏閣等を利用すること。 d 黒板、机、イス等の確保計画を策定すること。	ウ 市内隣接校の協力を求めること。 エ 短期、臨時的には退職教員等の協力を求めること。 欠員(欠席)が多数のため、イ、ウの方途が講じられない

災害の程度	応急教育実施の場所等	教育実施者の確保の措置 *市教育委員会と県教育委員会との連携により、次の措置を講ずる。
特定の地域全体において相当大きな被害を受けた場合	a 校舎が避難所に充当されることも考慮すること。 b aの場合は隣接校又は公民館等公共施設の使用計画を策定すること。 c 応急仮校舎の設置を考えること。	場合は、県教育委員会に要請すること。 長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合は、直ちに状況を調査し、その欠員状況に応じ、補充教員を発令するか、他市等の協力を要請するかについて考慮すること。
市内全域において大きな被害を受けた場合	a 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること。	

6 応急教育計画の作成上留意すべき点

- (1) 学校長等は、被害の程度と教育の場所、教職員の状況等に応じて、臨時の学級編成、教育課程の編成、指導計画、教職員の担任計画等を作成する。
- (2) 休校の実施及び授業が不可能になる事態が予想される場合の勉学の方法等について指導する。
- (3) 授業が不可能となる期間が長期にわたる場合は、連絡の方法、組織（子供育成会等）の整備工夫を行う。
- (4) 市教育委員会は、あらかじめ災害を予想して、協力要請の体制を整え、その計画を別に樹立しておく。

7 学用品確保のための措置

- (1) 応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査する。
- (2) 調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合は、県に協力を要請し、必要な措置を講ずる。

8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

9 保育料の減免

被災によって保育料の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、保育料の全部または一部を免除する等の特別措置を講ずる。

第3節 給食計画

1 給食対策

- (1) 他の給食施設、設備の活用について対策を講ずる。
- (2) 給食物資及び従事職員を確保する。
- (3) 近隣の給食実施校からの給食援助について要請する。
- (4) 主食食料の給食方法の転換について検討実施する。（パンから米飯、米飯からパン等）
- (5) 食中毒を予防する。
- (6) 準要保護児童・生徒給食費補助金の追加申請等を実施する。

2 給食の一時中止措置

- (1) 大規模災害のため、一般の災害救助に、学校給食施設を使用するとき。
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、復旧が完了するまでの期間。
- (3) 食中毒様症状・感染症その他の危険が発生し、または発生が予想されるとき。
- (4) 給食物資の供給が困難なとき。
- (5) その他給食の実施が事情により不可能なとき、または給食の実施が適当でないときと認めるとき。

第4節 園児・児童・生徒の避難計画

災害から幼い人命を保護するため、市教育委員会・子育て支援課は、それぞれの施設管理者に主旨の徹底を図り、避難訓練を行う等、万全の方策を講ずる。

また、災害発生時の避難の実施については、施設ごとの消防計画に定める行動計画により適切に実施する。

- * 資料編 資料56参照
- * 資料編 資料57参照
- * 資料編 資料58参照
- * 資料編 資料59参照
- * 資料編 資料60参照

第5節 文化財等の応急対策

1 文化財等の保全・保管

市教育委員会は、文化財等の所有者と協議して、保全の知識を有する者を搬出責任者に定め、搬出に万全を期すとともに、有事の際には迅速な保全対策に努めるものとする。

なお、美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

2 各文化財等の防災診断及び保存状態の調査

各文化財等について、防災診断及び保存状態の調査等を行い、予防及び応急対策の計画を立てて文化財等の保全に努める。

3 史跡等の応急対策

史跡等の応急対策については、施設の管理を中心として、その性質等によって災害時の応急措置ができるよう計画する。

4 建築物が被災した場合の対応

県及び市の教育委員会は、建築物が被災した場合には、被害状況報告を受けて以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- (1) 被害が小さいときは、地元と連絡をとりあって応急修理を行う。
 - (2) 被害が大きときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設ける。
 - (3) 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。
- * 資料編 資料61参照

第19章 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第6章 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第1節 要配慮者に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため市は、防災担当部局と保健福祉部局との連携の下、以下の点に留意し、民生・児童委員や民間事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。
- (2) 避難が必要にもかかわらず避難していない避難行動要支援者を発見した場合は、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。
 - ア 指定避難所（状況に応じて福祉避難所）へ移動すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が困難な場合にあっては、在宅保健福祉のニーズの把握に努めること。
- (3) 大規模災害時等、避難所の開設が長期間に及ぶ可能性がある場合、要配慮者のニーズに沿った保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目標に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後3～4日目から、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始できるよう努めるものとする。
- (4) 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。

第2節 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災社会福祉施設等においては、「第6章 避難」の避難誘導法により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- (2) 被災していない社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。
- (3) 被災社会福祉施設等は、水・食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、市、県（生活福祉班）等に支援を要請する。
- (4) 市は、ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者等に要請する。
- (5) 市は、復旧までの間、水・食料品等の日常生活用品確保のための措置を講ずる。
- (6) 市は、ボランティアへの情報提供等を含め、マンパワーの確保に努める。

第3節 障がい者及び高齢者に係る対策

市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 掲示板、広報紙、インターネット通信、ファクシミリ等を活用し、また報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した

障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

- (3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、医療用機器等の使用が必要とされる者の非常用電源、紙おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じて、供給のための協力要請を行う等、当該物資の確保を図る。
- (5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第4節 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、県（こども未来班）及び市に対し、通報がなされるような措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 県及び市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
また、孤児、遺児については、県における母子父子福祉資金の貸付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行う等、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

2 児童のメンタルヘルスキアの確保

市は、被災児童の精神不安定に対応するため、県の協力を求め、必要に応じ、児童相談所においてメンタルヘルスキアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙、報道機関の協力、市ウェブサイト、公式SNS等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給情報、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5節 外国人に係る対策

1 避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、市ウェブサイト、公式SNS、広報車等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

市は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、住民基本台帳等を活用した外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

この場合において、県（生活環境班）は、（公財）福島県国際交流協会と連携して市を支援する。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、市ウェブサイト、公式SNS等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

県（生活環境班）は、（公財）福島県国際交流協会内に災害に関する外国人への相談窓口を開設する。

また、市においても、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第20章 ボランティアとの連携

市内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とする活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第1節 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、市は、市社会福祉協議会と連携して市民の被災状況の把握に努める。災害対策本部は、災害救援ボランティアによる支援が必要であると認められる場合には、市社会福祉協議会に迅速に災害ボランティアセンターを設置するよう要請する。

なお、市は、共助のボランティア活動と市が実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができることに留意する。

2 情報提供

県（生活福祉班）及び市は、ボランティア等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にするとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

特に、発災直後においては、近隣都道府県・市町村や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

3 活動拠点の提供

市は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

4 ボランティア活動保険の加入促進

県（生活福祉班）、市及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動保険への加入について、受入れ時、または広報等を通じてボランティアへ呼びかける。

第2節 災害ボランティアセンターの運営

市社会福祉協議会は、市と連携して各関係機関と連絡を図り、災害ボランティアセンターを運営する。

災害ボランティアセンターの主な業務は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアニーズの把握
- (2) 派遣要請等についての連携
- (3) ボランティアの受付、受入
- (4) 活動に関する事前研修
- (5) ボランティア活動情報の集約・管理
- (6) 市災害対策本部との連絡調整
- (7) ボランティア間のネットワークを形成し活動調整を行う支援

第3節 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主に次のものが想定される。

なお、組織化されていないボランティアについての受入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、効率的な活用を図るものとする。

また、県（環境保全班）及び市は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定される被災箇所等に対しては、一般のボランティアによる対応は行わないものとする。

- (1) 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者介護、看護補助、手話通訳、外国人への通訳
- (5) 避難所等の清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (10) 災害廃棄物の撤去、仮置場への搬送及び管理
- (11) 無線による情報収集及び伝達
- (12) 被災ペットの救護活動

第21章 災害救助法の適用等

災害により被害の程度が一定の基準を超える場合、災害救助法の適用について、知事が市町村の区域単位で判断する。

災害救助法が適用された場合、被災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。

第1節 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とは性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、知事が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任し、市長が行うこととすることができる（法第13条第1項）
- (5) 災害救助の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲の強制権が与えられている。（法第7条第～第10条）

ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）

イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）

ウ 特定の施設を管理し、土地・家屋・物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、または物資を収容する権限（保管命令等）

なお、アまたはイの命令により、救助業務に従事し、または協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法第9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事（災害対策本部被災者支援班）が、市町村の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施にあたって、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立つて行わなければならない面もあり、第一線機関である市において、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第2節 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。なお、ここでいう「人口」とは、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。

- (1) 市内の住家が滅失した世帯の数が市の人口に応じ、次の世帯数以上に達した場合。〔施行令第1条第1項第1号〕

市の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- (2) 県内の被害世帯数が、1,500世帯以上に達し、市内の被害世帯数が市の人口に応じ、次の世帯数以上に達した場合〔施行令第1条第1項第2号〕

市の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

- (3) 県内の被害世帯数が、7,000世帯以上に達し、市内の被害世帯数が多数である場合。〔施行令第1条第1項第3号前段〕

なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては市の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災した者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合。〔施行令第1条第1項第3号後段〕

例 ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合。〔施行令第1条第1項第4号〕

ア 災害が発生し、又は発生する恐れのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

(イ) 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

イ また、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

- (イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- (ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - a 平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - b 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
 - c 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

2 住家滅失世帯の算定と被害の認定基準

- (1) 災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定にあたっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を基準としており、住家が半焼・半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 被害の認定基準については、資料編のとおりである。
 - * 資料編 資料64参照

3 大規模な災害における速やかな適用

知事は、大規模な洪水、土砂災害、豪雪、地震災害等が発生した場合など、住民の避難が続き継続的に救助を必要なことが明らかな場合は、市から被害の情報が入手できなくても数値基準によらず速やかに1(5)の第4号基準を適用し、救助を行う。

4 災害が発生するおそれ段階の適用〔法第2条第2項〕

知事は、災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域として本県が告示されたとき、当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、災害救助法による救助を行うことができる。

第3節 災害救助法の適用手続き

1 市の手続き

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、市における被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を知事（災害対策本部被災者支援班）に情報提供しなければならない。

2 県の手続き

- (1) 知事は、災害が発生するおそれがある段階において、広域避難等の大規模な避難、その他の事前避難の実施が必要となり、災害救助法による救助として、避難所の供与を行う必要性が生じた場合は、災害救助法の適用や救助の実施に当たり必要となる避難や救助の実施状況等について、把握できる範囲において速やかに内閣総理大臣に情報提供するものとする。
- (2) 知事は、災害発生直後に、災害発生場所や被害状況、災害救助法適用の見込み及び救助の措置について、把握できる範囲において速やかに内閣総理大臣に情報提供するものとする。
- (3) 知事は、市町村長からの被害情報の情報提供に基づき、災害救助法による救助が必要であると認めた場合は、速やかに市町村長及び県関係部局に同法に基づく救助

の実施について指示するとともに、災害救助法の適用を決定した後に、被害状況や指定市町村名と適用月日時、すでにとった救助措置及び今後の救助措置見込みについて、内閣総理大臣に情報提供するものとする。

- (4) 知事は、応急救助が完了したときは、災害発生日時及び場所、確定した被害状況、災害救助法適用市町村名及び適用月日時、応急救助の実施状況及び救助費概算額等を内閣総理大臣に情報提供するものとする。

3 救助の実施状況の記録及び報告

市は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報にとりまとめて、県に報告する。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

第4節 災害救助法による救助の内容等

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については、福島県災害救助法施行細則別表第1（資料編 資料6 5参照）のとおりである。なお、費用の限度額等については、毎年度改正が行われる。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

なお、災害発生のおそれの段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、(1)避難所の設置、(16)応急救助のための輸送、(17)応急救助のための賃金職員等となる。

2 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、市長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については「福島県災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う。

3 迅速な救助の実施

市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救

助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第22章 被災者生活再建支援法等に基づく支援

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに発行するものとする。

また、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

第1節 罹災証明の発行

1 基本方針

被災者の各種支援措置を実施するためには、罹災証明書等が必要となるため、災害発生後早期に罹災証明書等の発行体制を確立するものとする。

市は、あらかじめ被害認定及び罹災証明交付の担当組織を明確にするとともに、迅速かつ適正に事務処理を行うことができるよう組織体制を確立する。

この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への発行手続き等についての広報に努める。その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明するものとする。

2 発行所管

発行所を市民部内及び各支所地域振興課に置く。

3 発行手続き

(1) 被災者の申請により、直接職員が現地を確認するか、被害が軽微な場合は申請者が撮影した被害箇所の写真等による立証資料等により発行する。なお、被害判定については内閣府（防災担当）が公表している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を参考に行う。

(2) 所定の証明書様式により発行する。

4 証明の範囲

住家を基本とするが、住宅の付属物（土蔵などの物置、車庫）、事業所（住宅を兼ねる場合も含む）、その付属物及び畜舎等、罹災証明書（被害判定）を必要とする建築物は全て、申請に応じて罹災証明書を発行するよう努めるものとする。

なお、住家以外の建築物の被害判定方法については、住家の被害判定に準ずるものとする。

5 証明手数料

被害の状況、または災害の規模により免除する。

第2節 被災者台帳の作成

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況

- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先（台帳情報を提供した場合には、その提供先と日時）
- (12) 被災者台帳の作成にあたって、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号（マイナンバー）を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (13) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 台帳情報の提供
市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。
 - ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
 - イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供に関し必要な事項
台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。
 - ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
 - オ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

第3節 被災者生活再建支援法の適用

1 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行

令第1条第4号)

- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る。）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第6号）

2 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）
- (2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）
- (4) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）
- (5) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)から(4)までに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊」という。）

3 支援法の適用手続き

- (1) 市の被害状況報告
市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事（災害対策本部情報班）に対して報告するものとする。
- (2) 県の被害状況報告及び公示
知事（災害対策本部被災者支援班）は、市町村長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

4 支援金支給の基準

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単身世帯
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
（2の(1)から(4)の世帯）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯 （公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号）	50万円	37.5万円

- （2の(5)の世帯）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第5項第1号）	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第5項第2号）	50万円	37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯 （公営住宅を除く）（法第3条第5項第3号）	25万円	18.75万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

5 支給申請書等の提出

- (1) 支給申請手続き等の説明

市は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

- (2) 書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

- ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- イ 住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様）
- ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

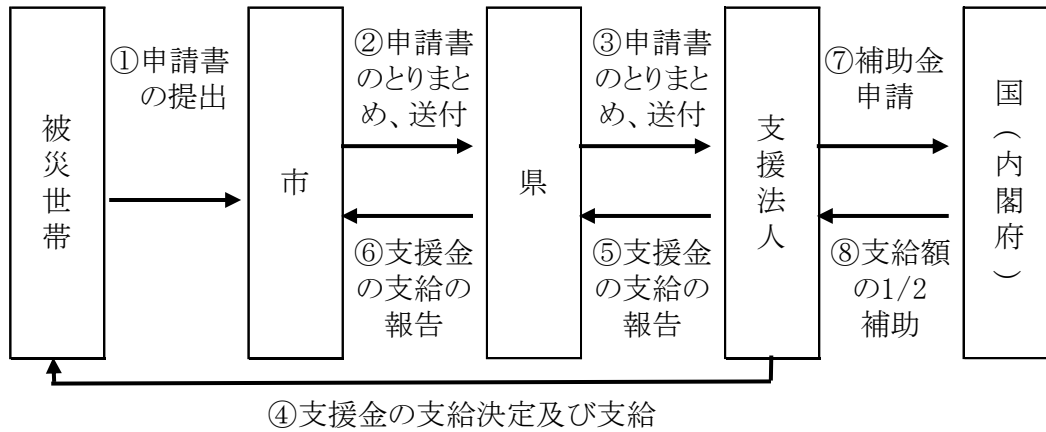
- (3) 市は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県（災害対策本部被災者支援班・危機管理総室等）に送付するものとする。
また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

県は、市から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ



第3部 災害復旧

第1章 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

第1節 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

1 復旧事業計画の基本方針

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因・被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関は十分に連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

計画内容については、速やかに効果が上がり、かつ事業期間が短縮するよう、関係機関は十分連絡調整を行う。

* 資料編 資料6 3参照

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

県（関係各部局）又は市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部または一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他市が提出する資料及び実施調査に基づき

決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担または補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害にかかる財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速、かつ、円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定については、第3節に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
 - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

- キ 森林災害復旧事業に対する補助
 - ク 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子、父子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資機材費の補助の特例
 - カ リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3節 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 激甚災害指定の推進

市長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、知事に対して指定を要請し、市の各部局は事業ごとに県の各部局と連絡の上、指定の促進を図るものとする。

第4節 災害復旧事業の実施

県（関係各部局）及び市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

第2章 被災者の生活安定

大規模災害時には、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災者の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

第1節 災害見舞金等の支給

市は、被災者の自立の助長と援護を図るため、二本松市災害見舞金等の支給に関する要綱の規定に基づき、災害により被害を受けた居住世帯の世帯主に対し災害見舞金等を支給する。

第2節 義援金の配分

市に寄託された義援金は、罹災者に対する義援金の公平かつ効果的な配分を行うため、二本松市災害義援金配分委員会要綱の規定に基づく二本松市災害義援金配分委員会において審議の上、被災者に配分する。

第3節 市営住宅等の一時使用

1 実施機関等

市が管理する公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「市営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、市長が行うものとする。

市は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な市営住宅の把握に努めるものとする。

一時使用は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により行う。

2 実施方法等

(1) 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- イ 避難指示等により、長期にわたり自らの住居に居住できない者。
- ウ これらに準ずる者であること。

(2) 一時使用対象者の選定

- ア 市営住宅等の一時使用者の選定については、市長が行うものとする。
- イ 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

(3) 一時使用の条件

一時使用の条件は、次の事項に留意し定めるものとする。

- ア 一時使用の期間
- イ 家賃及び敷金の負担者
- ウ 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- エ 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び市の関連条例を準用する。

(4) 一時使用させる住宅の戸数

- ア 一時使用させる戸数は、市営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で

行うものとする。

イ 市は、市営住宅等の提供では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県（建築総室）に公営住宅等の提供を依頼するものとする。

ウ 前項の依頼を受けた場合、周辺市町村は自らの公営住宅等に、県は、被災地内又はその周辺市町村内の県営の公営住宅等に、被災者を受け入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

(5) 正式入居の措置

一時使用を行った者については、市が定める入居資格要件に該当する場合は、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居させることができる。

第4節 職業のあっせん

公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 災害により、公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- (3) 職業訓練受講指示、職業転換給付金制度の活用等
- (4) 災害救助法が適用され、市長から労務需用があった場合の労働者のあっせん

第5節 雇用保険の失業給付に関する特例措置

公共職業安定所長は、次の措置をとるものとする。

- (1) 証明書による失業の認定
公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出向くことのできない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。
- (2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給
被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

第6節 租税の徴収猶予等の措置

1 基本方針

罹災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税者」という。）に対し、地方税法又は二本松市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時適切な措置を講ずるものとする。

2 期限の延長

災害により、納税者が市税に関する法律等に基づく申告、申請その他書類の提出又は納付若しくは納入することが期限までにできないと認めるときは、次により期限の延長を行う。

- (1) 災害が広域にわたる場合においては、市長が法律等に基づき、適用の区域、期限

の延長その他必要事項を指定する。

- (2) 上記に適用する場合を除き、納税者の申告に基づき、市長が期限の延長その他必要事項を指定する。

3 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者が、市税を一時的に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

4 滞納処分の執行停止

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

5 減免

罹災した納税者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

- (1) 個人住民税・固定資産税

災害を受けた日以降に納期の末日の到来するものについて、被災の状況に応じ減免する。

- (2) 軽自動車税

その者の所有にかかる原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車について納期限前に甚大な損害を受けたときは、損害の程度に応じ減免する。

第7節 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に該当する場合に、二本松市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

- (1) 市内において、住家が5世帯以上滅失した災害
(2) 県内において、住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
(3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
(4) 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者は250万円を限度として支給する。

第8節 被災者への融資

1 農林業関係

市は、県（農業支援総室、生産流通総室、森林林業総室）に対し、天災により農作物又は経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金を、無利子又は低利で融資する対策をとるよう要請する。

2 商工関係（中小企業への融資）

市は、県（商工労働総室）に対し、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要なとする設備・運転に必要な資金を、低利で融資する対策をとるよう

要請する。

3 住宅関係（住宅金融支援機構による災害復興住宅資金）

市は、県（建築総室）に対し、天災により住宅に被害を受けた住民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及び斡旋を行い、罹災者の住宅再建を支援するよう要請する。

4 福祉関係

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

市社会福祉協議会は、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な資金を融資するものとする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

第3編 事故対策編

第1章 原子力事故災害対策計画

第1節 総 則

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって市民の安全確保を図ることを目的とする。

2 計画の性格

(1) 福島県地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、福島県防災会議が作成する「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」に基づいて作成したものである。

この計画に定めるもの以外の必要な対策については、「二本松市地域防災計画（第2編一般災害対策編）」に準拠するものとする。なお、専門的・技術的事項については、「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」に準拠するものとする。

(2) 国の役割

国は、原子力災害に際して、現地における原子力災害対策の拠点として緊急事態応急対策等拠点施設に指定した福島県原子力災害対策センター（以下「原子力災害対策センター（オフサイトセンター）」という。）において、現地事故対策連絡会議の開催等、原子力防災専門官を中心とした初期活動を行うとともに、原子力緊急事態に該当する場合には、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出して原子力災害対策本部を設置し、迅速な応急対策を決定し、県及び市町村に指示する体制を整備するとともに、現地においては、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に設けられる原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）に要員及び専門家を派遣して、県及び市町村が行う応急対策を支援するなど、原災法、防災基本計画に基づき必要な措置を講じる。

(3) 原子力事業者の責務

原子力事業者は、原子力発電所の安全管理に最大限の努力を払い、原子炉施設等から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより、住民に影響が及ぶことのないよう原災法に定める対策を確実に実施し、安全を確保する。

また、福島県地域防災計画に基づく県、市町村及び原子力災害関係機関が実施する原子力災害対策に関して全面的に協力するものとし、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害からの復旧に関し、誠意をもって必要な措置を十分に講ずる。

さらに、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、市町村と共同して平常時から防災等関係情報をわかりやすくかつ定期的に提供する等、各種防災訓練の実施等を通じて有機的な連携体制の確立を図ることで、原子力防災体制の整備に万全を期する。

(4) 計画において尊重すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下、「指針」という。）を十分に尊重する。

(5) 計画の周知徹底

市は、この計画について、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

3 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくの影響をすぐに五感に感じることができず、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、福島県地域防災計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずる上で必要となる緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）等の応急対策活動が迅速かつ確に実施できるよう所要の措置を定めるものとしている。

4 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）は、原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設として指定された。

このことを踏まえ、指針では、当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なることから、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）（以下「EAL」という。）についても別に定められた。

このことから、本県においては福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策については、他の実用発電用原子炉施設とは別に実施するものとされている。

5 緊急事態における判断基準

原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。

(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、緊急事態区分の設定に基づき、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行う。緊急事態区分と原災法の枠組み等との関係は下表（表1）のとおり。

緊急事態区分のどの段階に該当するか判断を原子力事業者が判断するための基

準として、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づきEALが設定される。

原子力事業者は、EALに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関係機関に行う。

(表1) 緊急事態区分の説明

区分	概要	原災法との関係
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれ が緊急のものではないが、原子力施設にお ける異常事象の発生又はそのおそれがある 状態	—
施設敷地 緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による 影響をもたらす可能性のある事象が生じ た状態	原災法第10条
全面緊急 事態	原子力施設において公衆に放射線による 影響をもたらす可能性が高い事象が生じ た状態	原災法第15条 (原子力緊急事態宣言)

(2) 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)

防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後の防護措置に係る判断基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で指針により設定された運用上の介入レベル (以下「OIL」という。) に基づき防護措置が行われる。

6 原子力防災対策重点区域の範囲

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに区域の範囲が定められる。

(1) 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベルに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること(5kmを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」が目安とされている。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要があるとされている。

(2) 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective Action planning Zone)

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時活動レベルなどに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、国際原子力機関の国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とされている。

市庁舎から、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所までの距離は、それぞれ約56km、約60kmとなっており、市全域が緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : 原子力施設から概ね30km圏) には含まれていない。

(3) 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、下表(表2)のとおりである。

なお、福島第一原子力発電所におけるPAZについては、指針に基づき設定しないこととされている。

また、福島第二原子力発電所に係るPAZについては、原子力施設から概ね半径5kmを目安として、関係市町村の意見を聴くとともに、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定するものとされている。

(表2) 重点区域の設定範囲

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害対策 重点区域	予防的護措置を 準備する区域 (PAZ)	—	原子力施設から概 ね半径5kmを目安 に設定
	緊急防護措置を 準備する区域 (UPZ)	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）	

(4) 重点区域以外の区域への対応

県は、重点区域以外の市町村に対しても、情報の提供、空間放射線量率の測定、健康診断の実施等の対応を行うものとし、これらの市町村においては、住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受入など原子力災害発生時に必要となる事項を定めた地域防災計画を作成する。

本市は重点区域外の区域であるため、上記の事項について、特に定めることとする。

7 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置

本県における防護措置等については下表のとおりである。

判断基準		原子力災害対策重点区域					原子力災害対策重点区域外市町村(二本松市) (県広域避難計画に基づく対応)
		福島第一原子力発電所		福島第二原子力発電所			
		避難指示区域	避難指示区域でない区域(UPZ)	発電所から概ね5km圏内(PAZ)	避難指示区域及びPAZを除く区域(UPZ)	避難指示区域	
原子力施設の状況に応じた判断(EAL)	警戒事態(AL)	○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	—	要配慮者等の避難準備	—	○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	PAZ内要配慮者等の避難準備(避難先確保等)への協力
	施設敷地緊急事態(SE)	一時立入している住民等の退去開始	屋内退避を準備	○要配慮者等の避難実施 ○住民等(要配慮者等以外)の避難準備 ○安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	屋内退避を準備	一時立入している住民等の退去開始	○PAZ内要配慮者等の受け入れ ○PAZ内住民等(要配慮者等以外)の避難準備(避難先確保等)への協力
	全面緊急事態(GE)	—	屋内退避を開始	○住民等の避難実施 ○住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	○屋内退避を開始 ○安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ○避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染場所の確保等)	—	○PAZ内住民等の避難受け入れ ○UPZ内住民等の避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先・避難退域時検査場所の確保等)への協力
空間放射線量率の実測値に応じた判断(OIL)	500 μSv/h 超(OIL1)	—	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	—	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	—	UPZ内住民等の避難及び一時移転の受け入れ
	20 μSv/h 超(OIL2)	—	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	—	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	—	

8 広域的な活動体制

原子力防災対策は、その特殊性及び対策の実施に当たって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国が、県及び市町村に対して、技術的助言、専門家の派遣、要員・機器等の動員等、全面的に応援協力を行うことをはじめとして、関係機関は相互に広域的な活動体制の確立に努める。

9 本県以外で発生した原子力災害への支援

県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全を確保するとともに、災害が発生した都道府県への応援のため、必要な事務又は業務を行う。

また、県及び市町村は本県への避難者受入について、あらかじめ定めたマニュアル、災害協定等により対応する。

第2節 原子力事故災害事前対策

本市は、第1節6 原子力防災対策重点区域の範囲のとおり、重点区域以外の区域であるが、本市に関連する内容も含まれるため、県防災計画に記載の内容のうち、必要部分を当計画にも反映することとする。

1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

県、市及び事業者は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所から

の状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。

なお、通信手段の整備にあたっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。

市は、携帯電話等の不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

ア 県、市及び防災関係機関は、原子力事故災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

イ 県、市及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

2 災害応急体制の整備

県、市及び防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、災害応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手順書・マニュアル等に定めておくものとする。

なお、県（危機管理部、健康衛生総室、警察本部）は、重点区域外の地域の住民の安全確保のため、暫定的な重点区域以外の地域に対しても、以下の事務または業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備し、マニュアル等に定める。

- (1) 原子力災害に関する情報収集と県内市町村への情報提供（危機管理部、警察本部）
- (2) 事故影響の有無を確認のための緊急時モニタリングの実施（危機管理部）
- (3) 県民等に対する健康相談等の実施（健康衛生総室）
- (4) その他必要な事項

3 避難収容活動体制の整備

(1) 県における避難計画の作成

県は、原子力災害による避難は市町村域を超えた広域的なものであることや、長期に渡るといふ特殊性を十分に理解し、市町村及び学校、社会福祉施設、病院等と協力し、主体的に県民等に対する避難収容活動体制の整備・充実に努める。

(2) 県における広域避難計画の作成

県（危機管理総室）は、関係市町村の他の市町村（県外市町村を含む）への避難について調整し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成する。

- ア 指定避難所の名称、場所、収容可能人数
- イ 避難要請を行う関係市町村の措置
- ウ 県の措置
- エ 避難要請を受けた市町村の措置
- オ 避難者の輸送体制
- カ 市町村を越える広域的な避難経路等
- キ 避難中継所の役割
- ク あらかじめ定めた避難所が使用できない場合の調整
- ケ その他広域避難に必要な事項

4 避難者等の受入れ

- (1) 市は、県が策定した福島県原子力災害広域避難計画に基づく避難元市町村（南相馬市、浪江町）からの避難者の受入要請を踏まえ、避難所及び避難中継所の設置、避難者の受入、避難車両の誘導、避難所の運営等を行うものとする。
なお、県及び前述の避難元市町村以外の重点区域内の市町村等からの受け入れ要請についても市内の被災状況の程度に応じ、可能な限り受け入れるものとする。
- (2) 市は、避難車両の避難所までの誘導について協力する。
- (3) 市は、あらかじめ関係市町村と応援協定の締結について検討する。
- (4) 市は、「原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関する協定」に基づき、茨城県日立市からの避難者の受け入れ要請について、可能な限り受け入れるものとする。

5 緊急輸送活動体制の整備

県警察は、道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。
また、県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。
県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、運転者等に対し周知を図るとともに、広域的な道路交通管理体制の整備に努める。

6 原子力災害医療体制の整備

(1) 原子力災害医療体制の整備

原子力緊急事態を含めた異常事態の発生時における原子力災害医療については、原子力災害の特殊性を考慮しつつ、救急医療や災害医療との整合性を図り、これらに組み込まれて機能することで実効性を向上させる必要がある。

このことから、県（健康衛生総室）は、一般の救急医療、災害医療体制の充実を図るとともに、医療関係者、防災関係機関、事業者等が連携した原子力災害医療ネットワークを構築し、国と協力し、原子力災害医療派遣体制及び受入体制の整備・維持を行う。

また、県は国と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する原子力災害拠点病院等における広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。

(2) 原子力災害医療行動計画の整備

県（健康衛生総室）は、原子力災害医療活動の組織、役割、関係機関との協力体制、派遣要員の確保、連絡手段、活動内容及び技術的事項、安定ヨウ素剤の服用の方法等について、原子力災害医療行動計画に定めておく。

7 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

市は、国、県及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平素から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

また、県は、関係市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、必要な助言を行う。

教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- (7) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) コンクリート屋内退避所、避難所に関する事項に関すること。
- (9) その他必要と認める事項。

8 防災業務関係者に対する教育

県及び市は、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務に携わる者に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国等と連携して次に掲げる教育を実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力発電所等の施設に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報の活用に関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容。
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) 原子力災害医療活動（応急手当を含む）に関すること。
- (10) その他緊急時対応に関すること。

9 原子力防災に関する訓練

県、市及び防災関係機関は、国、事業者等の協力のもと、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、次に掲げる訓練を定期的実施するものとする。

- (1) 緊急時通信連絡訓練
- (2) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (3) 対策拠点施設への参集、運営訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 原子力災害医療活動訓練
- (6) 広報訓練
- (7) 住民避難訓練
- (8) 交通規制、立入制限訓練
- (9) 上記の要素を組み合わせた訓練
- (10) 原子力災害対策特別措置法第13条に基づく総合的な防災訓練

10 特定事象未満の事象に対する体制の整備

県（危機管理総室、健康衛生総室）及び警察本部は、原災法第10条に定める特定事象未満（5マイクロシーベルト/時未満）の放射能（放射線）放出事象について、警戒するために必要な体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制、資料等を整備しておく。

- (1) 平常時における環境放射線モニタリング結果の収集、測定結果の通報体制

- (2) 関係課における連絡体制
- (3) 国との連絡体制
- (4) 原子力事業者との連絡体制
- (5) 関係市町村、関係機関との連絡体制
- (6) 県が実施すべき対応の整理
- (7) 広報すべき内容の整理
- (8) 県民等に対する健康相談等の実施
- (9) 農林水産物等の風評被害対策（農林水産部）
- (10) その他必要な事項

1.1 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備

- (1) 県民の安全確保のための対応
県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全確保を図るため、以下の事務又は業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備しておく。
ア 原子力災害に関する情報収集と県内市町村、関係機関への情報提供（危機管理総室、警察本部）
イ 本県への影響の有無を確認のための県境付近等における環境放射線モニタリングの実施（危機管理総室）
ウ 事故現場付近を通過した県民等に対する健康相談等の実施（健康衛生総室）
エ その他必要な事項
- (2) 災害が発生した都道府県からの避難者受入
県（危機管理総室）は、県内市町村と連携し他都道府県からの避難者の受入の体制について整備しておく。

1.2 計画に基づく行動マニュアル等の整備

県（危機管理総室）、関係市町村及び関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、連絡、指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、手順、連絡先等の行動についてあらかじめ定めたマニュアル等を整備する。
また、訓練等の実施により明らかになった課題について、現況に即した修正を随時行うため、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを行う。

第3節 原子力災害応急対策計画

本節は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

なお、本計画は福島県地域防災計画のうち、本市に関連がある内容を主に記載しており、その他の本計画に記載の無いものについては、県地域防災計画によるものとする。

1 事故状況の把握及び連絡

以下の事態が発生した場合、次頁以降の「通報連絡系統図」のとおり原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県等から関係市町村及び関係する指定地方公共機関等に通報・連絡され、各機関はそれぞれ必要な対応をとる。

(1) 情報収集事態

発電所所在町における震度5弱又は5強を観測する地震が発生した場合、または原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通報された場合。

(2) 警戒事態

原子力発電所（以下「発電所」という。）において、原災法第10条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合。

または警戒事態に該当する自然災害（発電所所在町における震度6弱以上を観測する地震が発生した場合又は福島県に大津波警報が発表された場合）が発生した場合。

(3) 施設敷地緊急事態

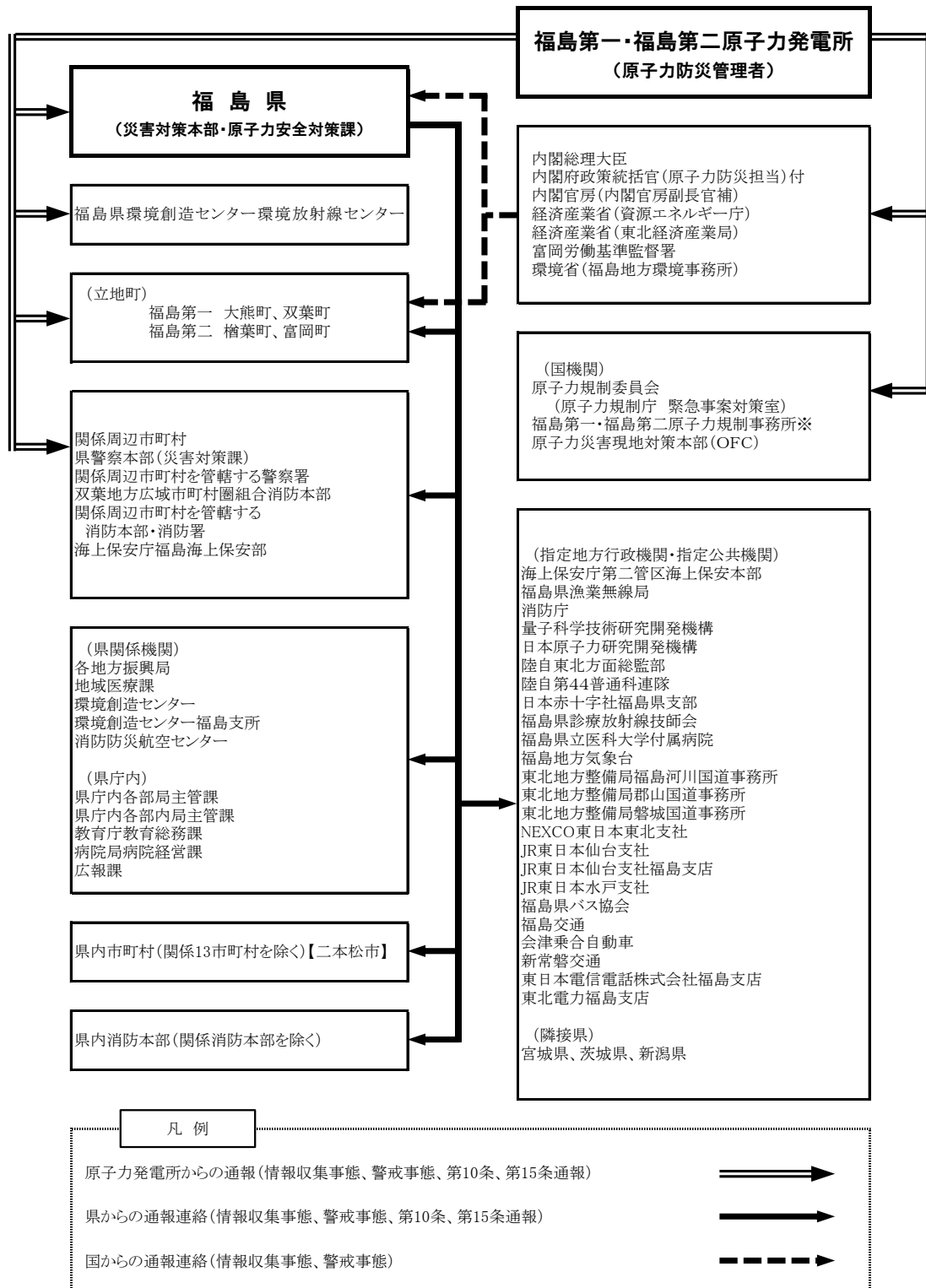
発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合。

(4) 全面緊急事態

発電所において、原災法第15条に基づく特定事象が発生した場合。

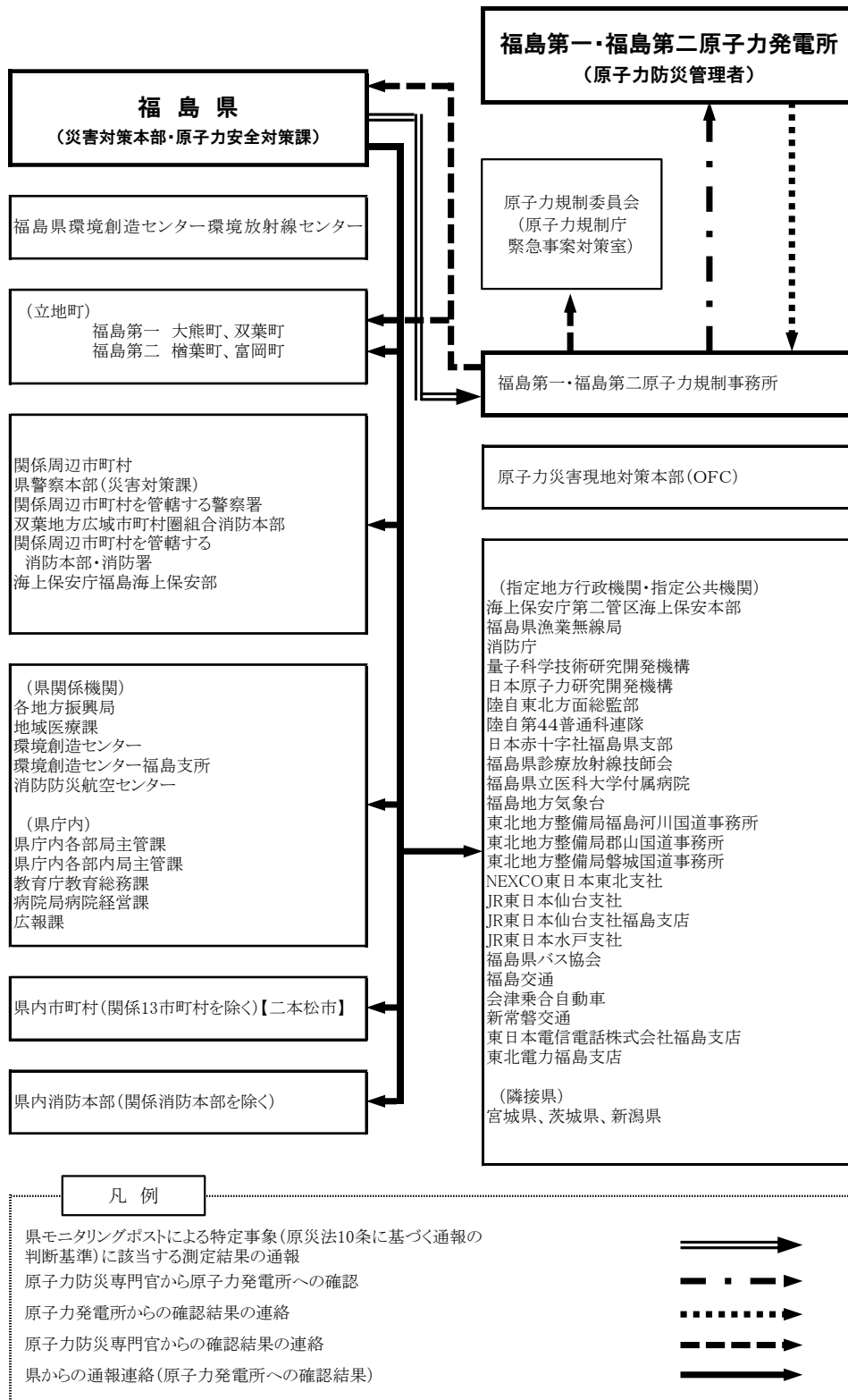
なお、UPZ外である本市は、広域避難計画に基づき、UPZ内である南相馬市及び浪江町民の避難及び一時移転の受け入れの協力を行うこととなる。

○通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）



※福島第一原発からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原発からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

○通報連絡系統図（県モニタリングポストにより5μSv/hを観測した場合）



2 活動体制の確立

市は、福島県原子力災害広域避難計画及び避難元市町村の避難計画に基づき、避難所及び避難中継所等の開設の準備等を行う必要があるため、市防災計画の一般災害対策編に準じた災害対策本部を設置し、必要な体制の確立を図る。

市は、災害対策本部を設置したときは、知事に対し報告を行うものとする。

3 住民等に対する指示の伝達と広報

(1) 地域に対する指示の伝達と広報

ア 県（災害対策本部）は、関係市町村以外の県内全市町村に対し、県総合情報通信ネットワークや電子メール等を利用して、災害情報の伝達を行うものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認する。

ただし、伝達する情報の内容については、近接する市町村、さらにそれ以外の市町村に対するものとに分類し、指示内容、頻度等の相違に配慮する。

イ 県は、地域の住民等に対し、テレビ・ラジオ・新聞及びインターネット等により、必要な情報を提供するとともに、電話の自粛等災害応急対策の円滑な実施に対する協力を求める。

また、必要に応じ、国に対して国民に対する広報及び協力要請の実施を求める。

ウ 市は、必要に応じて防災行政無線、広報紙、インターネット等により、必要な情報を住民等に周知するものとする。

(2) 問い合わせ窓口の設置

市は、国、県、事業者と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制を確立するものとする。

なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、防災行政無線、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、インターネット等により、速やかに住民等に周知するものとする。

4 緊急時モニタリング

(1) 緊急時モニタリング体制

ア 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施

県（危機管理総室）は、発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生 of 通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備（主に空間放射線量率の測定）を直ちに開始する。

イ 関係機関の協力

(ア) 情報の提供

発電所の原子力防災管理者、福島地方気象台長及び関係市町村長は、緊急時モニタリングの実施にあたり、必要な情報を提供する。

(イ) 緊急時モニタリングセンターの活動

緊急時モニタリングセンター（原子力規制委員会）は、特定事象の通報を受けて直ちに緊急時モニタリングを開始し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部に連絡するものとされている。

また、関係市町村に対しては、OFC放射線班が緊急時モニタリング評価結果を説明することとなっている。

(2) 県内各地における空間線量率等の測定

ア 緊急時モニタリングセンターは、重点区域外の県民等の安全を確保するため、県内全市町村において、市町村等の協力を得て空間線量率等の測定を行う。

測定結果については、県の危機管理総室又は災害対策本部設置後は災害対策本

部が、総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付するものとする。

イ 市は、市内の全地域の空間線量率等の測定を行い、住民に情報を迅速に提供するものとする。

5 避難及び屋内退避

(1) 速やかな住民避難のための準備

県（災害対策本部）及び市町村は、原災法第15条の全面緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施できる体制をとるため、警戒事態（原子力施設において重要な故障等が発生する等、自然災害以外の要因により該当すると判断された場合）の通報受信後、直ちに住民の避難又は屋内退避のための準備として、緊急時モニタリング結果等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受け入れの調整の検討を開始するとともに、避難退域時検査場所等の開設準備、指定避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

(2) 避難及び屋内退避等の防護措置の実施

県は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、以下の緊急事態区分に応じて避難及び屋内退避等の防護措置を実施する。

なお、避難にあたっては、県及び関係市町村が定める広域避難計画に基づき実施する。

ア 警戒事態

県及び市町村は、警戒事態（自然災害を除く。）発生時には、国の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行う。

(ア) P A Zを含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

施設敷地緊急事態要避難者の安定ヨウ素剤の配布準備。

(イ) 避難指示区域を含む関係市町村

一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。

(ウ) U P Z外の市町村（二本松市）

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備への協力。

イ 施設敷地緊急事態

県及び市町村は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行う。

(ア) P A Zを含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。

施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

(イ) 避難指示区域を含む関係市町村

一時立入している住民等の退去開始。

(ウ) U P Zを含む関係市町村

住民等の屋内退避の準備。

(エ) U P Z外の市町村（二本松市）

避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ。

施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。

ウ 全面緊急事態

県及び関係市町村は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、避難及び安定ヨウ素剤の服用等の指示があった場合又は独自の判断により、次の防護措置を行う。

- (ア) P A Zを含む関係市町村
住民等の避難実施。
- (イ) U P Zを含む関係市町村
住民等の屋内退避の開始。
O I Lに基づく住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。
- (ウ) U P Z外の市町村（二本松市）
避難住民の受入。
O I Lに基づく避難の準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）。
必要に応じて、屋内避難。

また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

エ 放射性物質が放出された場合

放射性物質が放出された後は、国（原子力災害対策本部）は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとしている。その際、併せて気象情報を提供するものとしている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するにあたり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後も同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力する。

- (ア) U P Z内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- (イ) 避難ルート、避難先の概要
- (ウ) 移動手段の確保見込み
- (エ) その他必要な事項

オ 運送事業者等への要請

県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

カ 避難誘導

県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等を行う場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努める。また、県は、避難や避難退域時検査等を行う場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

キ 家庭動物との同行避難

県は、災害の実態に応じて、関係市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。

(3) 避難及び屋内退避

ア 避難

- (ア) 関係市町村は、避難を決定したときは、対象地区の住民に対し、避難所、携帯品等の留意事項を含め、避難を指示する。
- (イ) 避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用する。
- (ウ) 自力で避難可能な住民については、原則、自家用車により避難する。なお、自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ関係市町村が選定した集合場所等からバス等により避難するものとし、県は、関係市町村の避難措置が円滑に行われるよう支援する。
- (エ) 病院や介護施設等において避難より屋内退避を優先させることが必要な場合には、関係市町村は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を指示するものとする。
- (オ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

イ 屋内退避

屋内退避は、原則として住民等が自宅等にとどまるものであり、関係市町村は、屋内退避を決定したときは、屋内退避地区内の住民等に屋外に出ないよう指示する。また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、県及び関係市町村は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示する。

また、地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、関係市町村により設定される近隣の指定避難所等にて、まずは屋内退避を実施する。そのうえで、近隣の指定避難所等に収容できない場合には、地震による影響がない安全な指定避難所等を関係市町村内外を含め選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応する。

ウ その他

県及び関係市町村は、国が原子力災害の観点から避難又は屋内退避指示等を出している中で自然災害を原因とする緊急の対応等が必要となった場合には、人命最優先の観点から独自の判断を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

(4) 情報提供等

県（現地本部）は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難先や避難退域時検査を実施する場所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

(5) 広域避難に係る調整

県（災害対策本部）は、関係市町村の避難先としてあらかじめ定めた避難所が使用できない場合等、広域避難計画に定める避難所以外へ避難する必要がある場合には、速やかな避難ができるよう必要な調整を行うとともに、国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

(6) 指定避難所の設置

ア 指定避難所の開設

県（災害対策本部）は、関係市町村において避難の必要が生じた場合は、県広域避難計画に基づき、受け入れ先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請する。

また、市は、県から受け入れの協力要請を受けた場合は、関係市町村と協議のうえ、広域避難計画等に定める施設の中から受け入れに必要な指定避難所を開設するものとし、関係市町村は原則として各指定避難所に市町村職員等を維持、管理のための責任者として配置し、受入先の市町村職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。

なお、県は、指定避難所となる県有施設の運営を主体的に行うとともに、受入先となる市町村の指定避難所に対して職員を派遣するものとし、あらかじめその派遣体制を整えておく。

イ 県及び避難元の関係市町村の役割

- (ア) 避難者等の情報把握、指定避難所の生活環境把握及び健康状況の把握等について、県及び関係市町村において協議しながら必要な対応を行う。
- (イ) 指定避難所の運営における配慮として、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- (ウ) 避難の長期化に際しては、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食の提供を実施する。
- (エ) 国と連携し、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化が見込まれる場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を鑑み、必要に応じて、二次避難所として旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

ウ 避難所の早期解消

県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

エ 応急仮設住宅における配慮

県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設する。

ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。

(7) 要配慮者への配慮等

県（災害対策本部）及び避難元の関係市町村は、避難者に向けた情報の提供、避難誘導、指定避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮する。

特に、指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

(8) 学校等施設における避難措置

学校等施設において、児童・生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、学校長等施設管理者が、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

また、児童・生徒等を避難させた場合や、児童・生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡する。

6 飲食物の摂取制限及び出荷制限

(1) 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限

県及び関係市町村は、国の指示又は緊急時モニタリングにより指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、当該試料が採取された地区の住民に対し、避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限と同一の措置を講ずる。

また、飲料水の水源についても、国の指示又は指針に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等を決定し、当該水道利用者全てに対し必要な措置を講ずるよう関係市町村等に指示する。

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限

ア 県（現地本部）は、国の指示又は緊急時モニタリング等により指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、住民、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場責任者等に対して、当該試料が採取された地区の農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等必要な措置を講じるよう、関係市町村に指示するとともに、テレビ、ラジオ、新聞及びインターネット等により広報する。

イ 関係市町村は、住民、生産者及び生産流通関係機関・団体に対し、農林水産物の出荷を禁止するよう指示する。

(3) 飲料水及び飲食物の供給

県は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市町村に指示した時は、県地域防災計画一般災害対策編第3章 第16節 第1 給水救援対策及び同節第2 食料救援対策に基づき、市町村と協力して関係住民等への応急対策を講ずる。

7 原子力災害医療活動

(1) 原子力災害医療活動の基本的体制

原子力災害医療活動は、次の区分、段階により行う。

ア 発電所における対応

イ 避難退域時検査場所における対応

県（健康衛生班）は、避難退域時検査場所を重点区域の外側周辺に設置することを基本とするが、必要に応じて、重点区域内であっても発電所から30km以遠で避難指示が出されていない場所についても設置する。

なお、避難退域時検査場所は以下の機能を有する。

- ・放射性物質による汚染の有無の確認
- ・避難住民の内部汚染の評価（急性期を除く）
- ・避難住民の外部被ばくの評価（急性期を除く）
- ・簡易除染

ウ 医療中継拠点における対応

県は、医療中継拠点を避難指示区域に近接する区域外の場所に設置する。

なお、医療中継拠点は以下の機能を有する。

- ・避難途中の住民等へのトリアージ、治療、搬送
- ・安定ヨウ素剤の配布
- ・避難退域時検査・簡易除染

エ 救護所における対応

県は、救護所を重点区域外市町村の指定避難所内に設置する。

なお、救護所は以下の機能を有する。

- ・避難住民のサーベイランス、スクリーニング
- ・一般傷病者に対する医療活動や健康相談等
- ・安定ヨウ素剤の配布

(2) 県災害対策本部体制下における原子力災害医療体制

県（健康衛生総室）は、受入先市町村長に対し、救護所の設置等に対する協力を要請するものとする。また、県は、必要に応じて、陸上自衛隊東北方面総監部に対し、救護所等での応急医療・救護、緊急時の避難退域時検査及び除染活動等に対する協力を要請する。

なお、派遣要員や連絡体制等については、福島県原子力災害医療行動計画に定められている。

(3) メンタルヘルス対策

原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的変化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、市は、国、県、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施するものとする。

メンタルヘルス対策の実施に当たっては、指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。

第4節 原子力災害中長期対策

本節は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

1 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県（現地本部）、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

2 緊急事態解除宣言後の対応

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

(1) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、避難区域等の設定を行い、それを見直した場合には、その旨を県に報告するものとする。

(2) 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、通行規制、飲食物の出荷制限及び摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。また、解除実施状況を確認する。

3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

4 心身の健康相談体制の整備

県（健康衛生総室）は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、指針に基づき、国及び市町村とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

5 災害地域住民に係る記録等の作成

(1) 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うものとする。また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

(2) 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査する。

(3) 災害対策措置状況の記録

県（危機管理総室）は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録し、保存しておく。

6 適正な流通の促進

(1) 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

(2) 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品等の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

7 被災者等の生活再建等の支援

(1) 被災者等の生活再建への支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

(2) 相談窓口の設置等

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。市外からの被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3) 生活再建の推進

県は、市と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

8 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

市は、上記の支援制度について周知等の協力を行う。

9 復旧・復興事業からの暴力団排除

警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

10 災害対策本部の解散

本部長（知事）は、国の原子力緊急事態の解除宣言後、原子力災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、県の災害対策本部及び現地本部を解散するとともに、関係市町村に、市町村災害対策本部の解散を指示する。

第2章 航空災害対策計画

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1節 航空災害予防対策計画

1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信等の整備

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、その他インターネット等の災害時における多様な通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

(2) 応援協力体制の整備

県、市及び防災関係機関は、航空災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図る。

また、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

ア 県、市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

イ 県及び市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

ア 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

イ 消防署、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 防災訓練の実施

県、市、防災関係機関は、「一般災害対策編 第1部 第8章 第4節 防災訓練の充実」の定めにより大規模災害を想定し、県、市、防災関係機関、航空運送事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

2 要配慮者対策

県及び市は、「一般災害対策編 第1部 第4章 避難・誘導體制づくり」及び「一般災害対策編 第1部 第9章 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体、地域包括支援センター等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 航空災害応急対策計画

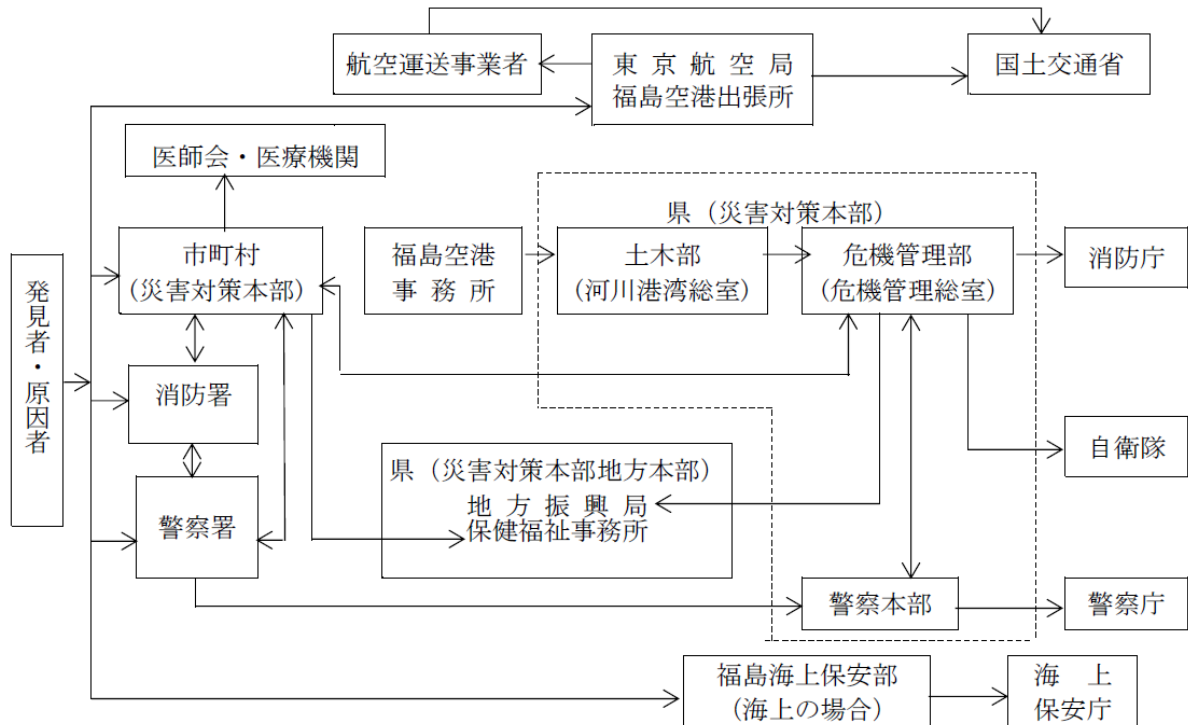
1 災害情報の収集伝達

市及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統」（別図）に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

また、市及び消防署から県（危機管理部）への航空災害の緊急連絡は、県（危機管

理部)作成の「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統—6 航空災害」により連絡するものとする。

○航空災害情報伝達系統 (別図) (福島空港等以外の地域における航空機事故)



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の確立

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

市は、航空災害の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2部 第2章 応援の要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

市は、航空災害が発生し、人命救助および被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

5 救助・救急及び医療（助産）救護活動

市は、「一般災害対策編 第2部 第5章 消防・救急救助活動」及び「一般災害対策編 第2部 第8章 医療（助産）救護」の定めにより、消防署、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

6 消火活動

- (1) 市は、消防署等と連携し、迅速に消火活動を行う。
- (2) 市は被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防署による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。
- (3) 消防署は、航空災害の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市との調整のうえ、県内全消防署による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防署に対し応援を要請するものとする。

7 災害広報

県、市、防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2部 第4章 災害時の広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3章 鉄道災害対策計画

この計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1節 鉄道災害予防対策

1 鉄道の安全のための施設、整備等の整備充実

県、市、道路管理者、鉄道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信等の整備

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、その他インターネット等の災害時における多様な通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

(2) 応援協力体制の整備

県、市及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図る。

また、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

ア 県、市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

イ 県及び市は、あらかじめ、消防署及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

ア 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

イ 消防署、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 防災訓練の実施

県、市及び防災関係機関は、「一般災害対策編 第1部 第8章 第4節 防災訓練の充実」の定めにより大規模災害を想定し、県、市、防災関係機関、鉄軌道事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

3 要配慮者対策

県及び市は、「一般災害対策編 第1部 第4章 避難・誘導体制づくり」及び「一般災害対策編 第1部 第9章 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体、地域包括支援センター等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 鉄道災害応急対策計画

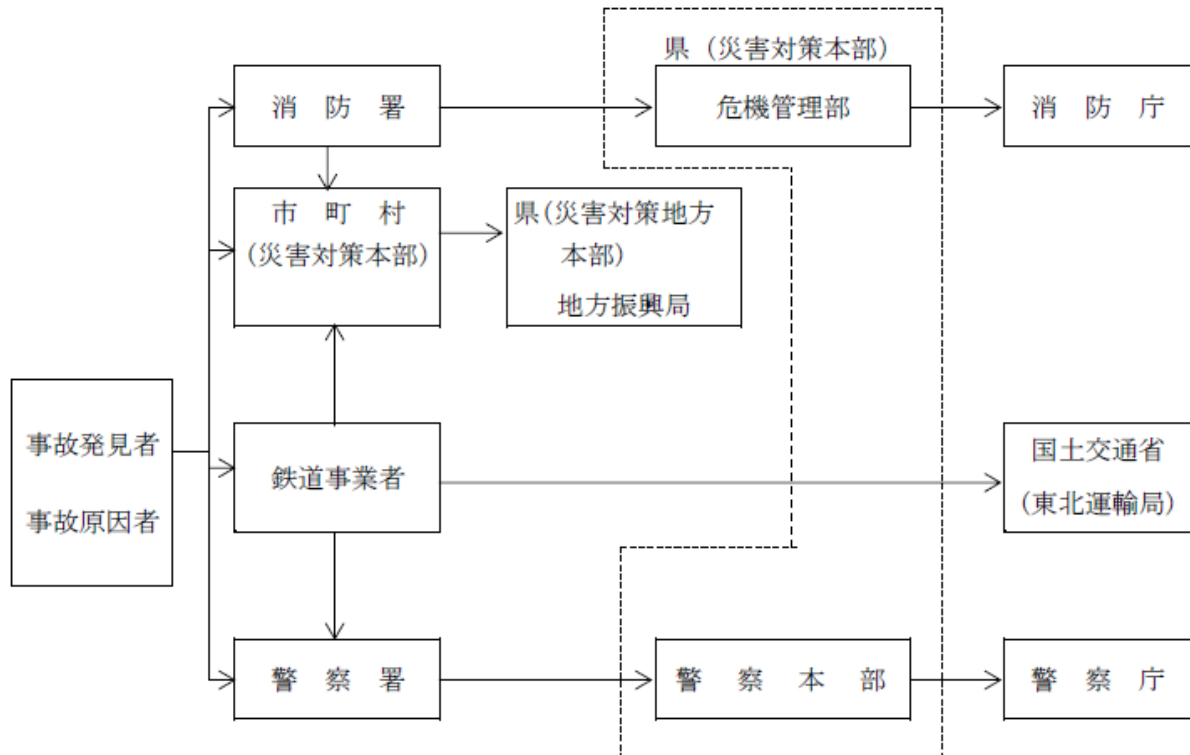
1 災害情報の収集伝達

鉄道災害の情報を受理したときは、状況把握に努め、「鉄道災害情報伝達系統」（別

図)に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。

また、市及び消防署から県（危機管理部）への鉄道災害の緊急連絡は、県（危機管理部）作成の「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

○鉄道災害情報伝達系統（別図）



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の確立

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

市は、鉄道災害の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2部 第2章 応援の要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

市は、鉄道災害が発生し、人命救助および被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

5 救助・救急及び医療（助産）救護活動

市は、「一般災害対策編 第2部 第5章 消防・救急救助活動」及び「一般災害対策編 第2部 第8章 医療（助産）救護」の定めにより、消防署、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応

援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

6 消火活動

- (1) 市は、消防署等と連携し、迅速に消火活動を行う。
- (2) 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防署による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

7 災害広報

県、市、防災関係機関及び鉄軌道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2部 第4章 災害時の広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 鉄道災害復旧対策計画

- 1 鉄道事業者は、県（生活環境総室）、市及び関係機関との連絡を密にし、事故災害に伴う施設及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ的確に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。
また、鉄道事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3部 災害復旧」の定めによるものとする。

第4章 道路災害対策計画

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1節 道路災害予防対策

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び県警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。

また、市は、防災行政無線、携帯電話等の受信環境の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

4 応援協力体制の整備

- (1) 県、市及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編 第2部 第2章 応援の要請」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 県、市及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

5 救助・救急及び医療（助産）救護

県、市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。また、あらかじめ、消防署及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

6 消防力の強化

- (1) 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
- (2) 消防署、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

7 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資

機材の整備促進に努めるものとする。

8 防災訓練の実施

県、市及び防災関係機関は、「一般災害対策編 第1部 第8章 第4節 防災訓練の充実」の定めにより大規模災害を想定し、県、市及び防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

9 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

10 要配慮者対策

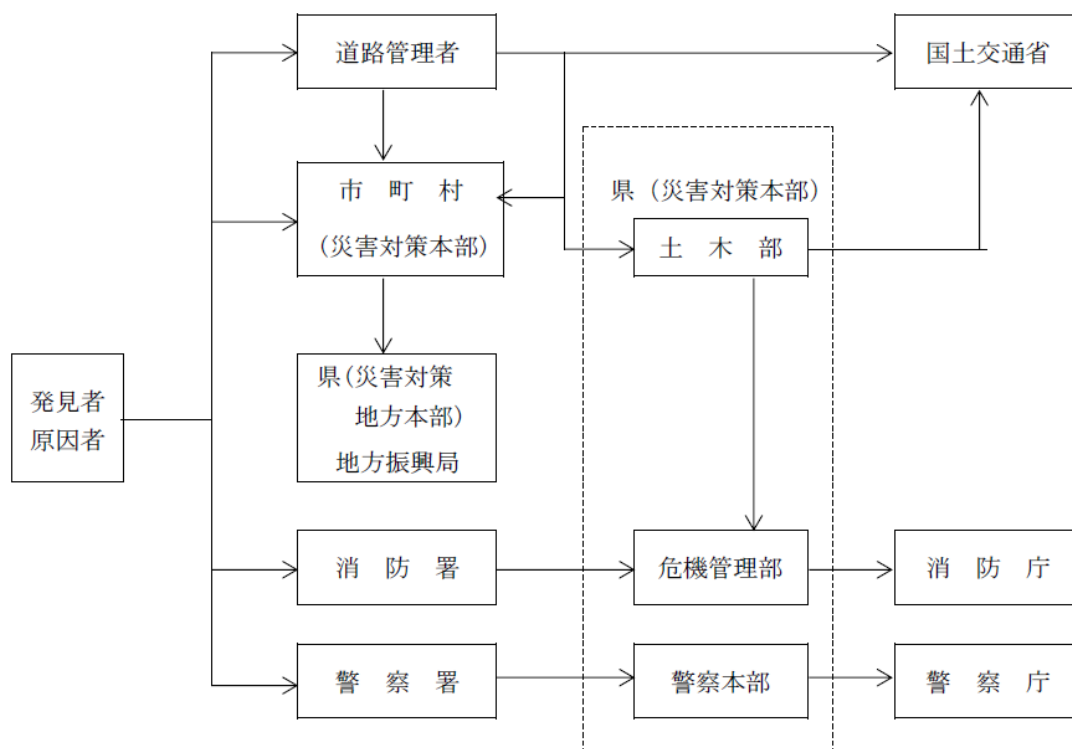
県及び市は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体、地域包括支援センター等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 道路災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

- (1) 道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統（別図）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。
- (2) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2部 第3章 情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。
- (3) 市及び消防本部から県（災害対策本部）への道路災害の緊急連絡は、県（危機管理部）作成の「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

○道路災害情報伝達系統（別図）



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の確立

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

市は、道路災害の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2部 第2章 応援の要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

市は、道路災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

5 救助・救急及び医療（助産）救護活動

市は、「一般災害対策編 第2部 第5章 消防・救急救助活動」及び「一般災害対策編 第2部 第8章 医療（助産）救護」の定めにより、消防署、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

6 消火活動

- (1) 市は、消防署等と連携し、迅速に消火活動を行う。
- (2) 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防署による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

7 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防署、県警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

8 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

9 災害広報

県、市、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2部 第4章 災害時の広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 道路災害復旧対策計画

- 1 道路管理者は、県、市及び防災関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。
また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3部 災害復旧」の定めによるものとする。

第5章 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1節 危険物等災害予防対策

1 危険物等の定義

- (1) 危険物
消防法第2条第7項に規定されているものとする。
- (2) 高圧ガス
高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。
- (3) 毒物・劇物
毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。
- (4) 火薬類
火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この章において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県（危機管理総室、健康衛生総室）及び市は消防署の協力のもと、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

(1) 危険物

ア 事業者のとるべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第1部 第2章 第6節 危険施設の保安対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 県（危機管理総室）及び市のとるべき措置

- (ア) 県及び市は、消防署の協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図るものとする。
- (イ) 県及び市は、消防署等の協力のもと、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

(2) 高圧ガス

ア 事業者のとるべき措置

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第1部 第2章 第6節 危険施設の保安対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 県（危機管理総室）のとるべき措置

- (ア) 県は、保安統括者及び製造保安係員等に対する保安教育講習の実施、高圧ガス設備に係る定期自主検査の指導等により、事業者による自主保安体制の推進を図るものとする。
- (イ) 県は、高圧ガス製造事業者等に対する保安検査、立入検査、移動車両等に対する路上点検及びその他保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。
- (3) 毒物・劇物
- ア 事業者のとるべき措置
事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第1部 第2章 第6節 危険施設の保安対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 県（健康衛生総室）のとるべき措置
県は、毒物劇物取扱責任者、保安責任者等に対する災害時危害防止対策、防災体制等についての災害予防講習の実施及び取扱施設等に対する定期自主検査の実施の指導等により、自主保安体制の推進を図るものとする。
また、製造、貯蔵等毒物・劇物取扱施設及び運送現場に対する立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。
- (4) 火薬類
- ア 事業者のとるべき措置
事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第1部 第2章 第6節 危険施設の保安対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 県（危機管理総室）のとるべき措置
県は、危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施、施設等の定期自主検査の実施等の指導により、自主保安体制の推進を図るものとする。
また、火薬類の爆発等の災害及び盗難を防止するため、保安検査、立入検査及び保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 防災情報通信網等の整備
市は、防災行政無線、携帯電話等の受信環境の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。
- (2) 応援協力体制の整備
- ア 県、市及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- イ 県、市及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。
- (3) 救助・救急及び医療（助産）救護
県、市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
また、あらかじめ、消防署及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互

の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

ア 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

イ 消防署、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 危険物等の大量流出時における防除活動

危険物の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(6) 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難所、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編 第2部 第6章 避難」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(7) 防災訓練の実施

県、市、防災関係機関は、「一般災害対策編 第1部 第8章 第4節 防災訓練の充実」の定めにより大規模災害を想定し、県、市、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

4 防災知識の普及・啓発

県（危機管理総室、健康衛生総室）及び市、防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

5 要配慮者対策

県及び市は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体、地域包括支援センター等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 危険物等災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

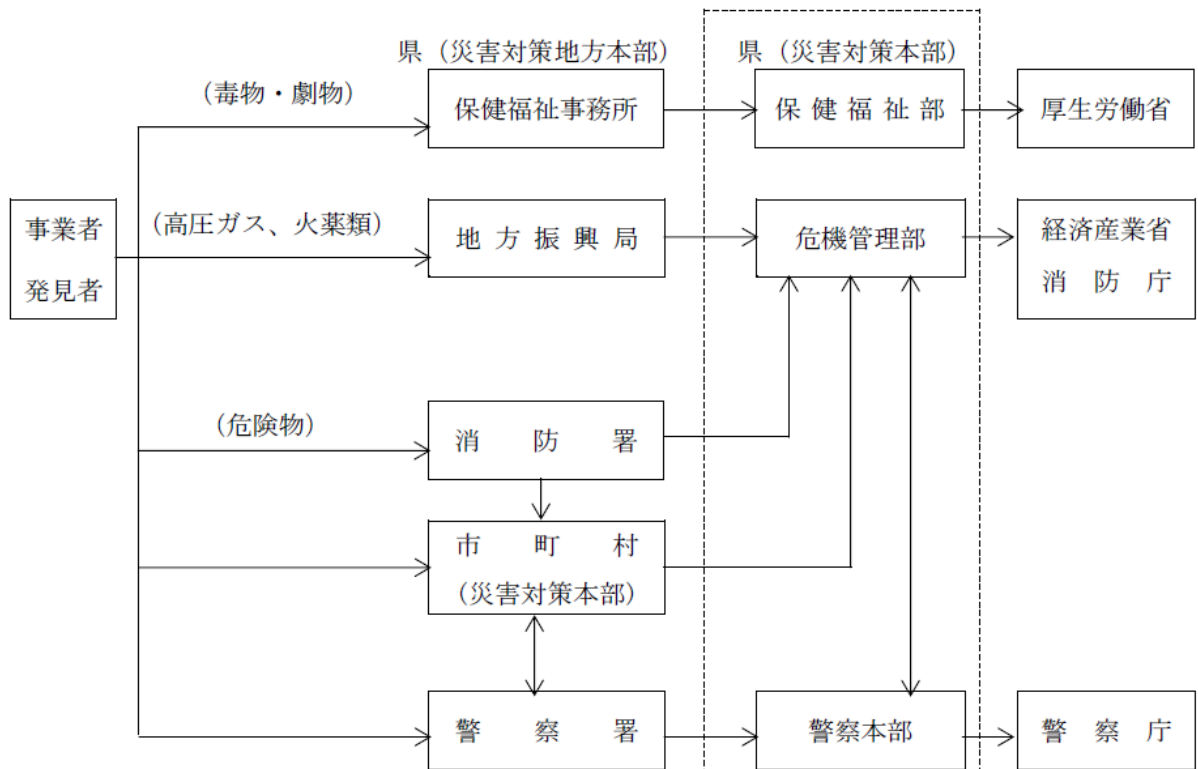
(1) 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに、「危険物等災害情報伝達系統（別図）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2部 第3章 情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

(3) 市及び消防署から県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、県（危機管理部）作成の「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故・救助事故」及び「同集 報告系統—4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡するものとする。

○危険物等災害情報伝達系統（別図）



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の確立

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

市は、危険物等災害の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2部 第2章 応援の要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

市は、大規模な危険物等災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

5 救助・救急及び医療（助産）救護活動

市は、「一般災害対策編 第2部 第5章 消防・救急救助活動」及び「第8章 医療（助産）救護」の定めにより、消防署、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

6 消火活動

(1) 市は、消防署等と連携し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ消防防災

ヘリコプターによる消火、偵察等を要請する。

(2) 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防署による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

7 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

また、危険物等が河川等に大量に流出した場合は、関係機関と協力し必要な措置を講ずる。

8 避難誘導

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「一般災害対策編 第2部 第6章 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずるものとする。

9 要配慮者対策

県、市等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難所・避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

10 災害広報

県、市、防災関係機関及び事業者等は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2部 第4章 災害時の広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 危険物等災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3部 災害復旧」の定めによるものとする。

第6章 大規模な火事災害対策計画

この計画は、住宅の密集化、建築物の高層化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1節 大規模な火事災害予防対策

1 災害に強いまちづくり

県及び市は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

(1) 市街地の整備

県（都市総室）及び市は、老朽化木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進するものとする。

(2) 防災空間の整備

県（都市総室）及び市は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

(3) 建築物の不燃化の推進

県（都市総室、建築総室）及び市は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

県（危機管理総室）、市、消防署、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の中高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

県（危機管理総室）、市、消防署、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

県（土木部）及び市は、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

3 大規模な火事災害防止のための情報の充実

(1) 気象情報の収集及び伝達

県（危機管理総室）及び市は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方气象台等と連携のうえ、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

(2) 火災気象通報の伝達及び火災警報等

- ア 福島地方気象台は、気象概況通報の一部として「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、「火災気象通報」を県（危機管理総室）に通報する。
- イ 県は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村に伝えるものとする。
- ウ 市長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等

市は、防災行政無線、携帯電話等の受信環境の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

ア 県、市及び防災関係機関は、大規模な火事災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の適正な運用を図る。

イ 県、市及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

県、市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

また、あらかじめ、消防署及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

ア 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

イ 「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

ウ 消防署、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難所、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編 第1部 第4章 避難・誘導體制づくり」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、「一般災害対策編 第1部 第8章 第4節 防災訓練の充実」の定めにより大規模災害を想定し、県、市、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

5 防災知識の普及・啓発

県（危機管理総室）、市、防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

6 要配慮者対策

県及び市は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮

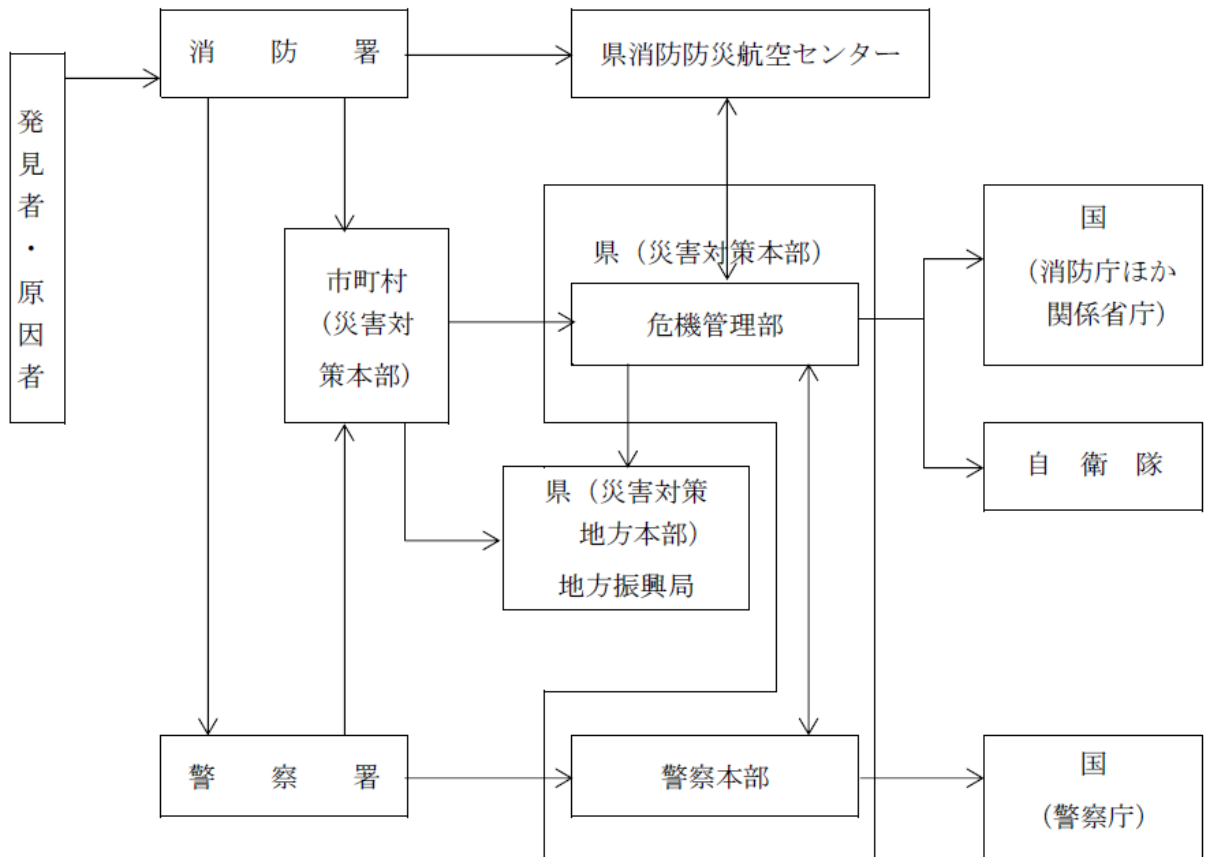
し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体、地域包括支援センター等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 大規模な火事災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

- (1) 県（危機管理総室）は、大規模な火事災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「大規模火事災害情報伝達系統（別図）」に基づき関係機関に伝達する。
- (2) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2部 第3章 情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。
- (3) 市及び消防署から県への大規模な火事災害の緊急連絡は、県（危機管理部）作成の「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

○大規模火事災害情報伝達系統（別図）



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の確立

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

市は、火事災害の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められ

る場合には、「一般災害対策編 第2部 第2章 応援の要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

市は、大規模な火事災害が発生し、必要があると認めるときは、知事に自衛隊の派遣要請をする。

5 救助・救急及び医療（助産）救護活動

市は、「一般災害対策編 第2部 第5章 消防・救急救助活動」及び「一般災害対策編 第2部 第8章 医療（助産）救護」の定めにより、消防署、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

6 消火活動

- (1) 市は、消防署等と連携し、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じ消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を要請する。
- (2) 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防署による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

7 避難誘導

大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

8 要配慮者対策

県、市等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難所・避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

9 災害広報

県、市、防災関係機関及び事業者等は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2部 第4章 災害時の広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 大規模な火事災害復旧対策計画

- 1 県（危機管理総室）、市及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、または支援するものとする。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3部 災害復旧」の定めによるものとする。

第7章 林野火災対策計画

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1節 林野火災予防対策計画

1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

2 林野火災に強い地域づくり

- (1) 市は、県（危機管理総室、森林林業総室）と協議してその地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に推進するものとする。
- (2) 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努めるものとする。
- (3) 県及び市は、警報発表等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防署の警戒体制の強化等を行うものとする。

3 林野火災防止のための情報の充実

県（危機管理総室）及び市は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方气象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 防災情報通信網等の整備
市は、防災行政無線、携帯電話等の受信環境の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。
- (2) 応援協力体制の整備
ア 県、市及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。
イ 県、市及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。
- (3) 救助・救急及び医療（助産）救護
県、市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
また、あらかじめ、消防署及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

- ア 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進するものとする。
- イ 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
- ウ 消防署、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難所、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 防災訓練の実施

県、市、防災関係機関は、「第2編 第1部 第8章 第4節 防災訓練の充実」の定めにより大規模災害を想定し、県、市、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、県等が開催する消防職員、消防団員、市職員等を対象とした空中消火資機材及びドローンの取扱いに関する講習等に、積極的に参加するものとする。

5 防災知識の普及・啓発

市は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。

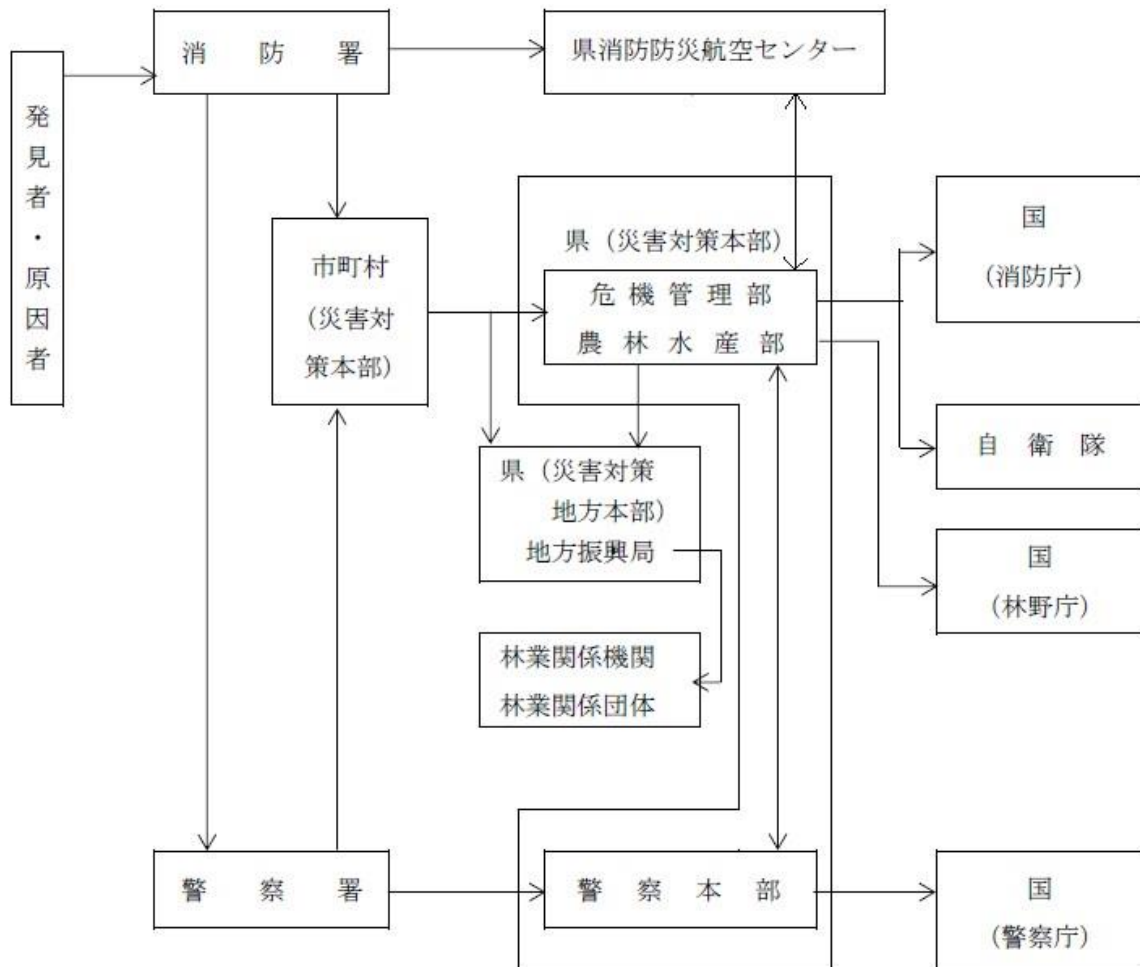
6 要配慮者対策

県及び市は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体、地域包括支援センター等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 林野火災応急対策計画**1 災害情報の収集伝達**

- (1) 県（危機管理総室、森林林業総室）は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「林野火災災害情報伝達系統（別図）」に基づき関係機関に伝達する。
- (2) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2部 第3章 情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。
- (3) 市及び消防署から県（危機管理総室）への林野火災の緊急連絡は、県（危機管理部）作成の「情報連絡ルート集 報告系統—1 林野火災」により連絡するものとする。

○林野火災災害情報伝達系統（別図）



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の確立

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

市は、林野火災の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2部 第2章 応援の要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

市は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、知事に自衛隊の派遣要請をする。

5 救助・救急及び医療（助産）救護活動

市は、「一般災害対策編 第2部 第5章 消防・救急救助活動」及び「一般災害対策編 第2部 第8章 医療（助産）救護」の定めにより、消防署、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応

援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

6 消火活動

(1) 市は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては、消防署等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎよ担当区域（地域状況精通者の確保）
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- ク 交代要員の確保
- ケ 救急救護対策
- コ 住民等の避難
- サ 空中消火の要請
- シ 空中消火資機材の手配及び消火体制
（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照）

(2) 市は、消防署等と連携し、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じ消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を県に要請する。

(3) 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防署による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

7 避難誘導

林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

8 要配慮者対策

県、市等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難所・避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

9 森林内の滞在者

市、消防署等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

10 災害広報

県、市、防災関係機関及び林業関係機関・団体は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2部 第4章 災害時の広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

11 二次災害の防止

- (1) 国（森林管理署等）、県（森林林業総室、河川港湾総室）及び市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。
- (2) 県及び市は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。
また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。
- (3) 市は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第3節 林野火災復旧対策計画

- 1 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3部 災害復旧」の定めによるものとする。
- 2 県（森林林業総室）及び市は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

第4編 震災対策編

第1部 総則

第1章 総則

第1節 目的

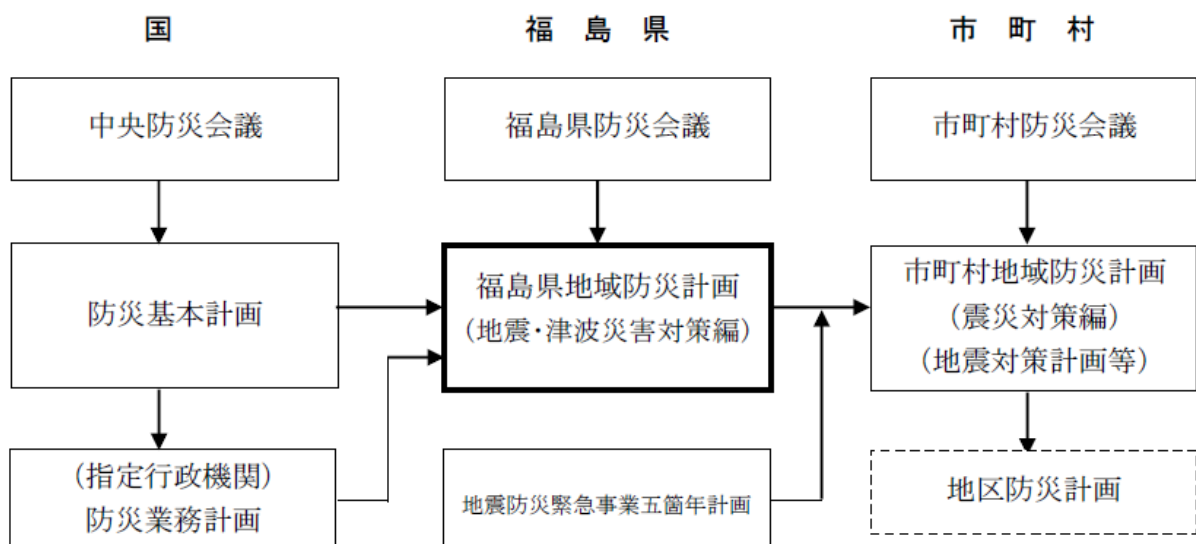
地域防災計画震災対策編は、県内の地震災害に関して総合的な対策を定めたものであり、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、本計画に基づき災害に強い、安全な地域づくりを進めるとともに、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮し、地震災害が発生した際に的確な災害応急対策及び復旧対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的とする。

第2節 本編の位置づけ

本編は、市の地域にかかる地震災害に関し、県地域防災計画の地震・津波災害対策編のうち、市の処理する業務を中心として定めたものである。

なお、本編に記載のない事項については、第2編一般災害対策編によるものとする。

国、県、市町村における防災会議と防災計画（地震・津波災害対策編）の位置づけ



第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

県は、地震防災対策の強化を図るため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定し、事業の推進を図ることとされているが、市においては、これら五箇年計画の事業計画を、県の計画期間と合わせて定めるとともに、関係部署は県と協議のうえ積極的に事業を推進するものとする。

第2章 福島県の地震災害と地震想定調査

第1節 既往の地震災害と本県における地震発生特性

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて二つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海洋型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の二つである。

1 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

(1) 活断層分布特性

福島県内の顕著な活断層は、阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められる。

阿武隈高地東縁部にある双葉断層は、すでに先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

福島盆地西縁部の活断層は、盆地西縁丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものとして注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

この3つの断層以外に、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より300m高く、地質的にも西側には先第三紀基盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。さらに、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が本県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により1956年の白石地震（M6.0）が発生したといわれている。

(2) 地震発生履歴

ア 1611年（慶長16年）9月（会津地方）M=6.9

会津地方に強い地震があり、特に河沼、大沼、南会津の3郡で被害が多かった。会津若松城をはじめ、神社仏閣の堂塔倒壊・大破多く、民家も多く潰れ又は大破し（2万余棟）、死者3,700名余りとなった。日橋川、大川などがせき止められ、耶麻郡山崎・慶徳付近では、16平方キロメートルほどの山崎湖が出現した。

イ 1659年（万治2年）4月（会津地方）

会津地方で大地震があり39名が死亡し、家屋409戸が倒壊した。

ウ 1821年（文政4年）12月（大沼郡）M=5.5～6.0

大沼郡大石村の狭い範囲に強震。130棟壊れ、大小破300余、死者若干名。

2 海洋型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

(1) 本県沖における地震発生特性

海洋型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。本県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であると言える。

また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

(2) 地震発生履歴

- ア 1677年(延宝5年)11月(磐城地方) $M=8.0$
磐城地方に強い地震があり、500余名が死亡した。また、午後8時ごろ小名浜に地震があり、家屋1,000余棟が流出し、80余名が溺死した。
- イ 1696年(元禄9年)6月(磐城地方) 強震地域—磐城小名浜
磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450名が死亡した。
- ウ 1793年(寛政5年)2月(陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖) $M=8.0$
余震が多く、相馬では10ヶ月も続いた。
また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者8名、矢祭で死者3名となっている。
- エ 1938年(昭和13年)5月 塩屋崎沖地震 $M=7.0$
県下全域に強震があり、家屋や土蔵の壁にはく離や亀裂250ヶ所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や堤防の亀裂6ヶ所等の被害があった。
- オ 1938年(昭和13年)11月 福島県東方沖地震 $M=7.5$
県下地域に強い地震があった。震源は塩屋崎の東北東約70kmの沖合で、県内の被害は死者1名、負傷者9名、住家全壊4棟、半壊29棟、非住家全壊16棟、半壊42棟となっている。
また、同日に $M=7.3$ 、翌日に $M=7.4$ の強い余震を観測している。
- カ 1964年(昭和39年)6月 新潟地震 $M=7.5$
16日午後1時20分ごろ、県下全域に震度4～5の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15ヶ所、山・崖崩れ17ヶ所等の被害があった。
- キ 1978年(昭和53年)6月 宮城県沖地震 $M=7.4$
12日午後5時14分ごろ地震があり、福島市が震度5、会津若松市、いわき市小名浜、白河市が震度4であった。国見町で死者1名、負傷者19名を出し、重傷者は福島市、桑折町で計3名報告されている。住家全壊は福島市で5棟、相馬市で1棟報告されており、県内では計800強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊9、山(崖)崩れ26等の被害も発生している。
- ク 2005年(平成17年)8月 宮城県沖の地震 $M=7.2$
16日午前11時46分ごろ地震があり、国見町などで震度5強、福島市、白河市、いわき市小名浜が震度4、会津若松市が震度3であった。福島県内で負傷者5名が発生した。
- ケ 2011年(平成23年)3月 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) M_w (モーメントマグニチュード) = 9.0
11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震度6強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。(災害の詳細は「3東日本大震災の発生」のとおり)
また、4月11日には浜通りを震源として余震と思われる $M=7.0$ の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度6弱を観測した。
- コ 2021年(令和3年)2月 福島県沖地震 $M=7.3$
13日午後11時8分ごろ地震があり、二本松市が震度5強、県内では国見町、相馬市及び新地町では震度6強、福島市及び郡山市などでは震度6弱を記録するなど東日本大震災以来の大きな地震であった。県内では、災害関連死を含め死者2名、負傷者100名を出し、住家全壊は二本松市で4棟、県内で合わせて200棟以上報告されており、その他小規模な被害も含めると、県内では合計2万棟以上の

住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊や、山（崖）崩れの被害も多数発生している。

3 東日本大震災の発生

(1) 地震、津波の被害

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。また長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて4,100名以上という、本県の歴史上類を見ない大災害となった。

なお、本県から茨城県にかけての陸域において、引き続き余震が発生している。

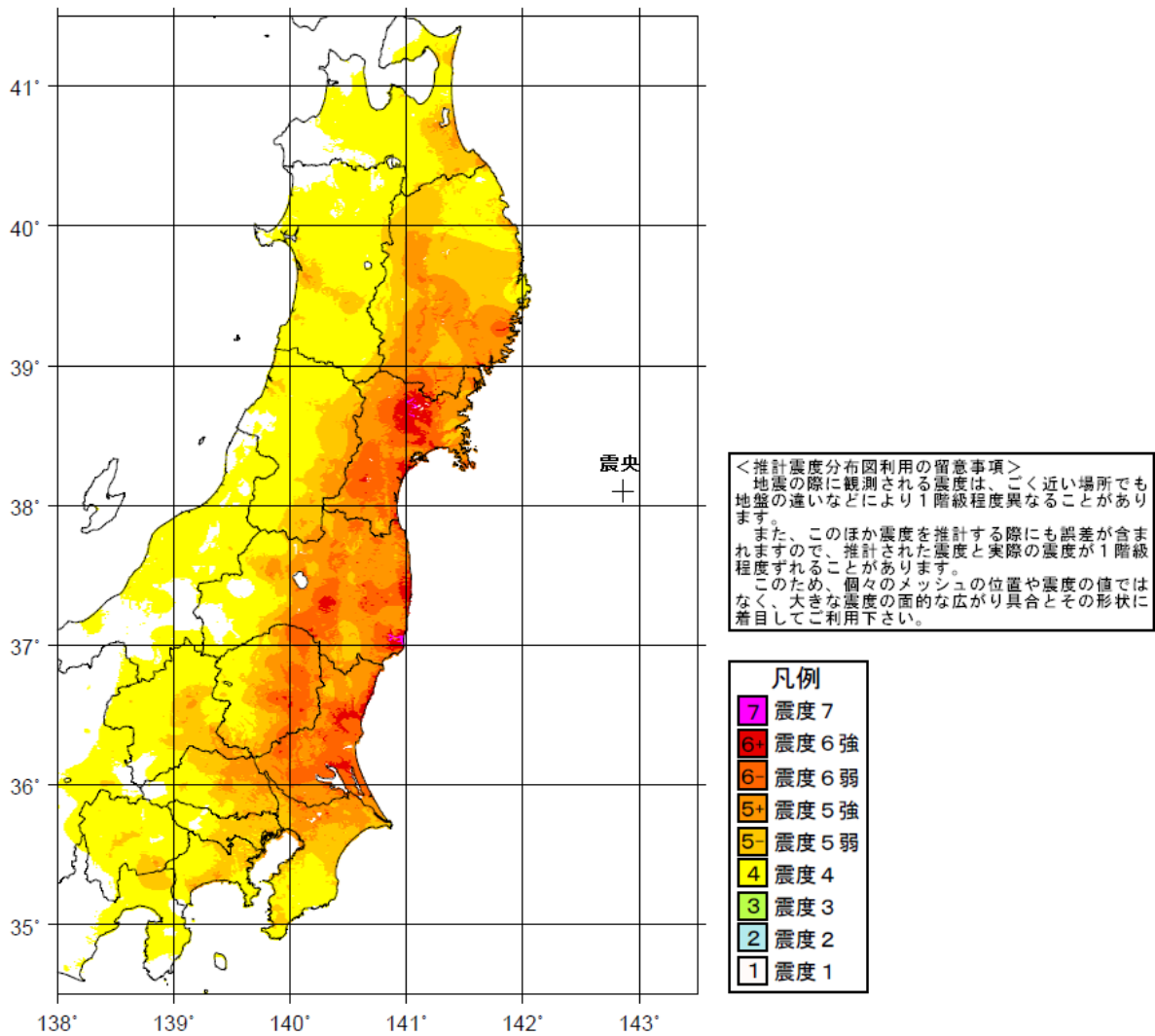
(2) 原子力災害の誘発

津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

東日本大震災の規模、被害の概要
(平成23年東北地方太平洋沖地震による
被害状況即報(第1782報)(令和3年11月5日現在))より

発 生 日 時	平成23年3月11日(金) 14時46分
震 源	三陸沖(震源の深さ24km)
規 模	マグニチュード9.0
県内の観測震度	震度6強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町 震度6弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津 波 規 模	計測値：相馬港9.3m以上※、小名浜港333cm (※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある)
人 的 被 害	死者：4,162名(直接死1,605名、関連死2,331名、死亡届等226名) 重傷者：20名 軽傷者：163名
建物被害 (警戒区域指定自治体においては未集計)	住家全壊：15,435棟 住家半壊：82,783棟 住家一部損壊：141,054棟 住家床上浸水：1,061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1,010棟 その他建物被害：36,882棟
消防職員出動延べ人数	消防職員：5,706人 消防団員：43,776人

東北地方太平洋沖地震震度の推計分布図（出典：気象庁）



第2節 地震被害の想定

1 地震被害想定調査の実施

地震による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。

このような考え方から、本県においては、平成7年度から3ヵ年を通じて地震・津波被害想定調査を実施した。

まず、地質や地盤の状況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行った。次に、想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。

また、これらの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、地震災害対策の提言を行っている。

この調査の推進にあたっては、学識経験者から構成される専門委員会を設け、その指導と助言のもとに必要事項の検討を行ってきた。さらに、そこで検討された内容は、福島県防災会議地震・津波対策部会において審議され、福島県地域防災計画の策定に反映されている。

なお、令和元年度から見直し調査に着手しており、令和3年度に完了する見込みである。

2 地震被害の想定

(1) 想定地震の設定

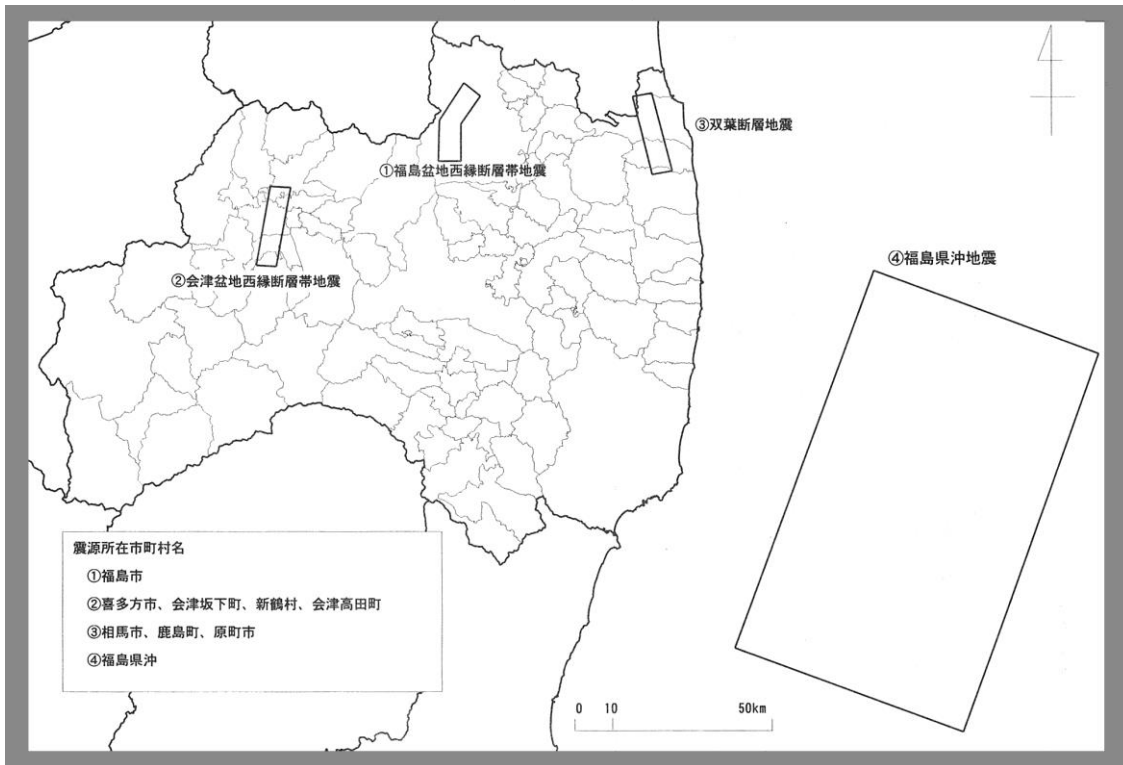
本計画の前提となる想定地震は、以下の4種類（内陸部3、海溝部1）とする。

想定地震の概要

地震名		マグニチュード	震源深さ等	
内 陸 部	①福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
	②会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
	③双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
海 溝 部	④福島県沖を震源とする地震	M7.7	震源深さ浅部	20km
			東西幅	60km
			南北長さ	100km

内陸部の地震については、起震断層としての活断層の存在が認められており、周辺地域の人口規模等、地震発生による社会的な影響が大きいと判断される地震として、上記の3つの地震を選定している。海溝部の地震については、過去に100年から200年程度の周期間隔で繰り返し同じ場所で数回の地震発生が認められていることから、1938年の福島県東方沖の地震をモデルとして想定地震の選定を行っている。

地震想定震源位置

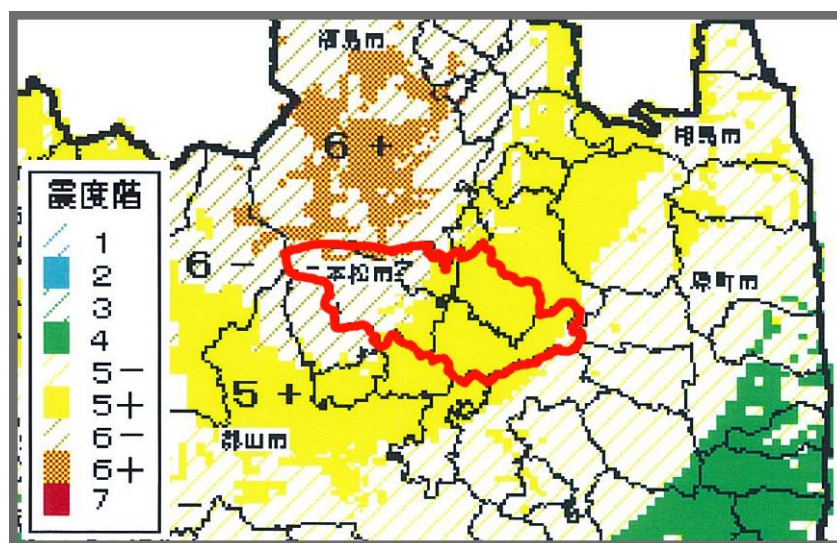


- (2) 震度分布想定結果の概要
各想定地震ごとの震度分布図は以下のとおりである。

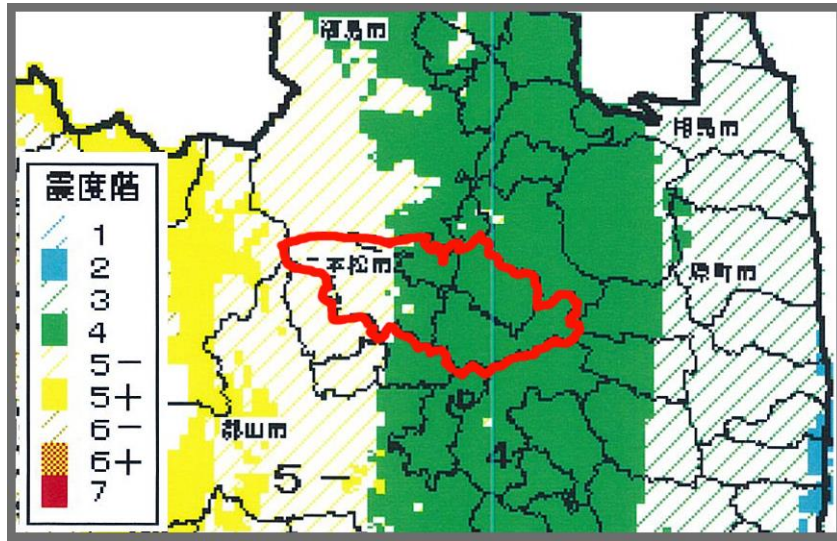
二本松市での想定最大震度

地震名	想定最大震度
①福島盆地西縁断層帯を震源とした地震	6強
②会津盆地西縁断層帯を震源とした地震	5弱
③双葉断層を震源とした地震	5強
④福島県沖を震源とした地震	5弱

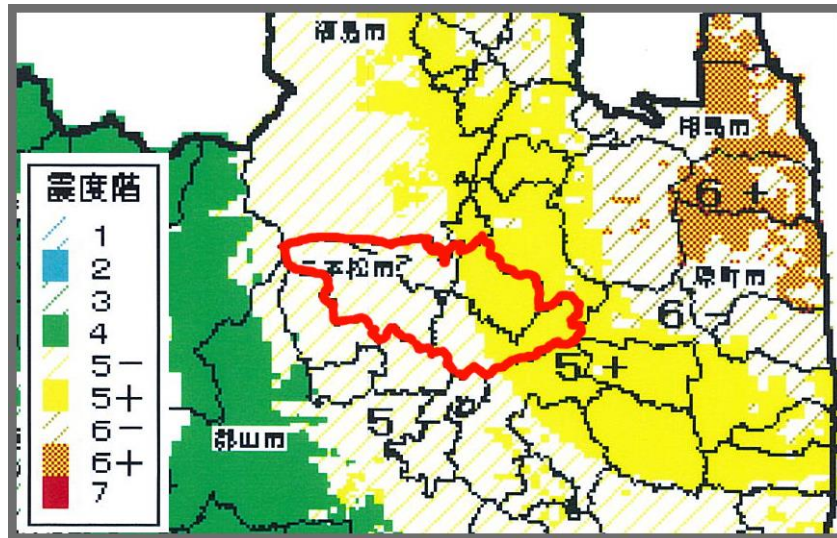
福島盆地西縁断層帯を震源とした地震 (M=7)



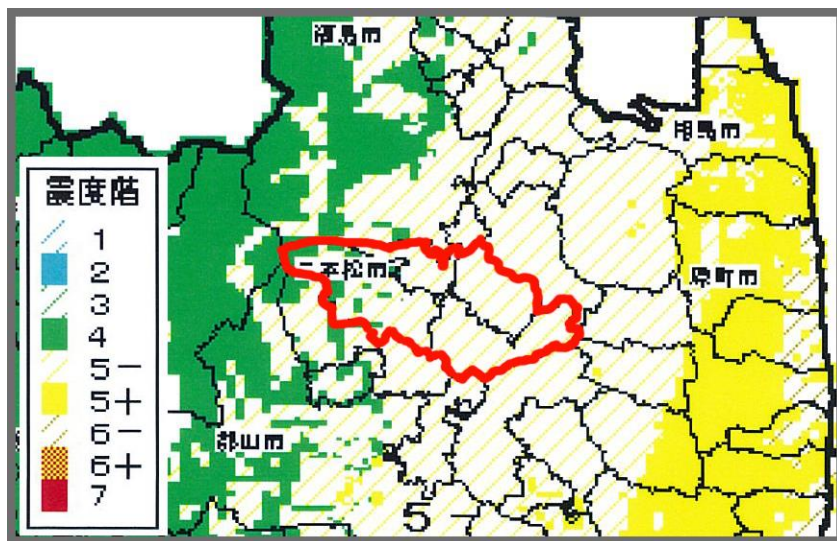
会津盆地西縁断層帯を震源とした地震 (M=7)



双葉断層を震源とした地震 (M=7)



福島県沖を震源とした地震 (M=7.7)



(3) 想定地震別の地震被害発生の特徴

ア 福島盆地西縁断層帯地震

福島盆地西縁断層帯地震は、人口や産業の集中が著しく進行し、市街地の拡大や高密度化が進んでいる福島盆地の西縁部直下で発生し、最大で震度6強を記録するほか、福島市、二本松市、猪苗代町、桑折町、伊達市など、震源域を中心とした長径30km、短径20kmの楕円形状の広い範囲に大きな揺れをもたらすものと予想される。この地震により、最大で800名を上回る多くの尊い人命が奪われる可能性があるほか、建物についても木造大破棟11,000棟強、非木造倒壊棟約500棟にも及ぶ被害の発生が想定される。

また、道路や鉄道、ライフライン供給施設等の都市基盤を始め、住民生活や社会経済活動全体に甚大な被害がもたらされるものと予想される。

この地域には、東北地方の流通・経済の生命線となっている東北新幹線や東北自動車道が貫通しており、これらが寸断された場合には、東北地方全体の社会経済活動の機能停止に結びつく危険性も有している。

また、都市部では、交通混雑が激しい朝夕の時間帯に地震が発生した場合には、路上での事故や高架橋、駅舎等交通施設の被害、走行中の電車の脱線等により通勤・通学者を中心とする死傷者の発生規模がさらに拡大されるものと予想される。

さらに、都市部には、行政機関庁舎、警察署、消防署、ライフライン関係機関等の防災関係機関の施設を始めとして、病院、避難所、主要幹線道路など防災上重要な施設が集積しており、これらの施設が被害を受け、機能が損なわれた場合には、被災地で展開される様々な災害対策活動に支障をきたすことになる。

イ 会津盆地西縁断層帯地震

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地を始め、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、会津美里町北部から喜多方市南部に至る地域を中心として、会津坂下町、会津若松市、会津美里町などでは、最大で震度6強の強い地震動の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定されており、建物被害については、福島盆地西縁断層帯地震による被害の発生規模とほぼ同じ水準に達している。この地震による人的被害については、死者が最大で750名近くにも及ぶほか、負傷者も最大で4,500名を大きく上回るなど極めて深刻な被害がもたらされるものと想定される。

また、会津盆地周辺の山地では、数多くの斜面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがある。

さらに、会津盆地周辺は、冬期間においては豪雪等の影響により交通などの都市機能や住民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下に置かれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火など様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。

また、会津盆地と周辺地域を結ぶ幹線道路が豪雪等の影響により通行不能に陥った場合には、周辺地域との連携が困難になり、陸の孤島化するおそれもある。

ウ 双葉断層地震

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層地震では、最大震度6強の強い地震動を伴い相馬市、南相馬市を中心として新地町、飯舘村など阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定される。この地震による死者は最大で550名を超え、建物の大破・倒壊棟数は概ね

8,000棟にも及ぶものと想定される。

さらに、浜通り地方中部の大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町沿岸部に立地する原子力発電所（東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所）については、2011年3月に発生した東日本大震災後の事故により全号機の運転が停止されている。福島第一原子力発電所1～4号機では事故の完全収束及び廃炉に向けての取組みが続けられており、事故後の原子炉建屋については、東京電力(株)と国において耐震性が確認されているものの、原子炉等の冷却は仮設備であることから、再び地震等により機能を失った場合に備えて予備設備等も準備されている。福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所1～4号機では冷温停止が維持されている。

しかし、仮に地震等によって予備設備等を含めて全ての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の放出等が想定される。

エ 福島県沖地震

福島県沖では、過去に100～200年程度の周期でマグニチュード7前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もある。

福島県沖地震では、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度6弱の大きな揺れが発生するものと予想され、最大で350名近くにも及ぶ死者と1,600名を上回る負傷者を始め、5,000棟にも及び建物の大破・倒壊といった被害が想定されており、他の3つの想定地震のような内陸型の地震と比較して、地震動により局地的にもたらされる激甚な被害が少ないものの、被害の範囲が広範にわたるといった特徴がみられる。

また、福島県沖地震による津波では、地震発生後20～40分程度でいわき市沿岸部に津波第一波が到達するほか、富岡町仏浜を中心とする地域で最大6.1mにも及ぶ津波水位が想定されているが、概ね津波高が現状における海岸保全施設の天端高を下回っており、陸域への越流がほとんどみられない状況となっている。

しかし、海岸地形や海底地形などの特性により実際の津波高が想定地震による津波高を上回る可能性があるほか、想定される津波高を越える地震津波が発生する可能性も考えられる。また、地震動や液状化により海岸保全施設の構造物自体が被災し、施設が持つ本来の機能が損なわれる可能性もあるため、津波対策のより一層の充実強化に努めることが重要である。

また、いわき市、広野町に形成されている石油コンビナート等では、地震による被災により大量の危険物が漏洩した場合は、海水を介して危険物が広範囲に拡散しやすく、大規模な火災や爆発に発展するおそれがある。さらに、津波来襲地には、浸水域の拡大や津波の河川遡上等を通じて、内陸の市街地にも被害が及ぶ可能性もある。

3 地震被害想定調査結果及び過去の経験の活用

2に示した「地震被害の想定」の結果及び東日本大震災の経験を、震災対策の立案に活用するとともに、市における震災対策の検討及び県民の防災意識の向上への活用を図る。

(1) 市における震災対策の検討

市は、地震被害想定調査の結果を踏まえて、震災対策の検討、市地域防災計画の見直し及び防災アセスメント調査の反映等に活用する。

(2) 東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで本県が想定してきた地震、津波規模を遙かに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であったが、今後も、東日本大震災と同程度の災害が起こりうることを想定し、県、市及び防災関係機関は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を策定する必要がある。

(3) 住民防災意識の向上

地震被害想定調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえた防災対策について、広く普及、啓発を図り、本市の地震被害発生の可能性に関する住民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。

第2部 災害予防

第1章 災害に強い体制づくり

第1節 発災後の時間経過と活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため、発災後の時間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。

地震災害

発災後の時間経過	段階名	活動目標
直後	即時 対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（瞬時の対応） <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請（市内）
1日目～3日目	緊急時 対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（72時間以内の対応） <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の詳細把握 ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等 ・広域的な応援活動の要請と受入れ（市外、災害協定団体、県） ・安否情報の提供
4日目～1週間	応急 対応期Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧等 ・被災避難者の仮住居先検討
1週間～1ヶ月	応急 対応期Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（日常活動環境） <ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復 ・仮設住宅等の検討
1ヶ月～数ヶ月	復旧 対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・都市環境の回復

発災後の時間経過	段階名	活動目標
		<ul style="list-style-type: none">・生活の再建・仮設住宅等の整備
数ヶ月以降	復興 対応期	<ul style="list-style-type: none">■地域・生活の再建・強化・教訓の整理・都市復興計画の推進・都市機能の回復・強化

————— 上記の他は一般災害対策編準拠 —————

第2章 災害に強いまちづくり

————— 一般災害対策編準拠 —————

第3章 災害防止対策

市は、地震被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保、さらには既成市街地の再開発等による総合的な都市防災の整備に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

第1節 建築物防災対策

1 二本松市耐震改修促進計画

市は、今後発生が予想される大地震等から市民の生命・財産を守るため、住宅や建築物等の耐震化を総合的、かつ、計画的に促進すべく「二本松市耐震改修促進計画」を平成19年度に策定した。計画の内容については、下記のとおり。

なお、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況を勘案し、耐震改修促進法の改正内容を踏まえ、更なる耐震化促進の取組を強化するよう、必要に応じて見直すこととする。

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（耐震化を促進するための環境整備や制度の構築等）
- (2) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- (3) その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

2 建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、県（建築総室）及び市は建築物の所有者又は管理者に対し、耐震広報及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物及び特定建築物についての確な法の施行に努めるものとする。

- (1) 市は、市民からの建築物の耐震性に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する情報提供、啓発に努める。
- (2) 市は、耐震工法・耐震補強等についての資料を配布し、また、県が開催する説明会等について案内するなど、建築物の耐震性確保の重要性の啓発を図る。
- (3) 市は、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ福島県建築士会安達支部等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

3 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

市は、県（建築総室）が行う「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」により、地震で被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動体制の構築に協力するものとする。

4 窓ガラス等の落下物防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

- (1) 県（建築総室）及び市は、容積率400%以上の地域内に存する建築物及び地域防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。
- (2) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。
- (3) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性

について啓発を行う。

- (4) 市は、概ね6階建て以上の公共施設のうち、ベランダ・ひさし(0.6m以上)・強化ガラス・網入ガラス等以外で危険防止対策が講じられていないものについて、ガラス飛散防止措置を講ずる。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

県(建築総室)及び市は、地震によるブロック塀(石塀を含む)の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- (1) 県及び市は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- (2) 市は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- (3) 市は、ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- (4) 県及び市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

第2節 防災上重要な建築物の耐震性確保

1 市有施設の耐震性確保

市は、大規模な地震による災害時に応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じて耐震性を確保する。

- (1) 防災拠点施設
 - ア 市庁舎
 - イ 各支所、住民センター及び市の出先機関
- (2) 避難施設
 - ア 小中学校
 - イ 体育館
 - ウ 公民館等
- (3) 医療施設
 - ア 岩代国民健康保険診療所

2 建築設備等の耐震性確保

市は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備等についても耐震性に十分配慮する。特に、災害対策本部を設置しうる施設については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図るものとする。なお、防災拠点施設、避難施設、医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、太陽光発電設備、蓄電池、非常用発電機等、コンピュータ等器材のデータの保護対策など、業務の継続に必要な非常用設備の整備に努めるものとする。

3 ロッカー、書架等の転倒防止対策

市(各施設管理者)は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行う。特に、災害対策本部を設置しうる施設については、優先的にロッカー、書架等の転倒防止対策を行うものとする。

4 市及び公共的施設管理者による施設の耐震化

市及び公共的施設の管理者は、県の耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

5 民間施設管理者による施設の耐震化

民間施設管理者は、「福島県耐震改修促進計画」に指定された建築物について、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

第3節 ライフライン施設の耐震化

1 水道施設（岩代・東和簡易水道事業を含む）の耐震化

- (1) 取水及び配水施設を常時監視して、保守点検に万全を期すとともに、老朽化した施設を耐震型の施設に整備改良し、災害時における被害を最小限に食い止め、二次災害の防止を図る。
- (2) 導水管・送水管及び配水管を常時点検し、漏水等の早期発見に努めるとともに、石綿セメント管や経年管の取替えを促進する。また、継手や管路の耐震性の強化も併せて推進する。

2 下水道施設の耐震化

- (1) ポンプ場及び処理場施設における電気設備及び機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全対策を推進する。
- (2) 管路施設の定期パトロールを実施する等、常時保守点検に努め、機能の保全を図るとともに、老朽管の補修を行う。

3 電気施設の耐震化

- (1) 電気事業法第42条の規定に基づき保安規程を定め、定期巡視及び特別巡視を実施し、不適合施設については、発生の都度、改修を行う等災害時における不測の事故防止を図る。
- (2) 必要に応じ、設備の臨時点検を行い、設備の異常の有無を確認する。

4 ガス施設の耐震化

- (1) 使用条件、重要度等に応じて、ガス事業法等の諸法令に基づいて設計し、安全性及び耐震性を確保する。
- (2) 緊急遮断弁、防・消火設備、保安用電力の確保等を行い、二次災害防止のための措置を行う。
- (3) ガスホルダーや、ガス導管の設計は、ガス事業法等の諸法令に基づいて設計する。
- (4) 地盤沈下等の著しい地区に設置する設備は、耐震性の高い素材等を使用する。

5 電話施設の耐震化

- (1) 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。
- (2) 一般電話が途絶した場合に、最小限度の通信ができるよう、市指定の避難所等及び市内要所に臨時公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
- (3) 架空ケーブルは、地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地下埋設化の可能な箇所については事業の推進について検討する。
- (4) 交換センター相互間を結ぶ地下ケーブル経路の分散化を推進する。
- (5) 商用電源が停止した場合の対策として、発電用予備エンジン等を常備し、更に自らが被災した場合を考慮して、移動発電装置、可搬型電源装置を常備する。
- (6) 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動無線車、携帯用無線機、非常用移動電話局装置等を配備する。

6 鉄道施設の耐震化

- (1) 地震時には、運転中の列車を速やかに停止させることが安全の第一要件であるため、耐震列車防護装置設備の整備推進を行う。具体的には、防災情報システムの導入によりリアルタイムに情報を感知し、列車防護が速やかにできるようにする。
- (2) 線路構造物、電気及び建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。
- (3) 各種情報の迅速な周知徹底を図るため、通信施設の整備、充実に努める。

7 道路施設の耐震化

道路防災点検に基づき、落橋防止対策等を行う。

第4節 震度情報ネットワークシステムの概要

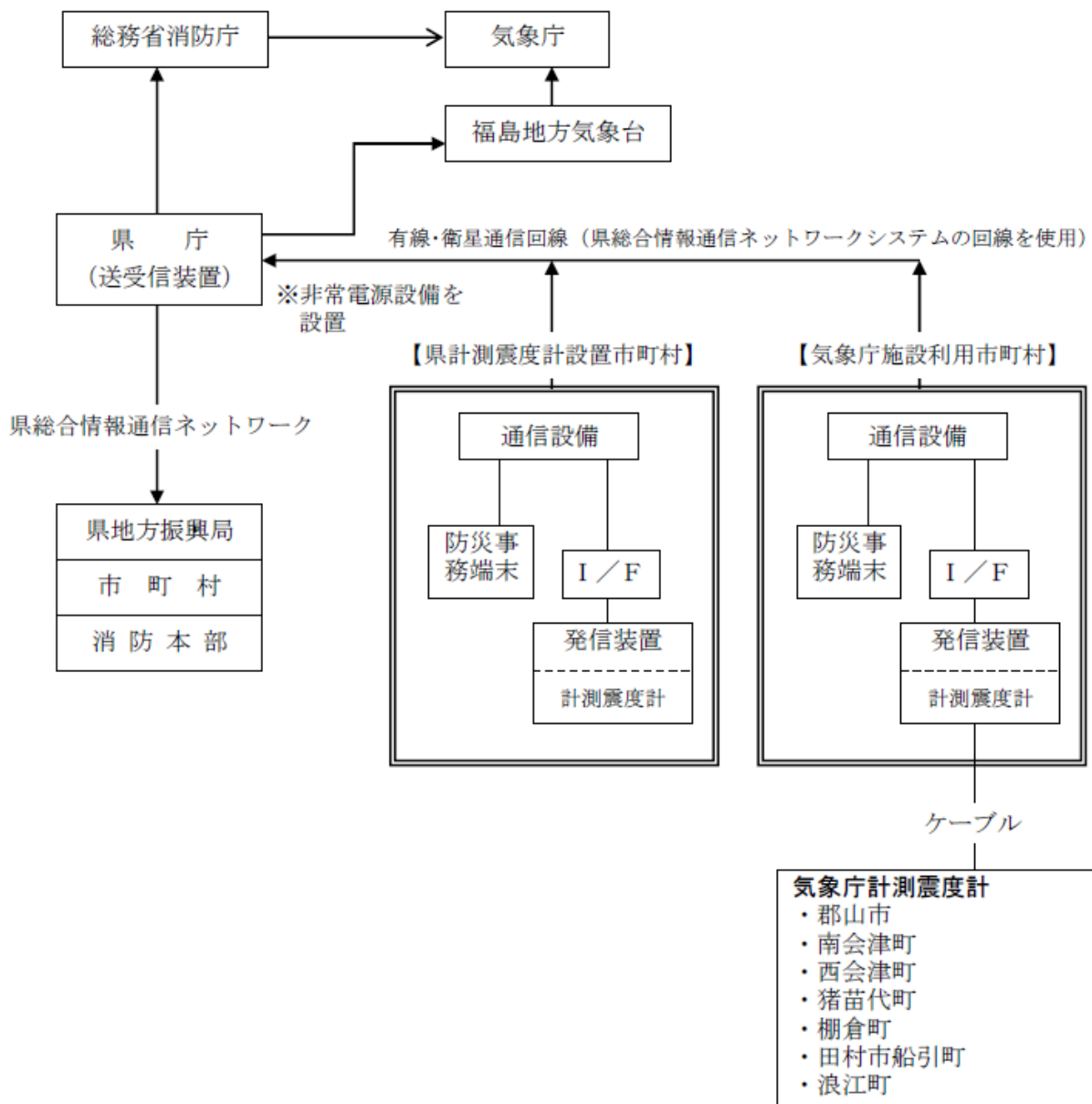
県（危機管理総室）では、県内の84箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7箇所（郡山市・南会津町・西会津町・猪苗代町・棚倉町・田村市・浪江町）と合わせて、県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っている。

このシステムで得られた震度情報は、県庁を経由し、県総合情報通信ネットワークを通して各地方振興局、各市町村、各消防本部等に配信され、市町村別の被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、県の職員参集システムに組み入れられることにより、初動体制の充実・強化に活用されている。

また、平成13年度に福島地方気象台と接続したことにより、気象庁の地震情報に利用されていることから、震度データの正確な伝送の確保に努めている。

なお、消防庁においても、全国都道府県から送られてくる各市町村別の震度情報を早期に把握することにより、迅速な広域応援が可能となるよう体制の整備を図っている。

○震度情報ネットワークシステムの概要図



第4章 避難・誘導體制づくり

————— 一般災害対策編準拠 —————

第5章 緊急輸送の整備

————— 一般災害対策編準拠 —————

第6章 備蓄・調達体制の整備、防災資機材等の整備

————— 一般災害対策編準拠 —————

第7章 廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

————— 一般災害対策編準拠 —————

第8章 防災知識の普及、訓練

————— 一般災害対策編準拠 —————

第9章 要配慮者の安全確保

————— 一般災害対策編準拠 —————

第10章 二次災害対策

第1節 地震による火災の防止

1 出火防止対策

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 「地震だ！火を消せ！」と声を掛け合い、火の始末をすることの習慣化
- イ 耐震自動消火装置付き火気使用器具の点検整備及びガス漏れ警報機等出火防止のための安全な機器の普及
- ウ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- エ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- オ 防火カーテン等の防火製品使用の普及
- カ 灯油・ベンジン・アルコール等危険物の安全管理の徹底
- キ 消火器の設置、風呂水の汲み置きとバケツの常備等、消火用具の準備

(2) 防火管理者設置建築物の防火体制の徹底

- ア 市及び消防署は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者等の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

- イ 火災による人的・物的損害を最小限度にするため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、消防署は、防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

- ウ 火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防署は、年間計画に基づき予防査察を実施するとともに、特に不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し、管理権限者に対し防火体制の徹底について指導を行う。

2 火災拡大要因の除去

(1) 道路等の整備

市は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急通路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

(2) 建築物の防火対策

市は、公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃及び耐火建築の推進を啓蒙する。

(3) 薬品類取扱施設対策

地震発生時には、教育施設、研究施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火・爆発し、被害を拡大する危険性があるため、消防署はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止等について指導する。

第2節 液状化災害予防対策

公共施設等の管理者は、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、開発事業者は、大規模開発にあたって、国及び地方公共団体と十分な連絡調整を図るものとする。

また、市は、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造についてマニュアル等による普及を図るものとする。

国、県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第3部 災害応急対策

第1章 応急活動体制

第1節 災害対策本部設置前の職員配備体制

《指揮者 市民部長》

	配 備 基 準	任 務 内 容
事前配備	1 震度4の地震が発生したとき。 2 その他状況に応じて市長が指令したとき。	関係課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制をとる。
警戒配備	1 震度5弱の地震が発生したとき。 2 その他状況に応じて市長が指令したとき。	関係部局の人員を配備する。 災害発生とともに、そのまま直ちに非常活動が開始できる体制をとる。

第2節 災害対策本部設置基準

- 1 気象庁が、市内において震度6弱以上を観測し、発表したとき。
- 2 気象庁が、市内において震度5強を観測、発表し、市内に人的被害及び住宅被害等が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。
- 3 気象庁の発表にかかわらず、市内に地震による大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。

第3節 災害対策本部設置後の職員配備体制

《指揮者 市長》

	配 備 基 準	任 務 内 容
第一次配備体制	1 震度5強の地震により、人的被害及び住宅被害等が発生したとき。 2 その他状況に応じて市長が指令したとき。	突発的災害に対し、応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動が円滑に実施できる近隣居住職員で全員体制をとる。 事態の推移に伴い、速やかに第二次体制に移行できる体制をとる。
第二次配備体制	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他状況に応じて市長が指令したとき。	管轄地域内において、救助・救護活動を行うため、現地災害対策本部を設置し全員体制をとる。 現地災害対策本部は、本庁の災害対策本部と緊密な連絡体制をとる。

第4節 動員数

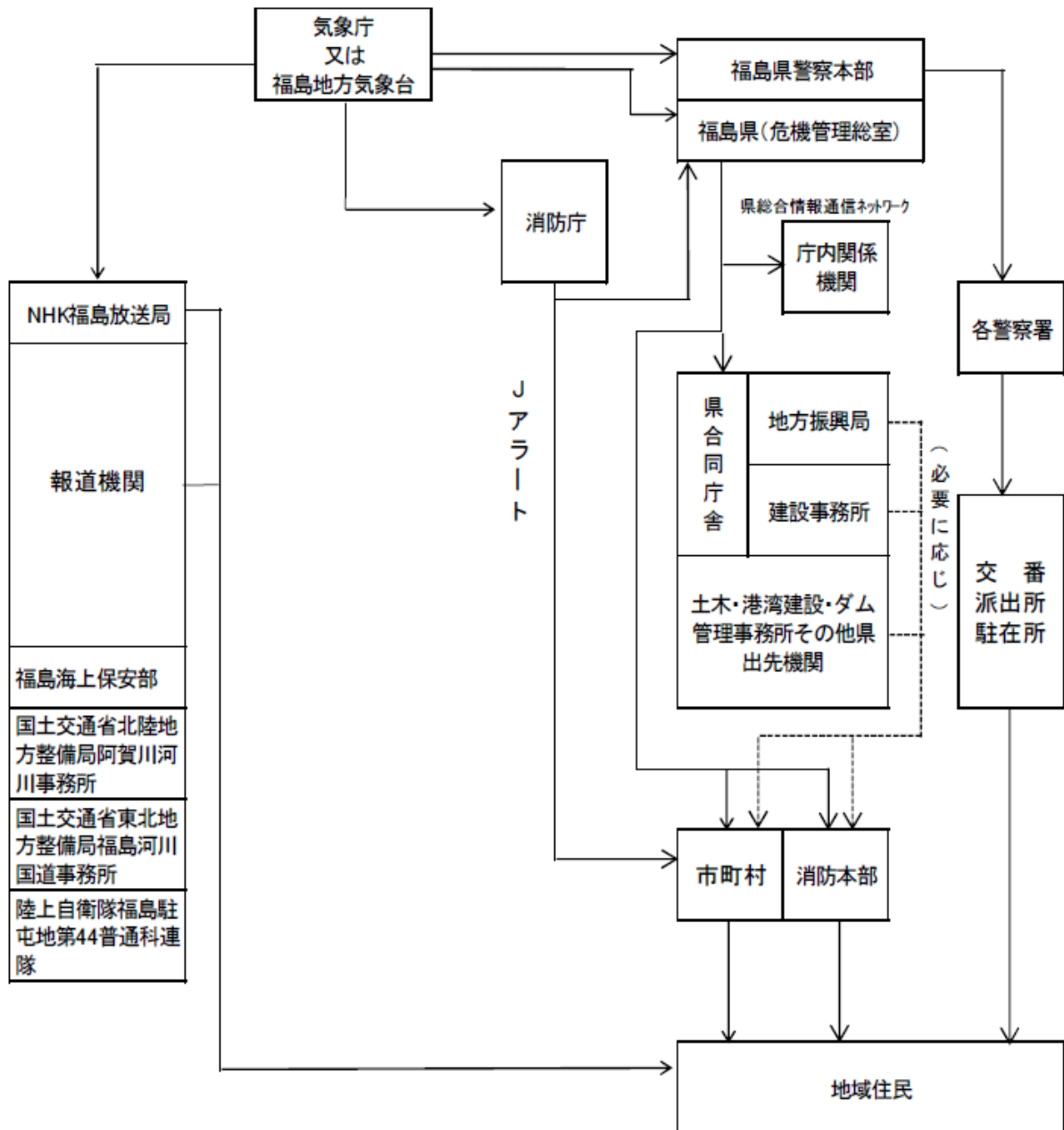
- 事前配備 … 関係部課職員のうち若干名
- 警戒配備 … 関係部課職員の30%
- 第一次配備 … 全職員の50%
- 第二次配備 … 全職員(100%)

第2章 応援の要請

————— 一般災害対策編準拠 —————

第3章 情報の収集・伝達

地震情報等伝達系統図



————— 上記の他は一般災害対策編準拠 —————

第4章 災害時の広報

————— 一般災害対策編準拠 —————

第5章 消防・救急救助活動

第1節 消防団による活動

消防団は、消防本部と連携をとりながら以下の活動を行う。

1 情報収集活動

市内の災害情報の収集を積極的に行う。

2 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には安全に十分配慮しながら住民と協力して初期消火を図る。

3 消火活動

消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、身の安全を第一にしつつ率先して消火活動を行う。

4 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、身の安全を第一にしつつ要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難指示等が発令された場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

————— 上記の他は一般災害対策編準拠 —————

第6章 避難

第1節 避難指示の発令

市長は、地震発生による火災、山崩れ、崖崩れ等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、地域住民等に対して、避難指示を行うものとする。

————— 上記の他は一般災害対策編準拠 —————

第7章 土砂災害応急対策

第1節 砂防施設等応急対策

1 基本方針

県（河川港湾班）は、地震により砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が発生、又は発生するおそれがある場合には、地震後の点検を速やかに実施する。

また、市は、必要に応じて土砂災害危険箇所等の災害発生状況の調査に協力するもの

とする。

2 応急対策

県は、震後点検により被災状況を把握し、土砂災害防止施設の被災やがけ崩れや落石、雪崩等により二次災害が発生するおそれがある場合には、速やかに市や関係機関と協力し、応急対策に努める。

————— 上記の他は一般災害対策編準拠 —————

第8章 医療（助産）救護

————— 一般災害対策編準拠 —————

第9章 緊急輸送対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

第10章 災害警備活動及び交通規制措置

————— 一般災害対策編準拠 —————

第11章 防疫及び保健衛生

————— 一般災害対策編準拠 —————

第12章 廃棄物処理対策

第1節 がれき処理

1 がれき発生量の推定

災害により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（以下「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

市は、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておくものとする。

なお、がれき量の推定には、木造1㎡当たり0.35トン、非木造1.20トンを目安とする。

2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として市又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することになるため、国、県（環境保全班）、市及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 処理対策

(1) 仮置場の確保

大量のがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、市はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行うものとする。

(2) 分別収集体制の確保

発生したのがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるため、その確保策の検討を行うものとする。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておくものとする。

(4) 広域処分体制の確保

県は、大量のがれき等を処分するためには、県外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、国や隣接県とともに広域処分対策を検討する。

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じんや有害物質、石綿含有廃棄物の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがあるため、県（環境共生班、環境保全班）はその実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関を指導する。

特に石綿については、県及び市は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

県（環境共生班、環境保全班、建築班）及び市又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

————— 上記の他は一般災害対策編準拠 —————

第13章 救援対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

第14章 被災地の応急対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

第15章 応急仮設住宅の供与

————— 一般災害対策編準拠 —————

第16章 行方不明者の捜索、遺体対策等

————— 一般災害対策編準拠 —————

第17章 生活関連施設の応急対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

第18章 文教対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

第19章 要配慮者対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

第20章 ボランティアとの連携

————— 一般災害対策編準拠 —————

第21章 災害救助法の適用等

————— 一般災害対策編準拠 —————

第22章 被災者生活再建支援法等に基づく支援

————— 一般災害対策編準拠 —————

第4部 災害復旧計画

第1章 施設の復旧対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

第2章 被災者の生活安定

————— 一般災害対策編準拠 —————

第5編 火山災害対策編

第1部 災害の条件

第1章 基本方針

第1節 本編の目的

那須火山帯に位置する吾妻、安達太良、磐梯等の山々は、近世の歴史にみられるように、火山活動によって多くの被害をもたらしている。

国は、これを教訓に防災対策に資するため常時火山観測を実施し、情報の通報を行うこととしている。

県内の火山では、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター及び気象庁地震火山部火山監視・警報センターで常時観測・監視している。

本市もここに、火山災害から住民、登山者、観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、火山情報の収集及び伝達、防災施設の整備、警戒及び避難その他の災害対策に関する事項を定め、市及び防災関係機関の防災体制の確立を期することとする。

第2節 火山地域市町村

福島県においては、表のとおり市町村が活火山に近接している。これらの市町村においては、国、県及び防災関係機関と平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山防災対策を実施することとする。

火山名	市町村
吾妻山	福島市、猪苗代町、北塩原村
安達太良山	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町
磐梯山	郡山市、会津若松市、喜多方市、猪苗代町、磐梯町、会津坂下町、北塩原村、湯川村
燧ヶ岳	檜枝岐村
沼沢	三島町、金山町
那須岳	白河市、西郷村、下郷町

第3節 火山災害警戒地域

活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。本市の警戒地域は表のとおり安達太良山が該当していることから、本編では安達太良山に対する対策を主な内容とする。

火山名	県	市町村
安達太良山	福島県	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町

なお、警戒地域に指定された県・市町村は想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を共同で設置する。

第2章 過去の火山活動（安達太良山）

- 1 1658年（万治元年） 山崩れ、温泉湧出
- 2 1813年（文化9年） 噴煙多量「岩代岳噴煙」
- 3 1899年（明治32年） 噴火

1899年8月に沼ノ平火口内の2、3の噴気孔が活発化し、同月24日23時半頃には沼ノ平中央やや南西よりから大音響とともに噴火した。噴煙も立ちのぼり、降灰は東方約8kmまでの範囲で観測された。翌25日には同火口から硫黄泥を高さ20～55m程度まで繰り返し噴出した後、沈静化した。跡には、東西35m、南北30m程の楕円形火口が認められた。同年11月11日には、8月と同一場所で噴火し、黒煙を吐出、岩石を飛散させ、約3時間で収まった。翌12日19時半頃、前日より規模の大きい噴火が発生した。沼ノ平内に、重さ約70～400kg弱の岩塊が飛散し、火山灰が重厚6～60cmで堆積した。この時、火口縁の陥落や拡大により、平均半径約55mの凹地が形成された。

（参考文献：藤縄明彦・他（2006）安達太良山，1900年爆発的噴火の再検討 火山，51，311-325.）

- 4 1900年（明治33年） 噴火

1900年7月17日16時頃に沼ノ平の火口南縁船明神山下方の位置で、最初の小爆発（第1回目の噴火）が発生した。引き続いて18時頃から約30分間に3回の爆発的噴火が起こった。この後まもなく最大規模（第4回目）の爆発的噴火が発生した。この噴火に際して噴石放出、降灰に加えて疾風が発生し、西方に指向したものは硫黄川沿いを逆流した。これらの噴出物等により、火口内にあった硫黄精錬所の作業員が被災し、沼ノ平火口中央部の噴火口形成に伴って精錬所は壊滅焼失した。その他、作業員用の生活居住棟もすべて疾風と降灰により全壊・埋没した。この後、活動はほどなく終息した。噴火直後の調査によれば、この時、直径300m、短径150m、深さ約30mの火口が形成された。この火口の底には18の噴気孔が形成された。

（参考文献：藤縄明彦・他（2006）安達太良山，1900年爆発的噴火の再検討 火山，51，311-325.）

- 5 1950年（昭和25年） 噴煙

2月25日、安達太良山の噴気孔に約50mの噴煙が上がるのを確認した。

- 6 1985年（昭和60年）～1987年（昭和62年）

1985年6月、1986年5月、1987年11月の各現地観測時に、沼ノ平の西側登山道付近で、新しく小規模な噴気地帯が確認された。

- 7 1997年（平成9年） 火山ガス事故

9月15日午前、安達太良山の沼ノ平火口付近で、登山客4人が倒れているとの連絡がアマチュア無線を通じてあった。かけつけた地元の救助隊によって、午後2時前4名とも死亡が確認された。事故に遭ったパーティーは14人のパーティーで、霧のために道を見失い、危険地域に入り込んだことによる事故で、まず3人が倒れ、それを助けようとした1人も倒れた。

9月17日、福島県警察本部は、亡くなった4人の遺体から血液や尿など採取し、福島県立医科大学に依頼して調べた結果、血液から硫化水素の成分が検出されたほか、4人が直径5mほどの狭い範囲内に倒れていたことなどから、警察では4人の死因は硫化水素ガスを吸ったための中毒死と断定した。

現在は、事故が起きた沼ノ平へ直接入れる登山道を管理している猪苗代町と二本松市が、登山口に看板を出したり、ロープを張ったりして、沼ノ平の火口への立ち入りを禁止している。

第2部 災害予防計画

第1章 災害防止対策

第1節 防災体制の整備

1 警戒配備体制

気象庁より安達太良山の噴火警戒レベル2または3が発表された場合、「一般災害対策編 第2部 第1章 応急活動体制」における「警戒配備」とする。

2 非常配備体制

気象庁より安達太良山の噴火警戒レベル4または5が発表された場合、状況に応じ「一般災害対策編 第2部 第1章 応急活動体制」における「第一次配備体制」、または「第二次配備体制」とする。

3 災害対策本部の設置

火山現象の規模又は被害の状況等から、災害対策に万全を期すため必要があると認める場合は「一般災害対策編 第2部 第1章 応急活動体制」により災害対策本部及び現地災害対策本部を設置するものとする。

4 防災関係機関の連絡調整

市は、災害応急対策に従事する防災関係機関の活動が円滑に実施されるよう、必要な連絡調整にあたるものとする。

5 噴火警報等の周知

市は、活火山法第12条の規定(火山現象に関する情報伝達に関する規定)に基づき、県知事から噴火警報等の通知を受けたときは、迅速かつ的確に住民及び関係機関・団体に対して周知するとともに、必要な災害対策を講じるものとする。

6 応急措置の実施

災害対策上、作業の従事若しくは協力命令又は施設若しくは物資等の保管命令その他の応急措置を必要とする場合は、災害対策基本法第71条及び同法第72条の規定に基づき行うものとする。

7 避難施設緊急整備地域等の指定に基づく事業の実施

活火山法第13条の規定に基づき、避難施設緊急整備地域の指定を受けたときは、県知事が作成する避難施設緊急整備計画により同法第16条の規定に基づき事業を実施するものとする。

第2節 防災事業等の推進

市は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、必要に応じ県に準じて、次の事業等の推進を図るものとする。

- 1 避難施設(退避舎、退避壕、退避用放送施設等)の整備
- 2 防災営農施設の整備
- 3 降灰除去事業
- 4 治山治水事業
- 5 砂防事業
- 6 河川の水質汚濁防止措置
- 7 火山現象の調査、研究及びその成果の普及
- 8 福島地方气象台、県等との連絡調整

第3節 予防対策

1 危険防止設備の整備

市は、火山地域において、危険が予想される場所等に注意を喚起する立看板等を設置し、又は当該地域に立入りを規制する設備等の整備を図るものとする。

2 火山現象の知識の啓発

(1) 住民等に対する啓発

ア 市は、火山地域の住民、登山者及び観光客等に対し、火山災害の危険性について作成した火山防災マップ等を用いて情報提供を効果的に行うものとする。

イ 市は、登山者及び観光客等に対し、登山情報及び観光情報において、火山災害の危険性のほか、避難に関する情報や山小屋等の位置等について周知・啓発を行う。

ウ 市は、異常現象を発見した場合の通報義務について住民、登山者、観光客等に啓発を図るとともに、火山性ガスの噴出地帯などの危険箇所については、立入を規制する立看板等を設置するなど、住民、登山者、観光客等へ周知を図るものとする。

(2) 防災関係機関の協力

防災関係機関は、注意喚起のための標識の掲示、チラシの配付、車内放送等その所掌事務に基づき、住民、登山者及び観光客等に対して、危険防止のための知識の啓発を行うほか、県または市から啓発について応援要請があった場合はこれに協力する。

3 登山届等の提出の周知・啓発

市は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）等の積極的な提出及び携帯電話による災害情報に関する登録制緊急情報メール配信サービスについて周知・啓発を図るものとする。

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

4 防災訓練の実施及び避難誘導體制の充実

市は、防災関係機関及び住民等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため、火山防災マップ等を活用するなど、実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、市は、防災関係機関等に参加を求め、火山災害の特殊性を考慮した火山防災情報の収集・伝達訓練、通信訓練を実施し、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るように努めるとともに、避難誘導、支援者などが噴火警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段、装備や、消防団体などの避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

5 避難確保計画の作成等

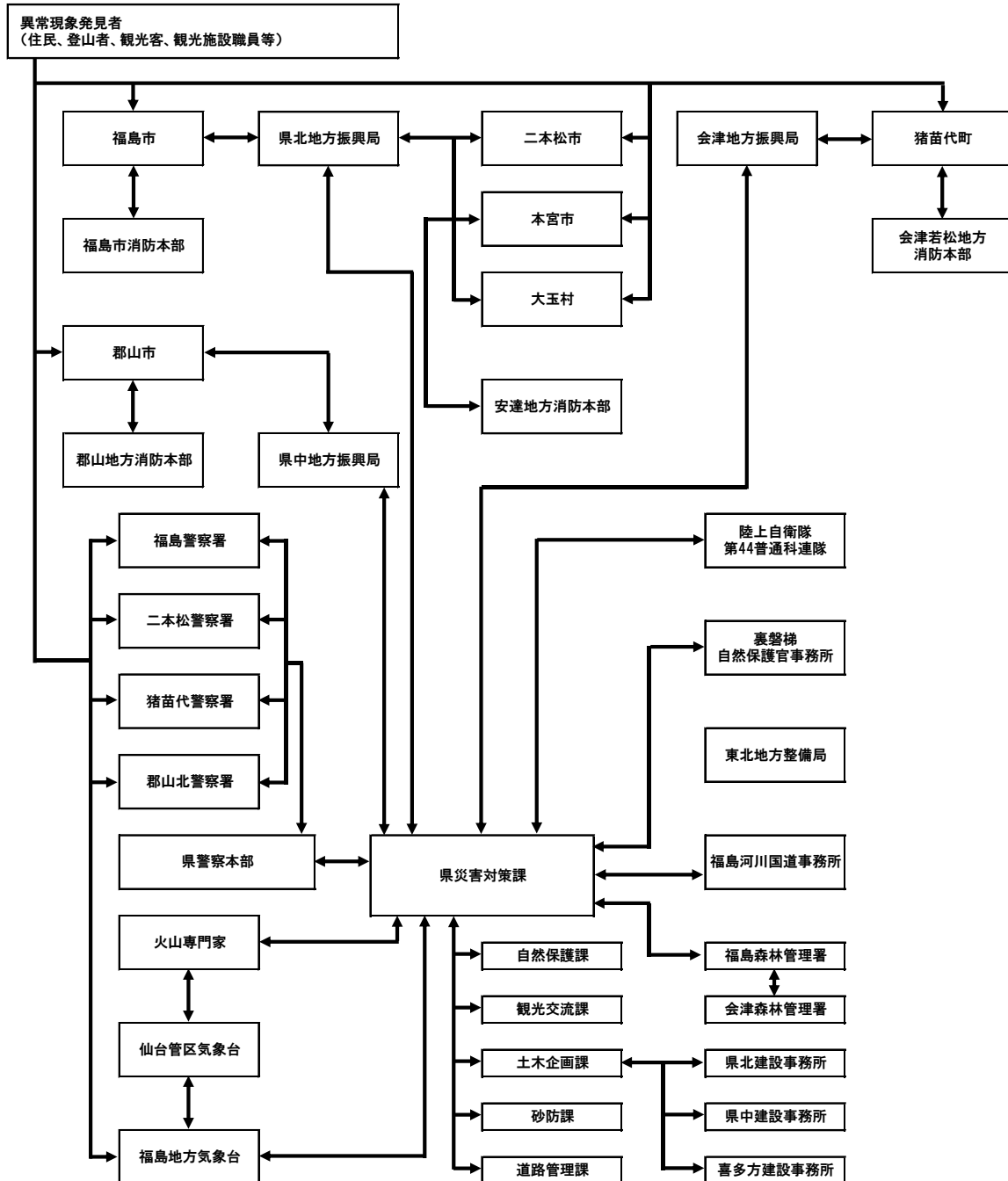
警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地は表のとおりであり、当該施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市に報告するものとする。

市は、警戒地域内の当該施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必

要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

名称	所在地
あだたら高原リゾート	二本松市奥岳温泉
二本松塩沢スキー場	二本松市塩沢字茱黄塚山

○安達太良山情報連絡系統図



※ 関係機関が双方から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。
 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。

第2章 噴火警報等

第1節 噴火警報・予報

1 噴火警報等の種類

活火山である吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢及び那須岳に係る噴火警報等の種類は、以下のとおりである。

(1) 噴火警報

仙台管区气象台及び気象庁地震火山部が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表するもの。

警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられている。

(2) 噴火予報

仙台管区气象台及び気象庁地震火山部が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。

(3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等がとるべき防災対応を5段階に区分して発表する指標である。本県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況を下表に示す。

本県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	吾妻山、 安達太良山 、磐梯山、那須岳
噴火警戒レベルが運用されていない火山	沼沢、燧ヶ岳

噴火警戒レベルは噴火警報・噴火予報で発表される。また、気象庁ホームページに現在の噴火警戒レベルが表示されている。

また、安達太良山の噴火警戒レベル表を次頁に示す。

安達太良山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等へ の対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報 (居住地 域)又は 噴火警報	居住地域 及びそれ より火口 側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している(火砕流・火砕サージは居住地近くまで)。 融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし
			4 (高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性(火砕流・火砕サージは居住地近くまで)。 融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】有史以降の事例なし
警報	噴火警報 (火口周 辺)又は 火口周辺 警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね2.5 km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
		火口周辺	2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね1 km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏。 状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出 【過去事例】 1996年9月：噴気 30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

(4) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。

（※）噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(5) 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない時点で、その後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(6) 降灰予報

次の3種類の降灰予報を気象庁地震火山部が発表する。

ア 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

（※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

（※2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝え

るため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

＊＊（参考：降灰量の階級の説明）＊＊

【多量：1mm以上】

火山灰がまきあげられ視界不良となり地面は完全に覆われる。【外出を控える】

【やや多量：0.1－1mm】

火山灰が降っているのが明らかにわかり路面表示は見えにくくなる。【注意】

【少量：0.1mm未満】

火山灰が降っているのがようやくわかり地面にうっすら積もる。

(7) 火山ガス予報

気象庁地震火山部及び仙台管区气象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(8) その他の情報等

噴火警報・予報および火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報、火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報として、気象庁地震火山部及び仙台管区气象台は、次の情報等を発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに周知するために発表する。

第2節 情報伝達系統

1 連絡体制

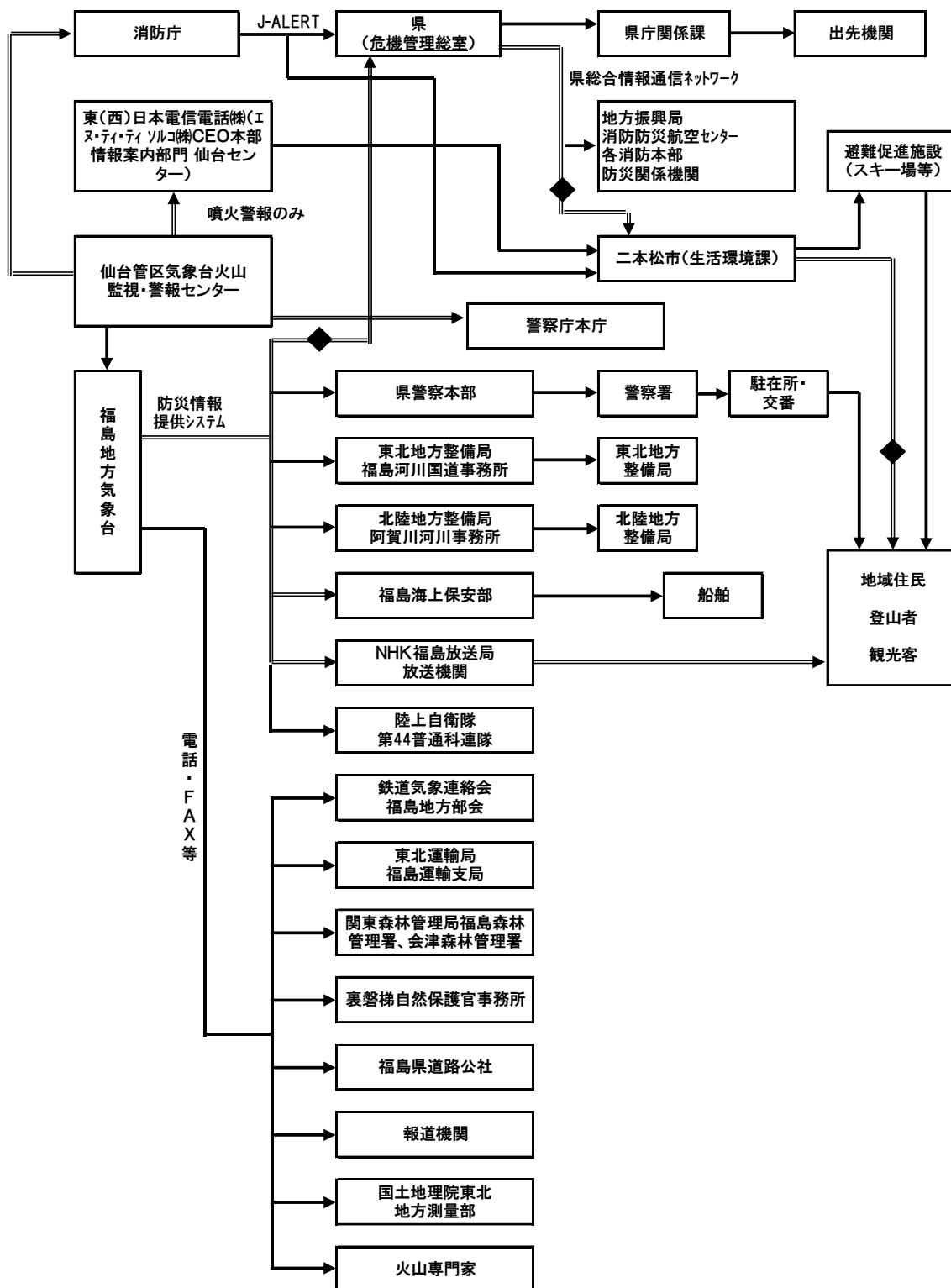
噴火警報等は、次の関係機関に伝達し、次頁の伝達系統図に従い周知を図るものとする。

特に、噴火警報（居住地域）は、火山現象による災害から、人の生命及び身体を保護するために通報されるものであって特に緊急を要するものであるから、伝達については迅速かつ的確に取扱うものとする。

噴火警報等の伝達機関

伝達官署・火山	伝達先	火山名					
		吾妻山	安達太良山	磐梯山	燧ヶ岳	沼沢	那須岳
福島地方気象台	福島県（危機管理総室）	○	○	○	○	○	○
	福島県警察本部	○	○	○	○	○	○
	福島海上保安部	○	○	○	○	○	○
	福島森林管理署	○	○	—	—	—	○
	会津森林管理署	○	○	○	○	○	—
	東北地方整備局福島河川国道事務所	○	○	○	○	○	○
	東北地方整備局郡山国道事務所	—	—	○	—	—	—
	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○	○	○	○	○
	裏磐梯自然保護官事務所	○	○	○	—	—	—
	檜枝岐自然保護官事務所	—	—	—	○	—	—
	那須自然保護官事務所	—	—	—	—	—	○
	東北運輸局福島運輸支局	○	○	○	○	○	○
	国土地理院東北地方測量部	○	○	○	○	○	—
	陸上自衛隊第44普通科連隊	○	○	○	○	○	○
	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○	○	○	○	○	○
鉄道気象連絡会福島地方部会	○	○	○	○	○	○	

噴火警報等伝達系統図



※「◆」は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路 ※北陸地方整備局には新潟地方気象台から伝達

2 市の措置

市は、県（危機管理総室）から噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受領したとき、火山の現象や噴火警戒レベルにより、火山地域において登山者及び観光客等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、火山の現象や噴火警戒レベル等の情報を、緊急速報メールなど多様な手段により防災関係機関及び住民、登山者、観光客及び観光施設等へ伝達するとともに、噴火警報の内容等に応じた立入規制など火山災害防止対策上必要な措置を講ずるものとする。

特に、火山現象特別警報〔特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）〕について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車などにより住民等へ周知する。

なお、安達太良山の火山活動に対する具体的な措置は「安達太良山火山防災協議会」（以下「協議会」という。）で定める「安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画」（以下「避難計画」という。）によるものとする。

第3章 避難・誘導体制づくり

火山活動に対する具体的な避難施設、避難場所、避難路及びその他の避難経路と、避難対応については、協議会で定める避難計画によるものとし、そのほか避難計画に定めのない事項については一般災害対策編に準拠するものとする。

第4章 緊急輸送の整備

火山災害時に負傷者を搬送することが想定される医療機関、負傷者の搬送や警察、消防、自衛隊による救助活動のためのヘリポートは、協議会で定める避難計画によるものとし、そのほか避難計画に定めのない事項については一般災害対策編に準拠するものとする。

第5章 備蓄・調達体制の整備、防災資機材等の整備

————— 一般災害対策編準拠 —————

第6章 防災知識の普及、訓練

平常時からの防災啓発及び防災訓練については、協議会で定める避難計画によるものとし、そのほか避難計画に定めのない事項については一般災害対策編に準拠するものとする。

第7章 要配慮者の安全確保

————— 一般災害対策編準拠 —————

第3部 災害応急対策

第1章 応急活動体制

本編第2部第1章第1節「防災体制の整備」によるものとし、そのほか定めのない事項については、一般災害対策編に準拠するものとする。

第2章 応援の要請

————— 一般災害対策編準拠 —————

第3章 情報の収集・伝達

第1節 収集及び伝達する情報

噴火警報等の情報は、応急対策を実施する上で不可欠なものであるが、災害現場は地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、有線による情報の収集及び伝達は極めて困難になるものと思われる。従って、県（危機管理総室）、市、消防署その他の防災関係機関は、山小屋、観光施設等に設置された衛星携帯電話や無線機等を有効的に運用し、以下の情報の収集及び伝達に努めるものとする。

- 1 人的被害及び住居被害の状況
- 2 要救助者の確認
- 3 住民、登山者、観光客等の避難の状況
- 4 噴火規模及び火山活動の状況
- 5 被害の範囲等
- 6 避難道路及び交通の確保の状況
- 7 その他必要と認める事項

第2節 監視

市は、火山の現象により、火山地域において登山者及び観光客等の生命及び身体を保護するため特に必要と認めるときは、状況に即応した監視を行うものとする。ただし、平常時においては、（公財）福島県観光物産交流協会、県道路公社及びその他の火山地域にかかる関係機関に、その駐在員等による監視を要請することができるものとする。

第4章 災害時の広報

市は、火山の現象や噴火警戒レベルにより、火山地域において登山者及び観光客等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、火山の現象や噴火警戒レベル等の情報を、緊急速報メールなど多様な手段により登山客、観光客及び観光施設等へ伝達するものとする。

なお、具体的な広報の方法については協議会で定める避難計画によるものとし、そのほか避難計画に定めのない事項については一般災害対策編に準拠するものとする。

第5章 救助活動

第1節 救助隊の編成

火山災害の現場において要救助者があるときは、協議会で定める避難計画により対応するものとする。特に山岳救助及び空中救助にあたっては、関係機関と十分に協議する。

第2節 二次災害の防止

救助活動にあたっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮し、二次災害の防止に万全を期すものとする。

第6章 避難

第1節 避難指示等

1 高齢者等避難

市は、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域において災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難の準備を呼びかけるものとする。

なお、協議会で定める避難計画において、火口からの距離や避難経路の状況、その他地域の実情を踏まえ、他の居住地域よりも早い（噴火警戒レベルが低い）段階で避難の対応を要する特定地域（以下「特定地域」という。）を定めることとし、特定地域においては噴火警戒レベル3の段階で対応が必要となる。

2 避難指示

市は、噴火警戒レベル2またはレベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、火口周辺または火口周辺から居住地域の近くまでに災害が発生させる現象が及ぶと認めるときは、警戒範囲内の登山者及び観光客等に対して避難を指示し、避難者を誘導するものとする。

また、火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認められるとき、又は噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（居住地域）を受けたときは、緊急である旨を付して避難を指示するものとする。

これらの指示、誘導においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

避難を指示するときは、協議会で定める避難計画を参考に避難先、避難場所を明示し、住民等へ伝達するものとする。

なお、特定地域においては、噴火警戒レベル4の段階で対応が必要となる。

3 二次避難等

市は、緊急避難の後危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への避難を指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。その際は、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

この場合、市は、県（危機管理総室）、福島地方気象台、警察本部その他の関係機関と十分協議するものとする。

第2節 避難誘導

市は、火山噴火等により住民、登山者、観光客等の生命及び身体等に危険がある場合には、協議会で定める避難計画に、仙台管区気象台が発表する噴火警報等に対応し

て、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

なお、避難時の周囲の状況などにより、屋内にとどまっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避などの安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

また、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第7章 医療（助産）救護

————— 一般災害対策編準拠 —————

第8章 緊急輸送対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

第9章 災害警備活動及び交通規制措置

————— 一般災害対策編準拠 —————

第10章 防疫及び保健衛生

————— 一般災害対策編準拠 —————

第11章 廃棄物処理対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

第12章 救援対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

第13章 被災地の応急対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

第14章 応急仮設住宅の供与

————— 一般災害対策編準拠 —————

第15章 行方不明者の捜索、遺体対策等

————— 一般災害対策編準拠 —————

第16章 生活関連施設の応急対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

第17章 文教対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

第18章 要配慮者対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

第19章 ボランティアとの連携

————— 一般災害対策編準拠 —————

第20章 災害救助法の適用等

————— 一般災害対策編準拠 —————

第21章 被災者生活再建支援法等に基づく支援

————— 一般災害対策編準拠 —————

第4部 災害復旧計画

第1章 施設の復旧対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

第2章 被災者の生活安定

————— 一般災害対策編準拠 —————

第6編 水害対策編
(水防計画)

第1章 総 則

水害対策編（水防計画）は、水防法（昭和24年法律第193号）第3条の規定に基づき、二本松市地域における河川の洪水等に際し水害を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減するよう関係者が検討・協議を進め、もって市民の安全を保持することを目的とする。

なお、本編に定めるもの以外の必要な対策については、「二本松市地域防災計画（第2編一般災害対策編）」及び福島県水防計画に準拠するものとする。

第2章 水防組織

第1節 水防事務の処理

洪水に際し災害を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第10条、第11条及び第16条による水防警報の通知等を受けたときから、洪水による危険が除去される間、本編に基づいて水防事務を処理するものとし、水防団の水防管理区域は次のとおりとする。

地区名	担当水防団	団員数※	水防団詰所	要水防河川	土木事務所又は河川国道事務所
全 市	本 部	1 5	市役所	全河川	二本松土木事務所 福島河川国道事務所
二本松	二本松地区隊 第1分団	1 0 5	各屯所	六角川、鯉川	二本松土木事務所
塩 沢	二本松地区隊 第2分団	6 7	各屯所	油井川、払川、鯉川	二本松土木事務所
岳 下	二本松地区隊 第3分団	1 1 6	各屯所	六角川、夏無川、原瀬川、 羽石川、阿武隈川	二本松土木事務所 福島河川国道事務所
杉 田	二本松地区隊 第4分団	7 1	各屯所	原瀬川、杉田川 阿武隈川	二本松土木事務所 福島河川国道事務所
石 井	二本松地区隊 第5分団	7 2	各屯所	平石川、浅川、阿武隈川	二本松土木事務所 福島河川国道事務所
大 平	二本松地区隊 第6分団	7 0	各屯所	浅川、阿武隈川	二本松土木事務所 福島河川国道事務所
油 井	安達地区隊 第1分団	9 0	各屯所	油井川、鯉川、阿武隈川	二本松土木事務所 福島河川国道事務所
渋 川	安達地区隊 第2分団	6 5	各屯所	払川	二本松土木事務所
上川崎	安達地区隊 第3分団	6 0	各屯所	阿武隈川	福島河川国道事務所
小 浜	岩代地区隊 第1分団	1 2 9	各屯所	移川、小浜川、口太川	二本松土木事務所
新 殿	岩代地区隊 第2分団	9 1	各屯所	移川、小浜川、口太川	二本松土木事務所
旭	岩代地区隊 第3分団	5 4	各屯所	口太川	二本松土木事務所
針 道	東和地区隊 第1分団	5 6	各屯所	針道川	二本松土木事務所
太 田	東和地区隊 第3分団	7 4	各屯所	若宮川、 安達太田川	二本松土木事務所
戸 沢	東和地区隊 第4分団	6 7	各屯所	安達太田川	二本松土木事務所
計	全15分団	1, 2 0 2			

※団員数には機能別団員は含まれていないが、各分団長等の判断により出動する

第2節 水防本部の設置及び組織事務分担表

1 水防本部

- (1) 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたとときからその危険が除去するまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。
- (2) 水防本部の事務局は市民部生活環境課に置き、水防本部の組織及び事務分掌は次の2のとおりとする。
- (3) 二本松市地域防災計画に基づき、災害対策本部が設置されたときは、その組織に入り水防事務を処理する。

2 水防本部の組織

水防活動の必要があると認められるような状況については、土砂災害等についても対応が必要である状況となることから、他の災害にも対応できるよう、水防本部の組織は「一般災害対策編 第2部 第1章 第2節 災害対策本部」（資料編 資料35～36）に準拠し立ち上げるものとする。なお、災害対策本部を水防本部と読み替える。

3 水防本部の事務分掌

上記2と同様の理由から、水防本部の事務分掌については「一般災害対策編 第2部 第1章 第2節 災害対策本部」（資料編 資料37～38）に準拠するものとする。

4 水防巡視

水防本部長は、河川水位が「一般災害対策編 第1部 第1章 第3節7水位観測所と水防活動に用いる基準水位」に定める消防団待機水位に達した旨の通知があり、なお水位が氾濫注意水位以上に上昇する見込みがある場合は、各河川の水防受け持ち区域の消防団分団長に対して、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が氾濫注意水位を越え、水防警報等の通知を受けた後もさらに水位が上昇する見込みの場合は、直ちに消防団長に通報し、関係消防団分団長に通知し、さらに必要な団員を招集し、警戒・水防活動等にあたらせるものとする。

なお、団員の出動にあたっては、安全の確保を第一に配慮するものとする。

第3章 重要水防区域

第1節 重要水防区域及び水防（消防）団警戒区域

重要水防区域及び各分団の水防受け持ち区域を次のとおり定める。

No.	河川名	水防（消防）分団名		重要水防区域			予 想 される 危険概要	対策水防 工 法	氾 濫 面 積 (ha)※
		地区隊名	分団名	左 岸 右 岸 の 別	位 置				
					大 字	字			
1	鯉 川	二本松	第1分団	両 岸		根 崎	溢 水	積土のう	1.00
2	羽 石 川	二本松	第3分団	両 岸		下ノ内	溢 水	積土のう	
3	原 瀬 川	二本松	第4分団	両 岸		舘野 四丁目	溢 水	積土のう	
4	杉 田 川	二本松	第4分団	両 岸		舘野 四丁目	溢 水	積土のう	
5	平 石 川	二本松	第5分団	両 岸		平石町	溢 水	積土のう	
6	鯉 川	安 達	第1分団	両 岸	油 井	馬出町 八軒町	溢 水	積土のう	24.00
7	油 井 川	安 達	第1分団	両 岸	油 井	梨子木 砂 田	溢 水	積土のう	31.00
8	油 井 川	安 達	第1分団	両 岸	油 井	上川原	溢 水	積土のう	
9	轟 川	安 達	第1分団	両 岸	油 井	柳田 中ノ内	溢 水	積土のう	
10	払 川	安 達	第2分団	両 岸	渋 川	田小屋	溢 水	積土のう	
11	小 浜 川	岩 代	第1分団	両 岸	小 浜	新 町	溢 水	積土のう	3.00
12	移 川	岩 代	第1分団	両 岸	下長折	花崎 移川	溢 水	積土のう	
13	口 太 川	岩 代	第3分団	両 岸	百目木	下名目津	溢 水	積土のう	
14	針 道 川	東 和	第1分団	両 岸	針 道	櫓町	溢 水	積土のう	
15	若 宮 川	東 和	第3分団	両 岸	太 田	若宮	溢 水	積土のう	2.00
16	若 宮 川	東 和	第3分団	両 岸	太 田	萩ノ田	溢 水	積土のう	
17	安達太田川	東 和	第3分団	両 岸	太 田	田 町	溢 水	積土のう	10.00
18	安達太田川	東 和	第4分団	両 岸	戸 沢	下 田	溢 水	積土のう	2.00
19	阿 武 隈 川	二本松	第3分団	左 岸		高 田	溢 水	積土のう	0.80
20	阿 武 隈 川	二本松	第4分団	左 岸		舟形石	堤体漏水	シート張	
21	阿 武 隈 川	二本松	第5分団	右 岸		南トロミ	溢 水	積土のう	1.56
22	阿 武 隈 川	二本松	第5分団	右 岸		平石高田	溢 水	積土のう	2.52
23	阿 武 隈 川	二本松	第6分団	右 岸		安達ヶ原	溢 水	積土のう	3.00
24	阿 武 隈 川	二本松	第6分団	右 岸		蓬 田	溢 水	積土のう	0.90

No.	河川名	水防（消防）分団名		重要水防区域			予 想 さ れ る 危 険 概 要	対 策 水 防 工 法	氾 濫 面 積 (ha) [※]
		地区隊名	分団名	左岸 右岸 の 別	位 置				
					大字	字			
25	阿武隈川	二本松	第6分団	右岸		浅川	溢水	積土のう	3.60
26	阿武隈川	安達	第1分団	左岸	油井	供中	溢水	積土のう	38.03
27	阿武隈川	安達	第3分団	左岸	上川崎	畑中	溢水	積土のう	25.0

※氾濫面積が空欄でも溢水被害は生じうる

第4章 設備・資材・器材輸送等の整備確保

第1節 設備・資器材の整備

水防倉庫及び資器材の管理・使用は、市長が行う。ただし、緊急を要する場合は、消防団分団長又は市長の命ずる者がこれを使用する。

水防倉庫の資器材を使用した場合は、当該責任者は直ちに水防本部に報告しなければならない。水防倉庫には絶えず水防資材を備えておき、不足を生じた場合は、随時必要資材の確保を講ずるものとする。

また、市及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に対して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、福島河川国道事務所長又は二本松土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

○水防倉庫に備蓄する資器材の基準

倉庫名		杉田 水防倉庫	大平 水防倉庫	浅川 水防倉庫	東和 水防倉庫	
所在地		西町269	安達ヶ原 3-63	中森379	針道字蔵下22	
備蓄資器材	両ツル	丁	5	5	5	2
	唐グワ	丁	5	5	5	—
	ナタ	丁	5	5	5	2
	掛矢	丁	5	5	5	3
	スコップ	丁	10	10	10	10
	斧	丁	5	5	5	—
	ペンチ	丁	10	10	10	5
	ハンマー	丁	3	3	3	—
	鎌	丁	20	20	20	3
	発電機	台	2	2	2	1
	投光器	台	2	2	2	4
	投光器三脚	台	2	2	2	4
	携行缶	個	1	1	1	—
	コンロ	個	30	30	30	—
	土のう	千枚	6	6	6	0.5
	シート 大	枚	100	100	100	5
	シート 小	枚	100	100	100	5
	杭木	本	100	50	50	200
	鉄線	kg	50	50	50	—
ロープ	本	20	20	20	10	
胴長	着	3	3	3	—	

第2節 輸送の確保

1 本部からの資材等の輸送

輸送車として大型特殊を除く市公用車を使用する。

種別・用途	二本松	安達	岩代	東和	計
軽貨物	25	6	6	3	40
軽乗用	32	13	8	7	60
小型特殊	3		1	1	5
小型貨物	16	7	4	3	30
小型乗用	7	2	4	3	16
普通貨物	3	2		5	10
普通乗用	7	2	1	2	12
普通特殊	11	2		1	14
普通乗合	2				2
計	106	34	24	25	189

2 水防団からの資材等の輸送

消防ポンプ自動車 29台

積載車 71台

3 その他

緊急を要する場合は、民間の車両を借り上げるものとする。

また、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路を作成し、二本松土木事務所長に提出しておくものとする。

第5章 予報及び警報等

第1節 気象台が発表する水防用気象通報

1 注意報・警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報、警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

2 注意報、警報の発表基準

気象台が発表する注意報、警報の発表基準については、「一般災害対策編 第2部 第3章 第1節2 注意報・警報発表基準」を参照のこと。

第2節 洪水予報

阿武隈川上流の洪水予報は、福島地方気象台と福島河川国道事務所が協同して発表する。

1 予報区間

左岸 須賀川市前田川字二枚橋地先
右岸 石川郡玉川村大字竜崎字滝山地先 } から福島・宮城県境まで

2 発表基準

ア 氾濫注意情報（洪水注意報）は、基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇するおそれがあるとき発表する。

イ 氾濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。

ウ 氾濫危険情報（洪水警報）は、基準点の水位が氾濫危険水位に到達したとき発表する。

エ 氾濫発生情報（洪水警報）は、洪水予報区間内で氾濫が発生したとき発表する。

3 基準地点と基準水位（参考のために上流の本宮観測所も掲載）

観測所名	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
本 宮	4.00	5.00	6.30	7.90
二本松	5.50	6.50	10.10	10.40

第3節 水防警報

国土交通大臣又は河川管理者である県知事は、洪水又は災害が起きるおそれのある時は、水防警報を発表し水防の必要がある旨を警告する。

阿武隈川については、国土交通大臣が水防警報を発表したものを県が受報し、市へ通報する。

1 水防警報の対象となる観測所

観測所名	地先名	水防団待機 水位 (m) (通報水位)	氾濫注意 水位 (m) (警戒水位)	氾濫危険 水位 (m) (危険水位)
本 宮	本宮市本宮字下町	4.00	5.00	7.90
二本松	二本松市安達ヶ原	5.50	6.50	10.40

2 水防警報の範囲

観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	その 他 必 要な事項
本 宮	水位4.00mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 4.50 mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水位 5.00 mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する
二本松	水位5.50mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 6.00 mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水位 6.50 mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する

第6章 気象及び水位状況の連絡、水位・雨量の通報

水防管理者は気象及び水位情報の連絡を受けたときまたは出水のおそれを察知したときは、水位の変動を監視し、消防団待機水位（通報水位）に達すれば直ちに次により水防体制を整えるものとする。

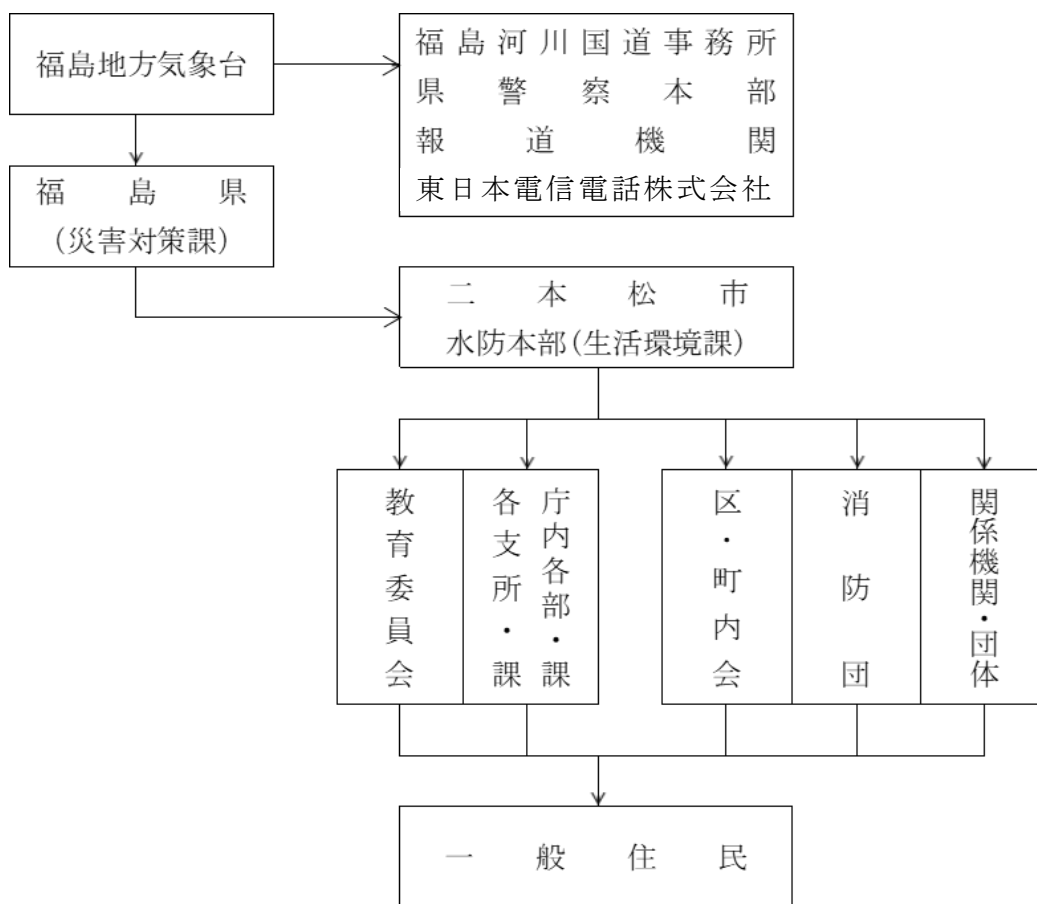
第1節 気象状況の連絡

- 1 警戒水防地域の消防団に状況を報告する。
- 2 二本松土木事務所と状況連絡を図り、対策を講ずるものとする。

第2節 水位・雨量の通報

水防本部は、水位・雨量の変動、警戒すべき通知を受けたとき、及び本部自ら出水のおそれを察知した時は、各分団へ迅速に通知するとともに、必要に応じ地域住民に周知する。

○気象通報連絡系統図



第3節 水位・雨量の調査

水防本部は、下記観測者と常時連絡をとり、水位・雨量の調査を行う。

1 水位観測所

河川名	観測所の名称	観測所の位置	水防団待機水位	汎注水水位	観測者	電話
阿武隈川	二本松観測所	安達ヶ原一丁目地内	5.50m	6.50m	福島河川国道事務所	024-539-6127
移川	移川観測所	下長折地内	—	—		
杉田川	杉田観測所	中江地内	1.60m	2.35m	二本松土木事務所	0243-22-1151
油井川	油井水位観測所	油井地内	1.00m	1.40m		
口太川	西谷観測所	太田地内	0.90m	1.70m		

2 雨量観測所

観測所名	所在地	雨量計の別	管理機関	電話
二本松土木事務所	金色 424-1	テレメータ	二本松土木事務所	0243-22-1151
西谷雨量水位	太田字上陣馬 27	テレメータ		
薬師岳雨量	永田字長坂国有林12林班イ小班	テレメータ		
二本松市役所安達支所	油井字濡石 1-2	自記	二本松市	0243-23-9054
二本松市役所岩代支所	小浜字北月山 27	自記		0243-65-2806
二本松市役所東和支所	針道字蔵下 22	自記		0243-66-2503
岳スキー場管理事務所	永田字長坂国有林班へ小班	自記	岳ダム管理事務所	0243-24-2241
岳ダム雨雪量観測所	岳温泉 2-5-2	テレメータ	山ノ入ダム管理事務所	0243-61-3830
山ノ入ダム雨雪量観測所	渋川字八王子 15-10	テレメータ		
安達地方広域行政組合消防本部	大壇 27	自記	安達地方広域行政組合	0243-22-1211
二本松地域気象観測所	金色久保 233-1	テレメータ	福島地方気象台	024-534-2162
二本松観測所	安達ヶ原 4-135	テレメータ	福島河川国道事務所	024-539-6127
岳観測所	岳温泉 1-197	テレメータ		
百目木観測所	百目木字向町 62	テレメータ		

第7章 気象情報・水防情報の連絡

第1節 水防通信連絡

水防上緊急を要する通信は、防災行政無線・携帯電話及びファクシミリ通信等によるほか、近距離の連絡のため水防本部及び各消防分団に伝令を配置し、水防倉庫・水防作業現場等の連絡にあたらせる。

1 非常事態における通信連絡機関

必要に応じ、関係機関へ連絡を行う。（資料編 資料7を参考のこと。）

第2節 通報と伝達の系統図

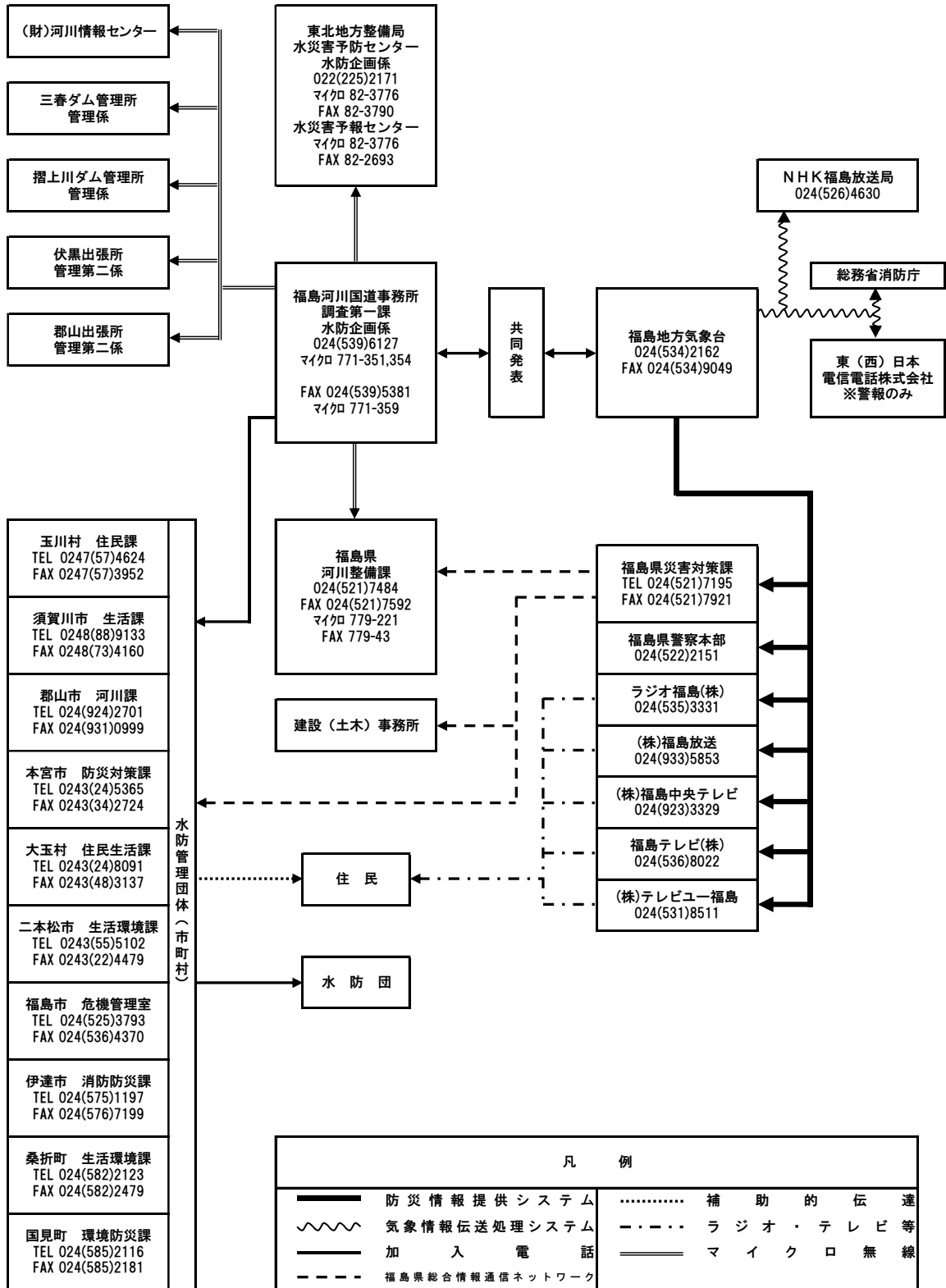
1 水防用気象予警報伝達系統図

「第6章第2節 水位・雨量の通報」の気象通報連絡系統図のとおり。

2 洪水予報・水防警報伝達系統図

福島地方気象台、国土交通省及び福島県が発表する洪水予報、水位周知ならびに水防警報の伝達系統は次頁のとおり。

阿武隈川（上流）洪水予報伝達系統図



第8章 出動及び作業

第1節 水防団の非常配備

1 水防団非常配備の基準

水防本部長が水防のため消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合発するものとする。

- (1) 水防警報指定河川にあっては、知事から警報を受けた場合。
- (2) 水防本部長自らの判断により必要と認めた場合。
- (3) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合。

2 消防団の非常配備

(1) 待機

次の場合、団長は情勢を把握することに努めるとともに、団員に対して待機の指示を行うものとする。

- ア 洪水予報が発せられたとき。
- イ 県水防本部が待機の状態にはいったとき。

(2) 準備

次の場合、資機材の点検・整備、作業人員の配備、危険箇所への団員の派遣を指示するものとする。

- ア 洪水予報が発せられ、水位上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。
- イ 水防警報が通知されたとき。
- ウ 自ら必要と認めたとき。

(3) 出動

次の場合、消防団員の一部又は全部の集合を指示するものとする。

- ア 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- イ 水防警報（出動）が通知されたとき。
- ウ 自ら出動の必要を認めたとき。

(4) 報告

次の場合には、団長は水防本部に報告し、本部長は二本松土木事務所に報告するものとする。

- ア 水防団が出動したとき。
- イ 危険が増大して水防作業を開始したとき。
- ウ 堤防その他に異状を発見したとき。

第2節 市における非常配備

1 水防法及び福島県水防計画に基づく気象状況の通知があったときから危険が解消するまで、「第2章第2節 水防本部の設置及び組織事務分担表」による配備を行うものとする。

2 平常勤務から水防非常態勢への切換えを確実・迅速に行うとともに、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、次の事項の非常配備を行うものとする。

(1) 非常配備の種類

ア 第一配備態勢

少数の人員で主として情報収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては直ちに招集できる態勢とする。

イ 第二配備態勢

所属人員全員を動員する完全な水防態勢とする。

(2) 非常配備の時期及び解除の時期

非常配備及び解除の時期は水防本部長より指令する。

(3) 非常配備要領

第一・第二配備態勢とも、一応解除まで継続勤務するものとし、勤務が長引くときは、所属長において適宜交替させるものとする。

(4) 注意事項

ア 水防本部員は常に気象状況の変化に注意し、警報等が発せられたときは出動しなければならない。

イ 第一配備態勢後は、できる限り不急の外出は避け、待機しなければならない。

第3節 水防作業

1 水防工法

資料編 資料70～71のとおり

2 水防団員の責務

水防団員の責務は、住民の生命・身体・財産を水害からまもることにあるが、水防作業は危険が伴うため、次の点に留意して作業にあたるものとする。

(1) 一度出動した場合は、命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとらないこととする。

(2) 作業中は上司の命令に従い、団体行動をとるものとする。

(3) 命令及び情報の伝達は、特に迅速・正確・慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張により疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけることとする。

(4) 水防活動に従事する者は、水防活動に従事する者自身の危険性が高いと判断した時には、自身の避難を優先する。

第4節 決壊の報告

堤防が決壊した場合、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、消防団長・地区隊長・分団長は直ちに水防本部長（水防管理者）に報告し、水防本部長は二本松土木事務所・福島河川国道事務所・二本松警察署及び氾濫のおよぼすおそれがある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

*連絡系統

分団長 — 地区隊長 — 消防団長 — 水防本部長 — { 二本松土木事務所
福島河川国道事務所
二本松警察署
隣接水防管理者

第5節 避難のための立退き

水防本部長は、自ら防御する堤防等が決壊した場合又は、破堤の危機に瀕した場合には直ちに必要と認める区域の居住者に対し、広報車その他の広報手段によって水防法第29条の規定による、立退き又はその準備を指示する。

第6節 安全配慮

水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとし、水防活動時には、ライフジャケットやヘルメットを着用し、携帯ラジオ等により最新情報を得ることとする。

また、上司は従事者に対して、危険で無理な作業が行われることのないよう、安全を第一に配慮する。

第9章 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、水防本部長はこれを一般に周知させるとともに、二本松土木事務所を通じて知事にその旨を報告するものとする。

第10章 水防報告

- 1 水防本部長が、二本松土木事務所に緊急報告すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 消防団を出動させたとき。
 - (2) 他の市町村（水防管理者）に応援したとき。
 - (3) 破堤・氾濫したとき。
 - (4) 洪水増減の状況。
 - (5) 応急復旧の状況。
 - (6) その他必要な事態が生じたとき。

- 2 消防団が水防本部長に緊急報告すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 分団が出動したとき。
 - (2) 他の分団に応援したとき。
 - (3) 破堤・氾濫したとき。
 - (4) 洪水増減の状況。
 - (5) 応急復旧の状況。

- 3 水防が終結したときは、遅滞なく次の事項をとりまとめて、水防本部長に報告するとともに、福島県水防計画に基づく報告を二本松土木事務所に報告しなければならない。
 - (1) 気象の状況。
 - (2) 警戒出動及び解散命令の時刻。
 - (3) 消防団員の出動の時期及び人員。
 - (4) 水防作業の状況。
 - (5) 使用資材の種類及び数とその消耗分。
 - (6) 水防法第21条（公用負担）による収用又は使用器具・資材の種類及び使用場所。
 - (7) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所。
 - (8) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者の住所・氏名・その事由。
 - (9) 応援の状況。
 - (10) 居住者の出動状況。
 - (11) 警察署の応援状況。
 - (12) 現場指導官公吏の氏名。
 - (13) 立退き状況及びそれを指示した事由。
 - (14) 水防関係者の死傷。
 - (15) 殊勲者及び功績。
 - (16) 雨後の水防につき考慮を要する点、その他消防団長の所見。
 - (17) 堤防・その他施設で、緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及び損傷状況。
 - (18) その他必要な事項。

第11章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 市に対して、河川に関する情報（阿武隈川の水位、河川管理施設の捜査状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- 2 重要水防区域の合同点検の実施
- 3 市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 5 市及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、市は、協定に基づき他の水防管理団又は消防機関に対して応援を求めるものとする。

また、他の水防管理団又は消防機関から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた他の水防管理団又は消防機関の所轄の下に行動するものとする。

第3節 警察官の援助要求

市は、水防のため必要があると認めるときは、二本松警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。その方法については、あらかじめ二本松警察署長と協議しておくものとする。

第4節 国（福島河川国道事務所、福島地方気象台）との連携

1 阿武隈川上流洪水予報・水防連絡会

市は、県や福島河川国道事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防区域、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水予報の連絡系統、既往洪水における出水状況、越水状況、水防資器材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

2 ホットライン

市は、河川の水位状況については福島河川国道事務所とのホットラインにより、また気象状況については福島地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第12章 浸水想定区域における迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 要配慮者利用施設の避難確保のための措置に関する計画の作成等

水防法の規定により、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第2節 大規模工場等の浸水防止のための措置に関する計画の作成等

水防法の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

二本松市地域防災計画 〔資料編〕

二本松市防災会議

令和4年5月修正

二本松市地域防災計画 目次

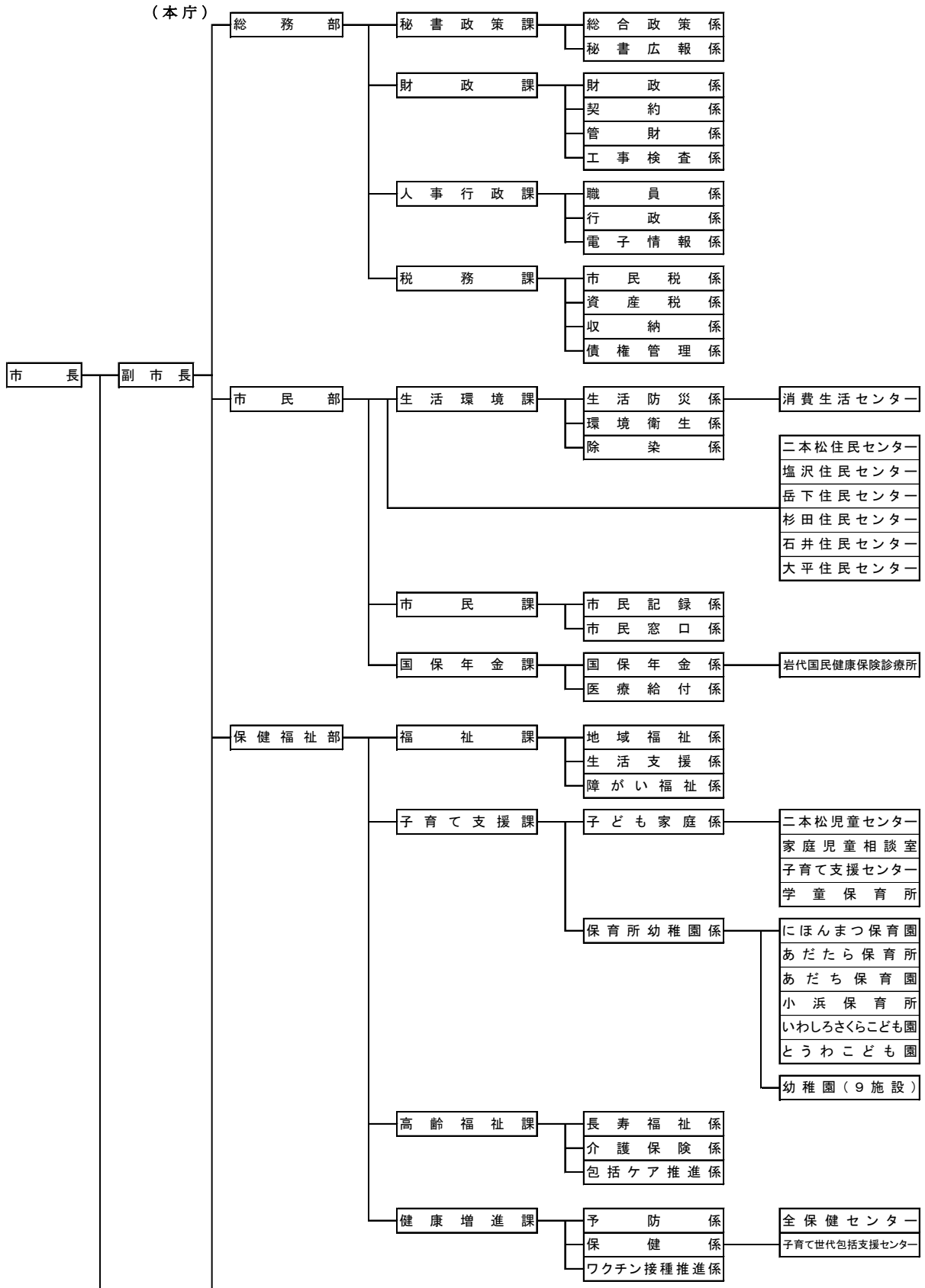
第1部 資料	1
資料1 二本松市行政組織機構図	1
資料2 安達地方広域行政組合組織機構図	4
資料3 安達地方広域行政組合消防本部組織機構図	5
資料4 二本松警察署組織機構図	6
資料5 二本松市防災会議委員名簿	7
資料6 二本松市消防団組織機構図	8
資料7 関係機関の連絡先	8
資料8 防災協力団体	12
資料9 気象（令和2年）	13
資料10 主要河川	14
資料11 山岳	15
資料12 専用通信施設所有機関	16
資料13 アマチュア無線局	16
資料14 ファクシミリ配備箇所	16
資料15 応急救援物資備蓄事業概況	18
資料16 学校給食センター	18
資料17 河川情報センター	18
資料18 消防力	19
資料19 原因別火災発生状況	23
資料20 ダム	23
資料21 下水道終末処理施設	24
資料22 土石流危険溪流箇所	26
資料23 急傾斜地崩壊危険箇所	30
資料24 土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法による指定箇所）	33
資料25 土砂災害警戒区域等内の避難行動要支援者施設一覧	45
資料26 森林法指定箇所	46
資料27 山地災害危険地区一覧	49
資料28 安達太良山岳遭難対策委員会	53
資料29 山岳遭難が発生した場合の連絡系統図	54
資料30 指定緊急避難場所	55
資料31 指定避難所	57
資料32 地区避難所	58
資料33 指定福祉避難所	58
資料34 社会福祉施設等	59
資料35 二本松市災害対策本部機構図	61

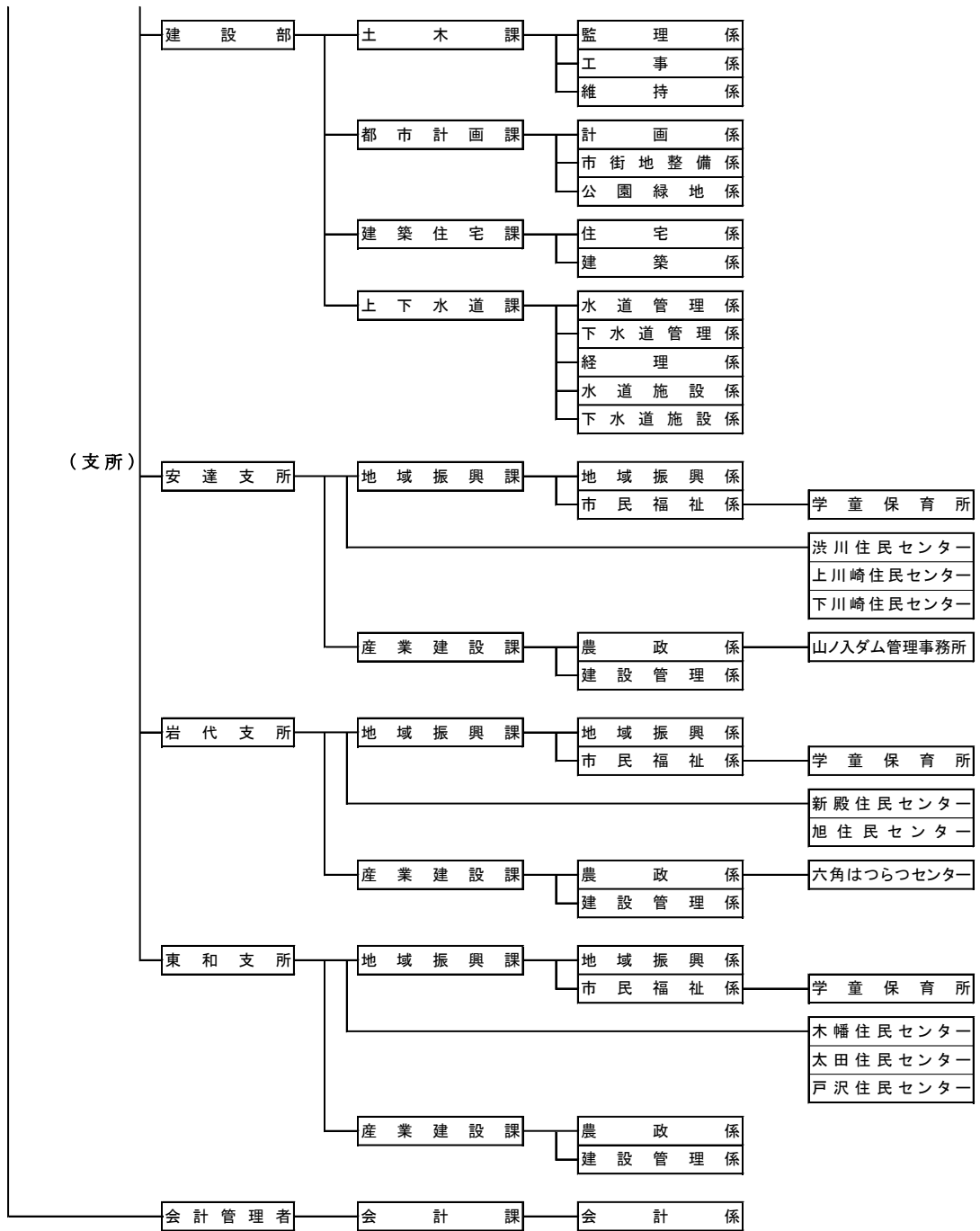
資料 3 6	二本松市災害対策本部事務局組織機構図	62
資料 3 7	二本松市災害対策本部任務分担	63
資料 3 8	二本松市災害対策本部事務局付職員任務分担	69
資料 3 9	一般社団法人安達医師会（二本松地区）	71
資料 4 0	公益社団法人安達歯科医師会（二本松地区）	72
資料 4 1	人工透析医療機関一覧（近隣 福島市・本宮市・川俣町含む）	72
資料 4 2	医薬品・衛生材料・消毒薬剤調達先	73
資料 4 3	福島県災害時医薬品等備蓄供給システム	75
資料 4 4	福島県災害時衛生材料等備蓄供給システム	77
資料 4 5	福島県災害時医療ガス等の供給システム	79
資料 4 6	水道施設	81
資料 4 7	応急水源施設及び応急給水資機材	82
資料 4 8	公設地方卸売市場	83
資料 4 9	産業廃棄物収集運搬許可業者	84
資料 5 0	焼却・リサイクル施設	84
資料 5 1	埋立処分場	85
資料 5 2	し尿処理施設	85
資料 5 3	一般廃棄物（し尿）処理業者	86
資料 5 4	火葬場	86
資料 5 5	葬儀社	86
資料 5 6	幼稚園・保育所等	87
資料 5 7	小学校	88
資料 5 8	中学校	89
資料 5 9	高等学校	89
資料 6 0	専門学校	89
資料 6 1	文化財	90
資料 6 2	二本松管工事組合	96
資料 6 3	二本松市建設事業協同組合	97
資料 6 4	災害の被害認定基準	99
資料 6 5	災害救助基準	100
資料 6 6	気象庁震度階級関連解説表	104
資料 6 7	県営くろがね小屋	109
資料 6 8	阿武隈川出水災害危険区域指定地番	109
資料 6 9	災害関連協定締結一覧	121
資料 7 0	水防工法一覧	124
資料 7 1	基本的水防工法	127
資料 7 2	市の広報例文	128

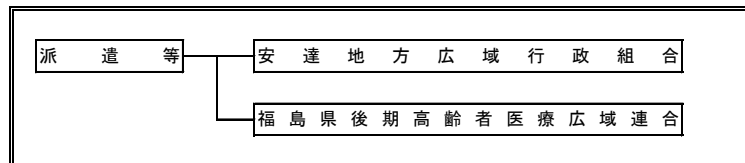
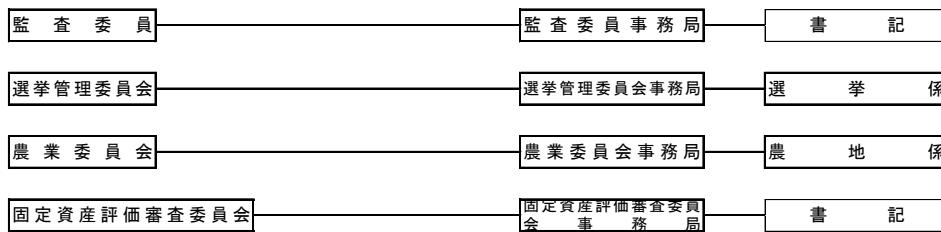
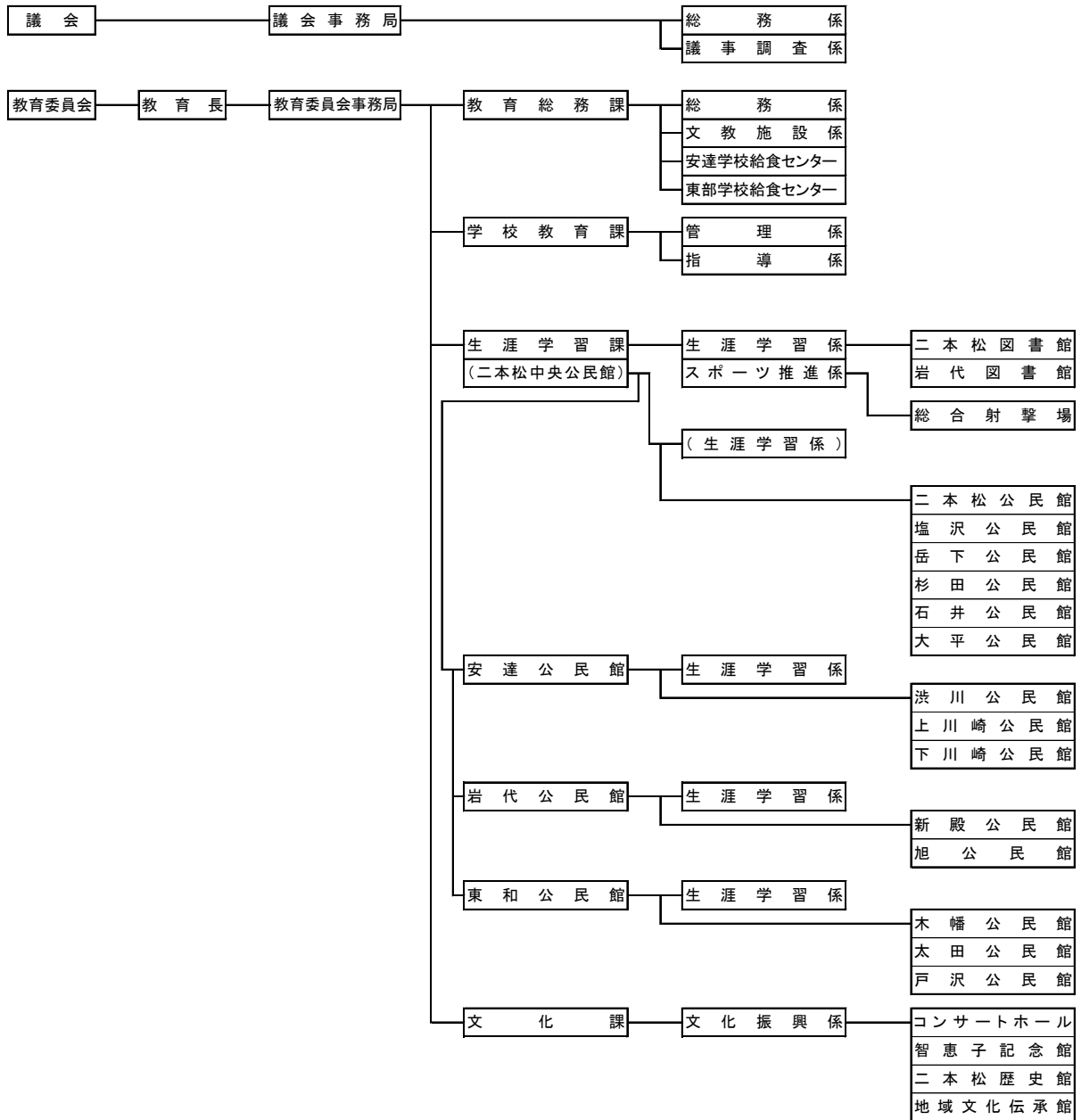
第2部 条例・規程	129
資料73 二本松市防災会議条例	129
資料74 二本松市災害対策本部条例	131
資料75 二本松市消防団設置等に関する条例	132
資料76 二本松市消防団の組織等に関する規則	137
資料77 二本松市阿武隈川出水災害危険区域に関する条例	143
第3部 様式	145
様式1 被害情報報告	145
様式2 被害状況報告書	147
様式3 避難所収容者名簿	148
様式4 死体捜索状況記録簿	148
様式5 死体処理台帳	148
様式6 埋葬台帳	149
様式7 応急仮設住宅入居者台帳	149
様式8 災害相談日誌	150
様式9 罹災証明書	151
様式10 ボランティア受付台帳	152
様式11 義援金等受納簿	152
様式12 義援金等配分記録簿	152

第1部 資料

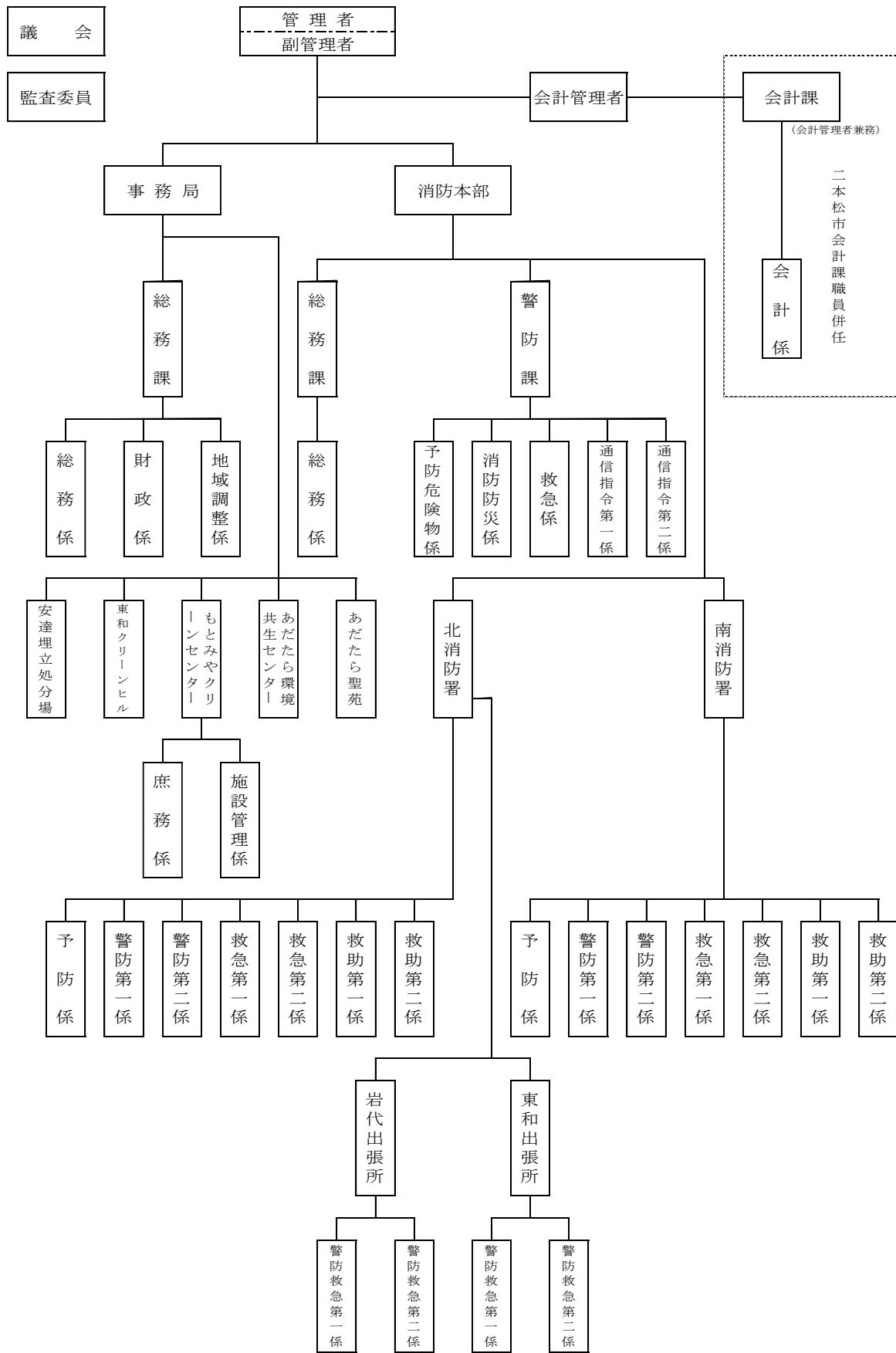
資料1 二本松市行政組織機構図



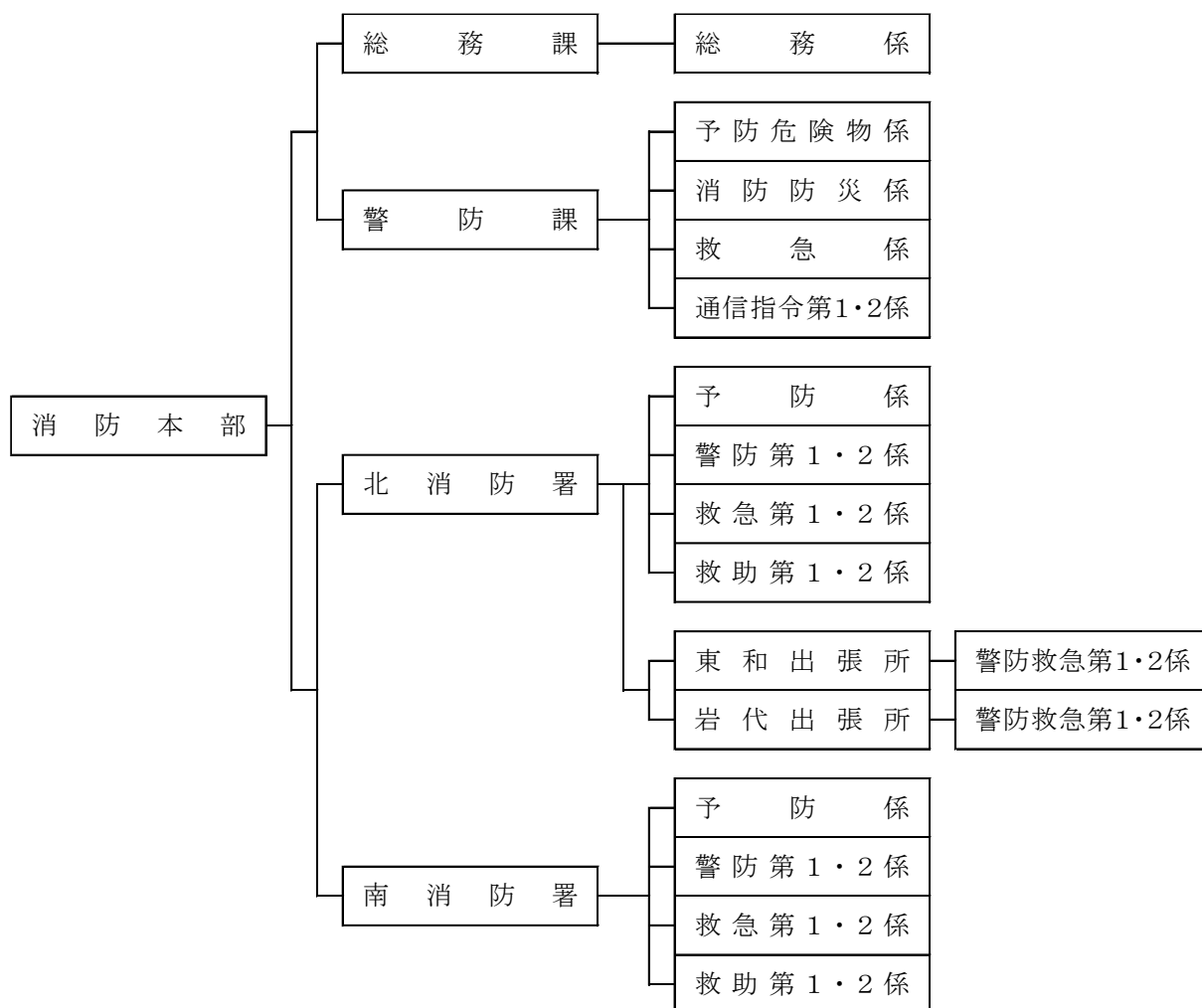




資料2 安達地方広域行政組合組織機構図



資料3 安達地方広域行政組合消防本部組織機構図



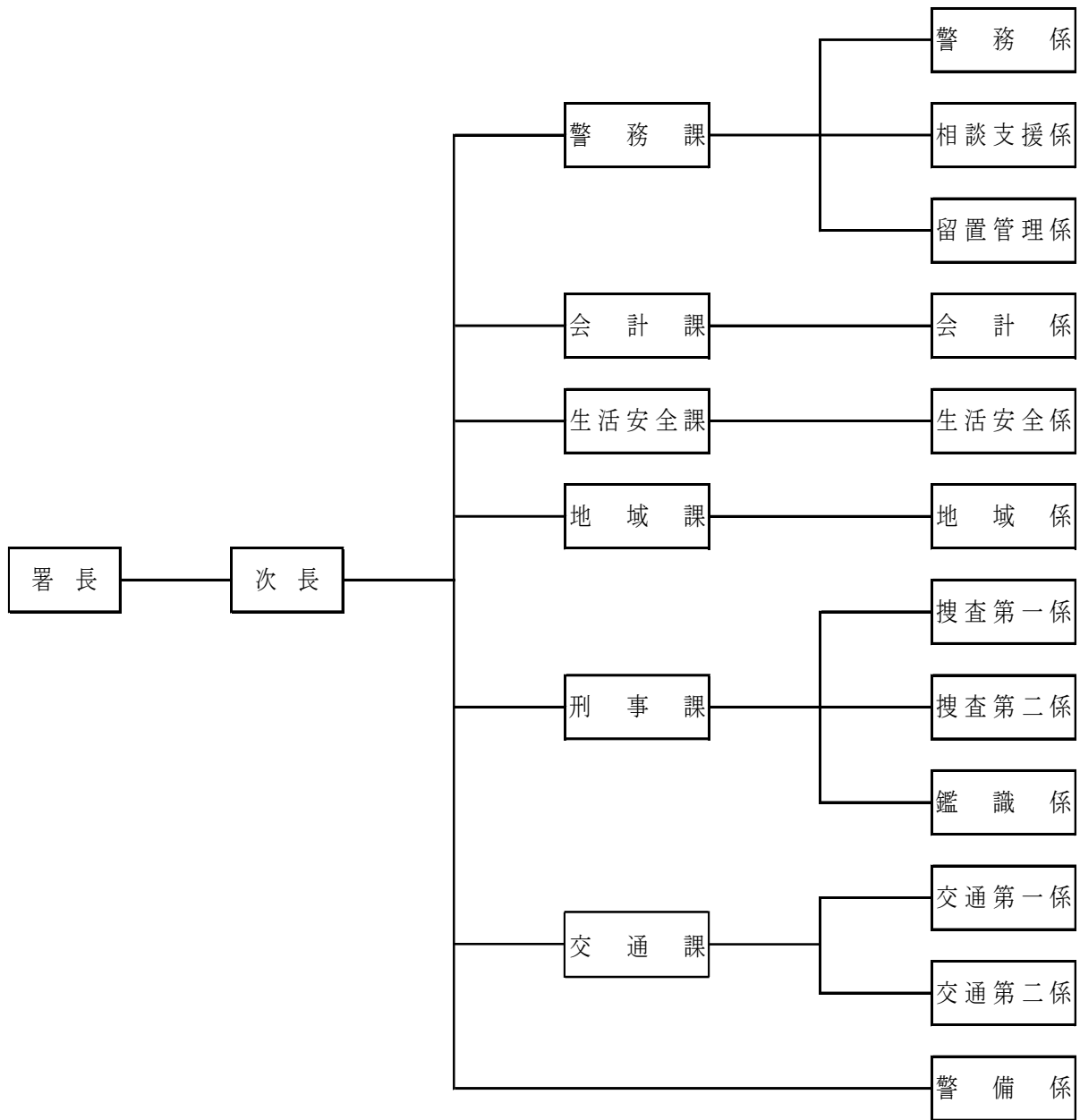
職員配置状況

(令和3年4月1日現在)

区分		署所別					
		現在数	消防本部	北消防署	東和出張所	岩代出張所	南消防署
人員	消防監	1	1				
	消防司令長	4	2	1			※1
	消防司令	24	6	7	2	2	7
	消防司令補	30	4	12	4	3	7
	消防士長	41	※10	9	5	6	11
	消防副士長	16		10	1	1	4
	消防士	7	2	1			4
	※再任用	(4)	(3)				(1)
計		123	25	40	12	12	34

※再任用職員含む

資料4 二本松警察署組織機構図

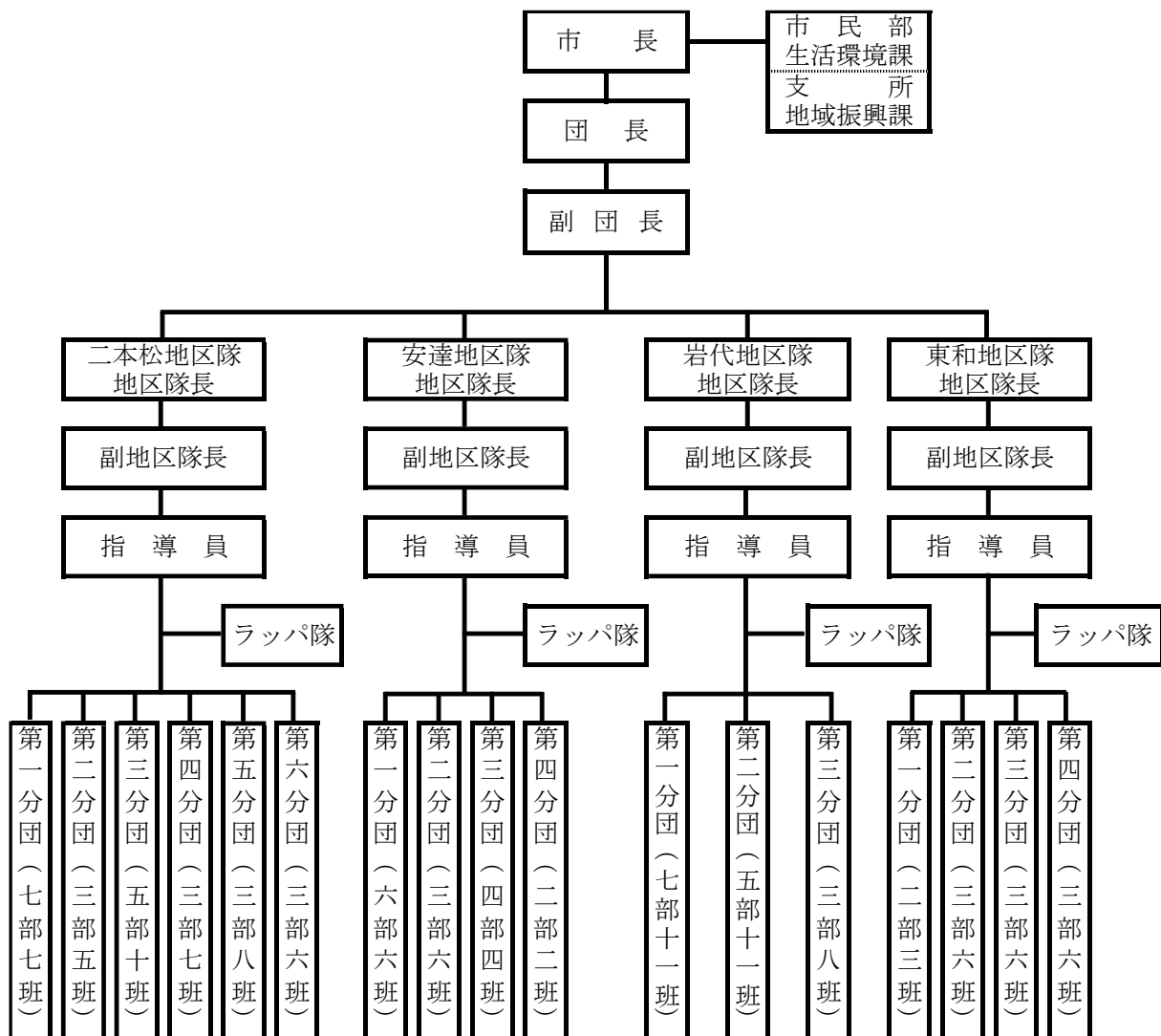


資料5 二本松市防災会議委員名簿

役職	職名(機関名) 〔30名以内〕	区分
会長	二本松市長	会長
委員	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所長	指定地方行政機関の職員
	陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊長 兼ねて福島駐屯地司令	自衛隊に所属する者
	福島県県北地方振興局長	県知事の部内の職員 (県職員)
	福島県二本松土木事務所長	
	福島県県北保健福祉事務所長	
	福島県二本松警察署長	県警察の警察官
	二本松市市民部長	部内の職員
	二本松市教育長	市教育長
	安達地方広域行政組合消防長	安達地方広域行政組合消防長
	二本松市消防団長	消防団役員
	東北電力ネットワーク株式会社 福島電力センター所長	指定公共機関又は 指定地方公共機関の職員
	東日本電信電話株式会社福島支店 第二ビジネスイノベーション部 部長	
	福島交通株式会社 二本松営業所長	
	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 郡山地区センター(福島) 副長(管理)	
	日本郵便株式会社 二本松郵便局長	
	公益社団法人福島県トラック協会県北支部役員	学識経験者
	一般社団法人安達医師会長	
	社会福祉法人二本松市社会福祉協議会長	
	二本松地区ハイヤー・タクシー経営者協議会長	
	二本松商工会議所会頭	
	あだたら商工会長	
	二本松市区長会長	
	二本松市女性防火クラブ会長	
二本松市赤十字奉仕団委員長		
二本松市安達赤十字奉仕団委員長		
二本松市岩代赤十字奉仕団委員長		
二本松市東和赤十字奉仕団委員長		
二本松市建設事業協同組合代表理事理事長		
二本松市婦人団体連合会長		

資料6 二本松市消防団組織機構図

(令和4年4月1日以降)



資料7 関係機関の連絡先

(1) 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
危機管理部災害対策課	福島市杉妻町 2-16	024-521-7194
県北地方振興局県民環境部	福島市杉妻町 2-16	024-521-2709
二本松警察署	二本松市若宮 2-163-5	23-1212
県北保健福祉事務所	福島市御山町 8-30	024-534-4101
県北建設事務所(管理課)	福島市杉妻町 2-16	024-521-2529
二本松土木事務所	二本松市金色 424-1	22-1151

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
福島財務事務所	福島市松木町 13-2	024-535-0301
東北厚生局	仙台市青葉区花京院 1-1-20	022-726-9260
東北農政局	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-263-1111
東北農政局福島地域センター	福島市南中央 3-36	024-534-4141
福島森林管理署玉ノ井森林事務所	安達郡大玉村玉井字薄黒内 17-1	48-3725
東北経済産業局	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-263-1111
福島運輸支局	福島市吉倉字吉田 54	024-546-0345
福島地方气象台	福島市松木町 1-9	024-534-2161
東北総合通信局	仙台市青葉区本町 3-2-23	022-221-0604
東北地方整備局福島河川国道事務所	福島市黒岩字榎平 36	024-546-4331
ハローワーク二本松	二本松市若宮 2-162-5	23-0343
東北管区警察局	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-221-7181

(3) 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東日本旅客鉄道(株)仙台支社福島支店	福島市栄町 1-1	024-522-1233
東日本電信電話(株)福島支店	福島市山下町 5-10	024-531-7481
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)東北支店	仙台市青葉区二日町 1-23	022-774-5001
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社福島支店	福島市吉倉字名倉 29-1	024-544-6101
KDDI(株)東北支社	仙台市青葉区一番町 4-1-25	022-262-0698

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本銀行福島支店	福島市本町 6-24	024-521-6363
日本赤十字社福島県支部	福島市永井川字北原田 17	024-545-7997
日本放送協会福島放送局	福島市早稲町 1-2	024-526-4333
NEXCO 東日本高速道路㈱東北支社福島管理事務所	福島市飯坂町平野字前原 11	024-542-0111
日本通運㈱郡山支店	郡山市大町 2-2-1	024-932-1211
東北電力ネットワーク㈱ 福島電力センター	福島市置賜町 2-35	024-522-2228
日本郵便株式会社 二本松郵便局	二本松市本町 2-2-2	0570-943-953
東日本旅客鉄道株式会社 二本松駅	二本松市本町 2-262	23-1274

(4) 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
福島交通㈱二本松営業所	二本松市上竹 1-167	23-0123
福島テレビ㈱	福島市御山町 2-5	024-536-8000
㈱福島中央テレビ	郡山市池ノ台 13-23	024-923-3300
㈱福島放送	郡山市桑野 4-3-6	024-933-1111
㈱テレビユー福島	福島市西中央 1-1	024-531-5111
㈱ラジオ福島	福島市下荒子 8	024-531-4336
㈱エフエム福島	郡山市神明町 4-4	024-991-9000
㈱福島民報社二本松支社	二本松市若宮 2-161-14	22-1313
福島民友新聞社㈱二本松支社	二本松市若宮 2-164-40	22-1410
(公社)福島県トラック協会二本松支部	二本松市中里 47-1	22-0808
(公社)福島県バス協会	福島市吉倉字吉田 40	024-546-1478
(一社)福島県LPガス協会二本松支部	二本松市本町 1-60-1	23-3211

(5) 公共的団体・防災関係機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
(一社)福島県医師会	福島市中新町 4-22	024-522-5191
(一社)安達医師会	二本松市大壇 121-8	22-0366
安達歯科医師会二本松地区	二本松市若宮 2-190	22-0057
(一社)福島県薬剤師会	福島市蓬莱町 2-2-2	024-549-2198

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
(福)二本松市社会福祉協議会	二本松市油井字濡石 1-2	23-7867
県北地域緊急医療対策協議会	福島市御山町 8-30	024-534-4104
ふくしま未来農業協同組合	福島市北矢野目字原田東 1 - 1	024-554-5500
福島県北森林組合安達事業所	二本松市平石高田 1-35-2	22-0593
二本松商工会議所	二本松市本町 1-60-1	23-3211
あだたら商工会	二本松市油井字背戸谷地 11-2	23-5854
二本松市水道サービス(株)	二本松市高越松ヶ作 276	22-0539
二本松市金融団	二本松市若宮 2-198-1	23-2151
二本松地区ハイヤー・タクシー 経営者協議会	二本松市成田町 1-753-3	22-1155
安達地方農業共済組合	二本松市羽石 221-1	23-7777
福島県建設業協会二本松支部	二本松市市海道 108	22-0807
二本松市建設事業協同組合	二本松市市海道 108	24-8831

資料8 防災協力団体

(1) ボランティア等団体

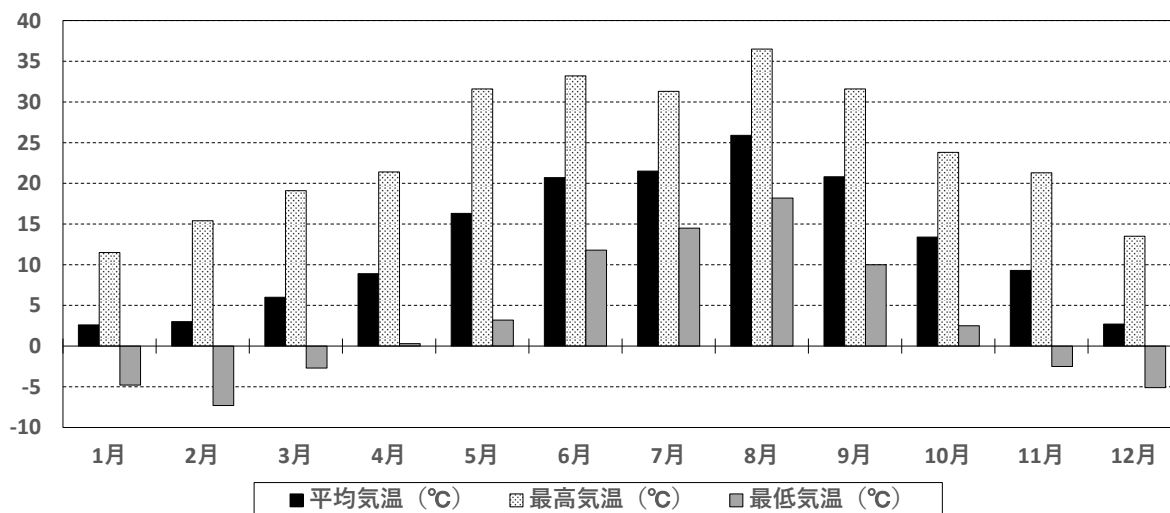
団 体 名
二本松青年会議所
ボーイスカウト福島第58団
ガールスカウト福島第20団
二本松ロータリークラブ
二本松ライオンズクラブ
二本松あだたらロータリークラブ
仏教和合会
二本松市赤十字奉仕団
二本松手話サークルこぶし会
ひいらぎ会
二本松国際交流ボランティア ざくざくネット
二本松市健康推進委員会二本松支部
大平配食ボランティア
大平ひまわり会

団 体 名
安達赤十字奉仕団
J Aふくしま未来 ふれ愛グループまゆみ会
二本松市健康推進委員会岩代支部
ふれあいボランティア
岩代赤十字奉仕団
J Aふくしま未来 ふれ愛グループよつば会
東和赤十字奉仕団
手話サークルたんぼぼ会
J Aふくしま未来 ふれ愛グループひまわり会
ミッキーマウスの会
下太田婦人会
二本松市健康推進委員会東和支部

(2) その他

機 関 名
二本松市女性防火クラブ
二本松市婦人団体連合会
二本松市交通対策協議会
交通安全協会二本松市分会連絡協議会
二本松地区交通安全協会交通指導隊
二本松市交通安全母の会連絡協議会
二本松市交通教育専門員
二本松市防犯協会
二本松市地域安全パトロール隊
二本松市防犯指導隊

資料9 気象（令和2年）



月別	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	風速 (m/s)		平均湿度 (%)	降水量 (mm)
				平均	最大瞬間		
1月	2.6	11.5	-4.8	1.9	32.7	88.9	56.0
2月	3.0	15.4	-7.3	2.1	26.0	84.5	12.0
3月	6.0	19.1	-2.7	2.4	28.6	80.9	57.5
4月	8.9	21.4	0.3	2.5	27.5	77.3	113.5
5月	16.3	31.6	3.2	2.4	22.9	80.2	51.0
6月	20.7	33.2	11.8	1.9	29.0	85.7	48.0
7月	21.5	31.3	14.5	1.5	14.5	96.3	384.0
8月	25.9	36.5	18.2	1.8	20.9	89.7	71.0
9月	20.8	31.6	10.0	1.5	21.5	95.1	116.0
10月	13.4	23.8	2.5	1.5	19.5	91.3	55.0
11月	9.3	21.3	-2.5	2.3	23.2	87.7	3.0
12月	2.7	13.5	-5.1	1.7	20.4	91.0	4.0

(資料：安達地方広域行政組合消防本部)

資料 10 主要河川

市内主要河川

種別	河川名	川幅 (m)		市内流路延長 (km)
		最大	最小	
一級 (国直轄)	阿武隈川	120.00	95.00	21.50
	小計 1			21.50
一級 (県管理)	払川	8.00	1.50	11.73
	境川	8.00	1.50	2.50
	烏帽子森山	13.00	10.00	2.27
	山ノ入川	10.00	6.00	2.85
	木幡川	12.00	2.0	6.72
	温井川	4.0	3.0	2.00
	若宮川	15.0	1.0	8.40
	菅田川	6.0	1.0	2.00
	大北川	4.0	2.0	2.20
	移川	25.0	7.0	6.50
	口太川	30.0	8.0	29.87
	滝山川	3.0	1.0	2.00
	安達太田川	10.0	2.0	11.50
	針道川	15.0	1.0	5.02
	小浜川	10.0	5.0	8.22
	浅川	25.0	2.0	8.60
	平石川	5.00	2.00	2.00
	油井川	27.0	12.0	18.76
	轟川	15.0	5.0	1.50
	鯉川	20.0	1.7	3.00
	六角川	19.2	1.2	3.75
羽石川	24.0	2.0	6.50	
杉田川	50.0	15.0	14.51	
原瀬川	30.0	10.0	10.60	
小計 24			173.00	
準用河川 (市管理)	浮内川	5.0	1.2	1.40
	大沢川	3.0	1.0	2.50
	入山川	3.0	1.0	2.00
	崩川	3.0	1.0	2.90
	立石川	4.0	1.0	2.40
	水舟川	3.0	1.0	2.00
	小計 6			13.20
合計 31			207.70	

資料 1 1 山岳

市内主要山岳

(参考：国土地理院データ)

山 岳 名	位 置	標 高
安達太良山 【国有地】	郡山市熱海町、安達郡大玉村との境界	1,700m
鉄山 【国有地】	耶麻郡猪苗代町との境界	1,709m
籠山 【国有地】	安達太良山頂北東側	1,548m
薬師岳 【国有地】	安達太良山頂東側	1,322m
苗松山	二本松市苗松	498m
羽黒山	二本松市渋川	322m
陣場山	二本松市太田	357m
木幡山	伊達郡川俣町との境界	666m
口太山	伊達郡川俣町との境界	843m
羽山 (麓山)	二本松市戸沢	897m
日山 (天王山) 【国有地】	双葉郡浪江町、葛尾村との境界	1,057m

資料 1 2 専用通信施設所有機関

所 有 機 関	所 在 地	電話番号
安達地方広域行政組合消防本部	大壇 27	2 2 - 1 2 1 1
二本松警察署	若宮 2-163-5	2 3 - 1 2 1 2
二本松土木事務所	金色 424-1	2 2 - 1 1 5 1
	(衛星携帯電話 0 8 0 - 1 8 5 7 - 8 2 7)	
昭和タクシー(株)	成田町 1-753-1	2 2 - 1 1 5 5
丸やタクシー	金色久保 226-15	2 2 - 2 7 4 4

資料 1 3 アマチュア無線局

(参考：総務省 電波利用ホームページ 令和 3 年 10 月現在)

団 体 名	呼出符号
R V 二本松アマチュア無線クラブ	JE7YBA
阿多多羅アマチュア無線クラブ	JH7YLM
安達高等学校アマチュア無線クラブまゆみ会	JA7YCK
J A R L 船引無線クラブ	JA7ZED
二本松スカイクラブ	JH7ZGJ
二本松レッドクロスボランティアークラブ	JH7ZDU
ハッピーアイランドアマチュアレディオクラブ	JE7ZEG
柘記念病院アマチュア無線クラブ	JE7ZEO

資料 1 4 ファクシミリ配備箇所

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

配備箇所	ファクシミリ番号
総務部	2 2 - 7 0 2 3
秘書政策課	2 4 - 5 0 4 0
人事行政課 (文書室)	2 2 - 5 4 1 1
市民部	2 2 - 0 7 9 0
生活環境課	2 2 - 4 4 7 9
〃 (除染係)	2 3 - 2 7 1 3
保健福祉部	2 2 - 1 5 4 7
健康増進課 (安達保健福祉センター内)	2 3 - 1 7 1 4
〃 (二本松保健センター1階)	2 3 - 6 6 6 2
健康増進課 (岩代保健センター1階)	6 5 - 2 8 3 8
産業部	2 2 - 8 5 3 3

配備箇所	ファクシミリ番号
建設部	23-1197
上下水道課	62-1033
議会事務局	22-6047
教育委員会	22-3147
生涯学習課（中央公民館）	22-7171
文化課	23-1326
二本松住民センター	22-0662
塩沢住民センター	22-6521
岳下住民センター	23-8409
杉田住民センター	22-6881
石井住民センター	22-6014
太平住民センター	22-4543
安達支所（地域振興課市民福祉係）	22-5954
〃（地域振興課地域振興係）	23-8241
安達公民館	23-8203
渋川住民センター	53-2001
上川崎住民センター	52-2001
下川崎住民センター	61-5335
岩代支所（地域振興課）	55-3005
〃（産業建設課）	55-3006
岩代公民館	55-2070
新殿住民センター	57-2174
旭住民センター	56-2142
岩代国保診療所	56-2461
東和支所（地域振興課）	46-4122
〃（産業建設課）	46-2266
東和公民館	46-4155
木幡住民センター	46-4131
太田住民センター	47-3864
戸沢住民センター	46-4132

資料 1 5 応急救援物資備蓄事業概況

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

二本松市の人口の約 5% に値する、2,750 人分の食料及び飲料 3 日分を基準備蓄数として備蓄する。液体ミルクについては、24 人分の 1 日分を基準備蓄数とする。

【備蓄食料目標数】 25,000食 【液体ミルク備蓄目標数】 120食

備蓄食料

二本松市の人口 54,282 人 × 5% = 2,714 人 (≒ 2,750 人)
(国勢調査結果より)

2,750 人 × 3 日分 (9 食) = 24,750 食 (≒ 25,000 食)

液体ミルク

24 人 × 1 日分 (5 食) = 120 食

・ 備蓄数一覧

(単位：食)

	アルファ米	ライス クッキー	飲料水 (500ml)	液体ミルク (240ml)
備蓄数	12,500	12,480	25,080	120
合計	24,980		25,080	120

※本庁及び各支所等に分散備蓄

資料 1 6 学校給食センター

センター名	所在地	電話番号	FAX 番号	給食能力
安達学校給食センター	油井字田向 6 - 1	61-3777	61-3778	1,700 食
東部学校給食センター	太田字塚田 4 7 - 1	61-7850	47-3140	2,200 食

資料 1 7 河川情報センター

(参考：(一財)河川情報センター ホームページ)

名 称	所 在 地	電話番号
(一財)河川情報センター仙台センター	仙台市青葉区上杉 1-16-3 J Aビル別館 4 F	022-268-7471

※ (財) 河川情報センターは「川の防災情報」のシステム運営について国土交通省から受託

資料 18 消防力

(1) 消防署

消防本部・消防署(所)別消防車両等配備状況

(令和3年4月1日現在)

車両区分		署所別					現 数
		消防本部	北消防署	東和出張所	岩代出張所	南消防署	
車 両	ポンプ自動車		1	1	1	1	4
	水槽付ポンプ車		1			1	2
	はしご車	1					1
	救助工作車		1			1	2
	化学車		1			1	2
	救急車	1	2	1	1	2	7
	指令車	1					1
	指揮車		1			1	2
	査察広報車	1	3	1	1	2	8
	資機材運搬車		1				1
	ボートトレーラー				1	1	
計		4	11	3	3	10	31

通信施設の状況

(令和3年4月1日現在)

種別		署所別				計	
		消防本部 北消防署	東和 出張所	岩代 出張所	南消防署		
消防通報用電話		10				10	
一般加入電話		7	1	1	3	12	
高機能消防指令システム		2				2	
高速道路専用電話		1				1	
庁内電話		27	4	4	13	48	
火災案内電話		1				1	
気象観測装置		1				1	
非常電源・発電設備		1	1	1	1	4	
庁内放送設備		1	1	1	1	4	
携帯 電話	救急車積載	2	1	1	2	6	
	指令室(災害用)	1				1	
無線 電話	基地局	デジタル	4			4	
	移動 局	卓上用	デジタル	3	1	1	6
		車載用	デジタル	14	3	3	29
		携帯用	アナログ	2			2
			デジタル	13	2	2	9
署活		30	4	4	17	55	
県防災無線装置		1				1	

消防資機材配置表

(令和3年4月1日現在)

分類	品名	北 消防署	東 和 出張所	岩 代 出張所	南 消防署	計
放水器具	管そう	11	4	4	7	26
	フォグガン	1	1		2	4
	高圧リールノズル	1			1	2
	泡ノズル (ピックアップ式)	1	1	1	1	4
	泡ノズル (400リットル型)				2	2
	泡ノズル (フォームジェット)	3				3
	布水そう	1			1	2
	ウォーターバルーン	1				1
	集水金具	1		1	1	3
	分岐金具	3	3	2	3	11
	発泡器一式 (東消式)	1			1	2
	背負式ポンプ	31	4	4	25	64
	化学薬剤 (リットル)	800	40	40	160	1,040
	ホース (1.6MPa)	153	60	60	140	413
救助器具	かぎ付単はしご	3			2	5
	折りたたみ式又はワイヤはしご	1			1	2
	二連はしご	1			1	2
	三連はしご	3	1	1	3	8
	救助マット				1	1
	救命索発射銃	1			1	2
	救助用縛帯	6			1	7
	マット型空気ジャッキ一式	1			1	2
	可搬式ウィンチ	2			2	4
	エンジンカッター	4	1	1	2	8
	チェーンソー	3	1	1	3	8
	ガス溶接溶断器				1	1
	万能斧	7	2	1	6	16
	電気ハンマドリル	1			1	2
	救助訓練用安全マット	5			7	12
	救命用ボート (船外機含む)	2			2	4
	携帯用破壊器具 (ストライカー)	1			1	2
	バスケット型担架 (山岳用)	3			2	5
	空気切断機				1	1
	送排風機	2			2	4
	エアータント	2				2
	救命浮環	13	2	1	7	23
	鉄線カッター	3	1	1	5	10
平担架				1	1	
舟形担架	2				2	
スノーボード	2				2	

分類	品名	北消防署	東和出張所	岩代出張所	南消防署	計
救助器具	車載クレーン (2.9t)	1			1	2
	画像探索機 I 型 (ボーカメ)	1			1	2
	熱画像直視装置	2			1	3
	救助用支柱器具	1			1	2
保安器具	空気呼吸器	25	3	3	23	54
	空気ボンベ	78	7	7	58	150
	酸素呼吸器	2			4	6
	簡易呼吸器	2				2
	耐熱服	2			2	4
	耐電服	6				6
	化学防護服 (陽圧式)	4				4
	投光器一式	6	1	1	5	13
	隊員携帯警報器	18	4	5	18	45
救命胴衣	33	4	4	11	52	
救急器具	ストレッチャー (サブストレッチャー含む)	6	2	1	3	12
	スクープストレッチャー	4	1	1	3	9
	全身固定用バックボード一式	6	1	1	4	12
	手動式人工呼吸器一式 (BVM)	15	5	6	14	40
	人工呼吸器 (デマンド)				2	2
	自動式人工呼吸器 (クルーズ21等)	3	1	1	3	8
	電動式吸引器	3	2	1	3	9
	酸素ボンベ	46	6	4	22	78
	自動心肺蘇生装置	2	1	1	2	6
	患者監視装置	4	1	1	3	9
	除細動器 (AEDを含む)	7	2	2	6	17
	高度救急処置訓練用資材	2			1	3
	心肺蘇生法訓練人形 (レサシアン等)	16			10	26
	AED トレーナー	8			9	17
高圧蒸気滅菌器	1				1	
E O G ガス滅菌器	1				1	
測定器具	放射線測定器	2	1	1	3	7
	張力測定器	1			1	2
	音量計	1			1	2
	北川式ガス検知器	2	1	1	1	5
	酸素欠乏可燃ガス測定器 (有毒ガス測定器一体型)	2	1	1	2	6
	可燃性ガス測定器	1				1
	ピトーゲージ	1			1	2
	超音波厚さ計	1				1
	タグ密閉式引火点測定器	1				1
	開放式引火点測定器	1				1
	膜圧計	1			1	2
	光学距離測定器	2			1	3
	GPS	3	1		1	5

消防相互応援協定の締結状況

協定の内容	締結団体名	締結年月日
火災・救急・その他の災害	伊達地方消防組合	昭和49年 2月 1日
〃	福島市	平成28年 9月 1日
〃	郡山地方広域消防組合	昭和48年12月 1日
東北自動車道における火災・救急・その他の災害	東北自動車道沿線消防本部	平成 2年 4月 1日
磐越自動車道における火災・救急・その他の災害	磐越自動車道沿線消防本部	平成 3年 7月 5日
大規模又は特殊な災害	福島県内11消防本部	平成 9年12月26日
火災原因調査	福島県内11消防本部	平成11年12月27日

(2) 消防団

二本松市消防団地区隊別車両等配備状況

(令和4年4月1日以降)

区分	現有数	二本松地区隊	安達地区隊	岩代地区隊	東和地区隊
屯所	99	43	15	20	21
ポンプ自動車	28	13	6	5	4
水槽付ポンプ	1	1			
普通積載車	62	20	9	15	18
軽積載車	9	9			
消防車両計	100	43	15	20	22
小型動力ポンプ	75	30	10	15	20

通信設備の状況

(令和4年4月1日以降)

区分	配備済車両	配備率
市防災行政無線(車載型)	100	100%

消防水利の現況

(令和3年4月1日現在)

区分	消火栓	防火水槽				合計
		100 m ³ 以上	60 m ³ 以上 100 m ³ 未満	40 m ³ 以上 60 m ³ 未満	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	
計	1,080	14	63	575	70	722

資料 1 9 原因別火災発生状況

	火 災 件 数					損害額 (千円)	死傷 者数
	総 数	建物火災	林野火災	車両火災	その他の 火災		
平成23年	48	27	8	4	9	104,091	2
平成24年	31	18	1	8	4	85,306	2
平成25年	36	14	11	5	6	78,390	0
平成26年	30	11	5	3	11	51,091	4
平成27年	28	12	5	1	10	52,601	0
平成28年	20	11	1	4	4	45,688	3
平成29年	21	12	3	3	3	46,816	0
平成30年	36	11	8	3	14	90,524	1
令和元年	23	9	3	1	10	68,539	1
令和2年	16	7	3	1	5	25,336	3

資料 2 0 ダ ム

名 称	所 在		電 話 番 号		県防災行政無線 FAX	
岳ダム	二本松市岳温泉 2-7-2		2 4 - 2 2 4 1		2 1 - 2 2 5 0	
	総貯水容量	有効貯水容量	堤高	堤頂長	堤頂幅	型 式
	1,100,000 m ³	850,000 m ³	60m	215m	4m	直線重力式コンクリートダム

名 称	所 在		電 話 番 号		県防災行政無線 FAX	
山ノ入 ダム	二本松市渋川字八王子 15-10		6 1 - 3 8 3 0			
	総貯水容量	有効貯水容量	堤高	堤頂長	堤頂幅	型 式
	1,266,300 m ³	1,258,800 m ³	本堤 29.5m	本堤 196m	本堤 8m	アースフィルダム
			副堤 14.0m	副堤 160m	副堤 6m	

資料 2 1 下水道終末処理施設

(1) あだたら清流センター

ア 所 在 二本松市榎戸二丁目 9 6 番地

イ 諸元一覧

項 目	二本松地域	安達地域	計	
行政区域面積	12,963ha	4,432ha	17,395ha	
都市計画区域面積	8,779ha	1,563ha	10,342ha	
用途地域面積	757.0ha	282.6ha	1,039.6ha	
目 標 年 次	令和20年			
排 除 方 式	分流式			
下水道計画区域	713.17ha	299.63ha	1,012.80ha	
下水道計画人口	15,300人	6,000人	21,300人	
計 画 汚 水 量	m ³ /日			
	項 目	日平均	日最大	時間最大
	家 庭	5,325	6,710	10,118
	工 場	1,120	1,120	2,240
	地下水	1,065	1,065	1,065
計	7,510	8,895	13,423	

(2) 岳せせらぎセンター

ア 所 在 二本松市岳温泉二丁目 2 8 番地 1

イ 諸元一覧

項 目	岳処理区			
行政区域面積	12,963ha			
都市計画区域面積	8,779ha			
用途地域面積	-			
目 標 年 次	令和2年			
排 除 方 式	分流式			
下水道計画区域	35ha			
下水道計画人口	4,500人			
計 画 汚 水 量	m ³ /日			
	項 目	日平均	日最大	時間最大
	家 庭	97	149	298
	観 光	328	1,096	2,092
	地下水	23	23	23
計	448	1,218	2,413	

(3) 岩代せせらぎセンター

ア 所 在 二本松市下長折字下山50番地

イ 諸元一覧

項 目	岩代処理区			
行政区域面積	9,820ha			
都市計画区域面積	633.8ha			
用途地域面積	-			
目標年次	平成27年			
排除方式	分流式			
下水道計画区域	77ha			
下水道計画人口	1,470人			
計 画 汚 水 量	m ³ /日			
	項 目	日平均	日最大	時間最大
	家 庭	456	654	1,308
	工 場	110	110	220
	地下水	96	96	96
計	662	860	1,624	

資料 2 2 土石流危険溪流箇所

(1) 土石流危険溪流 I

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地
1	10210A0007	阿武隈川	湯川	不動平 2	不動平
2	10210A0054	阿武隈川	杉田川	箕輪 3	箕輪二丁目
3	10210A0041	阿武隈川	原瀬川	烏沢	大関
4	10210A0052	阿武隈川	杉田川	箕輪 2	箕輪三丁目
5	10210A0049	阿武隈川	杉田川	小関川	小関
6	10210A0046	阿武隈川	夏無川	深堀沢川	岳温泉一丁目
7	10210A0043	阿武隈川	原瀬川	岳温泉四丁目沢	岳温泉四丁目
8	10210A0033	阿武隈川	六角川	本町 2	本町一丁目
9	10210A0032	阿武隈川	六角川	本町 1	本町一丁目
10	10210A0031	阿武隈川	鯉川	表	表二丁目
11	10210A0023	阿武隈川	羽石川	永田二丁目沢	永田二丁目
12	10210A0015	阿武隈川	羽石川	新田沢	新田
13	10210A0014	阿武隈川	羽石川	新田 1	新田
14	10210A0010	阿武隈川	湯川	油井川	不動平
15	10210A0008	阿武隈川	湯川	木ノ根坂 1	木ノ根坂
16	10325A0069	阿武隈川	口太川	日山 2	田沢字日山
17	10325A0066	阿武隈川	口太川	狼倉 2	田沢字狼倉
18	10325A0049	阿武隈川	口太川	町沢	田沢字町
19	10325A0047	阿武隈川	口太川	桜平沢一号	田沢字桜平
20	10325A0046	阿武隈川	口太川	桜平 3	田沢字桜平
21	10325A0045	阿武隈川	口太川	桜平 2	田沢字桜平
22	10325A0044	阿武隈川	口太川	桜平二号	田沢字桜平 1
23	10325A0040	阿武隈川	口太川	小戸屋 1	田沢字小戸屋
24	10325A0037	阿武隈川	口太川	不動沢	百目木字上名目津
25	10325A0033	阿武隈川	口太川	名目津沢	百目木字中名目津
26	10325A0025	阿武隈川	口太川	滝頭沢	百目木字鹿畑
27	10325A0022	阿武隈川	口太川	石田 2	茂原字石田
28	10325A0021	阿武隈川	口太川	石田 1	茂原字石田
29	10325A0009	阿武隈川	口太川	高畑	上太田字高畑
30	10325A0063	阿武隈川	口太川	川口沢	田沢字川口
31	10326A0060	阿武隈川	安達太田川	黒須内	戸沢字黒須内
32	10326A0058	阿武隈川	安達太田川	天王	戸沢字天王
33	10326A0009	阿武隈川	木幡川	桜本	木幡字桜本
34	10326A0008	阿武隈川	木幡川	山本	木幡字山本
35	10326A0041	阿武隈川	針道川	戸ノ内	針道字戸ノ内
36	10326A0040	阿武隈川	針道川	杉内	針道字杉内
37	10326A0039	阿武隈川	針道川	立石沢	針道字杉内

(2) 土石流危険溪流 II

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地
1	10210B0064	阿武隈川	浅川	昭和町 1	昭和町
2	10210B0050	阿武隈川	杉田川	小関	小関
3	10210B0048	阿武隈川	杉田川	岳温泉大和 2	岳温泉大和
4	10210B0047	阿武隈川	杉田川	岳温泉大和 1	岳温泉大和
5	10210B0045	阿武隈川	原瀬川	岳沢	岳温泉一丁目

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地
6	10210B0044	阿武隈川	原瀬川	岳温泉1	岳温泉四丁目
7	10210B0040	阿武隈川	原瀬川	萩坂	萩坂
8	10210B0039	阿武隈川	原瀬川	毘沙門堂	毘沙門堂
9	10210B0038	阿武隈川	原瀬川	原七天ヶ作	原七天ヶ作
10	10210B0030	阿武隈川	鯉川	表二丁目	表二丁目
11	10210B0027	阿武隈川	六角川	成田町2	成田町
12	10210B0026	阿武隈川	六角川	二伊滝	二伊滝二丁目
13	10210B0016	阿武隈川	羽石川	新田2	新田
14	10210B0011	阿武隈川	羽石川	東板目沢	板目沢
15	10210B0006	阿武隈川	湯川	不動平1	不動平
16	10321B0004	阿武隈川	烏帽子森川	火打古屋沢	渋川字火打古屋
17	10321B0002	阿武隈川	山ノ入川	金山ノ山沢	吉倉字金山ノ山
18	10321B0005	阿武隈川	烏帽子森川	中稲場沢	渋川字中稲場
19	10325B0101	阿武隈川	移川	川前2	初森字川前
20	10325B0100	阿武隈川	移川	川前	初森字川前
21	10325B0099	阿武隈川	移川	太郎田3	西新殿字太郎田
22	10325B0096	阿武隈川	移川	太郎田2	西新殿字太郎田
23	10325B0095	阿武隈川	移川	太郎田1	西新殿字太郎田
24	10325B0094	阿武隈川	移川	十文字	上長折字十文字
25	10325B0092	阿武隈川	移川	加藤木4	上長折字加藤木
26	10325B0091	阿武隈川	移川	加藤木3	上長折字加藤木
27	10325B0090	阿武隈川	移川	加藤木2	上長折字加藤木
28	10325B0089	阿武隈川	小浜川	加藤木1	上長折字加藤木
29	10325B0084	阿武隈川	小浜川	中ノ沢	初森字中ノ沢
30	10325B0083	阿武隈川	小浜川	町田	成田字町田
31	10325B0081	阿武隈川	小浜川	柏木田3	西勝田字柏木田
32	10325B0080	阿武隈川	小浜川	柏木田2	西勝田字柏木田
33	10325B0079	阿武隈川	小浜川	柏木田	西勝田字柏木田
34	10325B0078	阿武隈川	小浜川	下館	西勝田字下館
35	10325B0076	阿武隈川	口太川	曲山	田沢字曲山
36	10325B0075	阿武隈川	口太川	永畑	田沢字永畑
37	10325B0074	阿武隈川	口太川	下沓掛	田沢字下沓掛
38	10325B0073	阿武隈川	口太川	葉ノ木渕	田沢字葉ノ木渕
39	10325B0072	阿武隈川	口太川	叶ヶ作	田沢字叶ヶ作
40	10325B0070	阿武隈川	口太川	日山2	田沢字日山
41	10325B0067	阿武隈川	口太川	日山1	田沢字日山
42	10325B0065	阿武隈川	口太川	狼倉1	田沢字狼倉
43	10325B0064	阿武隈川	口太川	鶴ヶ作	田沢字鶴ヶ作
44	10325B0062	阿武隈川	口太川	川口3	田沢字川口
45	10325B0061	阿武隈川	口太川	川口2	田沢字川口
46	10325B0060	阿武隈川	口太川	川口1	田沢字川口
47	10325B0059	阿武隈川	口太川	前山	田沢字前山
48	10325B0058	阿武隈川	口太川	石戸屋	田沢字石戸屋
49	10325B0057	阿武隈川	口太川	猪入	田沢字猪入
50	10325B0056	阿武隈川	口太川	風合山	田沢字風合山
51	10325B0055	阿武隈川	口太川	姥神	田沢字姥神
52	10325B0054	阿武隈川	口太川	中北沢	田沢字姥神
53	10325B0053	阿武隈川	口太川	原	田沢字原

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地
54	10325B0052	阿武隈川	口太川	柳ヶ作	田沢字柳ヶ作
55	10325B0048	阿武隈川	口太川	海老内	田沢字海老内
56	10325B0042	阿武隈川	口太川	鳥上	田沢字鳥上
57	10325B0041	阿武隈川	口太川	小戸屋 2	田沢字小戸屋
58	10325B0038	阿武隈川	口太川	上名目津	百目木字上名目津
59	10325B0031	阿武隈川	口太川	夏井	茂原字夏井
60	10325B0030	阿武隈川	口太川	若林 3	茂原字若林
61	10325B0029	阿武隈川	口太川	若林 2	茂原字若林
62	10325B0028	阿武隈川	口太川	若林 1	茂原字若林
63	10325B0027	阿武隈川	口太川	搦手	百目木字搦手
64	10325B0024	阿武隈川	口太川	茂原川	百目木字向町
65	10325B0023	阿武隈川	口太川	六角	百目木字六角
66	10325B0020	阿武隈川	口太川	深谷	百目木字深谷
67	10325B0019	阿武隈川	口太川	山桑沢	百目木字金堀沢
68	10325B0018	阿武隈川	口太川	広平	百目木字広平
69	10325B0017	阿武隈川	口太川	打目ヶ作	百目木字打目ヶ作
70	10325B0016	阿武隈川	口太川	石戸山	百目木字石戸山
71	10325B0015	阿武隈川	口太川	川平	百目木字川平
72	10325B0012	阿武隈川	口太川	柿平	西新殿字柿平
73	10325B0008	阿武隈川	口太川	沢山	上太田字沢山
74	10325B0007	阿武隈川	口太川	広瀬 2	上太田字広瀬
75	10325B0006	阿武隈川	口太川	広瀬 1	上太田字広瀬
76	10325B0005	阿武隈川	口太川	存俵 3	上太田字存俵
77	10325B0004	阿武隈川	口太川	存俵 2	上太田字存俵
78	10325B0003	阿武隈川	口太川	存俵 1	上太田字存俵
79	10325B0002	阿武隈川	口太川	四本松	長折字四本松
80	10325B0001	阿武隈川	口太川	古塚田	長折字古塚田
81	10326B0035	阿武隈川	針道川	上大越 3	戸沢字上大越
82	10326B0057	阿武隈川	安達太田川	袖	戸沢字袖
83	10326B0062	阿武隈川	安達太田川	羽山沢	戸沢字稻場
84	10326B0064	阿武隈川	安達太田川	桐ノ草	戸沢字桐ノ草
85	10326B0065	阿武隈川	安達太田川	粕久保	戸沢字粕久保
86	10326B0063	阿武隈川	安達太田川	熊野谷	戸沢字熊野谷
87	10326B0066	阿武隈川	安達太田川	伏返	戸沢字伏返
88	10326B0061	阿武隈川	安達太田川	油内	戸沢字油内
89	10326B0056	阿武隈川	安達太田川	松ヶ平 2	戸沢字松ヶ平
90	10326B0054	阿武隈川	安達太田川	追館	戸沢字追館
91	10326B0055	阿武隈川	安達太田川	松ヶ平 1	戸沢字松ヶ平
92	10326B0077	阿武隈川	口太川	遠上	戸沢字遠上
93	10326B0075	阿武隈川	口太川	寄山	戸沢字寄山
94	10326B0068	阿武隈川	口太川	横里 2	戸沢字横里
95	10326B0073	阿武隈川	口太川	南日向	戸沢字南日向
96	10326B0070	阿武隈川	口太川	原 1	戸沢字原
97	10326B0071	阿武隈川	口太川	滝山川	戸沢字平
98	10326B0072	阿武隈川	口太川	原 2	戸沢字原
99	10326B0022	阿武隈川	若宮川	深田	太田字深田
100	10326B0020	阿武隈川	若宮川	界田	太田字塚田
101	10326B0015	阿武隈川	女神川	川面	木幡字川面
102	10326B0003	阿武隈川	木幡川	呷内	木幡字呷内

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地
103	10326B0007	阿武隈川	木幡川	塩沢 2	木幡字塩沢
104	10326B0006	阿武隈川	木幡川	塩沢 1	木幡字塩沢
105	10326B0005	阿武隈川	木幡川	下山田 1	木幡字下山田
106	10326B0014	阿武隈川	木幡川	玉泉 2	木幡字玉泉
107	10326B0017	阿武隈川	女神川	下右内	木幡字下古内
108	10326B0012	阿武隈川	木幡川	田木山沢	木幡字桜本
109	10326B0011	阿武隈川	木幡川	小山前沢	木幡字小山
110	10326B0010	阿武隈川	木幡川	アワガミ沢	木幡字小山
111	10326B0045	阿武隈川	針道川	笹ノ田 2	針道字笹ノ田
112	10326B0044	阿武隈川	針道川	笹ノ田 1	針道字笹ノ田
113	10326B0042	阿武隈川	針道川	高助	針道字高助
114	10326B0037	阿武隈川	針道川	関ノ入	針道字関ノ入

資料 2 3 急傾斜地崩壊危険箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（自然斜面、人口斜面）

番号	箇所番号	箇所名	所在地
1	0012	若宮一丁目	若宮一丁目
2	0013	松岡	松岡
3	0014	本町一丁目1号	本町一丁目
4	0015	本町一丁目2号	本町一丁目
5	0016	本町一丁目3号	本町一丁目
6	0017	本町一丁目	本町一丁目
7	0018	亀谷一丁目1号	亀谷一丁目
8	0019	亀谷一丁目2号	亀谷一丁目
9	0020	竹田一丁目	竹田一丁目
10	0021	郭内三丁目	郭内三丁目
11	0022	表一丁目	表一丁目
12	0023	郭内三丁目1号	郭内三丁目
13	0132	若宮一丁目2号	若宮一丁目
14	0133	若宮一丁目3号	若宮一丁目
15	0134	若宮二丁目	若宮二丁目
16	0135	郭内一丁目	郭内一丁目
17	1034	伊佐沼町一丁目	伊佐沼町一丁目
18	1035	沼ヶ作	沼ヶ作
19	1036	成田町一丁目1号	成田町一丁目
20	1037	郭内二丁目	郭内二丁目
21	1038	根崎二丁目	根崎二丁目
22	1039	茶園二丁目	茶園二丁目
23	1040	高越屋戸	高越屋戸
24	1041	成田	成田町一丁目
25	1052	田中	吉倉

番号	箇所番号	箇所名	所在地
26	0111	山下	西勝田字山下
27	0112	藤町1号	小浜字藤町
28	0113	藤町2号	小浜字藤町
29	0114	新町	小浜字新町
30	0115	反町	小浜字反町
31	0116	鳥居町	小浜字鳥居町
32	0117	新町1号	小浜字新町
33	0118	藤町3号	小浜字藤町
34	0119	藤町4号	小浜字藤町
35	0120	百目木1号	百目木字町
36	0121	百目木2号	百目木字町
37	0122	鳥居町1号	小浜字鳥居町
38	1057	鳥上	田沢字鳥上
39	1058	原	田沢字原
40	1059	新町3号	小浜字新町
41	0114	新町	小浜字新町
42	0127	前石田	太田字前石田
43	0126	若宮1号	太田字若宮
44	0125	若宮	太田字若宮
45	1060	猪久保	太田字猪久保
46	0123	松木下	木幡字松木下
47	0124	松木下1号	木幡字松木下
48	0128	杉内	針道字杉内
49	—	下名目津3号	百目木字下名目津

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（自然斜面、人口斜面）

番号	箇所番号	箇所名	所在地
1	2059	宮沢	宮沢
2	2060	原七才木	原七才木
3	2061	上原	上原
4	2062	三原町	三原町
5	2063	幸町	幸町
6	2064	湯川町	湯川町
7	2065	伊佐沼町一丁目	伊佐沼町一丁目
8	2066	永田才木	永田才木
9	2067	二伊滝一丁目	二伊滝一丁目
10	2068	永田二丁目	永田二丁目
11	2069	成田一丁目1号	永田一丁目
12	2070	表一丁目	表一丁目
13	2071	作田	作田
14	2072	中山田	中山田
15	2073	山田	山田
16	2074	下山田	下山田
17	2075	館野二丁目	館野二丁目

番号	箇所番号	箇所名	所在地
18	2076	木藤次郎内	木藤次郎内
19	2077	宮戸	宮戸
20	2078	舟形石1号	舟形石
21	2079	唐谷山	唐谷山
22	2080	舟形石3号	舟形石
23	2081	袋内	袋内
24	2082	岩崎1号	岩崎
25	2083	片岸	片岸
26	2084	南トロミ2号	南トロミ
27	2085	薬師	薬師
28	2086	大沢	大沢
29	2087	岩崎2号	岩崎
30	2088	隠里1号	隠里
31	2089	隠里2号	隠里
32	2090	上竹一丁目1号	上竹一丁目
33	2091	上竹一丁目2号	上竹一丁目
34	2092	平石高田二丁目2号	平石高田二丁目

番号	箇所番号	箇所名	所在地
35	2093	平石高田二丁目1号	平石高田二丁目
36	2094	平石高田一丁目2号	平石高田一丁目
37	2095	島寺	島寺
38	2096	長下	長下
39	2097	小七川	小七川
40	2098	松林1号	松林
41	2099	作	作
42	2100	松林2号	松林
43	2101	岡ノ内1号	岡ノ内
44	2102	岡ノ内2号	岡ノ内
45	2103	南トロミ2号	南トロミ
46	2104	小高内	小高内
47	2105	新生町	新生町
48	2106	錦町一丁目	錦町一丁目
49	2107	錦町一丁目2号	錦町一丁目
50	2108	錦町一丁目3号	錦町一丁目
51	2109	平石町1号	平石町
52	2110	平石町2号	平石町
53	2111	鈴石町1号	鈴石町
54	2112	鈴石町2号	鈴石町
55	2113	鈴石町3号	鈴石町
56	2114	鈴石町4号	鈴石町
57	2115	米五町	米五町
58	2116	鈴石町5号	鈴石町
59	2117	鈴石町6号	鈴石町
60	2118	鈴石東町一丁目	鈴石東町一丁目
61	2119	五月町一丁目1号	五月町一丁目
62	2120	五月町一丁目2号	五月町一丁目
63	2121	五月町一丁目3号	五月町一丁目
64	2122	五月町三丁目	五月町三丁目
65	2123	大久保二丁目	大久保二丁目
66	2124	大久保一丁目	大久保一丁目
67	2125	二又	二又
68	2126	成田一丁目	成田一丁目
69	2127	舟形石1号	舟形石
70	2447	鉄扇町	鉄扇町
71	2448	二伊滝二丁目	二伊滝二丁目
72	2449	錦町一丁目4号	錦町一丁目
73	2450	垣子内	垣子内
74	2451	錦町二丁目	錦町二丁目
75	2452	藤太郎内	藤太郎内
76	2453	大沢	大沢
77	2454	平石三丁目	平石三丁目
78	2455	昭和町	昭和町
79	2314	岡田	下川崎字田中
80	2315	宮	上川崎字宮
81	2316	明内	上川崎字明内
82	2317	重畑	上川崎字重畑

番号	箇所番号	箇所名	所在地
83	2318	赤坂山	油井字赤坂山
84	2319	羽山	渋川字羽山
85	2320	久保1号	吉倉字久保
86	2321	日向	渋川字日向
87	2322	山神	吉倉字山神
88	2323	久保2号	吉倉字久保
89	2324	久保3号	吉倉字久保
90	2325	久保4号	吉倉字久保
91	2326	薬師堂	油井字薬師堂
92	2327	天皇館腰	油井字天皇館腰
93	2328	上板	渋川字上板
94	2329	石橋	下川崎字石橋
95	2361	移川	下長折字移川
96	2362	大柱	下長折字大柱
97	2363	道久内1号	長折字道久内
98	2364	道久内2号	長折字道久内
99	2365	四本松	長折字四本松
100	2366	片倉	上長折字片倉
101	2367	寺行部内	上長折字寺行部内
102	2368	存伞	上太田字存伞
103	2369	向広瀬	上太田字向広瀬
104	2370	供中内	西勝田字供中内
105	2371	田中	西勝田字田中
106	2372	鈴木内	上長折字鈴木内
107	2373	下代積	上太田字下代積
108	2374	加藤木1号	上長折字加藤木
109	2375	加藤木2号	上長折字加藤木
110	2376	加藤木3号	上長折字加藤木
111	2377	太郎田1号	西新殿字太郎田
112	2378	太郎田2号	西新殿字太郎田
113	2379	鞭ノ内	小浜字鞭ノ内
114	2380	町田1号	成田字町田
115	2381	八斗田	初森字八斗田
116	2382	宮久保	長折字宮久保
117	2383	若林1号	上太田字若林
118	2384	岡田1号	上太田字岡田
119	2385	岡田2号	上太田字岡田
120	2386	吉田	杉沢字吉田
121	2387	大久保1号	東新殿字大久保
122	2388	海谷1号	東新殿字海谷
123	2389	海谷2号	東新殿字海谷
124	2390	古谷	東新殿字古谷
125	2391	浜井場	東新殿字浜井場
126	2392	野田	東新殿字野田
127	2393	川平	百目木字川平
128	2394	太夫内	東新殿字太夫内
129	2395	手倉石	百目木字手倉石
130	2396	仲ノ内	百目木字仲ノ内

番号	箇所番号	箇所名	所在地
131	2397	苗堀	百目木字苗堀
132	2398	町	百目木字町
133	2399	搦手	百目木字搦手
134	2400	向町	百目木字向町
135	2401	境岫	百目木字境岫
136	2402	石田1号	茂原字石田
137	2403	石田2号	茂原字石田
138	2404	石田3号	茂原字石田
139	2405	下名目津1号	百目木字下名目津
140	2406	下名目津2号	百目木字下名目津
141	2407	若林2号	茂原字若林
142	2408	上名目津1号	百目木字上名目津
143	2409	上名目津2号	百目木字上名目津
144	2410	二本木	田沢字二本木
145	2411	姥神	田沢字姥神
146	2412	高井1号	田沢字高井
147	2413	高井2号	田沢字高井
148	2414	上久保	田沢字上久保
149	2415	沓掛	田沢字沓掛
150	2416	下沓掛	田沢字下沓掛
151	2417	落合	田沢字落合
152	2418	拾駄畑	田沢字拾駄畑
153	2419	柴原	田沢字柴原
154	2420	木戸ノ田	田沢字木戸ノ田
155	2421	大森	田沢字大森

番号	箇所番号	箇所名	所在地
156	2422	海老内	田沢字海老内
157	2423	久根ノ内	田沢字久根ノ内
158	2424	川口	田沢字川口
159	2425	鶴ヶ作	田沢字鶴ヶ作
160	2426	明生内1号	田沢字明生内
161	2427	明生内2号	田沢字明生内
162	2428	明生内山	田沢字明生内山
163	2429	狼倉	田沢字狼倉
164	2430	大久保2号	茂原字大久保
165	2431	夏井	茂原字夏井
166	2432	福内	茂原字福内
167	2433	広瀬	上太田字広瀬
168	2434	荒町	百目木字荒町
169	2469	谷地頭	東新殿
170	2439	熊ノ久保	戸沢字熊ノ久保
171	2440	園目田	戸沢字園目田
172	2442	下田	戸沢字下田
173	2441	小初沢	戸沢字小初沢
174	2443	桃前	戸沢字桃前
175	2444	西田	太田字西田
176	2435	上山田	木幡字上山田
177	2437	仲ノ内	木幡字仲ノ内
178	2436	下一	木幡字下一
179	2438	後花ヶ作	針道字後花ヶ作
180	-	下境	木幡字下境

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

番号	箇所番号	箇所名	所在地
1	3002	細野	細野
2	3003	二伊滝二丁目	二伊滝二丁目
3	3004	永田鍛冶内	永田鍛冶内
4	3005	江口	江口
5	3010	白石	渋川字白石
6	3011	蛇森	渋川字蛇森
7	3012	古川	油井字古川

番号	箇所番号	箇所名	所在地
8	3016	小僧壇	西勝田字小僧壇
9	3017	つつじ山	西勝田字つつじ山
10	3018	古明神	小浜字古明神
11	3019	寺ノ前	成田字寺ノ前
12	3020	町田2号	成田字町田
13	3021	与市ヶ作	太田字与市ヶ作
14	3022	芦堰	太田字芦堰

資料 2 4 土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法による指定箇所）

（1）土砂災害警戒区域

指定区域名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号
反町	小浜字反町	急傾斜地の崩壊	H17.12.27	福島県告示第 1036 号
藤町 4 号	小浜字藤町	急傾斜地の崩壊	H17.12.27	福島県告示第 1036 号
新町 3 号	小浜字新町	急傾斜地の崩壊	H17.12.27	福島県告示第 1036 号
石田 1	茂原字石田	土石流	H17.12.27	福島県告示第 1036 号
藤町 1 号	小浜字藤町	急傾斜地の崩壊	H18.3.17	福島県告示第 239 号
藤町 2 号	小浜字藤町	急傾斜地の崩壊	H18.3.17	福島県告示第 239 号
藤町 3 号	小浜字藤町	急傾斜地の崩壊	H18.3.17	福島県告示第 239 号
新町	小浜字新町	急傾斜地の崩壊	H18.3.17	福島県告示第 239 号
新町 1 号	小浜字新町	急傾斜地の崩壊	H18.3.17	福島県告示第 239 号
鳥居町	小浜字鳥居町	急傾斜地の崩壊	H18.3.17	福島県告示第 239 号
鳥居町 1 号	小浜字鳥居町	急傾斜地の崩壊	H18.3.17	福島県告示第 239 号
山下	西勝田字山下	急傾斜地の崩壊	H18.3.17	福島県告示第 239 号
百目木 1 号	百目木字町	急傾斜地の崩壊	H18.3.17	福島県告示第 239 号
百目木 2 号	百目木字町	急傾斜地の崩壊	H18.3.17	福島県告示第 239 号
滝頭沢	茂原字鹿畑	土石流	H18.3.17	福島県告示第 239 号
名目津沢	百目木字仲名目津	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
不動沢	百目木字上名目津	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
上名目津	百目木字上名目津	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
小戸屋	百目木字小戸屋	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
小戸屋 1	百目木字小戸屋	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
石田 2	茂原字石田	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
鳥上	田沢字鳥上	急傾斜地の崩壊	H18.11.10	福島県告示第 798 号
原	田沢字原	急傾斜地の崩壊	H18.11.10	福島県告示第 798 号
桜平 2	田沢字桜平	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
桜平 3	田沢字桜平	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
桜平沢一号	田沢字桜平	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
桜平沢二号	田沢字桜平	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
海老内	田沢字海老内	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
町沢	田沢字町	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
川口沢	田沢字川口	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
川口 1	田沢字川口	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
川口 2	田沢字川口	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
川口 3	田沢字川口	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
前山	田沢字前山	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
石戸屋	田沢字石戸屋	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
狼倉 1	田沢字狼倉	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
狼倉 2	田沢字狼倉	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
日山 1	田沢字日山	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
日山 2	田沢字日山	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
高畑	上太田字高畑	土石流	H18.11.10	福島県告示第 798 号
本町一丁目	本町一丁目	急傾斜地の崩壊	H22.10.8	福島県告示第 634 号
亀谷一丁目 1 号	亀谷一丁目	急傾斜地の崩壊	H22.10.8	福島県告示第 634 号
本町 2	本町一丁目	土石流	H23.1.25	福島県告示第 35 号
若宮一丁目 2 号	若宮一丁目	急傾斜地の崩壊	H23.3.4	福島県告示第 111 号
成田一丁目 1 号	成田町一丁目	急傾斜地の崩壊	H23.6.28	福島県告示第 326 号
若宮 1 号	太田字若宮	急傾斜地の崩壊	H23.6.28	福島県告示第 326 号
若宮一丁目 3 号	若宮一丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第 840 号
若宮一丁目	若宮一丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第 840 号
平石高田二丁目 1 号	平石高田二丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第 840 号
本町一丁目 1 号	本町一丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第 840 号
本町一丁目 3 号	本町一丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第 840 号
郭内三丁目 1 号	郭内三丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第 840 号

指定区域名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号
伊佐沼町一丁目1号	伊佐沼町一丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
沼ヶ作	沼ヶ作	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
郭内二丁目	郭内二丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
茶園二丁目	茶園二丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
高越屋戸	高越屋戸	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
本町一丁目2号	本町一丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
田中	吉倉	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
杉内	針道字杉内	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
若宮	太田字若宮	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
前石田	太田字前石田	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
猪久保	太田字猪久保	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
新田1	新田	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
永田二丁目沢	永田二丁目	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
表	表二丁目	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
岳温泉四丁目沢	岳温泉四丁目	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
箕輪2	箕輪三丁目	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
箕輪3	箕輪二丁目	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
不動平1	不動平	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
立石沢	針道字杉内	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
杉内	針道字杉内	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
戸ノ内	針道字戸ノ内	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
関ノ入	針道字関ノ入	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
田木山沢	木幡字桜本	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
玉泉2	木幡字玉泉	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
黒少内	戸沢字黒少内	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
若宮一丁目-1	若宮一丁目	急傾斜地の崩壊	H26.9.30	福島県告示第590号
若宮一丁目-2	若宮一丁目	急傾斜地の崩壊	H26.9.30	福島県告示第590号
若宮一丁目-3	若宮一丁目	急傾斜地の崩壊	H26.9.30	福島県告示第590号
若宮一丁目-4	若宮一丁目	急傾斜地の崩壊	H26.9.30	福島県告示第590号
成田	成田町一丁目	急傾斜地の崩壊	H26.9.30	福島県告示第590号
表一丁目	表一丁目	急傾斜地の崩壊	H26.9.30	福島県告示第590号
アワガミ沢	木幡字小山	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
烏沢	大関	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
桜本	木幡字桜本	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
山本	木幡字山本	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
小山前沢	木幡字小山	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
新田沢-1	新田	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
新田沢-2	新田	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
本町1	本町一丁目	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
木ノ根坂	木ノ根坂	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
木ノ根坂1	木ノ根坂	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
郭内三丁目-1	郭内三丁目	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
郭内三丁目-2	郭内三丁目	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
亀谷一丁目2号-1	亀谷一丁目	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
亀谷一丁目2号-2	亀谷一丁目	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
亀谷一丁目2号-3	亀谷一丁目	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
亀谷一丁目2号-4	亀谷一丁目	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
根崎二丁目-1	根崎二丁目	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
根崎二丁目-2	根崎二丁目	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
根崎二丁目-3	根崎二丁目	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
松木下-1	木幡字松木下	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
松木下1号-1	木幡字松木下	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
松木下1号-2	木幡字松木下	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
松木下1号-3	木幡字松木下	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
松木下-2	木幡字松木下	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
小関川	小関	土石流	H26.12.26	福島県告示第755号
深堀沢川-1	岳温泉一丁目	土石流	H26.12.26	福島県告示第755号
深堀沢川-2	岳温泉一丁目	土石流	H26.12.26	福島県告示第755号

指定区域名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号
天王	戸沢字天王	土石流	H26.12.26	福島県告示第755号
油井川	不動平	土石流	H26.12.26	福島県告示第755号
伊佐沼一丁目	伊佐沼町一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
移川	下長折字移川	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
隠里1号	隠里	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
隠里2号	隠里	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
羽山	渋川字羽山	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
永田才木	永田才木	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
永田二丁目	永田二丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
岡ノ内2号	岡ノ内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
岡田1号	上太田字岡田	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
岡田2号	上太田字岡田	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
下代積	上太田字下代積	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
加藤木1号	上長折字加藤木	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
加藤木2号	上長折字加藤木	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
加藤木3号	上長折字加藤木	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
海谷1号	東新殿字海谷	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
海谷2号	東新殿字海谷	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
岩崎1号	岩崎	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
岩崎2号	岩崎	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
吉田	杉沢字吉田	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
久保1号	吉倉字久保	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
久保2号	渋川字久保	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
久保3号	渋川字久保	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
久保4号	渋川字久保	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
宮	上川崎字宮	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
宮久保	長折字宮久保	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
供中内	西勝田字供中内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
原セ才木	原セ才木	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
古谷	東新殿字古谷	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
向広瀬	上太田字向広瀬	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
幸町	幸町	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
作	作	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
三原町	三原町	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
山神	吉倉字山神	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
山田	山田	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
四本松	長折字四本松	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
寺行部内	上長折字寺行部内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
若林1号	上太田字若林	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
舟形石2号	舟形石	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
舟形石3号	舟形石	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
重畑	上川崎字重畑	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
小セ川	小セ川	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
小高内	小高内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
松林1号	松林	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
松林2号	松林	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
上原	上原	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
上竹一丁目1号	上竹一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
上竹一丁目2号	上竹一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
上板	渋川字上板	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
新生町	新生町	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
成田町一丁目1号	成田町一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
石橋	下川崎字石橋	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
赤坂山	油井字赤坂山	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
川平	百目木字川平	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
存俣	上太田字存俣	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
太郎田1号	西新殿字行人壇	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
太郎田2号	西新殿字太郎田	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
袋内	袋内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
大久保1号	東新殿字大久保	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号

指定区域名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号
大久保一丁目	大久保一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
大久保二丁目	大久保二丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
大沢	大沢	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
中山田	中山田	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
町田1号	成田字町田	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
長下	長下	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
天皇館腰	油井字天皇館腰	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
田中	西勝田字田中	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
唐谷山	唐谷山	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
島寺	島寺	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
湯川町	湯川町	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
道久内1号	長折字道久内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
南トロミ	南トロミ	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
南トロミ2号	南トロミ	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
二伊滝一丁目	二伊滝一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
二又	二又	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
八斗田	初森字八斗田	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
表一丁目	表一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
浜井場	東新殿字浜井場	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
平石高田一丁目2号	平石高田一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
平石高田二丁目3号	平石高田二丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
平石町1号	平石町	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
平石町2号	平石町	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
片岸	片岸	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
片倉	上長折字片倉	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
鞭ノ内	小浜字鞭ノ内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
明内	上川崎字明内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
木藤次郎内	木藤次郎内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
野田	東新殿字野田	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
薬師	薬師	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
鈴木内	上長折字鈴木内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
岳温泉1	岳温泉四丁目	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
岳温泉大和1	岳温泉大和	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
岳温泉大和2	岳温泉大和	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
岳沢	岳温泉四丁目	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
原セ天ヶ作	原セ天ヶ作	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
古塚田	長折字古塚田	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
広瀬1	上太田字広瀬	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
広瀬2	上太田字広瀬	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
堺田	太田字堺田	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
笹ノ田1	針道字笹ノ田	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
笹ノ田2	針道字笹ノ田	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
四本松	長折字四本松	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
小関	小関	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
昭和町1	昭和町	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
深谷	百目木字深谷	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
深田	太田字深田	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
川平	百目木字川平	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
川平3	百目木字川平	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
袖	戸沢字袖	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
存俣1	上太田字存俣	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
存俣2	上太田字存俣	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
存俣3	上太田字存俣	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
打目ヶ作	百目木字打目ヶ作	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
追館	戸沢字追館	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
二伊滝	二伊滝二丁目	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
萩坂	萩坂	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
毘沙門堂	毘沙門堂	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
表二丁目	表二丁目	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
伏返	戸沢字伏返	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号

指定区域名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号
福内	茂原字福内	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
平1	百目木字平	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
平2	百目木字平	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
六角	茂原字六角	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
吠内	木幡字吠内	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
搦手	百目木字搦手	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
姥神	田沢字姥神	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
下沓掛	田沢字下沓掛	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
下名目津1号	百目木字下名目津	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
下名目津2号	百目木字下名目津	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
海老内	田沢字海老内	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
久根ノ内	田沢字久根ノ内	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
境ノ岫	百目木字境ノ岫	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
向町	百目木字向町	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
高井1号	田沢字高井	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
高井2号	田沢字高井	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
柴原	田沢字柴原	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
若林2号	茂原字若林	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
手倉石	百目木字手倉石	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
拾駄畑	田沢字拾駄畑	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
上久保	田沢字上久保	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
上名目津1号	百目木字上名目津	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
上名目津2号	百目木字上名目津	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
石田1号	茂原字石田	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
石田2号	茂原字石田	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
石田3号	茂原字石田	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
太夫内	東新殿字太夫内	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
大森	田沢字大森	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
中沓掛	田沢字中沓掛	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
仲ノ内	百目木字仲ノ内	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
町	百目木字町	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
二本木	田沢字二本木	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
苗掘	百目木字苗掘	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
木戸ノ田	田沢字木戸ノ田	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
落合	田沢字落合	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
搦手	百目木字搦手	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
園目田	戸沢字園目田	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
下一	木幡字下一	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
下田	戸沢字下田	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
熊ノ久保	戸沢字熊ノ久保	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
後花ヶ作	針道字後花ヶ作	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
広瀬	上太田字広瀬	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
荒町	百目木字荒町	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
小初沢	戸沢字小初沢	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
西田	太田字西田	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
川口	田沢字川口	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
谷地頭	東新殿字谷地頭	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
垣子内	垣子内	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
仲ノ内	木幡字仲ノ内	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
鶴ヶ作	田沢字鶴ヶ作	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
鉄扇町	鉄扇町	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
桃前	戸沢字桃前	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
藤太郎内	藤太郎内	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
福内	茂原字福内	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
明生内1号	田沢字明生内	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
明生内2号	田沢字明生内	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
明生内3号	田沢字明生内	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
岡田	下川崎字岡田	急傾斜地の崩壊	R1.8.2	福島県告示第194号
大柱	下長折字大柱	急傾斜地の崩壊	R1.8.2	福島県告示第194号
日向	渋川字日向	急傾斜地の崩壊	R1.8.2	福島県告示第194号

指定区域名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号
薬師堂	油井字薬師堂	急傾斜地の崩壊	R1.8.2	福島県告示第194号
姥神1	田沢字姥神	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
姥神2	田沢字姥神	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
下沓掛2	田沢字下沓掛	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
加藤木2	上長折字加藤木	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
加藤木3	上長折字加藤木	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
加藤木5	上長折字加藤木	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
夏井	茂原字夏井	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
叶ヶ作	田沢字叶ヶ作	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
曲山	田沢字東曲	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
高井	田沢字風合	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
高井2	田沢字高井	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
若林3	茂原字若林	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
小豆房	初森字小豆房	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
太郎田1	西新殿字太郎田	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
鶴ヶ作	田沢字鶴ヶ作	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
二本木	田沢字二本木	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
八斗田	初森字八斗田	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
柳ヶ作	田沢字柳ヶ作	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
岡ノ内1号	岡ノ内	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
錦町一丁目2号	錦町一丁目	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
錦町一丁目3号	錦町一丁目	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
五月町一丁目1号	五月町一丁目	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
五月町一丁目2号	五月町一丁目	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
五月町一丁目3号	五月町一丁目	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
五月町三丁目	五月町三丁目	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
米五町	米五町	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
鈴石町1号	鈴石町	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
鈴石町3号	鈴石町	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
鈴石町4号	鈴石町	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
鈴石町5号	鈴石町	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
鈴石東町一丁目	鈴石東町一丁目	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
作田	作田	急傾斜地の崩壊	R2.8.28	福島県告示第543号
錦町二丁目	錦町二丁目	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	福島県告示第312号
遠上	戸沢字遠上	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
岡田	上太田字岡田	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
下古内	木幡字下古内	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
加藤木	上長折字加藤木	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
加藤木4	上長折字加藤木	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
熊野谷	戸沢字熊野谷	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
高屋敷	成田字高屋敷	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
松ヶ平1	戸沢字松ヶ平	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
新町1	小浜字新町	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
新町2	小浜字新町	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
太郎田2	西新殿字太郎田	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
沢上	上太田字沢上	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
中稲場沢	吉倉字中稲場	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
中沓掛	田沢字中沓掛	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
道用	戸沢字道用	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
柏久保	戸沢字柏久保	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
上山田	木幡字上山田	急傾斜地の崩壊	R3.11.2	福島県告示第732号
二伊滝二丁目	二伊滝二丁目	急傾斜地の崩壊	R3.11.2	福島県告示第732号
鈴石町6号	鈴石町	急傾斜地の崩壊	R3.11.2	福島県告示第732号
狼倉	田沢字狼倉	急傾斜地の崩壊	R3.11.2	福島県告示第732号
正部田	上長折	地滑り	R3.11.2	福島県告示第732号
羽山沢	戸沢字稲場	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
永畑	田沢字永畑	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
塩沢1	木幡字塩沢	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
塩沢2	木幡字塩沢	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
横里2	戸沢字横里	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号

指定区域名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号
下館	上長折字下館	土石流	R3. 11. 2	福島県告示第 732 号
寄山	戸沢字寄山	土石流	R3. 11. 2	福島県告示第 732 号
桐ノ草	戸沢字桐ノ草	土石流	R3. 11. 2	福島県告示第 732 号
原	田沢字原	土石流	R3. 11. 2	福島県告示第 732 号
原 1	戸沢字原	土石流	R3. 11. 2	福島県告示第 732 号
原 2	戸沢字原	土石流	R3. 11. 2	福島県告示第 732 号
高助	針道字高助	土石流	R3. 11. 2	福島県告示第 732 号
松ヶ平 2	戸沢字松ヶ平	土石流	R3. 11. 2	福島県告示第 732 号
川前	初森字川前	土石流	R3. 11. 2	福島県告示第 732 号
川面	木幡字川面	土石流	R3. 11. 2	福島県告示第 732 号
太郎田 3	西新殿字太郎田	土石流	R3. 11. 2	福島県告示第 732 号
滝山川	戸沢字平	土石流	R3. 11. 2	福島県告示第 732 号
南日向	戸沢字南日向	土石流	R3. 11. 2	福島県告示第 732 号
日山 2	田沢字日山	土石流	R3. 11. 2	福島県告示第 732 号
油内	戸沢字油内	土石流	R3. 11. 2	福島県告示第 732 号
後沢川	西新殿字後沢	土石流	R3. 12. 24	福島県告示第 836 号
土砂災害警戒区域 指定箇所数 合計				4 0 6 箇所

(2) 土砂災害特別警戒区域

指定区域名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号
反町	小浜字反町	急傾斜地の崩壊	H17. 12. 27	福島県告示第 1036 号
藤町 4 号	小浜字藤町	急傾斜地の崩壊	H17. 12. 27	福島県告示第 1036 号
新町 3 号	小浜字新町	急傾斜地の崩壊	H17. 12. 27	福島県告示第 1036 号
石田 1	茂原字石田	土石流	H17. 12. 27	福島県告示第 1036 号
藤町 1 号	小浜字藤町	急傾斜地の崩壊	H18. 3. 17	福島県告示第 239 号
藤町 2 号	小浜字藤町	急傾斜地の崩壊	H18. 3. 17	福島県告示第 239 号
藤町 3 号	小浜字藤町	急傾斜地の崩壊	H18. 3. 17	福島県告示第 239 号
新町	小浜字新町	急傾斜地の崩壊	H18. 3. 17	福島県告示第 239 号
新町 1 号	小浜字新町	急傾斜地の崩壊	H18. 3. 17	福島県告示第 239 号
鳥居町	小浜字鳥居町	急傾斜地の崩壊	H18. 3. 17	福島県告示第 239 号
鳥居町 1 号	小浜字鳥居町	急傾斜地の崩壊	H18. 3. 17	福島県告示第 239 号
山下	西勝田字山下	急傾斜地の崩壊	H18. 3. 17	福島県告示第 239 号
百目木 1 号	百目木字町	急傾斜地の崩壊	H18. 3. 17	福島県告示第 239 号
百目木 2 号	百目木字町	急傾斜地の崩壊	H18. 3. 17	福島県告示第 239 号
滝頭沢	茂原字鹿畑	土石流	H18. 3. 17	福島県告示第 239 号
不動沢	百目木字上名目津	土石流	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
上名目津	百目木字上名目津	土石流	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
小戸屋 1	百目木字小戸屋	土石流	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
鳥上	田沢字鳥上	急傾斜地の崩壊	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
原	田沢字原	急傾斜地の崩壊	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
桜平 3	田沢字桜平	土石流	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
桜平沢 2 号	田沢字桜平	土石流	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
海老内	田沢字海老内	土石流	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
川口沢	田沢字川口	土石流	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
川口 1	田沢字川口	土石流	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
川口 2	田沢字川口	土石流	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
川口 3	田沢字川口	土石流	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
狼倉 1	田沢字狼倉	土石流	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
狼倉 2	田沢字狼倉	土石流	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
日山 1	田沢字日山	土石流	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
日山 2	田沢字日山	土石流	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
高畑	上太田字高畑	土石流	H18. 11. 10	福島県告示第 798 号
本町一丁目	本町一丁目	急傾斜地の崩壊	H22. 10. 8	福島県告示第 634 号
亀谷一丁目 1 号	亀谷一丁目	急傾斜地の崩壊	H22. 10. 8	福島県告示第 634 号
若宮一丁目 2 号	若宮一丁目	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 4	福島県告示第 111 号

指定区域名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号
成田一丁目1号	成田町一丁目	急傾斜地の崩壊	H23.6.28	福島県告示第326号
若宮1号	太田字若宮	急傾斜地の崩壊	H23.6.28	福島県告示第326号
若宮一丁目3号	若宮一丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
若宮一丁目	若宮一丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
平石高田二丁目1号	平石高田二丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
本町一丁目1号	本町一丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
本町一丁目3号	本町一丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
郭内三丁目1号	郭内三丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
伊佐沼町一丁目1号	伊佐沼町一丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
沼ヶ作	沼ヶ作	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
郭内二丁目	郭内二丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
茶園二丁目	茶園二丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
高越屋戸	高越屋戸	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
本町一丁目2号	本町一丁目	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
田中	吉倉	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
杉内	針道字杉内	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
若宮	太田字若宮	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
前石田	太田字前石田	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
猪久保	太田字猪久保	急傾斜地の崩壊	H25.12.27	福島県告示第840号
新田1	新田	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
永田二丁目沢	永田二丁目	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
表	表二丁目	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
岳温泉四丁目沢	岳温泉四丁目	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
箕輪2	箕輪三丁目	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
不動平1	不動平	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
立石沢	針道字杉内	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
戸ノ内	針道字戸ノ内	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
関ノ入	針道字関ノ入	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
田木山沢	木幡字桜本	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
黒少内	戸沢字黒少内	土石流	H25.12.27	福島県告示第840号
成田	成田町一丁目	急傾斜地の崩壊	H26.9.30	福島県告示第590号
表一丁目	表一丁目	急傾斜地の崩壊	H26.9.30	福島県告示第590号
桜本	木幡字桜本	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
山本	木幡字山本	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
小山前沢	木幡字小山	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
新田沢-1	新田	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
新田沢-2	新田	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
本町1	本町一丁目	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
木ノ根坂	木ノ根坂	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
木ノ根坂1	木ノ根坂	土石流	H26.9.30	福島県告示第590号
郭内三丁目-1	郭内三丁目	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
郭内三丁目-2	郭内三丁目	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
亀谷一丁目2号-1	亀谷一丁目	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
根崎二丁目-1	根崎二丁目	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
根崎二丁目-2	根崎二丁目	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
根崎二丁目-3	根崎二丁目	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
松木下-1	木幡字松木下	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
松木下1号-1	木幡字松木下	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
松木下1号-2	木幡字松木下	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
松木下1号-3	木幡字松木下	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
松木下-2	木幡字松木下	急傾斜地の崩壊	H26.12.26	福島県告示第755号
小関川	小関	土石流	H26.12.26	福島県告示第755号
深堀沢川-1	岳温泉一丁目	土石流	H26.12.26	福島県告示第755号
深堀沢川-2	岳温泉一丁目	土石流	H26.12.26	福島県告示第755号
天王	戸沢字天王	土石流	H26.12.26	福島県告示第755号
伊佐沼一丁目	伊佐沼町一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
移川	下長折字移川	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
隠里1号	隠里	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号

指定区域名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号
隠里2号	隠里	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
羽山	渋川字羽山	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
永田才木	永田才木	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
永田二丁目	永田二丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
岡ノ内2号	岡ノ内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
下代積	上太田字下代積	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
加藤木1号	上長折字加藤木	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
加藤木2号	上長折字加藤木	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
加藤木3号	上長折字加藤木	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
海谷1号	東新殿字海谷	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
海谷2号	東新殿字海谷	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
岩崎1号	岩崎	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
岩崎2号	岩崎	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
久保1号	吉倉字久保	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
久保2号	渋川字久保	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
久保3号	渋川字久保	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
久保4号	渋川字久保	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
宮	上川崎字宮	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
宮久保	長折字宮久保	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
供中内	西勝田字供中内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
原セ才木	原セ才木	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
古谷	東新殿字古谷	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
向広瀬	上太田字向広瀬	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
幸町	幸町	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
作	作	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
三原町	三原町	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
山神	吉倉字山神	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
山田	山田	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
四本松	長折字四本松	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
寺行部内	上長折字寺行部内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
重畑	上川崎字重畑	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
小セ川	小セ川	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
小高内	小高内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
松林1号	松林	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
松林2号	松林	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
上原	上原	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
上竹一丁目1号	上竹一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
上竹一丁目2号	上竹一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
上板	渋川字上板	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
新生町	新生町	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
成田町一丁目1号	成田町一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
石橋	下川崎字石橋	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
赤坂山	油井字赤坂山	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
川平	百目木字川平	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
存俣	上太田字存俣	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
太郎田1号	西新殿字行人壇	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
太郎田2号	西新殿字太郎田	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
袋内	袋内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
大久保1号	東新殿字大久保	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
大久保一丁目	大久保一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
大久保二丁目	大久保二丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
大沢	大沢	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
中山田	中山田	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
町田1号	成田字町田	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
長下	長下	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
天皇館腰	油井字天皇館腰	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
田中	西勝田字田中	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
唐谷山	唐谷山	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
島寺	島寺	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
湯川町	湯川町	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号

指定区域名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号
道久内1号	長折字道久内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
南トロミ	南トロミ	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
南トロミ2号	南トロミ	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
二伊滝一丁目	二伊滝一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
二又	二又	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
表一丁目	表一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
浜井場	東新殿字浜井場	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
平石高田一丁目2号	平石高田一丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
平石高田二丁目3号	平石高田二丁目	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
平石町1号	平石町	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
平石町2号	平石町	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
片岸	片岸	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
片倉	上長折字片倉	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
鞭ノ内	小浜字鞭ノ内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
明内	上川崎字明内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
鈴木内	上長折字鈴木内	急傾斜地の崩壊	H30.12.4	福島県告示第881号
岳温泉大和2	岳温泉大和	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
岳沢	岳温泉四丁目	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
原七天ヶ作	原七天ヶ作	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
古塚田	長折字古塚田	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
広瀬1	上太田字広瀬	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
広瀬2	上太田字広瀬	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
塚田	太田字塚田	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
笹ノ田1	針道字笹ノ田	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
笹ノ田2	針道字笹ノ田	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
四本松	長折字四本松	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
小関	小関	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
昭和町1	昭和町	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
深谷	百目木字深谷	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
深田	太田字深田	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
川平	百目木字川平	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
川平3	百目木字川平	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
袖	戸沢字袖	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
存俣1	上太田字存俣	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
存俣2	上太田字存俣	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
存俣3	上太田字存俣	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
打目ヶ作	百目木字打目ヶ作	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
追館	戸沢字追館	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
二伊滝	二伊滝二丁目	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
萩坂	萩坂	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
毘沙門堂	毘沙門堂	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
表二丁目	表二丁目	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
伏返	戸沢字伏返	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
福内	茂原字福内	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
平1	百目木字平	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
平2	百目木字平	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
六角	茂原字六角	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
吠内	木幡字吠内	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
搦手	百目木字搦手	土石流	H30.12.4	福島県告示第881号
姥神	田沢字姥神	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
下名目津1号	百目木字下名目津	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
下名目津2号	百目木字下名目津	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
海老内	田沢字海老内	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
久根ノ内	田沢字久根ノ内	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
境ノ岫	百目木字境ノ岫	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
向町	百目木字向町	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
高井1号	田沢字高井	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
高井2号	田沢字高井	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
柴原	田沢字柴原	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
上久保	田沢字上久保	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号

指定区域名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号
上名目津1号	百目木字上名目津	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
上名目津2号	百目木字上名目津	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
石田1号	茂原字石田	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
石田2号	茂原字石田	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
石田3号	茂原字石田	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
太夫内	東新殿字太夫内	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
大森	田沢字大森	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
中沓掛	田沢字中沓掛	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
仲ノ内	百目木字仲ノ内	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
町	百目木字町	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
二本木	田沢字二本木	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
苗掘	百目木字苗掘	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
木戸ノ田	田沢字木戸ノ田	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
搦手	百目木字搦手	急傾斜地の崩壊	H30.12.21	福島県告示第918号
園目田	戸沢字園目田	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
下田	戸沢字下田	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
熊ノ久保	戸沢字熊ノ久保	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
後花ヶ作	針道字後花ヶ作	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
広瀬	上太田字広瀬	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
荒町	百目木字荒町	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
小初沢	戸沢字小初沢	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
西田	太田字西田	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
川口	田沢字川口	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
谷地頭	東新殿字谷地頭	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
垣子内	垣子内	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
仲ノ内	木幡字仲ノ内	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
鶴ヶ作	田沢字鶴ヶ作	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
鉄扇町	鉄扇町	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
桃前	戸沢字桃前	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
藤太郎内	藤太郎内	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
福内	茂原字福内	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
明生内1号	田沢字明生内	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
明生内2号	田沢字明生内	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
明生内3号	田沢字明生内	急傾斜地の崩壊	H31.2.19	福島県告示第119号
大柱	下長折字大柱	急傾斜地の崩壊	R1.8.2	福島県告示第194号
日向	渋川字日向	急傾斜地の崩壊	R1.8.2	福島県告示第194号
姥神1	田沢字姥神	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
姥神2	田沢字姥神	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
加藤木2	上長折字加藤木	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
加藤木3	上長折字加藤木	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
加藤木5	上長折字加藤木	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
夏井	茂原字夏井	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
叶ヶ作	田沢字叶ヶ作	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
曲山	田沢字東曲	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
高井	田沢字風合	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
高井2	田沢字高井	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
小豆腐	初森字小豆腐	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
太郎田1	西新殿字太郎田	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
鶴ヶ作	田沢字鶴ヶ作	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
二本木	田沢字二本木	土石流	R1.8.2	福島県告示第194号
岡ノ内1号	岡ノ内	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
錦町一丁目2号	錦町一丁目	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
錦町一丁目3号	錦町一丁目	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
五月町一丁目1号	五月町一丁目	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
五月町一丁目2号	五月町一丁目	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
五月町一丁目3号	五月町一丁目	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
五月町三丁目	五月町三丁目	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
米五町	米五町	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
鈴石町3号	鈴石町	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
鈴石町4号	鈴石町	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号

指定区域名	所在地	自然現象の種類	告示年月日	告示番号
鈴石町5号	鈴石町	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
鈴石東町一丁目	鈴石東町一丁目	急傾斜地の崩壊	R1.8.30	福島県告示第245号
作田	作田	急傾斜地の崩壊	R2.8.28	福島県告示第543号
錦町二丁目	錦町二丁目	急傾斜地の崩壊	R3.3.16	福島県告示第312号
遠上	戸沢字遠上	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
下古内	木幡字下古内	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
加藤木	上長折字加藤木	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
加藤木4	上長折字加藤木	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
熊野谷	戸沢字熊野谷	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
高屋敷	成田字高屋敷	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
松ヶ平1	戸沢字松ヶ平	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
新町1	小浜字新町	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
新町2	小浜字新町	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
太郎田2	西新殿字太郎田	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
沢上	上太田字沢上	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
中稲場沢	吉倉字中稲場	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
中沓掛	田沢字中沓掛	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
道用	戸沢字道用	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
柏久保	戸沢字柏久保	土石流	R3.10.19	福島県告示第696号
上山田	木幡字上山田	急傾斜地の崩壊	R3.11.2	福島県告示第732号
二伊滝二丁目	二伊滝二丁目	急傾斜地の崩壊	R3.11.2	福島県告示第732号
鈴石町6号	鈴石町	急傾斜地の崩壊	R3.11.2	福島県告示第732号
狼倉	田沢字狼倉	急傾斜地の崩壊	R3.11.2	福島県告示第732号
正部田	上長折	地滑り	R3.11.2	福島県告示第732号
羽山沢	戸沢字稲場	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
永畑	田沢字永畑	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
塩沢1	木幡字塩沢	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
塩沢2	木幡字塩沢	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
横里2	戸沢字横里	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
寄山	戸沢字寄山	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
桐ノ草	戸沢字桐ノ草	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
原	田沢字原	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
原1	戸沢字原	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
原2	戸沢字原	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
高助	針道字高助	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
松ヶ平2	戸沢字松ヶ平	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
川前	初森字川前	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
川面	木幡字川面	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
太郎田3	西新殿字太郎田	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
滝山川	戸沢字平	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
南日向	戸沢字南日向	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
日山2	田沢字日山	土石流	R3.11.2	福島県告示第732号
土砂災害特別警戒区域 指定箇所数 合計				350箇所

資料 2 5 土砂災害警戒区域等内の避難行動要支援者施設一覧

No.	施設名称	施設所在地	対象土砂災害 警戒区域名	対象土砂災害 の現象
1	二本松福祉センター	亀谷 1 - 5 - 1	本町 2	土石流
2	(医)辰星会 柘病院	本町 1 - 1 0 3	本町一丁目 2 号 - 4	急傾斜地の崩壊
3	本田レディースクリニック	本町 1 - 2 2 9	本町一丁目 - 2	急傾斜地の崩壊
4	ほんだ歯科クリニック	本町 1 - 2 4	本町一丁目 1 号	急傾斜地の崩壊
5	みうら歯科医院	小浜字鳥居町 1 1 8	鳥居町 1 号 - 1	急傾斜地の崩壊
6	認定こども園 学校法人 二本松学園	亀谷 1 - 2 8	亀谷 1 丁目 1 号 - 2	急傾斜地の崩壊
			本町 2	土石流
7	小浜幼稚園	小浜字藤町 1 0 0	藤町 1 号 - 3	急傾斜地の崩壊
8	小浜小学校	小浜字藤町 1 0 0	藤町 1 号 - 3	急傾斜地の崩壊
9	旭小学校	田沢字鳥上 4 4	小戸屋	土石流
			小戸屋 1	土石流

資料 2 6 森林法指定箇所

No.	保安林の種類	代表地番				筆数	森林面積 ha
		大字名	字名	地番 元番	地番 枝番		
1	干害防備保安林	針道	字大沢	33	4	1	0.58
2	干害防備保安林	針道	字夏無	8	13	8	13.71
3	水害防備保安林		古家	317	1	29	4.55
4	水害防備保安林		鉄扇町	513	1	2	0.46
5	水害防備保安林		原七上ノ内	88	2	4	0.11
6	水害防備保安林		原七川原	238	1	2	0.09
7	水害防備保安林	西勝田	字高瀬	159		2	0.05
8	水害防備保安林	上長折	字鈴木内	199	1	2	0.04
9	水源涵養保安林	吉倉	字鳥ノ巢	82	1	4	12.13
10	水源涵養保安林	吉倉	字長窪	1		4	31.11
11	水源涵養保安林	吉倉	字山神ノ山	80	1	1	7.15
12	水源涵養保安林	吉倉	字家老山	1		3	24.82
13	水源涵養保安林	吉倉	字金山ノ山	81	1	1	13.45
14	水源涵養保安林	吉倉	字高日向	1	2	4	28.26
15	水源涵養保安林	吉倉	字水落	3	1	6	3.83
16	水源涵養保安林	吉倉	字南沢	1	1	4	8.79
17	土砂崩壊防備保安林		岳温泉二丁目	5	1	2	2.65
18	土砂崩壊防備保安林		杉田町二丁目	235		6	1.13
19	土砂崩壊防備保安林		平石高田二丁目	122		5	1.63
20	土砂崩壊防備保安林		平石高田三丁目	76		20	5.42
21	土砂崩壊防備保安林		平石高田三丁目	70		6	0.68
22	土砂崩壊防備保安林	上川崎	字永作	97	2	2	0.07
23	土砂崩壊防備保安林	小浜	字鳥居町	106		1	0.08
24	土砂崩壊防備保安林	成田	字清水	204		2	0.50
25	土砂崩壊防備保安林	成田	字清水	3		1	0.49
26	土砂崩壊防備保安林	成田	字大黒	18		1	0.64
27	土砂崩壊防備保安林	西勝田	字下太池田	72	1	3	0.35
28	土砂崩壊防備保安林	西勝田	字下太池田	126	1	2	0.16
29	土砂崩壊防備保安林	西勝田	字田中	71	1	1	0.21
30	土砂崩壊防備保安林	西勝田	字堀米	541		10	2.25
31	土砂崩壊防備保安林	西勝田	字無行田	55	2	1	0.03
32	土砂崩壊防備保安林	西勝田	字無行田	54		1	0.20
33	土砂崩壊防備保安林	上長折	字片倉	78	2	1	0.53
34	土砂崩壊防備保安林	長折	字古塚田	21		8	1.39
35	土砂崩壊防備保安林	長折	字拔佐田	134	1	1	1.69
36	土砂崩壊防備保安林	長折	字舟山内	746		1	0.07
37	土砂崩壊防備保安林	西新殿	字沖田	71		2	0.61
38	土砂崩壊防備保安林	西新殿	字柏崎	20		1	0.17
39	土砂崩壊防備保安林	西新殿	字東山	1	1	2	1.17
40	土砂崩壊防備保安林	東新殿	字一丁内	52		2	0.38
41	土砂崩壊防備保安林	東新殿	字大久保	139	1	3	1.50
42	土砂崩壊防備保安林	東新殿	字駒場	17		1	0.73
43	土砂崩壊防備保安林	東新殿	字平石田	88		1	0.36
44	土砂崩壊防備保安林	東新殿	字廻戸	1	2	1	0.44
45	土砂崩壊防備保安林	東新殿	字廻戸	56	1	1	2.11
46	土砂崩壊防備保安林	杉沢	字江戸内	139		2	0.27
47	土砂崩壊防備保安林	杉沢	字江戸内	124	1	4	0.44
48	土砂崩壊防備保安林	杉沢	字江戸内	140	5	1	0.08
49	土砂崩壊防備保安林	杉沢	字道海	55		4	0.35
50	土砂崩壊防備保安林	杉沢	字梨作	24		9	0.60
51	土砂崩壊防備保安林	杉沢	字登戸	36	1	3	0.47
52	土砂崩壊防備保安林	杉沢	字落久保	34		2	0.48
53	土砂崩壊防備保安林	杉沢	字山田	33		6	0.71
54	土砂崩壊防備保安林	田沢	字小屋内	109		1	1.17
55	土砂崩壊防備保安林	田沢	字日山	13		2	1.89
56	土砂崩壊防備保安林	田沢	字若林	2		1	0.32

No.	保安林の種類	代表地番				筆数	森林面積 ha
		大字名	字名	地番 元番	地番 枝番		
57	土砂崩壊防備保安林	百目木	字打目ヶ作	31		1	1.36
58	土砂崩壊防備保安林	百目木	字風呂ノ入	35		1	0.69
59	土砂崩壊防備保安林	百目木	字本館	175		1	0.14
60	土砂崩壊防備保安林	針道	字立石	32	2	1	1.12
61	土砂崩壊防備保安林	針道	字檜崎	87		1	0.15
62	土砂崩壊防備保安林	木幡	字小太郎内	123		1	0.59
63	土砂崩壊防備保安林	木幡	字桜本	73		1	0.07
64	土砂崩壊防備保安林	木幡	字塩沢	179	1	2	0.29
65	土砂崩壊防備保安林	木幡	字治家	49	3	1	0.13
66	土砂崩壊防備保安林	木幡	字治家	60	3	1	0.33
67	土砂崩壊防備保安林	木幡	字下一	138		2	1.06
68	土砂崩壊防備保安林	太田	字上向田	100		1	0.88
69	土砂崩壊防備保安林	太田	字鍛冶内	110		8	3.47
70	土砂崩壊防備保安林	太田	字喜六田	3		1	0.05
71	土砂崩壊防備保安林	太田	字深田前	163		6	1.00
72	土砂崩壊防備保安林	戸沢	字白ヶ作	53		1	0.17
73	土砂崩壊防備保安林	戸沢	字中袖	73		1	0.32
74	土砂流出防備保安林		新田	10	2	1	2.41
75	土砂流出防備保安林		岳温泉一丁目	61		1	0.10
76	土砂流出防備保安林		岳温泉二丁目	7	1	1	0.38
77	土砂流出防備保安林		岳温泉二丁目	2		2	0.23
78	土砂流出防備保安林		岳温泉二丁目	15	1	1	4.26
79	土砂流出防備保安林		岳温泉三丁目	5		1	0.08
80	土砂流出防備保安林		岳温泉三丁目	20	1	3	4.91
81	土砂流出防備保安林		岳温泉三丁目	23		8	0.92
82	土砂流出防備保安林		岳温泉深堀	21		1	0.02
83	土砂流出防備保安林		岳温泉深堀	1		4	0.48
84	土砂流出防備保安林		岳温泉西大和	1		5	2.48
85	土砂流出防備保安林		岳温泉西大和	9		1	3.98
86	土砂流出防備保安林		岳温泉四丁目	479		8	2.50
87	土砂流出防備保安林		岳温泉四丁目	539		3	2.83
88	土砂流出防備保安林		岳東町	116	1	1	5.33
89	土砂流出防備保安林		岳東町	120	1	1	2.19
90	土砂流出防備保安林		才木山	2	6	6	1.54
91	土砂流出防備保安林		萩坂	143		9	1.44
92	土砂流出防備保安林		立石	2		3	0.26
93	土砂流出防備保安林		立石	125	1	14	7.53
94	土砂流出防備保安林		立石	127		1	0.40
95	土砂流出防備保安林		苗松	1	2	4	59.98
96	土砂流出防備保安林		苗松	389	2	1	4.91
97	土砂流出防備保安林		小セ川	86		5	1.08
98	土砂流出防備保安林	渋川	字小屋向	2		1	10.52
99	土砂流出防備保安林	小浜	字新町	416		1	0.10
100	土砂流出防備保安林	西勝田	字高瀬	158		1	0.11
101	土砂流出防備保安林	西勝田	字堀米	817		2	0.69
102	土砂流出防備保安林	西勝田	字つつじ山	6		7	0.50
103	土砂流出防備保安林	上長折	字加藤木	68		3	1.31
104	土砂流出防備保安林	上長折	字加藤木	125		2	0.43
105	土砂流出防備保安林	上長折	字加藤木	460		1	0.16
106	土砂流出防備保安林	上長折	字下館	129	2	1	0.99
107	土砂流出防備保安林	下長折	字下山	1		20	1.81
108	土砂流出防備保安林	西新殿	字安ノ沢	22	1	1	10.51
109	土砂流出防備保安林	西新殿	字天ヶ平	73		2	9.44
110	土砂流出防備保安林	西新殿	字後沢	8	2	1	3.04
111	土砂流出防備保安林	西新殿	字上山田	155		1	0.62
112	土砂流出防備保安林	西新殿	字行人壇	1	1	1	16.83
113	土砂流出防備保安林	西新殿	字松倉	94	1	6	1.95
114	土砂流出防備保安林	西新殿	字松倉	108		2	3.45

No.	保安林の種類	代表地番				筆数	森林面積 ha
		大字名	字名	地番 元番	地番 枝番		
115	土砂流出防備保安林	西新殿	字松倉	116	1	1	3.01
116	土砂流出防備保安林	西新殿	字松倉	113		5	3.38
117	土砂流出防備保安林	杉沢	字川前	51		8	1.91
118	土砂流出防備保安林	初森	字萱野	2		4	2.70
119	土砂流出防備保安林	初森	字正切	54		3	1.03
120	土砂流出防備保安林	田沢	字小林	40		2	0.80
121	土砂流出防備保安林	田沢	字柴原	70		1	0.71
122	土砂流出防備保安林	田沢	字中森	4		2	1.77
123	土砂流出防備保安林	田沢	字和田	34		2	0.56
124	土砂流出防備保安林	百目木	字本館	16		5	0.51
125	土砂流出防備保安林	上太田	字梅沢	418		6	1.29
126	土砂流出防備保安林	上太田	字絵面	32		1	1.22
127	土砂流出防備保安林	上太田	字絵面	71		1	0.83
128	土砂流出防備保安林	上太田	字絵面	88		1	0.32
129	土砂流出防備保安林	木幡	字才明	60	1	3	2.81
130	土砂流出防備保安林	木幡	字塩沢	67	1	6	0.21
131	土砂流出防備保安林	木幡	字治家	50		3	11.07
132	土砂流出防備保安林	木幡	字下高槻	150		3	0.30
133	土砂流出防備保安林	太田	字稲場前	57	1	4	0.25
134	土砂流出防備保安林	太田	字下川前	225	1	11	4.97
135	土砂流出防備保安林	戸沢	字熊ノ久保	156		1	2.46
136	土砂流出防備保安林	戸沢	字白猪森山	1	7	1	1.32
137	土砂流出防備保安林	戸沢	字美女木	172		5	4.89
138	保健保安林		古家	317	1	2	0.35
139	保健保安林		鉄扇町	513	1	1	0.24
140	保健保安林		三雄山	57		7	22.62
141	保健保安林	渋川	字関水	1		4	16.99
142	保健保安林	渋川	字茗荷	1		1	5.02
143	保健保安林	渋川	字藤瘤	1		3	12.48
144	保健保安林	渋川	字小屋向	1		1	6.79
145	保健保安林	渋川	字古屋場	1		4	14.56
146	保健保安林	渋川	字黒森	1		1	1.64
147	保健保安林	渋川	字淀久保	1		3	7.80
148	保健保安林	渋川	字銅屋坂	1		2	21.73
149	保健保安林	渋川	字越後原	1		2	15.02
150	保健保安林	渋川	字水落	1		5	11.07
151	保健保安林	渋川	字上大谷地	1	1	3	7.45
152	保健保安林	渋川	字火打古屋	1	1	3	12.09
153	保健保安林	渋川	字種池久保	1		1	17.06
154	保健保安林	渋川	字烏帽子森	1		5	20.86
155	保健保安林	吉倉	字鳥ノ巢	82	1	4	12.13
156	保健保安林	吉倉	字長窪	1		1	27.32
157	保健保安林	吉倉	字山神ノ山	80	1	1	7.15
158	保健保安林	吉倉	字家老山	1		3	24.82
159	保健保安林	吉倉	字金山ノ山	81	1	1	13.45
160	保健保安林	吉倉	字高日向	1	2	4	28.26
161	保健保安林	吉倉	字水落	3	1	6	3.83
162	保健保安林	吉倉	字南沢	1	1	4	8.79
163	保健保安林	針道	字大沢	33	4	1	0.58
164	保健保安林	針道	字夏無	8	13	8	13.71
165	保健保安林	木幡	字治家	70	4	9	10.55

資料 2 7 山地災害危険地区一覽

(1) 山腹崩壊危険区域

No.	位置		直接保全対象施設			危険地概要	
			人家 戸数	公共施設		面積 (ha)	平均勾配 (度)
	大字	字		種類	数量		
1		橋本	1	-	-	1.0	22
2		式部内	2	-	-	1.0	22
3		宮本	3	-	-	2.0	25
4		神明石	3	-	-	1.0	22
5		十神	7	-	-	1.0	22
6		館野二丁目	8	市道	200	1.0	17
7		杉田町一丁目	12	-	-	1.0	31
8		舟形石	3	-	-	1.0	22
9		舟形石	6	-	-	1.0	17
10		榎戸一丁目	-	国道	150	1.0	27
11		榎戸一丁目	-	市道	150	1.0	22
12		榎戸一丁目	-	市道	250	1.0	12
13		根崎一丁目	14	-	-	1.0	17
14		根崎一丁目	10	-	-	1.0	27
16		竹田二丁目	30~40	市道	300	1.0	31
17		郭内一丁目	40	-	-	1.0	22
18		竹田一丁目	20~30	市道	200	1.0	31
19		亀谷二丁目	25	学校・市道	(1) 100	2.0	22
20		本町一丁目	10	市道	100	1.0	27
21		郭内三丁目	50~60	学校・市道	(1) 500	2.0	16
22		若宮一丁目	13	市道	150	1.0	27
23		郭内三丁目	12	市道	500	3.0	21
24		高越屋戸	6	市道	200	1.0	27
25		垣子内	3	市道	100	1.0	22
26		鉄扇町	4	市道	200	1.0	27
27		二又	5	市道	220	2.0	22
28		二又	2	市道	100	1.0	31
29		岳東町	-	岳ダム・市道	(1) 150	2.0	52
30		岳温泉四丁目	2	岳ダム	(1)	4.0	45
31		才木山	4	市道	200	1.0	22
32		才木山	-	市道	200	1.0	22
33		原セ才木	4	市道	100	1.0	27
34		原セ才木	2	市道	100	1.0	22
35		岳温泉四丁目	3	国道	200	1.0	27
36		浅川	2	市道	100	1.0	35
38		五月町一丁目	2	市道	20	1.0	6
39		昭和町	2	市道	50	1.0	6
42		岳温泉四丁目	-	岳ダム	(1)	1.0	12
43		五月町三丁目	1	市道	500	1.0	39
44		遠山	5	-	-	1.0	6
45		表一丁目	3	県道・用水路	200/500	2.0	25
46		表一丁目	3	県道	350	1.0	35
47		昭和町	-	市道	500	3.0	25
49		五月町一丁目	10	市道	500	2.0	25
50		島寺	3	-	-	1.0	17
51		岳温泉深堀	2	-	-	1.0	45
52	油井	籠掛	2	国道	150	1.0	17
53	田沢	北向	-	市道	100	1.0	31
54	田沢	久根ノ内	3	市道	350	2.0	25
55	田沢	明内	6	-	-	3.0	22
57	小浜	反町	2	市道	100	1.0	27
58	小浜	新町	2	市道	200	1.0	27
59	西勝田	土合	-	市道	200	1.0	22
60	西勝田	下太池田	-	市道	150	1.0	17

No.	位置		直接保全対象施設			危険地概要	
			人家 戸数	公共施設		面積 (ha)	平均勾配 (度)
	大字	字		種類	数量		
61	長折	抜佐田	-	市道	100	1.0	17
62	長折	四本松	-	市道	400	3.0	38
63	初森	萱野	1	市道	200	1.0	31
64	杉沢	川前	-	林道	250	1.0	35
65	上太田	梅沢	1	市道	180	1.0	22
66	成田	田畑内	-	市道	40	1.0	12
67	成田	越田	1	市道	70	1.0	22
68	田沢	和田	6	市道	50	1.0	31
69	田沢	小屋内	2	-	-	1.0	27
70	初森	正切	2	-	-	1.0	35
71	田沢	中森	-	-	-	1.0	35
72	西新殿	東山	-	市道	200	1.0	27
73	杉沢	川前	-	市道	100	1.0	42
74	西新殿	沖田	3	市道	200	1.0	31
75	杉沢	道海	15	市道	200	1.0	22
76	田沢	小林	6	市道	100	1.0	42
77	田沢	中山	-	国道	300	1.0	31
78	東新殿	駒場	15	国道	500	2.0	25
79	東新殿	大久保	2	国道	200	1.0	27
80	上太田	岡田	-	林道	200	1.0	39
81	上太田	広瀬	-	林道	100	1.0	39
82	成田	清水	5	県道	150	1.0	22
83	西勝田	樋ノ口	3	国道	200	1.0	39
84	長折	舟山内	4	市道	300	1.0	27
85	下長折	荒井	1	市道	250	1.0	39
86	西勝田	樋ノ口	20	県道	100	1.0	27
87	杉沢	梨作	-	市道	200	1.0	17
88	下長折	荒井	3	県道	100	1.0	17
89	西勝田	下太池田	3	市道	150	1.0	17
90	西新殿	行人壇	-	国道	100	1.0	31
91	東新殿	平石田	-	国道・用水路	300/300	3.0	17
92	東新殿	廻戸	-	市道	200	1.0	27
93	上長折	片倉	-	市道	20	1.0	27
94	田沢	日山	12	国道	1200	1.0	31
95	杉沢	猪久保	-	市道・用水路	80/100m	1.0	22
96	長折	古塚田	5	市道・用水路	200/600m	3.0	22
97	杉沢	山田	2	市道・用水路	400/1,500m	1.0	31
98	西勝田	堀米	2	市道・用水路	400/1,500m	2.0	31
99	西新殿	天ヶ平	-	市道	300	1.0	39
100	針道	入柿ノ作	2	-	-	2.0	22
101	針道	仲ノ内	3	-	-	4.0	20
102	戸沢	大はた	4	-	-	1.0	17
103	戸沢	不川田	2	国道	150	1.0	27
104	太田	花館	-	市道	100	1.0	31
105	太田	鍛冶内	7	市道	200	2.0	25
106	太田	祢祇跡	4	市道	100	1.0	27
107	木幡	越田	4	県道	180	1.0	22
108	木幡	折越	3	-	-	1.0	27
109	木幡	吠内	-	-	-	1.0	22
110	戸沢	中袖	5	-	-	1.0	31
111	木幡	下小寺山	-	-	-	1.0	27
112	針道	競石	3	県道	130	1.0	35
113	戸沢	仲井	2	市道	200	1.0	27
114	木幡	下貝屋	-	市道	230	1.0	12
115	木幡	馬場	3	市道	100	1.0	12
117	木幡	才明	1	林道	2,240	1.0	27
118	太田	上向田	5	県道	300	1.0	31
119	木幡	小太郎内	1	市道	200	1.0	12

No.	位置		直接保全対象施設			危険地概要	
			人家 戸数	公共施設		面積 (ha)	平均勾配 (度)
	大字	字		種類	数量		
120	戸沢	上大畑	13	県道	500	2.0	25
121	戸沢	上大梨子	2	市道	400	1.0	17
122	戸沢	大はた	3	市道	200	1.0	27
123	戸沢	落合	-	市道	200	1.0	39
124	戸沢	下田	5	国道	200	1.0	27
125	太田	白髭	24	市道	300	1.0	31
126	太田	蟹沢	2	県道	300	1.0	31
127	太田	川中山	3	県道	300	1.0	27
128	木幡	上越	1	県道	300	1.0	27
129	木幡	天平	5	県道	300	2.0	25
130	木幡	黒木内	10	市道	300	1.0	27
131	木幡	黒木内	7	市道	200	1.0	39
132	針道	夏無	-	市道	200	1.0	22
133	木幡	下古内	1	県道	300	6.0	30
134	戸沢	白ヶ作	4	市道	150	1.0	12
135	木幡	上山田	2	-	-	1.0	17
136	木幡	鶴巻	2	-	-	1.0	22
137	木幡	馬場	4	-	-	1.0	22
138	戸沢	米石	2	-	-	1.0	22
139	木幡	上山田	2	-	-	1.0	17
140	太田	鍛冶内	2	県道	150	1.0	39
141	西新殿	後沢	2	国道	100	2.0	27
142	西新殿	松倉	-	市道	400	3.0	27
143	西新殿	松倉	-	市道	400	7.0	26
144	百目木	風呂ノ入	4	市道	200	1.0	31
145	木幡	仲之内	-	-	-	1.0	22

(2) 崩壊土砂流出危険区域

No.	位置		直接保全対象施設			危険地概要		
			人家 戸数	公共施設		集水 面積 (ha)	溪流 延長 (m)	平均 勾配 (度)
	大字	字		種類	数量 (m)			
1		上葉木坂	6	市道	600	40.0	1,000	7
2		三雄山	7	市道	200	26.0	500	6
3		苗松	5	市道	500	45.0	1,400	6
4		苗松	-	林道	500	40.0	600	8
5		小関	2	市道	600	128.0	1,000	6
6		岳温泉深堀	13	市道	100	137.0	2,200	7
7		岳温泉四丁目	4	県道	300	12.0	200	7
8	渋川	水落	10	市道	300	211.0	2,100	4
9	田沢	大森	2	国道	300	76.0	700	6
10	田沢	日山	2	市道	300	28.0	500	7
11	田沢	風合	10	-	-	16.0	600	10
12	田沢	麓山	7	市道	1,130	171.0	2,100	7
13	田沢	麓山	8	市道	550	116.0	1,800	8
14	百目木	広平	10	国道	200	88.0	1,800	7
15	西新殿	大林	2	市道	230	150.0	1,200	5
16	初森	川前	3	-	-	9.0	400	13
17	針道	大沢	-	市道	450	160.0	1,800	7
18	戸沢	伏返	10	-	-	56.0	800	10
19	戸沢	三ツ目沢山	-	県道	100	12.0	700	7
20	戸沢	石平山	6	市道	200	85.0	700	7
21	戸沢	東山台	10	-	-	76.0	1,000	7
22	戸沢	戸方山	-	市道	200	279.0	2,200	6
23	戸沢	無地ノ内	11	林道	110	46.0	700	8
24	戸沢	馬館場山	5	市道	100	12.0	500	10

No.	位置		直接保全対象施設			危険地概要		
			人家 戸数	公共施設		集水 面積 (ha)	溪流 延長 (m)	平均 勾配 (度)
	大字	字		種類	数量 (m)			
25	戸沢	原	7	市道	120	29.0	900	12
26	戸沢	大仙石	-	県道	50	87.0	600	7
27	戸沢	秋葉山	2	林道	100	6.0	300	11
28	戸沢	仙石山	2	林道	120	10.0	200	14
29	戸沢	大六天	7	国道	200	46.0	1,000	5
30	針道	夏無	20	県道	1,300	76.0	1,400	9
31	針道	池ノ入	12	市道	30	26.0	1,000	9
32	針道	上幕ノ内	50	-	-	35.0	800	6
33	針道	大滝山	-	-	-	78.0	1,400	7
34	針道	中稻場	-	林道	1,500	62.0	1,300	7
35	針道	松ヶ久保	4	-	-	14.0	300	15
36	太田	荒金	13	市道	500	210.0	1,100	5
37	太田	岡田	-	市道	600	79.0	900	3
38	木幡	治家	50	-	-	68.0	700	11
39	木幡	治家	31	県道	1,500	29.0	700	13
40	木幡	塩沢	-	-	-	64.0	1,500	8
41	戸沢	大久美	6	県道	200	13.0	400	9
42	戸沢	南羽山	10	林道	200	20.0	600	12
43	針道	松ヶ久保	13	国道	300	15.0	800	7
44	西新殿	行人壇	-	-	-	33.0	600	5

資料 2 8 安達太良山岳遭難対策委員会

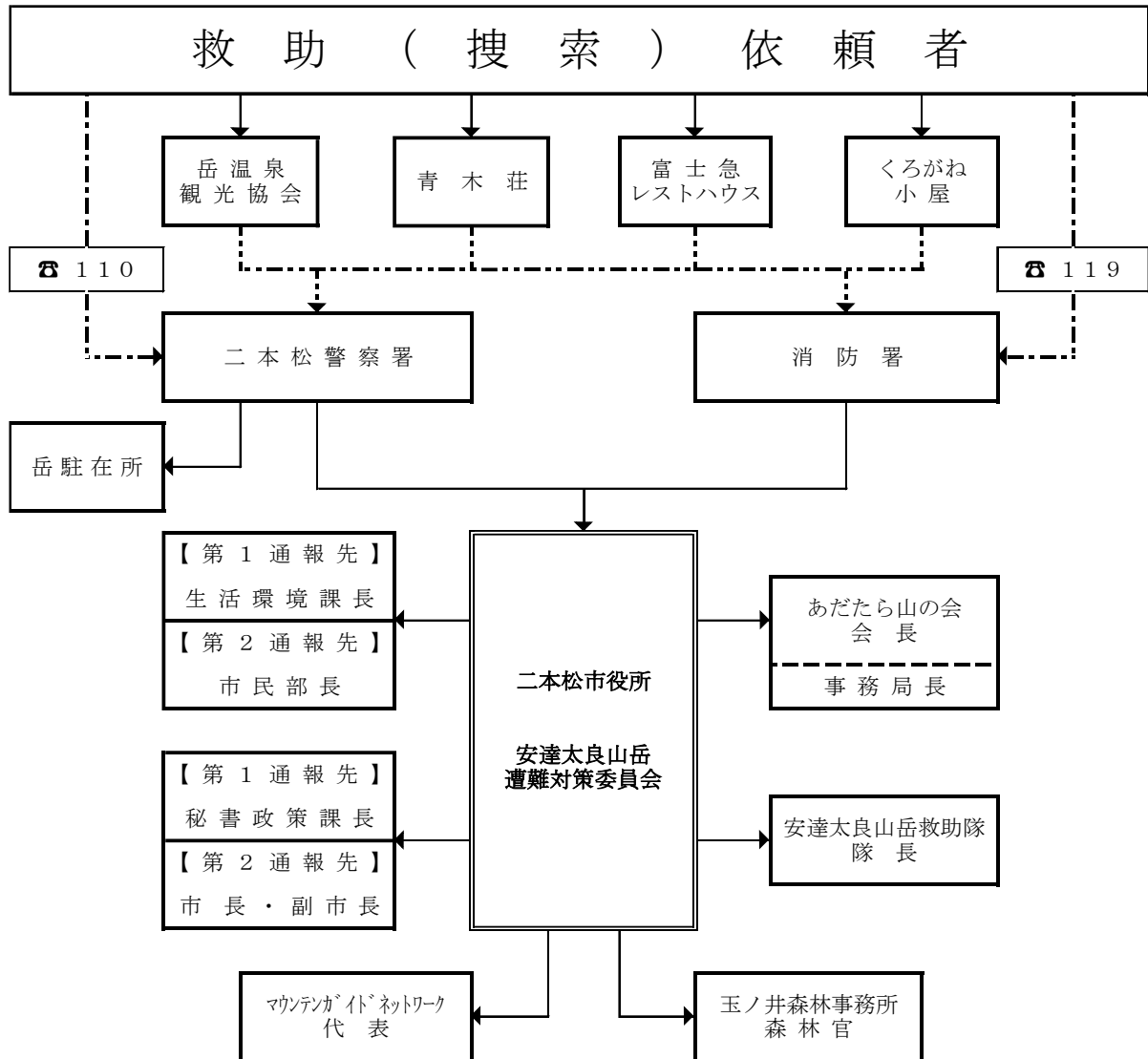
(令和 3 年 4 月 1 日現在)

役職名	職 名	備 考
会 長	二 本 松 市 長	
副会長	二 本 松 警 察 署 長	
副会長	二 本 松 市 消 防 団 長	
副会長	一 般 社 団 法 人 岳 温 泉 観 光 協 会 長	
委 員	二 本 松 警 察 署 地 域 課 長	
委 員	安 達 地 方 広 域 行 政 組 合 消 防 長	
委 員	二 本 松 市 消 防 団 副 団 長	
委 員	二 本 松 市 消 防 団 二 本 松 地 区 隊 長	
委 員	二 本 松 市 消 防 団 二 本 松 地 区 隊 副 地 区 隊 長	
委 員	岳 温 泉 ス キ ー ク ラ ブ 会 長	
委 員	富 士 急 安 達 太 良 観 光 (株) 取 締 役 社 長	
委 員	福 島 森 林 管 理 署 玉 ノ 井 森 林 事 務 所 森 林 官	
委 員	安 達 太 良 マ ウ ン テ ン ガ イ ド ネ ッ ト ワ ー ク	
委 員	青 木 荘	
委 員	二 本 松 市 市 民 部 長	
監 事	あ だ たら 山 の 会 会 長	
監 事	二 本 松 市 観 光 課 長	
幹 事	二 本 松 警 察 署 地 域 係 長	
幹 事	二 本 松 警 察 署 岳 温 泉 駐 在 所	
幹 事	安 達 太 良 山 岳 救 助 隊 隊 長	

資料 2 9 山岳遭難が発生した場合の連絡系統図

※ 日曜・祭日・夜間の場合

- 警備員は、第 1 次通報先に連絡すること。(不在の場合は、第 1 次通報先の次席者に連絡すること。)
- 第 1 次通報の受信者は、第 2 次通報先に連絡すること。



資料 3 0 指定緊急避難場所

No.	地域	施設名	所在地	対象となる 異常な現象の種類※				有効 面積 (㎡)	収容 人員 (人)
				洪水	土砂 災害	地震	火山 現象		
1	二本松地域	二本松市役所	金色 403-1	○	○	○	—	2,761	920
2		岳下住民センター	三保内 72-1	○	○	○	—	8,080	2,693
3		杉田住民センター	西町 223-1	○	○	○	—	3,376	1,125
4		大平住民センター	太子堂 282	○	○	○	—	3,958	1,319
5		二本松市市民交流センター	本町 2-3-1	○	○	○	—	522	173
6		若宮公園	若宮 2-160	○	○	○	—	2,189	729
7		松岡児童遊園	松岡 47	○	○	○	—	901	300
8		真弓ひろば	本町 2-144	○	—	○	—	912	304
9		金色公園	金色 428-1	○	○	○	—	1,326	441
10		愛宕山公園	根崎 1-298-1	○	○	○	—	598	199
11		郭内公園	郭内 2-17	○	○	○	—	12,000	4,000
12		霞ヶ城公園	郭内 3-78	○	○	○	—	6,888	2,295
13		表西公園	表 2-901	○	○	○	—	955	318
14		向原公園	向原 272-1	○	○	○	—	1,416	472
15		茶園児童遊園	茶園 1-31-1	○	○	○	—	663	221
16		岳公園	岳温泉 2-26-2	○	—	○	—	24,548	8,182
17		安達ヶ原公園	安達ヶ原 4 地内	○	○	○	—	750	250
18		安達ヶ原ふるさと村	安達ヶ原 4-100	—	○	○	—	4,059	1,353
19		塩沢農村広場	中ノ目 100	○	○	○	—	6,602	2,200
20		永田農村広場	永田 6-513-2	○	○	○	—	4,740	1,580
21		原セ農村広場	原セ日照田 7	○	○	○	—	7,591	2,530
22		杉田農村広場	七ッ段 128	○	○	○	—	8,562	2,853
23		石井運動広場	平石町 862	○	○	○	—	6,185	2,061
24		大平農村広場	太子堂 327	○	○	○	—	10,800	3,600
25		二本松文化センター	榎戸 1-92	○	○	○	—	2,028	675
26		箕輪集会所	箕輪 2-22-1	○	—	○	—	247	82
27		地域文化伝承館	鈴石町 361-1	○	○	○	—	6,304	2,101
28		原瀬考古資料室跡地	原セ日照田 225	○	○	○	—	6,084	2,027
29		公設地方卸売市場	中里 67-1	○	○	○	—	3,577	1,192
30		あだたら高原野営場	上葉木坂 3-2	○	○	○	—	5,815	1,938
31		安達太良カントリークラブ	雄平台 15	○	○	○	—	4,120	1,373
32		にほんまつ保育園	郭内 2-276-1	○	○	○	—	2,600	866
33		二本松南小学校	亀谷 2-123	○	○	○	—	12,736	4,245
34		二本松北小学校	郭内 1-1	○	○	○	—	7,992	2,664
35		塩沢小学校	塩沢町 1-238-1	○	○	○	—	6,759	2,253
36		岳下小学校	大壇 175-1	○	○	○	—	4,477	1,492
37		安達太良小学校	岳温泉 1-177-1	○	○	○	—	5,100	1,700
38		原瀬小学校	原セ才木 380	○	○	○	—	9,280	3,093
39		杉田小学校	中江 195-1	○	○	○	—	7,672	2,557
40		石井小学校	小高内 3	○	○	○	—	4,067	1,355
41		大平小学校	竹ノ内 22-1	○	○	○	—	4,853	1,617
42		二本松第一中学校	郭内 2-56-1	○	○	○	—	12,372	4,124
43		二本松第二中学校	沖 3-301-1	○	○	○	—	17,999	5,999
44		二本松第三中学校	大作 165	○	○	○	—	19,275	6,425
45	安達地域	安達支所	油井字濡石 1-2	○	○	○	—	6,290	2,096
46		渋川住民センター	渋川字上弘川 96-1	○	○	○	—	2,258	752
47		上川崎住民センター	上川崎字宮ノ脇 7-3	○	○	○	—	3,922	1,307
48		下川崎住民センター	下川崎字大中地 66	○	○	○	—	287	95
49		安達運動場	油井字石倉 107	○	○	○	—	28,000	9,333

No.	地域	施設名	所在地	対象となる 異常な現象の種類※				有効 面積 (㎡)	収容 人員 (人)
				洪水	土砂 災害	地震	火山 現象		
50	安達地域	安達野球場	渋川字上弘川 157	○	○	○	—	10,080	3,360
51		道の駅安達（上り）	下川崎字上平 33-1	○	○	○	—	26,458	8,819
52		道の駅安達（下り）	米沢字下川原田 105-2	○	○	○	—	4,650	1,550
53		油井小学校	油井字台 5	○	○	○	—	9,857	3,285
54		渋川小学校	渋川字神明森 27	○	○	○	—	14,675	4,891
55		川崎小学校	上川崎字上種田 1	○	○	○	—	9,972	3,324
56	安達中学校	油井字田向 100	○	○	○	—	18,032	6,010	
57	岩代地域	岩代支所	小浜字北月山 27	○	—	○	—	4,198	1,399
58		成田公園	成田字大木 99-1	○	○	○	—	2,000	666
59		初森グラウンド	初森字十文字 44-1	○	○	○	—	3,000	1,000
60		岩代運動場	小浜字芳池 2	○	○	○	—	30,400	10,133
61		新殿運動場	杉沢字山田 155-3	○	○	○	—	9,900	3,300
62		旭運動場	百目木字鹿畑 16	○	○	○	—	11,100	3,700
63		道の駅さくらの郷	東新殿字平石田 12-2	○	○	○	—	2,230	743
64		小浜小学校	小浜字藤町 100	○	—	○	—	6,093	2,031
65		新殿小学校	西新殿字永作 10	○	○	○	—	24,952	8,317
66		旭小学校	田沢字鳥上 44	○	—	○	—	12,039	4,013
67		小浜中学校	小浜字反町 411	○	○	○	—	3,217	1,072
68		岩代中学校	西新殿字一本木 188	○	○	○	—	10,886	3,628
69	安達東高等学校	下長折字真角 13	○	○	○	—	21,025	7,008	
70	東和地域	東和支所	針道字蔵下 22	○	○	○	—	8,918	2,972
71		木幡住民センター	木幡字吠内 65	○	○	○	—	1,373	457
72		太田住民センター	太田字塚田 47-1	○	—	○	—	7,852	2,617
73		戸沢住民センター	戸沢字下田 100	○	○	○	—	7,075	2,358
74		東和文化センター	針道字上台 132	○	○	○	—	2,640	880
75		ウッディハウスとうわ	木幡字東和代 34-1	○	○	○	—	688	229
76		すぱーく東和	針道字蔵下 23-4	○	○	○	—	1,180	393
77		水舟運動場	木幡字四方北 304-1	○	○	○	—	3,600	1,200
78		カントリーパークとうわ	針道字大町西 2	○	○	○	—	60,000	20,000
79		道の駅ふくしま東和	太田字下田 2-3	○	○	○	—	2,370	790
80		東和小学校	針道字大町西 46	○	○	○	—	8,798	2,932
81		東和中学校	針道字大町西 1	○	○	○	—	21,634	7,211

※対象となる異常な現象の種類のうち、○は避難場所として利用可能、—は利用不可であることを示す。

資料 3 1 指定避難所

No.	区分	施設名	所在地	対象となる 異常な現象の種類※				有効 居住 面積 (㎡)	収容 人員 (人)
				洪水	土砂 災害	地震	火山 現象		
1	二本松地域	塩沢住民センター	塩沢町 1-238-1	○	○	○	○	553	184
2		岳下住民センター	三保内 72-1	○	○	○	○	1,179	393
3		杉田住民センター	西町 223-1	○	○	○	—	630	210
4		石井住民センター	平石町 365-1	○	○	○	○	932	310
5		大平住民センター	太子堂 282	○	○	○	○	978	326
6		二本松市市民交流センター	本町 2-3-1	○	○	○	○	746	248
7		安達ヶ原ふるさと村	安達ヶ原 4-100	—	○	○	○	300	100
8		二本松南小学校	亀谷 2-123	○	○	○	○	600	200
9		二本松北小学校	郭内 1-1	○	○	○	○	600	200
10		塩沢小学校	塩沢町 1-238-1	○	○	○	○	600	200
11		岳下小学校	大壇 175-1	○	○	○	○	540	180
12		安達太良小学校	岳温泉 1-177-1	○	○	○	—	701	233
13		原瀬小学校	原セ才木 380	○	○	○	○	660	220
14		杉田小学校	中江 195-1	○	○	○	—	777	259
15		石井小学校	小高内 3	○	○	○	○	755	251
16		大平小学校	竹ノ内 22-1	○	○	○	○	486	162
17		二本松第一中学校	郭内 2-56-1	○	○	○	○	1,501	500
18		二本松第二中学校	沖 3-301-1	○	○	○	○	856	285
19		二本松第三中学校	大作 165	○	○	○	○	896	298
20		安達高等学校	郭内 2-347	○	○	○	○	2,270	756
21		二本松工業高等学校	榎戸 1-58-2	○	○	○	○	1,494	498
22	安達地域	渋川住民センター	渋川字上弘川 96-1	○	○	○	—	295	98
23		上川崎住民センター	上川崎字宮ノ脇 7-3	○	○	○	○	266	88
24		下川崎住民センター	下川崎字大中地 66	○	○	○	○	209	69
25		安達公民館	油井字濡石 3-1	○	○	○	—	728	242
26		安達体育館	油井字長谷堂 230	○	○	○	○	850	283
27		油井小学校	油井字台 5	○	○	○	○	744	248
28		渋川小学校	渋川字神明森 27	○	○	○	○	432	144
29		川崎小学校	上川崎字上種田 1	○	○	○	○	682	227
30		安達中学校	油井字田向 100	○	○	○	○	1,120	373
31		岩代地域	新殿住民センター	西新殿字西 1	○	○	○	○	332
32	旭住民センター		百目木字向町 126	○	—	○	○	329	109
33	岩代公民館		小浜字芳池 1	○	○	○	○	565	188
34	小浜小学校		小浜字藤町 100	○	—	○	○	580	193
35	新殿小学校		西新殿字永作 10	○	○	○	○	512	170
36	旭小学校		田沢字鳥上 44	○	—	○	○	627	209
37	小浜中学校		小浜字反町 411	○	○	○	○	980	326
38	岩代中学校		西新殿字一本木 188	○	○	○	○	624	208
39	安達東高等学校	下長折字真角 13	○	○	○	○	1,016	338	
40	東和地域	木幡住民センター	木幡字呷内 65	○	○	○	○	313	104
41		太田住民センター	太田字堺田 47-1	○	—	○	○	565	188
42		戸沢住民センター	戸沢字下田 100	○	○	○	○	373	124
43		東和文化センター	針道字上台 132	○	○	○	○	414	138
44		ウディハウスとうわ	木幡字東和代 34-1	○	○	○	○	313	104
45		東和第一体育館	針道字蔵下 23-1	○	○	○	○	819	273
46		東和小学校	針道字大町西 46	○	○	○	○	862	287
47		東和中学校	針道字大町西 1	○	○	○	○	1,072	357

※対象となる異常な現象の種類のうち、○は避難所として利用可能、—は利用不可であることを示す。

資料 3 2 地区避難所

No.	施設名	所在地	備考
1	根崎公会堂	根崎二丁目 27-1	
2	箕輪集会所	箕輪二丁目 22-1	
3	上太田ふれあい館	上太田字広瀬 320	
4	名目津生活改善センター	百目木字名目津 55-2	
5	西谷区公会堂	太田字本町 173-1	

令和元年東日本台風時に開設された集会施設等のうち、市において把握できている施設であり、上記以外にも、集会施設等の地区避難所としての利用が想定される。

資料 3 3 指定福祉避難所

災害の規模及び避難者の状況などにより必要に応じて開設する。

No.	区分	施設名	所在地	対象となる 異常な現象の種類			
				洪水	土砂 災害	地震	火山 現象
1	拠点的 福祉 避難所	二本松保健センター	金色 403-1	○	○	○	○
2		安達保健福祉センター	油井字砂田 101	○	○	○	—
3		岩代地域福祉センター	上長折字行部内 43	○	○	○	○
4		岩代保健センター	上長折字行部内 126-1	○	○	○	○
5		東和保健センター	針道字蔵下 22	○	○	○	○
6	二次的 福祉 避難所	特別養護老人ホーム 二本松いわしろ紀行	西勝田字杉内 10	○	○	○	○
7		介護老人保健施設 あだたら	油井字戸ノ内 21-1	○	○	○	○
8		独立行政法人 地域医療機能推進機構 二本松病院付属介護老人保健施設	成田町 1-867	○	○	○	○
9		介護老人保健施設 やまびこ苑	住吉 100	○	○	○	○
10		特別養護老人ホーム 安達ヶ原あだたら荘	安達ヶ原 1-129-1	○	○	○	○
11		特別養護老人ホーム 羽山荘	太田字荻ノ田 35-1	○	○	○	○
12		特別養護老人ホーム うつくしの丘	上葉木坂 2-3	○	○	○	○

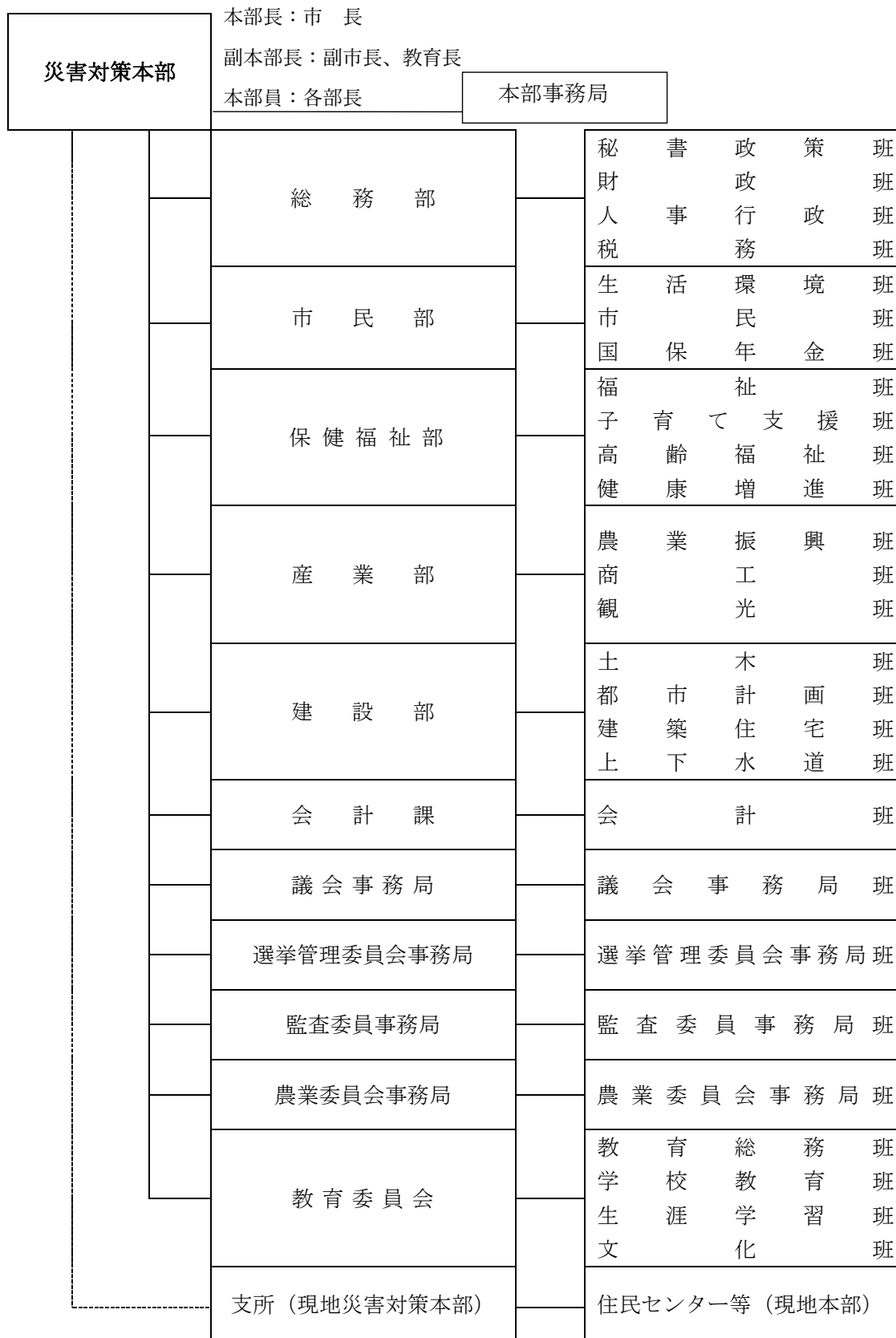
資料 3 4 社会福祉施設等

(令和 3 年 10 月末現在)

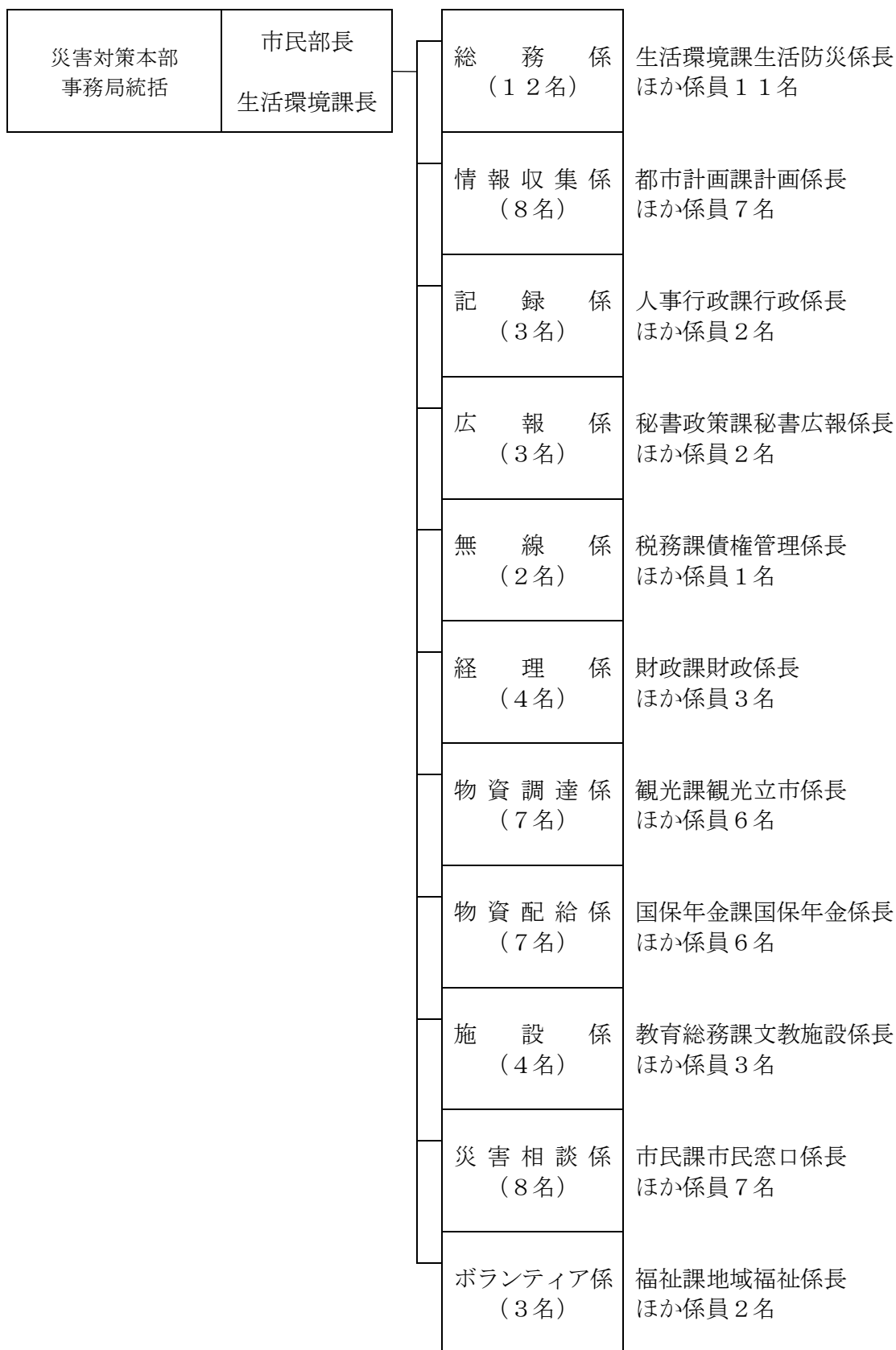
No.	名 称	所在地	電 話
1	デイサービスセンターにほんまつ	中江 116	22-7890
2	介護老人保健施設 やまびこ苑	住吉 100	22-3618
3	(医)辰星会枡病院本町通所リハビリテーション	本町 1-103	23-8335
4	二本松病院附属介護老人保健施設	成田町 1-867	22-6517
5	特別養護老人ホーム 安達ヶ原あだたら荘	安達ヶ原 1-291-1	22-2500
6	グループホーム天神	杉田町 1-2-1	22-8171
7	グループホームまいんど福の里	向原 265-5	23-6077
8	グループホーム優希の杜	長命 68-1	22-0197
9	グループホームオハナハウス	高田 1-1	24-1153
10	特別養護老人ホーム うつくしの丘	上葉木坂 2-3	61-1250
11	まごころケアサービス二本松センター	根崎 1-9	22-0112
12	JWS 陽だまりの郷	表 2-772	62-1031
13	デイケアはなみずき	根崎 1-55	24-8602
14	デイサービスセンターのぼのぼ	榎戸 1-319-5	24-6803
15	ふれあいホーム	安達ヶ原 5-6-1	24-8341
16	ケアハウス芳菊苑	安達ヶ原 1-291-1	22-1800
17	きくち整形外科	油井字背戸谷地 7-3	23-2627
18	デイサービスセンターあだち	油井字砂田 101	23-1721
19	介護老人保健施設 あだたら	油井字戸ノ内 21-1	62-3700
20	特別養護老人ホーム ハッピー愛ランドあだち	油井字下中ノ内 33-2	24-6466
21	グループホームあだち	渋川字上払川 27-1	24-6652
22	愛の家グループホーム二本松油井	油井字石倉 75-1	62-7070
23	デイサービスセンターいわしろ	上長折字行部内 43	55-3240
24	特別養護老人ホーム 二本松いわしろ紀行	西勝田字杉内 10	24-5225
25	笑実の郷	百目木字町 50	24-8200
26	グループホームおばま	下長折字藤 540	24-5401
27	デイサービスセンター 和・なごみ	針道字櫛町 29-1	66-2230
28	特別養護老人ホーム 羽山荘	太田字荻ノ田 35-1	47-3301
29	特別養護老人ホーム みどりの郷	木幡字東和代 65-1	66-2660
30	かがやきの杜	針道字櫛町 24	24-5133
31	二本松老人福祉センター	亀谷 1-5-1	23-4121
32	安達老人福祉センター	油井字石倉 111	23-4060
33	岩代地域福祉センター	上長折字行部内 43	55-3240
34	東和地域福祉センター	木幡字呷内 65	46-2151

No.	名 称	所在地	電 話
35	NPO 法人まごころケアサービス二本松センター みんなの翼	郭内 1-10	24-1535
36	社会福祉法人あおぞら福祉会 生活介護事業所 菊の里	安達ヶ原 1-291-3	23-8000
37	東日本ケアサービス株式会社	安達ヶ原 5-47-1	24-8536
38	社会福祉法人あおぞら福祉会 菊の里工房はっち	安達ヶ原 1-204-1	24-9210
39	社会福祉法人あだち福祉会 にこにこふれあいセンター	安達ヶ原 1-284-1	62-2662
40	NPO 法人 コーヒータイム	本町 2-3 (二本松市市民交流センター内)	24-8081
41	NPO 法人アクセスホームさくら	油井字福岡 168-1	24-1664
42	NPO 法人和 なごみ	渋川字大森越 122	23-4551
43	NPO 法人和 なごみ第 2	西勝田字鞍掛 21-1	55-3922
44	社会福祉法人牧人会 まきびとホームあだたら杉田	上平内 60-1	22-8511
45	NPO 法人和 グループホーム おおすぎ	西勝田字山下 2-1	55-3213
46	一般社団法人久遠 ペット共生型グループホームすばる	向原 259-13-1	24-7738
47	社会福祉法人 牧人会 発達支援センターあだたら	郭内 2-276-1 (にほんまつ保育園内)	22-2800
48	NPO 法人子育て支援グループ こころ すまいる	郭内 1-79-1	24-8726
49	NPO 法人子育て支援グループ こころ すまいるⅡ	亀谷 1-282-1	24-5236
50	NPO 法人子育て支援グループ こころ すまいるⅢ	郭内 2-447-1	24-7895
51	NPO 法人福祉・教育等支援グループ 夢 たんぽぽ	硯石 60-6	24-7616
52	NPO 法人育ちの会 輝 太陽	油井字中田 30-5	24-7620
53	NPO 法人育ちの会 輝 煌楽	渋川字舟山 91	24-1201
54	株式会社ネクサス D e k i t a 二本松校	金色 226-8	24-6750
55	合同会社 あーすりずむ やんわりハート放課後等デイ	若宮 2-51	23-3210
56	合同会社ペンタス 放課後等デイサービスウィズ・ユー二本松	若宮 2-78	24-7401
57	学校法人まゆみ学園 マーブルハウスまゆみ	竹田 2-133(認定こども園まゆみ内)	22-0145

資料 3 5 二本松市災害対策本部機構図



資料 3 6 二本松市災害対策本部事務局組織機構図



* 各課から本部事務局付職員として報告のあった職員を配置する。

資料 3 7 二本松市災害対策本部任務分担

() は部長又は班長

部 名	班 名 (課名)	事 務 分 掌
総務部 (総務部長)	秘書政策班 (秘書政策課長)	1 部内他班の所掌に属さない事項に関する事 2 支所との連絡調整に関する事 3 公共交通対策に関する事 4 通信対策に関する事 5 災害対策本部正副本部長との連絡調整に関する事 6 災害対策本部正副本部長の災害現地調査に関する事 7 国県に対する要望及び視察団に関する事 8 関係機関及び団体に対する協力並びに応援に関する事 9 災害対策本部内の連絡調整に関する事 10 本部事務局付職員を出向させる事
	財政班 (財政課長)	1 災害応急対策費の予算措置に関する事 2 市議会との連絡調整に関する事 3 資材・物品調達に関する事 4 市有財産の被害調査に関する事 5 災害時の輸送及び応急対策用車両(市有車を含む)の確保に関する事 6 市庁舎における消防計画を策定する事 7 本部事務局付職員を出向させる事
	人事行政班 (人事行政課長)	1 災害時における職員の動員及び調整に関する事 2 職員の非常招集、解散に関する事 3 職員の服務に関する事 4 災害関係文書の受理、配布に関する事 5 罹災職員に関する事 6 電子情報及び機器等の保全に関する事 7 本部事務局付職員を出向させる事
	税務班 (税務課長)	1 罹災者の税対策に関する事 2 各税の減免に関する事 3 災害地籍及び災害家屋等の調査、相談に関する事 4 納税相談に関する事 5 各税の徴収猶予に関する事 6 本部事務局付職員を出向させる事
市民部 (市民部長)	生活環境班 (生活環境課長)	1 部内他班の所掌に属さない事項に関する事 2 防災会議に関する事 3 災害対策本部の総務に関する事 4 総合的災害対策の樹立と連絡調整に関する事

部 名	班 名 (課名)	事 務 分 掌
		5 災害対策本部長の命令伝達に関する事。 6 気象情報の接受及び伝達に関する事。 7 防災無線の利用に関する事。 8 消防機関との連絡調整に関する事。 9 警察署との連絡に関する事。 10 自衛隊の派遣要請及び活動状況の把握に関する事。 11 交通規制及び防犯に関する事。 12 水防活動の総括に関する事。 13 罹災証明及び災害家屋等の調査に関する事。 14 住民センターとの連絡調整に関する事。 15 行政区、自治会等の連絡に関する事。 16 本部の事務に必要な施設の整備に関する事。 17 本部・各部及び市民部内の連絡調整に関する事。 18 環境衛生の保持に関する事。 19 廃棄物の収集、運搬処分に関する事。 20 じんかい、し尿の収集及び処理に関する事。 21 防疫、清掃、公害対策に関する事。 22 死体の収容処理、火葬に関する事。 23 放射線量の測定に関する事。 24 放射性物質の除染に関する事。 25 本部事務局付職員を出向させる事。
	市民班 (市民課長)	1 各種異動届出等に関する事。 2 被害者の名簿に関する事。 3 本部事務局付職員を出向させる事。
	国保年金班 (国保年金課長)	1 医療保険、年金に関する事。 2 納税、納付相談に関する事。 3 本部事務局付職員を出向させる事。
保健福祉部 (保健福祉部長)	福祉班 (福祉課長)	1 部内他班の所掌に属さない事項に関する事。 2 災害救助法による罹災救助に関する事。 3 罹災者に対する慶弔金の給付及び更生資金・生活資金の貸付に関する事。 4 災害義援金品の受付、配分に関する事。 5 社会福祉関係施設の被害調査及び応急措置に関する事。 6 災害弱者の援護対策に関する事。 7 奉仕団体の連絡調整に関する事。 8 被災者の身上相談、指導に関する事。 9 福祉避難所の開設及び調整に関する事。

部 名	班 名 (課名)	事 務 分 掌
		10 本部事務局付職員を出向させること。
	子育て支援班 (子育て支援課長)	1 保育児童の避難に関すること。 2 被災地の応急保育及び保育士の動員に関すること。 3 保育、幼稚園施設の被害調査応急措置に関すること。 4 保育児、園児の保健管理に関すること。 5 教材、学用品の調達及び支給に関すること。
	高齢福祉班 (高齢福祉課長)	1 高齢者の避難、援護対策に関すること。 2 高齢者関係施設の被害調査及び応急措置に関すること。 3 高齢被害者の身上相談、指導に関すること。 4 介護保険、介護サービスに関すること。 5 福祉避難所の開設及び調整に関すること。
	健康増進班 (健康増進課長)	1 医薬品、その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 2 罹災地区における応急救護及び衛生指導等に関すること。 3 食品衛生の保持に関すること。 4 災害時における応急医療及び助産に関すること。 5 罹災地の伝染病予防に関すること。 6 医療機関等の被害状況調査に関すること。 7 福祉避難所(市有施設)の運営に関すること。
産業部 (産業部長)	農業振興班 (農業振興課長)	1 部内他班の所掌に属さない事項に関すること。 2 農産物の被害調査及び通報に関すること。 3 農業気象の接受及び通報に関すること。 4 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 5 家畜の被害調査及び応急対策に関すること。 6 被災農家の営農相談に関すること。 7 農協及び生産団体との連絡調整に関すること。 8 市場との連絡調整に関すること。 9 農業用施設の被害調査及び応急措置に関すること。 10 農道、林道の被害調査及び応急措置に関すること。 11 林業、治山施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 12 農業水利の確保に関すること。 13 農地の被害調査及び応急復旧に関すること。 14 岳ダムの防災に関すること。 15 土地改良団体との連絡調整に関すること。
	商工班 (商工課長)	1 商工業関係の被害調査及びその対策に関すること。 2 復旧事業資金等の斡旋に関すること。

部 名	班 名 (課名)	事 務 分 掌
		3 工業団地及び管理地の被害調査に関すること。 4 本部事務局付職員を出向させること。
	観光班 (観光課長)	1 観光施設の被害調査及びその対策に関すること。 2 観光客の避難対策に関すること。 3 本部事務局付職員を出向させること。
建設部 (建設部長)	土木班 (土木課長)	1 部内他班の所掌に属さない事項に関すること。 2 公共土木施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3 国道、県道管理者との連絡調整に関すること。 4 道路、橋梁、河川その他土木施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 重要幹線道路等の被害調査及び応急復旧に関すること。 6 河川の被害調査及び応急復旧にかんすること。 7 避難、緊急輸送通行路線の決定に関すること。 8 除雪対策に関すること。 9 砂防及び地すべり、なだれ防止施設の対策並びにその応急対策に関すること。
	都市計画班 (都市計画課長)	1 都市施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 街路事業関連施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 公園緑地施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 災害復興にかかる都市計画に関すること。 5 まちづくり事業関連施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 6 中心市街地整備事業関連施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7 区画整理事業関連施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 8 本部事務局付職員を出向させること。
	建築住宅班 (建築住宅課長)	1 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 災害家屋等の二次調査及び応急仮設住宅の建設に関すること。 3 市有建築物等の応急復旧に関すること。 4 宅地造成等の災害予防及び復旧に関すること。 5 住宅等の応急復旧に関する相談及び指導に関すること。 6 災害復興住宅資金融資等に関すること。 7 被災建築物応急危険度判定士に関すること。

部 名	班 名 (課名)	事 務 分 掌
	上下水道班 (上下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 給水区域の配水調整及び連絡報告に関する事。 3 節水・断水・給水の広報に関する事。 4 飲料水の確保と供給に関する事。 5 水道使用料に関する事。 6 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 7 下水道受益者負担金、使用料に関する事。
会計課 (会計管理者)	会計班 (会計課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係経費の支払に関する事。 2 災害関係経費の精算に関する事。 3 本部事務局付職員を出向させる事。
議会事務局 (議会事務局長)	議会事務局班 (議会事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会議員との連絡調整に関する事。 2 本部事務局付職員を出向させる事。
	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 監査委員との連絡調整に関する事。 2 本部事務局付職員を出向させる事。
	選挙管理委員会 事務局班 (選挙管理委員 会事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 選挙管理委員会委員との連絡調整に関する事。
	農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業委員との連絡調整に関する事。 2 本部事務局付職員を出向させる事。
教育委員会 (教育部長)	教育総務班 (教育総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内他班の所掌に属さない事項に関する事。 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 教育施設の利用に関する事。 4 学校給食に関する事。 5 教育委員との連絡調整に関する事。 6 本部事務局付職員を出向させる事。
	学校教育班 (学校教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の応急教育及び教職員の動員に関する事。 2 児童、生徒の保健管理に関する事。 3 教材、学用品の調達及び支給に関する事。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査及びその応急対策に関する事。 2 社会体育施設の管理に関する事。 3 女性団体及び青少年団体との連絡調整に関する事。 4 本部事務局付職員を出向させる事。
	文化班 (文化課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の災害防止及び応急対策に関する事。 2 遺跡の災害防止及び応急対策に関する事。 3 文化財の消防計画を策定する事。 4 本部事務局付職員を出向させる事。

- ※ 支所の各課（各班）の事務分掌については、それぞれの所管事務により本庁各部（各班）の所掌事務と同じ。
- ※ 災害の状況及び本部長の指示によっては、あらかじめ定められた事務以外の事務を担うことがある。

資料 3 8 二本松市災害対策本部事務局付職員任務分担

() は係長

職 名	係 名	事 務 分 掌
部 長 市民部長		1 災害対策本部との連携・整理 2 災害対策本部の設置及び解散に関する事。
課 長 生活環境課長		1 事務総括 2 事務局職員の事務分掌に関する事。
	総務係 (生活防災係長)	1 防災関係機関等との連絡調整に関する事。 2 災害対策本部に必要な備品等の整備に関する事。 3 職員の動員に関する事。 4 職員の応急食料支給等に関する事。 5 応援協定等に基づく他機関との連絡調整に関する事。 6 他自治体等からの人的・物的受援に関する事。 7 物資輸送拠点に関する事。 8 応援物資の管理に関する事。 9 その他の庶務に関する事。
	情報収集係 (計画係長)	1 災害情報の収集及び記録に関する事。 2 避難施設の情報に関する事。
	記録係 (行政係長)	1 災害写真の撮影、収集及び記録に関する事。
	広報係 (秘書広報係長)	1 報道機関への協力依頼に関する事。 2 広報紙の編集と発行に関する事。 3 報道機関に対する発表に関する事。 4 市民の要望等に関する事。
	無線係 (債権管理係長)	1 無線機の管理に関する事。 2 県との無線通信に関する事。
	経理係 (財政係長)	1 災害対策本部にかかる経費に関する事。 2 災害関係経費の整理及び出納班への報告に関する事。 3 災害補助金等に関する事。 4 受援に要した費用の精算に関する事。
	物資調達係 (観光立市係長)	1 各種資機材の調達に関する事。 2 生活必需物資の調達に関する事。 3 食料品の調達に関する事。
	物資配給係 (国保年金係長)	1 避難施設の運営に関する事。 2 避難施設の管理に関する事。

職 名	係 名	事 務 分 掌
		3 福祉避難所との調整に関する事。
	施設係 (文教施設係長)	1 避難施設の運営に関する事。 2 避難施設の管理に関する事。 3 福祉避難所との調整に関する事。
	災害相談係 (市民窓口係長)	1 災害相談所の開設に関する事。 2 相談員の指定に関する事。 3 相談記録及び整理に関する事。 4 関係機関との連絡調整に関する事。
	ボランティア係 (地域福祉係長)	1 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 2 ボランティアニーズの把握に関する事。

(注) 災害の状況及び本部長の指示によっては、あらかじめ定められた事務以外の事務を担うことがある。

資料 3 9 一般社団法人安達医師会（二本松地区）

（参考：一般社団法人安達医師会名簿 令和 3 年 10 月末現在）

医療機関名	代表者名	所在地	電話番号
JCHO 二本松病院	六角 裕一	成田町 1-553	23-1231
(医) 辰星会 柘病院	猪狩 俊	本町 1-103	22-2828
(医) 辰星会 柘記念病院	太田 守	住吉 100	22-3100
(医) 青木整形外科医院	青木 良仁	榎戸 1-316-1	22-3103
(医) 定心会 さくらクリニック	浅和 定徳	藤之前 53	62-3931
(医) 安斎内科胃腸科医院	安斎 敏巳	若宮 2-5-1	22-3001
かさい小児科クリニック	笠井 肇	油井字福岡 161-1	22-8800
二本松市岩代国民健康保険診療所	菅野 和治	百目木字町 58	56-2461
(医) 菊慈会 きくち整形外科	菊地 義文	油井字背戸谷地 7-3	23-2627
(医) 博愛会 東和クリニック	木住野 耕一	針道字蔵下 120-1	66-2122
(医) あだたら会 整形外科内科 リウマチ科小林医院	小林 淳雄	根崎 2-197	22-0682
(医) 静心会 斎藤医院	斎藤 浩樹	若宮 2-204-1	22-0036
佐久間内科小児科医院	佐久間 秀人	本町 1-237	22-0570
しんいち内科	佐藤 伸一	油井字福岡 40-1	24-8420
(医) 佐藤内科胃腸科医院	佐藤 宏明	油井字八軒 54	22-0174
(医) しかの眼科	鹿野 道弘	油井字福岡 158-2	62-2520
(医) 東雲堂内科・循環器内科クリ ニック	鈴木 均	岳温泉 1-164-2	24-2830
(医) 成美会 鈴木皮ふ科クリニック	鈴木 正夫	本町 2-74	22-6877
土川内科小児科	土川 研也	槻木 250-3	22-6688
(医) 社団実生会 土川産婦人科医院	土川 直樹	松岡 265-16	22-0035
野地眼科医院	野地 達	若宮 1-183	23-0024
ぱぱクリニック	馬場 恵一	油井字福岡 441-2	24-7122
(医) 二本松ウイメンズクリニック	本田 信也	亀谷 1-275-4	24-1322
本田レディスクリニック	本田 岳	本町 1-229	22-0301
(医) 三浦内科医院	三浦 正	亀谷 2-208-1	23-3883
みうら内科クリニック	三浦 匡央	羽石 110-6	22-5512
(医) 慈水会 みずのクリニック	水野 安二	根崎 1-55	23-5158
(医) 森小児科医院	森 秀樹	郭内 2-341	22-3215
和田医院	和田 敏末	小浜字新町 20	55-2303
渡辺医院	渡辺 文則	正法寺町 186-1	62-3000

資料４０ 公益社団法人安達歯科医師会（二本松地区）

（参考：公益社団法人安達歯科医師会名簿 令和３年１０月末現在）

医療機関名	代表者名	所在地	電話番号
あだたら歯科医院	栗林 博隆	亀谷 ２－２ １ ４－１	22-0397
伊藤歯科医院	伊藤 修一	金色久保 １ ９ ６	22-2277
岩崎歯科医院	岩崎 克彦	藤之前 ３ ３－５	22-8500
岩本歯科医院	岩本 繁夫	本町 ２－１ ９ ５	22-0033
大内歯科医院	大内 英二	向原 ２ ６ ４－９	23-0750
金子歯科	金子 郁哉	郭内 １－１ ５	22-4356
今古堂歯科医院	本田 周	西新殿字松林 ６ ３	57-2184
このの歯科	今野 幹夫	竹田 ２－７－１	24-7371
さいとう歯科医院	斎藤 吉嗣	針道字町 ９－１	46-2814
佐藤歯科医院	佐藤 清人	小浜字新町 １ ８	55-2596
さとうデンタルクリニック	佐藤 公麗	油井字福岡 １ ６ １－３	62-0418
しみず歯科医院	清水 英文	東裏 ５ ２－１	22-9090
デンティスト ワタナベ	渡辺 徹	若宮 ２－１ ６ ４－３	22-0612
とうのす歯科医院	鶴巢 幸彦	油井字八軒町 ２ ３ １	22-8422
ほんだ歯科クリニック	本田 佑樹	本町 １－２ ４	22-8862
（医）辰星会 枡病院	枡 武彦	本町 １－１ ０ ３	23-1990
みうら歯科医院	三浦 弘明	小浜字鳥居町 １ １ ８	55-3008
和田歯科クリニック	和田 敏亮	小浜字鳥居町 ４ ８	55-2286
渡辺歯科医院	渡辺 英弥	本町 ２－１ ９ ０	22-0057

資料４１ 人工透析医療機関一覧（近隣 福島市・本宮市・川俣町含む）

（参考：福島県ホームページ 令和３年５月２５日現在）

医療機関名	所在地	電話番号
公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘 １	024-547-1111
（一財）大原記念財団大原総合病院	福島市上町 ６－１	024-526-0300
医療生協わたり病院	福島市渡利字中江町 ３ ４	024-521-2056
済生会福島総合病院	福島市大森字下原田 ２ ５	024-544-5171
しのぶ病院	福島市大森字高畑 ３ １－１	024-546-3311
福島第一病院	福島市北沢又成出 １ ６－２	024-557-5111
さとう内科医院	福島市豊田町 ４－１ ２	024-523-4511
本田内科医院	福島市飯坂町平野字東原 ４ ２－１ ２	024-542-0666
佐久間内科	福島市陣場町 ４－８	024-521-1800
（医）福島腎泌尿器クリニック	福島市森合字屋敷下 ３ ６－１	024-557-1815

医療機関名	所在地	電話番号
横田泌尿器科	福島市野田町6-6-13	024-533-9388
(医) 社団望星会蓬莱東クリニック	福島市蓬莱町8-1-1	024-548-6601
福島南循環器科病院	福島市方木田字辻ノ内3-5	024-546-1221
おぎはら泌尿器と腎のクリニック	福島市荒町2-12 昭和ビル	024-515-3717
福島寿光会病院	福島市北町1-40	024-521-1370
福島クリニック	福島市松川町浅川字上幸道7-1	024-597-8611
福島セントラルクリニック	福島市早稲町8-22	024-522-7701
済生会 川俣病院	伊達郡川俣町大字鶴沢字川端2-4	024-566-2323
JCHO 二本松病院	二本松市成田町1-553	23-1231
(医) 辰星会枅記念病院	二本松市住吉100	22-3100
(医) 慈久会谷病院	本宮市本宮南町裡149	33-2721

資料42 医薬品・衛生材料・消毒薬剤調達先

○薬店

No	店舗名	所在地	電話番号
1	伊藤薬店	油井字谷地15-2	22-0744
2	ウエルシア二本松安達店	油井字濡石27-1	62-8861
3	ツルハドラッグ二本松店	若宮2-95-2	62-1377
4	ツルハドラッグ二本松上竹店	上竹2-273-1	24-8662
5	なかの薬局	小浜字鳥居町37-3	55-2018
6	ハシドラッグ安達店	油井字腰巻7	61-3115

○薬局

No	店舗名	所在地	電話番号
1	アイランド薬局二本松店	住吉100	62-1089
2	アイン薬局二本松店	成田町1-812-3	22-8889
3	あだち調剤薬局	油井字背戸谷地7-6	22-6680
4	アルファー薬局	若宮2-162-17	62-1881
5	伊藤薬局八軒支店	油井字道田1-12	22-3920
6	かすみ薬局	成田町1-817-1-1	22-6420
7	川又薬局	亀谷1-67-1	22-0347
8	コスモ調剤薬局 郭内店	郭内1-23-5	62-0810
9	コスモ調剤薬局 西池店	槻木250-4	62-1080
10	コスモ調剤薬局 油井店	油井字福岡441-2	62-2088
11	コスモ調剤薬局 東和町店	針道字蔵下110-1	66-2880

No	店舗名	所在地	電話番号
12	さくら薬局 二本松南店	成田町1-815-3	22-9555
13	さくら薬局 二本松本町店	本町1-55	62-3232
14	サンドラッグあだたら店	油井字中田1-1	62-0330
15	(有)白河屋薬局	竹田1-25	23-0510
16	鈴木薬局	杉田町1-128-35	22-5068
17	ゼネファーム薬局 根崎店	根崎2-199	24-1018
18	ゼネファーム薬局 本町店	本町1-71	24-1261
19	ゼネファーム薬局 小浜店	小浜字新町19	24-8871
20	高越薬局	藤之前33-1	62-1877
21	ツルハドラッグ二本松店調剤	若宮2-95-2	62-0280
22	ドラッグセイムス二本松店	若宮2-152-1	62-1311
23	ベース薬局 本町店	本町2-78	62-2810
24	ベース薬局 油井店	油井字福岡21-2	24-1091
25	保原薬局油井店	油井字八軒町33	62-1521
26	ポプラ薬局	根崎1-44-1	22-8585
27	薬王堂(株) 二本松本町店	本町1-212-4	24-5631
28	薬王堂(株) メガステージ二本松店	作田237-2	24-7281
29	山口薬局 二本松	本町1-48	62-3105
30	わかば薬局	若宮1-182	23-8181

資料 4 3 福島県災害時医薬品等備蓄供給システム

(参考：福島県災害時医薬品等供給マニュアル 令和 3 年 11 月 1 日改定 第 4 版)

このシステムは、災害発生時に県民が必要とする医薬品等（消毒液含む）を、初動期（発生から 1～3 日）において確保し、災害により医療機関等から通常ルートでは供給が困難等の理由から、要請があった場合、迅速な供給体制を確保するために、県内を 6 方部に分け備蓄供給体制を整備するもの。

医薬品が必要となった場合は、下記のフローチャートにより所管の保健福祉事務所（保健所）へ要請する。

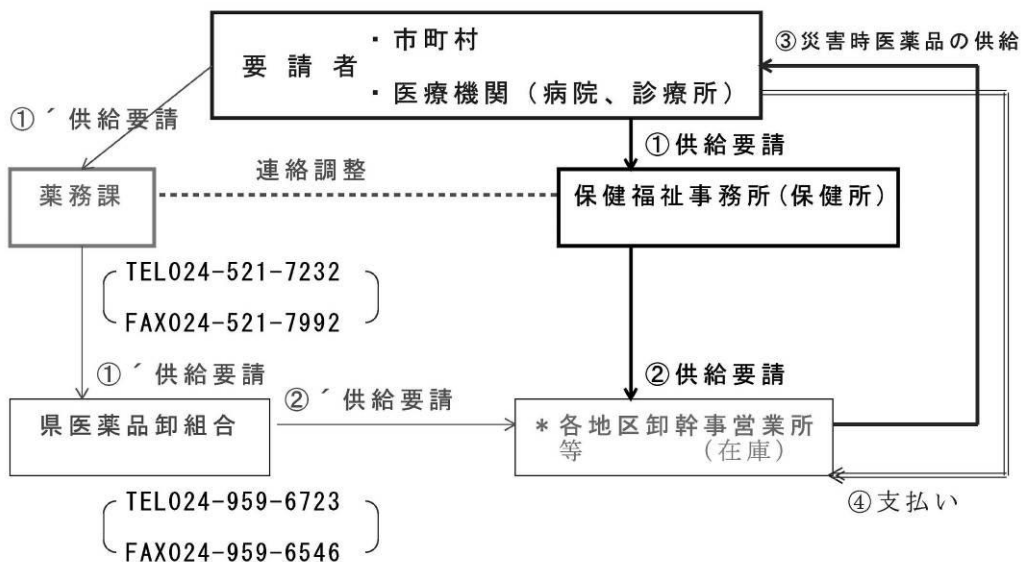
供給申請は、管轄の保健福祉事務所（保健所）に行う。

- ・ 所管の保健福祉事務所
 県北保健福祉事務所（電話 024-534-4103 FAX 024-534-4162）

※所管の保健福祉事務所に連絡が取れない場合の連絡先

- ・ 福島県薬務課（電話 024-521-7232）
- ・ 福島県医薬品卸組合（東北アルフレッサ）（電話 024-959-6723）

災害時医薬品等供給フローチャート



①②：通常

①'②'：災害が広域、または保健福祉事務所が被災等の理由で機能不可の場合

* 各医療圏ごとの保健福祉事務所（保健所）及び各地区卸幹事営業所		
県北	： 県北保健福祉事務所	(TEL 024-534-4103, FAX 024-534-4162)
	： 株式会社スズケン福島支店	(TEL 024-525-1233, FAX 024-535-8467)
県中	： 県中保健福祉事務所	(TEL 0248-75-7817, FAX 0248-75-7825)
	： 東北アルフレッサ株式会社	(TEL 024-959-6614, FAX 024-959-6135)
県南	： 県南保健福祉事務所	(TEL 0248-22-5479, FAX 0248-23-1252)
	： 株式会社バイタルネット白河支店	(TEL 0248-23-2811, FAX 0248-23-2231)
会津	： 会津保健福祉事務所	(TEL 0242-29-5512, FAX 0242-29-5513)
	： 東邦薬品株式会社会津営業所	(TEL 0242-27-1771, FAX 0242-27-0654)
相双	： 相双保健福祉事務所	(TEL 0244-26-1328, FAX 0244-26-1332)
	： 東北アルフレッサ株式会社	(TEL 0244-22-5141, FAX 0244-24-1484)
いわき	： いわき市保健所	(TEL 0246-27-8590, FAX 0246-27-8600)
	： 株式会社メディセオいわき支店	(TEL 0246-21-8835, FAX 0246-21-8871)

- ◎ 要請、供給及び支払いまでの流れについて
- ① 市町村又は医療機関等が災害時医薬品等の供給を必要とした場合は、管内の保健福祉事務所（保健所）に供給要請する。
 - ② 保健福祉事務所（保健所）は管内の卸幹事営業所に対し災害時医薬品等の供給を要請する。
卸幹事営業所が被災した場合及び数量の不足等の不測の事態が発生した場合には、管内のその他の営業所に対し災害時医薬品等の供給を要請することになる。
①～②は、災害が広域である場合または保健福祉事務所（保健所）が被災等の理由で機能しない事態が発生した場合には、県薬務課等からの供給要請を想定している。
 - ③ 卸幹事営業所またはその他の営業所は、保健福祉事務所等からの供給要請に基づき災害時医薬品等を供給することになる。医薬品の供給要請を所管の保健福祉事務所に行った後は、医薬品卸営業所（以下、卸幹事営業所と略）へ連絡がいき、卸幹事営業所は供給要請者へ医薬品等を搬送する。
 - ④ 要請者は、供給先に直接代金の支払いをする。
- ※ 具体的な備蓄医薬品等については、所管の保健福祉事務所（保健所）へ照会する。

資料 4 4 福島県災害時衛生材料等備蓄供給システム

(参考：福島県災害時医薬品等供給マニュアル 令和 3 年 11 月 1 日改定 第 4 版)

このシステムは、災害発生時に県民が必要とする衛生材料等を、初動期（発生から 1～3 日）において確保し、災害により医療機関等から通常ルートでは供給が困難等の理由から、要請があった場合、迅速な供給体制を確保するために、県内を 6 方部に分け備蓄供給体制を整備するもの。衛生材料等が必要となった場合は、下記のチャートにより所管の保健福祉事務所（保健所）へ要請する。

供給申請は、管轄の保健福祉事務所（保健所）に行う。

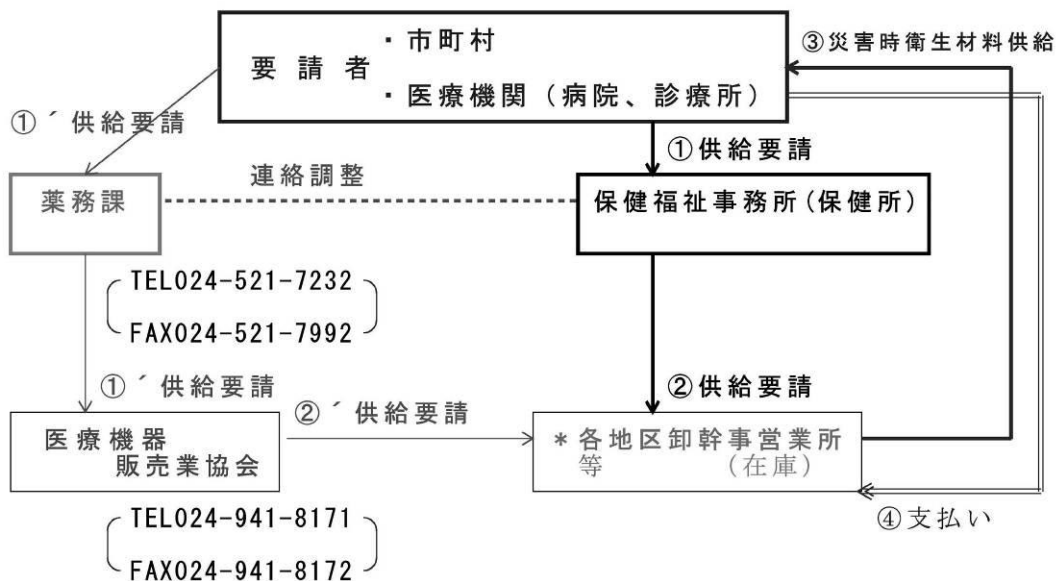
- ・ 所管の保健福祉事務所

県北保健福祉事務所（電話 024-534-4103 FAX 024-534-4162）

※所管の保健福祉事務所に連絡が取れない場合の連絡先

- ・ 福島県薬務課（電話 024-521-7232）
- ・ 福島県医療機器販売業協会（サンセイ医機）（電話 024-941-8171）

災害時衛生材料等供給フローチャート



①②：通常

①②：災害が広域、または保健福祉事務所が被災等の理由で機能不可の場合

* 各医療圏ごとの保健福祉事務所（保健所）及び各地区卸幹事営業所

県北	： 県北保健福祉事務所	(TEL 024-534-4103, FAX 024-534-4162)
	： サンセイ医機株式会社	(TEL 0243-62-0155, FAX 0243-62-1525)
県中	： 県中保健福祉事務所	(TEL 0248-75-7817, FAX 0248-75-7825)
	： 株式会社エヌジェイアイ	(TEL 024-933-8936, FAX 024-933-8243)
県南	： 県南保健福祉事務所	(TEL 0248-22-5479, FAX 0248-23-1252)
	： 株式会社エヌジェイアイ	(TEL 024-933-8936, FAX 024-933-8243)
会津	： 会津保健福祉事務所	(TEL 0242-29-5512, FAX 0242-29-5513)
	： 株式会社三陽会津営業所	(TEL 0242-27-4134, FAX 0242-28-1134)
相双	： 相双保健福祉事務所	(TEL 0244-26-1328, FAX 0244-26-1332)
	： サンセイ医機株式会社原町営業所	(TEL 0244-23-4611, FAX 0244-23-4679)
いわき	： いわき市保健所	(TEL 0246-27-8590, FAX 0246-27-8600)
	： 株式会社三陽いわき営業所	(TEL 0246-27-7631, FAX 0246-27-3607)

- ◎ 要請、供給及び支払いまでの流れについて
- ① 市町村又は医療機関等が災害時衛生材料等の供給を必要とした場合は、管内の保健福祉事務所（保健所）に供給要請する。
 - ② 保健福祉事務所（保健所）は管内の卸幹事営業所に対し災害時衛生材料等の供給を要請する。
卸幹事営業所が被災した場合及び数量の不足等の不測の事態が発生した場合には、管内のその他の営業所に対し災害時衛生材料等の供給を要請することになる。
①～②は、災害が広域である場合または保健福祉事務所（保健所）が被災等の理由で機能しない事態が発生した場合には、県薬務課等からの供給要請を想定している。
 - ③ 卸幹事営業所またはその他の営業所は、保健福祉事務所等からの供給要請に基づき災害時衛生材料等を供給することになる。衛生材料の供給要請を所管の保健福祉事務所（保健所）に行った後は、医療機器卸営業所（以下、卸幹事営業所と略）へ連絡がいき、卸幹事営業所は供給要請者へ衛生材料等を搬送する。
 - ④ 要請者は、供給先に直接代金の支払いをする。

※ 具体的な備蓄医薬品等については、所管の保健福祉事務所（保健所）へ照会する。

資料 4 5 福島県災害時医療ガス等の供給システム

(参考：福島県災害時医薬品等供給マニュアル 令和 3 年 11 月 1 日改定 第 4 版)

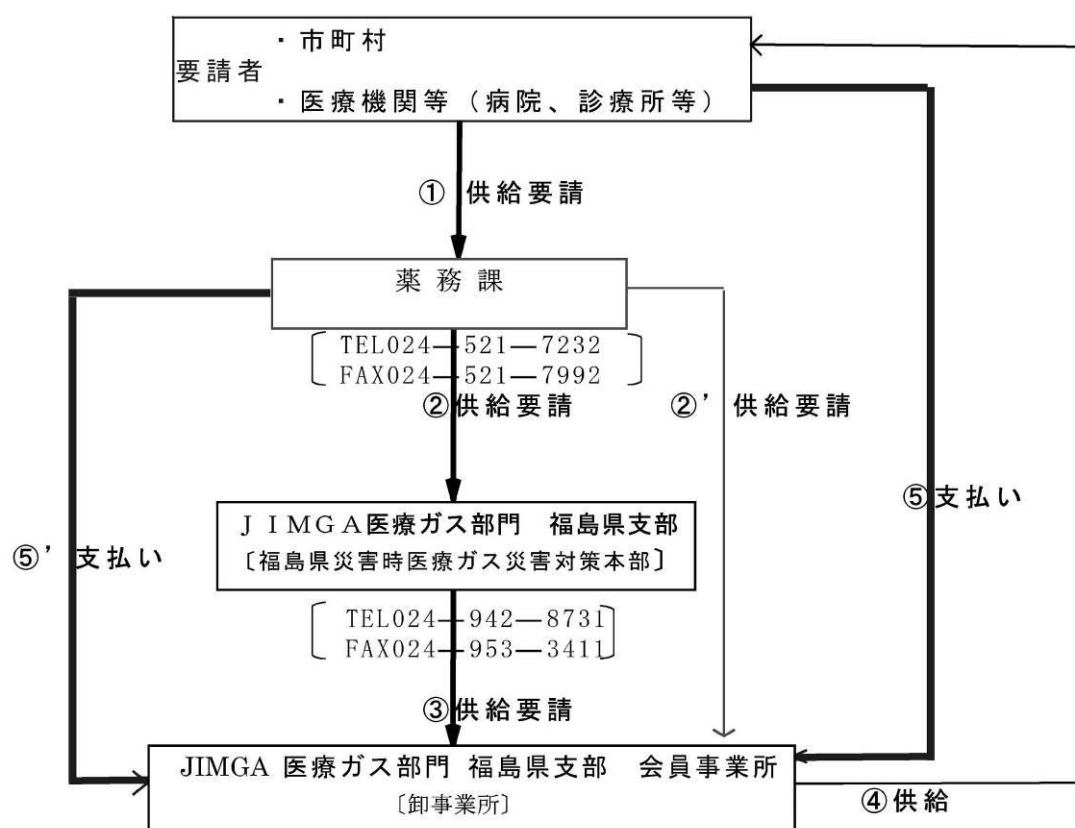
このシステムは、福島県の「災害時における医療ガス等の供給に関する協定書」に基づき、通常のルートでは供給が困難等の理由で医療機関等から要請があった場合、迅速な供給体制を確保するために整備するもの。

医療ガス等が必要となった場合は、次のチャートにより福島県薬務課へ要請する。

供給申請は、福島県薬務課に行う。

・ 福島県薬務課 (電話 024-521-7232)

災害時医療ガス等供給フローチャート



※ 医療ガスの代価の支払いは、原則として供給を受けた者（市町村、医療機関等）となる。

なお、原則以外のケースでは、請求先を県とJIMGA医療ガス部門 福島県支部で整理する。

◎ 要請、供給及び支払いまでの流れについて

- ① 市町村又は医療機関等が医療ガス等の供給を必要とした場合は、福島県薬務課に供給要請すること。
- ② 福島県薬務課は JIMGA 医療ガス部門福島県支部に対し医療ガス等の供給を要請する。
- ③ JIMGA 医療ガス部門福島県支部は会員事業所に対し医療ガス等の供給を要請する。
③は、災害が広域である場合または JIMGA 医療ガス部門福島県支部が被災等の理由で機能しない事態が発生した場合には、県薬務課からの供給要請を想定している。
- ④ JIMGA 医療ガス部門福島県支部会員事業所は、JIMGA 医療ガス部門福島県支部等からの供給要請に基づき医療ガス等を供給することになる。医療ガスの供給要請を JIMGA 医療ガス部門福島県支部に行った後は、JIMGA 医療ガス部門福島県支部会員事業所へ連絡がいき、JIMGA 医療ガス部門福島県支部会員事業所は供給要請者へ医療ガス等を搬送する。
- ⑤ 要請者は、供給先に直接代金の支払いをする。

※ 具体的な備蓄医薬品等については、所管の福島県薬務課へ照会する。

資料46 水道施設

1 取水施設

施設名	取水地点	種別	計画水量 (m ³ /日)
水道			
岳西第1水源	岳温泉3-20	湧水	400
岳西第2水源	岳温泉3-19	湧水	2,120
岳西第3水源	大玉村玉ノ井字前ヶ岳164-6	湧水	1,500
熊の穴第1水源	永田字長坂国有林地内	湧水	2,580
熊の穴第2水源	永田字長坂国有林地内	湧水	3,240
熊の穴第3水源	永田字長坂国有林地内	湧水	1,110
熊の穴第4水源	永田字長坂国有林地内	湧水	850
熊の穴第5水源	永田字長坂国有林地内	地下水	300
熊の穴第6水源	永田字長坂国有林地内	地下水	230
熊の穴第7水源	永田字長坂国有林地内	地下水	—
熊の穴第9水源	岳温泉4-519-1	地下水	—
熊の穴第10水源	永田字長坂国有林地内	地下水	200
岳第1水源	永田字長坂国有林地内	湧水	760
岳第2水源	岳温泉4-522	湧水	—
岳第3水源	永田字長坂国有林地内	地下水	550
山ノ入浄水場	渋川字細谷地10-8	ダム水	420
岩代簡易水道			
第1水源	上長折字鈴木内12	地下水	569
第2水源	上長折字向館1-2	地下水	416
第3水源	下長折字移川329-1	地下水	—
第4水源	上長折字加藤木252	地下水	685
太郎田水源	西新殿字太郎田21-4	地下水	259
東和簡易水道			
第1水源	太田字馬乗134	地下水	247
第2水源	太田字下田182	地下水	90
第3水源	針道字下秋ヶ作1-4	地下水	50
太田水源	太田字上川前225-1	地下水	300
受水池	木幡字中越126-1	受水	1,560

2 配水施設

施設名	取水地点	貯水能力 (m ³)
水道		
高平配水場	高平11	
第1配水池		1,372
第2配水池		2,100
第3配水池		4,000
第4配水池		4,000
亀谷配水池	亀谷1-157	766
杉田配水池	館野2-9-3	529
表配水池	表1-318-3	192
木ノ崎配水池	木ノ崎139-6	100
才木山配水池	才木山143外	547
城山配水池	二伊滝2-588外	423
羽黒山配水池	渋川字羽黒下23-2	1,817
東部配水池	油井字硫黄田54	264
岳第1配水池	岳温泉1-81	200
岳第2配水池	永田字長坂国有林地内	1,800
渋川第1配水池	渋川字八王子13-19	159
渋川第2配水池	吉倉字日黒28	260

施設名	取水地点	貯水能力 (m ³)
岩代簡易水道		
第1配水池	小浜字芳池 1 7	2 6 9
第2配水池	小浜字下館 9 5 - 2	1 7 3
第3配水池	下長折字大柱 2 1 5 - 2	1 5 0
第4配水池	上長折字加藤木 6 2 1 - 1	2 6 5
第5配水池	西勝田字小僧壇 4 0	4 1 2
宮ノ下配水池	西新殿字宮ノ下 3 8 1 - 2	2 1 6
大林配水池	西新殿字大林 1 7	6 2
東和簡易水道		
受水池	木幡字中越 1 2 6 - 1	6 7 2
第1配水池	木幡字下越 1 2 1 - 2	1 8 9
第2配水池	木幡字貝屋 1 6 5 - 4	2 1 0
第3配水池	木幡字才明 3 0 - 1	7 5
第4配水池	木幡字東 7 1	1 2 0
第5配水池	木幡字才之神 1 2 5 - 2	2 4 0
第6配水池	針道字大町西 1 4 - 1	3 8 0
第7配水池	太田字西田 2 1 - 1 0	6 6
第8配水池	太田字海方作 4 7 1 - 3	7 5
第9配水池	太田字上川前 2 1 1 - 1	2 7 0
立石配水池	針道字立石 2 7 - 4	7 2
上袖配水池	戸沢字上袖 3 5 - 2	9 9

資料 4 7 応急水源施設及び応急給水資機材

1 応急水源施設「配水池」

施設名	配水池容量 m ³	構造	備考
高平第3配水池	4,000	PC	
高平第4配水池	4,000	PC	
羽黒山配水池	1,817	PC	
岳第2配水池	1,800	RC	
城山配水池	423	RC	
東和受水池	672	RC	

2 応急給水資機材

資機材名	規格	数量	備考
発電機	100KVA	2台	
水中ポンプ	0.25KW	2台	
エンジンポンプ	3.5ps/3600rpm	1台	
投光器		3個	
給水車	2 m ³	1台	投光器車載
給水タンク	1 m ³	7基	
給水タンク	1 m ³	1基	組立式

資機材名	規 格	数 量	備 考
給水タンク	0.5 m ³	3 基	
給水用ポリタンク	20 リットル	10 個	
非常用ポリ袋	5 リットル	360 枚	
非常用ポリ袋	3 リットル	950 枚	
非常用ポリ袋	2.5 リットル	350 枚	
水道水用ホース	φ 65mm×20m	5 本	
水道水用ホース	φ 65mm× 5m	1 本	
クレーン付きトラック	4 t 車	1 台	

資料 4 8 公設地方卸売市場

1 施設内容

所在地 二本松市中里 6 7 番地 1

施設規模 卸売場 1, 220 m²

冷蔵庫 110 m² (青果物用)

冷蔵庫 19 m² (水産物用)

冷凍庫 29 m² (水産物用)

駐車場 2, 100 m²

卸売業種 ① 野菜、果実及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等

② 生鮮水産物及びその加工品並びにその他の生鮮食料品等

2 卸売業者

業 者 名	代表者名	電話・F A X	取 扱 品 目 類
松印 二本松青果(株)	代表取締役 安田 常寿	電話 23-3300 F A X 23-3302	野菜、果実、水産物及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等

資料 4 9 産業廃棄物収集運搬許可業者

No.	業者名	代表者	所在	電話番号
1	(有)アベ商会	阿部 教夫	二本松市原セ諏訪245-1	22-5327
2	飯塚産業(株)	飯塚 隆司	二本松市宮戸66	23-4873
3	小野寺商店	小野寺 金悦	二本松市戸沢字馬乗35-2	46-2521
4	(株)斎藤商会	斎藤 勝美	二本松市平石高田3-430	23-0842
5	(有)ヤツミクリーン	菅野 知明	二本松市西勝田字舘ノ越42	55-2600
6	安達運輸(株)	安齋 公夫	二本松市上川崎字山崎81	52-2005
7	(株)根本組建設	根本 眞一	二本松市向原255-2	22-2705
8	小林運輸(株)	小林 孝司	二本松市中里43-1	23-2256
9	(株)安田組	平栗 清江	二本松市西町53	23-7298
1 0	(有)佐藤造園土木	佐藤 運治	二本松市古家282	22-3006
1 1	グリーンリサイクル	千葉 政浩	二本松市小沢字原115-28	24-8556

資料 5 0 焼却・リサイクル施設

- 1 名称 もとみやクリーンセンター
- 2 所在 本宮市本宮字作田 1 1 3 番地
- 3 電話 3 3 - 5 4 9 9
- 4 F A X 3 4 - 3 9 1 1
- 5 職員数 9 名 (会計年度任用職員 2 名)
- 6 敷地面積 2 5 , 9 7 8 m²
- 7 建物面積 8 , 3 4 8 . 8 7 m²
 - (1) 焼却施設 7 , 5 2 9 . 5 2 m²
 - (2) 管理棟 8 1 9 . 3 5 m²
 - (3) 洗車場 4 4 . 7 3 m²
 - (4) リサイクルセンター 1 , 3 7 2 . 8 0 m²
 - (5) 資源物選別施設 3 3 3 . 7 8 m²
 - (6) 古紙類ストックヤード 9 9 . 0 0 m²
 - (7) カレットヤード 2 0 3 . 6 3 m²
 - (8) 紙類等ストックヤード 2 3 1 . 7 3 m²
 - (9) スtockヤード 8 5 . 4 0 m²
 - (10) 保管棟 4 6 . 4 7 m²

8	焼却能力	40 t / 24 h × 2 基
9	リサイクル処理	①スチール 2.00 t / 5 h
		②アルミ 1.00 t / 5 h
		③プラスチック製容器包装 6.00 t / 5 h
		④PETボトル 1.50 t / 5 h
		⑤粗大ごみ破砕 25.00 t / 5 h
10	保管容量	①カレット 94 m ³
		②古紙類 100 m ³

資料5 1 埋立処分場

1	名称	東和クリーンヒル
2	所在	二本松市太田字寺沢61番地
3	電話	0243-61-7777
4	FAX	0243-61-7778
5	職員数	1名(もとみやクリーンセンター兼務)
6	敷地面積	56,392 m ²
7	建物面積	
	(1) 受付事務所	120 m ²
	(2) 浸出水処理管理棟	513 m ²
8	埋立面積	約13,000 m ²
9	埋立容量	約103,000 m ³
10	水処理能力	70 m ³ /日

資料5 2 し尿処理施設

1	名称	安達地方広域行政組合あだたら環境共生センター
2	所在	二本松市上竹二丁目172番地
3	電話	22-0958
4	FAX	22-2123
5	職員数	4名
6	敷地面積	13,713.47 m ²
7	建物面積	6,389.66 m ²
8	処理方式	膜分離高負荷脱窒素方式+高度処理(活性炭吸着処理)
9	処理能力	130kl/日(生し尿23kl/日、浄化槽汚泥107kl/日)

資料 5 3 一般廃棄物（し尿）処理業者

No.	業 者 名	代表者名	所 在	電話番号	許可 車両	従業員数 (人)
1	(有)白清社	橋本 正喜	二本松市亀谷 2-88	22-0250	2	8
2	(有)安達清掃公社	瀬戸 睦男	二本松市下山田 4-1	22-0951	5	1 0
3	(有)赤 坂	安齋 泰弘	二本松市上川崎字赤坂 229	52-2131	5	1 2
4	(有)岩代清掃社	渡辺 賢一	二本松市小浜字反町 63-1	55-2148	3	5
5	(有)協同清運	難波 志呂美	本宮市青田字孫市 41-5	33-3955	5	8
6	(有)本宮環境サービス	伊藤 正男	本宮市青田字山田 5-2	33-2770	2	4

資料 5 4 火葬場

No.	施 設 名	管 理 者	所 在	電話番号	火葬炉型式			
					大型 炉	普通 炉	汚物 炉	炉 方式
1	安達地方広域 行政組合 あだたら聖苑	安達地方広域行政組合 管理者	永田 3-123	62-3414	1	4	1	電動 台車

資料 5 5 葬儀社

No.	業 者 名	代表者	所 在	電話番号
1	有限会社 丸又葬儀社	渡辺 章	本町 2-99-2	22-5598
2	株式会社 善邦ほうりん	善方 邦彦	上竹 2-286-1	23-5520
3	J Aふくしま未来サービス 安達催事センター	朝倉 薫	杉田駄子内 56-4	0120-49-0019
4	(株)しばた葬祭	柴田 一男	小浜字藤町 53	55-2250
5	さがみ典礼	関 美彩紀	大壇 197-2	22-8194

資料 5 6 幼稚園・保育所等

(令和 3 年 10 月 1 日現在)

施設種類	区分	施設名	定員	所在地	電話番号
保育所	公立	にほんまつ保育園	180	郭内 2 丁目 276 番地 1	22-0042
		あだたら保育所	40	岳温泉 1 丁目 183 番地	24-2754
		あだち保育園	120	油井字田向 20 番地	61-3290
		小浜保育所	60	小浜字藤町 283 番地	55-2124
	私立	のびのび保育園	45	金色 417 番地 2	23-4118
		ほうとく保育園	60	高田 2 番地 1	24-8223
		ほうとくかぶき保育園	49	冠木 82 番地 1	24-5603
		おひさま保育園	45	高越松ヶ作 349 番地 2	23-1199
		きらきら保育園	30	大壇 117 番地 4	22-5482
		つばさ保育園かすみ園	42	成田町 1 丁目 812 番地 1	24-9982
幼稚園	公立	塩沢幼稚園 (休園中)	35	塩沢町 1 丁目 238 番地 1	
		杉田幼稚園	70	中江 195 番地 1	23-0531
		石井幼稚園	70	平石町 365 番地 1	23-4785
		大平幼稚園 (休園中)	70	太子堂 282 番地	
		はらせ幼稚園 (休園中)	35	原セ才木 380 番地	
		油井幼稚園	105	油井字台 5 番地	23-5445
		渋川幼稚園	35	渋川字神明森 27 番地	54-2641
		川崎幼稚園	35	上川崎字上種田 1 番地	52-2101
		小浜幼稚園 (休園中)	35	小浜字藤町 100 番地	
	私立	同朋幼稚園	120	竹田 1 丁目 193 番地	22-0739
		二本松カトリック幼稚園	90	若宮 1 丁目 361 番地	22-0508
		岩代幼稚園	35	小浜字新町 387 番地	55-2024
認定 こども園	公立	とうわこども園	120	針道字大町西 46 番地 7	24-8125
		いわしろさくらこども園	60	西新殿字永作 10 番地	57-2709
	私立	認定こども園 まゆみ	120	竹田 2 丁目 133 番地 (令和 4 年 4 月油井字 鶴巻地内に移転予定)	22-0145
		認定こども園 子どもの館	75	中里 49 番地 12	22-3745
		認定こども園 学校法人 二本松学園	110	亀谷 1 丁目 28 番地	23-0664
		認定こども園まゆみぷらす	180	油井字石倉 80 番地 1	24-8345

施設種類	区分	施設名	定員	所在地	電話番号
小規模 保育 事業所	私立	きぼう保育園	12	平石高田2丁目492番地1	37-3125
		なかよし保育園	12	金色393番地6	23-6456
		スクルドエンジェル保育園 若宮園	19	若宮二丁目153番地11	24-7558
認可外 保育所	私立	杉の子保育園	20	舘野1丁目365番地1	22-1617
		チャイルドケアハウスこども の家	15	油井字石倉74番地1	24-8645

資料57 小学校

小学校名	所在地	電話番号	FAX番号
二本松南小学校	亀谷2-123	23-0049	23-3605
二本松北小学校	郭内1-1	23-0029	23-0012
塩沢小学校	塩沢町1-238-1	22-0203	22-0040
岳下小学校	大壇175-1	22-0269	22-2228
安達太良小学校	岳温泉1-177-1	24-2010	24-2161
原瀬小学校	原セ才木380	22-0946	22-4701
杉田小学校	中江195-1	22-0704	22-8118
石井小学校	小高内3	22-4166	22-6700
大平小学校	竹ノ内22-1	22-0754	22-6130
油井小学校	油井字台5	22-0206	22-0216
渋川小学校	渋川字神明森27	53-2004	53-2050
川崎小学校	上川崎字上種田1	52-2002	52-2021
小浜小学校	小浜字藤町100	55-2238	65-2831
新殿小学校	西新殿字永作10	57-2201	67-1517
旭小学校	田沢字鳥上44	56-2321	68-4315
東和小学校	針道字大町西46	46-3421	46-3424

資料 5 8 中学校

中学校名	所在地	電話番号	FAX 番号
二本松第一中学校	郭内 2 - 5 6 - 1	23-0870	22-8977
二本松第二中学校	沖 3 - 3 0 1 - 1	22-1006	22-8329
二本松第三中学校	大作 1 6 5	22-8349	22-0707
安達中学校	油井字田向 1 0 0	53-2104	53-2105
小浜中学校	小浜字反町 4 1 1	55-2236	65-2832
岩代中学校	西新殿字一本木 1 8 8	57-2203	67-1516
東和中学校	針道字大町西 1	46-2103	46-2014

資料 5 9 高等学校

高校名	所在地	電話番号	FAX 番号
県立安達高等学校	郭内 2 - 3 4 7	22-0016	22-6314
県立二本松工業高等学校	榎戸 1 - 5 8 - 2	23-0960	22-7388
県立安達東高等学校	下長折字真角 1 3	55-2121	55-3780

資料 6 0 専門学校

学校名	所在地	電話番号	FAX 番号
福島介護福祉専門学校	若宮 1 - 1 2 5 - 1	22-7777	23-8477

資料6-1 文化財

(1) 国指定：7件

(令和3年11月1日現在)

【凡例】 重・無・民：重要無形民俗文化財

※ S：昭和 H：平成

No.	種別	名称	員数	指定年月日	住所	所有者(管理団体名)
1	重・無・民	石井の七福神と田植踊		H 7. 12. 26	鈴石東町・錦町・北トロミ	石井芸能保存会
2	重・無・民	木幡の幡祭り		H16. 2. 6	木幡字治家地内	木幡幡祭保存会
3	史跡	旧二本松藩戒石銘碑		S10. 12. 24	郭内 3-264	二本松市
4	史跡	二本松城跡		H19. 7. 26	郭内 3-232 ほか	二本松市
5	名勝	おくのほそ道風景地～黒塚の岩屋～		H26. 3. 18	安達ヶ原四丁目125 ほか	観世寺
6	天然記念物	木幡の大スギ		S16. 3. 27	木幡字治家 49-2	隠津島神社
7	天然記念物	杉沢の大スギ		S18. 8. 24	杉沢字平 97	杉沢行政区

(2) 県指定：20件

(令和3年11月1日現在)

【凡例】 重文：重要文化財 重無：重要無形文化財 重・有・民：重要有形民俗文化財
重・無・民：重要無形民俗文化財

No.	種別	名称	員数	指定年月日	住所	所有者(管理団体名)
1	重文 建造物	隠津島神社三重塔	1棟	S30. 12. 27	木幡字治家 49-1	隠津島神社
2	重文 建造物	洗心亭	1棟	H16. 3. 23	郭内 3-232	二本松市
3	重文 彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1軀	S30. 12. 27	木幡字山本 89	治陸寺
4	重文 彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1軀	S54. 3. 23	根崎 1-249	善性寺
5	重文 彫刻	木造聖観音菩薩立像	1軀	S56. 3. 11	二伊滝 1-81	龍泉寺
6	重文 工芸品	椿彫木彩漆笈	1背	S52. 7. 5	戸沢字月夜畑 90	最勝寺
7	重文 古文書	紺野家文書	1巻・15通	H15. 3. 25	金色 416-15	紺野健二
8	重文 工芸技術	上川崎和紙		H 5. 3. 23	上川崎字本仏谷 53	上川崎和紙生産保存会
9	重・有・民	大平三島神社の古面	10口	S54. 3. 23	矢ノ戸 419(歴史資料館寄託)	三島神社
10	重・無・民	小浜長折の三匹獅子舞		S47. 12. 26	下長折字大柱	小浜長折三匹獅子舞保存会

No.	種 別	名 称	員数	指定年月日	住 所	所有者(管理団体名)
11	重・無・民	広瀬熊野神社の御田植		S47. 12. 26	上太田字広瀬 293	広瀬熊野神社御田植祭保存会
12	重・無・民	鈴石の太々神楽		S52. 7. 5	鈴石町 4 1	鈴石神社太々神楽保存会
13	重・無・民	二本松の提灯祭り		H23. 6. 10	本町 1-61 (旧 7 町内)	二本松神社例大祭提灯祭保存会
14	重・無・民	下川崎三島神社の太々神楽		H28. 4. 26	下川崎字宮	三島神社楽人会
15	史 跡	原瀬上原遺跡		S46. 4. 13	原セ日照田 165 ほか	原瀬上原遺跡保存会
16	史 跡	木幡山経塚群		S54. 3. 23	木幡字治家 70-4	隠津島神社
17	史 跡	傾城壇古墳		H 9. 3. 25	峠 123 ほか	菊地清寿ほか
18	名勝及び天然記念物	木幡山		S30. 2. 4	木幡字治家 49 ほか	隠津島神社
19	天然記念物	東禅寺のめおと杉		S28. 10. 1	小浜字新町 489-1	東禅寺
20	天然記念物	安達太良山ヤエハクサンシャクナゲ自生地		S30. 2. 4	永田字長坂ほか (国有林地内)	農林水産省 (福島森林管理署)

(3) 市指定：121件

(令和3年11月1日現在)

【凡例】 有形：有形文化財 無形：無形文化財

No.	種 別	名 称	員数	指定年月日	住所	所有者(管理団体名)
1	有形 建造物	木幡山隠津島神社 拝殿・本殿	各 1 棟	S51. 12. 1	木幡字治家 49-1	隠津島神社
2	有形 建造物	岩蔵寺薬師堂・厨子	各 1 棟	S51. 12. 1	太田字岩前 78	岩蔵寺
3	有形 建造物	竹中の長屋門	1 棟	S51. 12. 1	木幡字竹中 12	紺野守弘
4	有形 建造物	木幡山門神社本殿	1 棟	S55. 8. 29	木幡字治家 49-2	隠津島神社
5	有形 建造物	樵家の土蔵	1 棟	S59. 6. 26	木幡字上貝屋 23	樵誠一
6	有形 建造物	村松家住宅	1 棟	S59. 6. 26	木幡字館 707-2	村松利一
7	有形 建造物	本多家の古井戸	1 棟	S59. 6. 26	太田字高槻 22	本多眞道
8	有形 建造物	大実取の穀入れ	1 棟	H 3. 6. 28	木幡字大実取 571	菅野勝雄
9	有形 建造物	地福寺宝篋印塔	1 基	H15. 2. 1	太田字白髭 48	地福寺

No.	種 別	名 称	員数	指定年月日	住所	所有者(管理 団体名)	
10	有形	絵画	高林寺の涅槃画像	1 幅	S55. 8. 29	太田字西田 1	高林寺
11	有形	絵画	絵馬天の岩戸	1 面	S59. 6. 26	太田字若宮 1	八幡神社
12	有形	絵画	絵馬異人曳馬図	1 面	S59. 6. 26	戸沢字月夜畑 90	最勝寺
13	有形	絵画	紙本十三仏来迎図	1 幅	S59. 6. 26	戸沢字細田 10	愛蔵寺
14	有形	絵画	絹本著色十六善神 画像	1 幅	S59. 6. 26	戸沢字細田 10	愛蔵寺
15	有形	絵画	紙本種子両界曼荼 羅	双幅	S59. 6. 26	戸沢字細田 10	愛蔵寺
16	有形	絵画	丹羽氏歴代画像	12 幅	H 9. 7. 1	成田町 1-532	大隣寺
17	有形	絵画	狩野益信筆西村志 摩之助画像	1 幅	H14. 5. 1	太田字本町 215	誠心寺
18	有形	絵画	丹羽光重自画自賛 肖像	1 幅	H21. 6. 1	二伊滝 1-81	龍泉寺
19	有形	彫刻	十一面観世音立像	1 軀	S53. 7. 3	油井字桑原館山 99	長谷観音
20	有形	彫刻	大日如来坐像	1 軀	S53. 7. 3	渋川字清水 9	寿福院
21	有形	彫刻	白孤の大額	1 面	S53. 7. 3	上川崎字三ツ石 55	三ツ石稲荷 神社
22	有形	彫刻	木造阿弥陀如来立 像	1 軀	S55. 9. 16	根崎 1-249	善性寺
23	有形	彫刻	木造釈迦涅槃像	1 軀	S55. 9. 16	根崎 1-249	善性寺
24	有形	彫刻	観音寺の力士像	4 軀	S55. 9. 16	五月町 3-65	観音寺
25	有形	彫刻	木造十一面観世音 菩薩立像	1 軀	S59. 6. 26	戸沢字月夜畑 90	最勝寺
26	有形	彫刻	木造聖観音立像	1 軀	S62. 4. 1	五月町 1-66	村松善一・渡 辺由紀夫
27	有形	彫刻	木造毘沙門天立像	1 軀	S62. 4. 1	亀谷 2-186	光現寺
28	有形	彫刻	銅造阿弥陀如来坐 像	1 軀	H14. 4. 1	若宮 1-243	香泉寺(称念 寺)
29	有形	彫刻	木造彩色千手観世 音菩薩立像	1 軀	H14. 5. 1	木幡字山本 89	治陸寺
30	有形	彫刻	木造彩色弁才天坐 像	1 軀	H14. 5. 1	木幡字山本 89	治陸寺
31	有形	彫刻	千手観音菩薩立 像・弁財天坐像版 木	1 枚	H14. 5. 1	木幡字山本 89	治陸寺
32	有形	彫刻	銅造阿弥陀如来立 像	1 軀	H14. 5. 1	太田字本町 215	誠心寺
33	有形	彫刻	木造大日如来坐像	1 軀	H15. 2. 1	戸沢字細田 10	愛蔵寺
34	有形	工芸品	木幡山の銅鐘	1 口	S51. 12. 1	木幡字治家 49-1	隠津島神社
35	有形	工芸品	神輿一基・四神(朱 雀・青龍・白虎・ 玄武)	1 基	S53. 5. 1	小浜字反町 20	塩松神社
36	有形	工芸品	陸奥安達百目木駅 八景図版木	12 枚	H21. 6. 1	百目木字町 215	渡辺玲子

No.	種別	名称	員数	指定年月日	住所	所有者(管理団体名)
37	有形 工芸品	刀銘「陸奥介弘元」	1口	H29. 5. 1	本町 1-102	二本松市教育委員会
38	有形 典籍	大般若経六百巻		H 6. 3. 28	戸沢字細田 10	愛蔵寺
39	有形 典籍	相生集	20巻	H11. 7. 1	本町 1-102	二本松市教育委員会
40	有形 古文書	丹羽家文書	248点	H30. 6. 29	東京都新宿区中井 2-12-20	丹羽長聰
41	有形 考古資料	木幡山の板碑	1基	H15. 2. 1	木幡字治家 49-2	隠津島神社
42	有形 歴史資料	算額	1面	S53. 7. 3	下川崎字古城内 48-1	野地観音堂
43	有形 歴史資料	浮彫阿弥陀三尊来迎供養塔婆	1基	H12. 4. 1	本町 1-148	称念寺
44	有形 歴史資料	龍泉寺観音堂の算額	1面	H14. 4. 1	二伊滝 1-81	龍泉寺
45	有形 歴史資料	農書「耕作稼穡八景」「桑蚕養草」	各1冊	H14. 5. 1	木幡字小太郎内 122	郷保純一
46	有形 歴史資料	天明為民の碑	1基	H15. 2. 1	木幡字治家 49-1	隠津島神社
47	有形 歴史資料	畠山義国位牌・厨子	各1基	H21. 6. 1	若宮 1-234	香泉寺
48	有形 歴史資料	扁額「敬学」及び敬学館教科書	一括	H21. 6. 1	本町 1-102	二本松市教育委員会
49	有形 歴史資料	小浜郵便局資料	一括	H24. 5. 1	本町 1-102	二本松市教育委員会
50	有形 民俗	源頼政鶴退治の図	1面	S55. 9. 16	本町 1-61	二本松神社
51	有形 民俗	丹羽長国奉納歌額	1面	S55. 9. 16	本町 1-61	二本松神社
52	有形 民俗	双松館観桜連中の図	1面	S55. 9. 16	二伊滝 1-81	龍泉寺
53	有形 民俗	漢高祖白蛇を切るの図	1面	S55. 9. 16	西町 268	杉田八幡神社
54	有形 民俗	武人の図	1面	S55. 9. 16	西町 268	杉田八幡神社
55	有形 民俗	松の木を折るの図	1面	S55. 9. 16	西町 268	杉田八幡神社
56	有形 民俗	神楽奉楽の図	1面	S55. 9. 16	鈴石町 41	鈴石神社
57	有形 民俗	夏刈りの二十三夜塔	1基	H15. 2. 1	太田字表 56	武藤巖
58	有形 民俗	旧大音院修験資料	1式	H15. 6. 2	館野 2-97	安達勝徳
59	無形 民俗	原瀬の太々神楽		S51. 7. 21	原セ諏訪 232	原瀬太々神楽保存会
60	無形 民俗	原瀬の長獅子		S51. 7. 21	原セ諏訪 232	原瀬の長獅子舞保存会
61	無形 民俗	木幡の三匹獅子舞		S56. 7. 21	木幡字山本 114	木幡山学頭愛宕神社三匹獅子舞保存会
62	無形 民俗	白鳥神社の太々神楽		S56. 7. 21	木幡字田ノ入 322	白鳥神社太々神楽保存会
63	無形 民俗	針道の山車もみ(暴れ山車)		S59. 6. 26	針道字来ヶ作 119	針道あばれ山車保存会
64	無形 民俗	岩倉の三匹獅子舞		S59. 6. 26	太田字岩前 78	岩倉の三匹獅子舞保存会

No.	種 別		名 称	員数	指定年月日	住所	所有者(管理団体名)
65	無形	民俗	八幡神社の三匹獅子舞		S59. 6. 26	戸沢字立石 3	八幡神社三匹獅子舞保存会
66	無形	民俗	油井神社太々神楽		S61. 6. 1	油井字飯出	油井神社太々神楽楽人会
67	無形	民俗	八幡神社太々神楽		S61. 6. 1	上川崎字宮	上川崎郷土芸能保存会
68	無形	民俗	杉沢の三匹獅子舞		H11. 7. 6	杉沢字高森	杉沢愛宕神社三匹獅子保存会
69	無形	民俗	初森の三匹獅子		H11. 7. 6	初森字本郷	初森諏訪神社三匹獅子保存会
70	無形	民俗	田沢の獅子舞		H11. 7. 6	田沢字久根ノ内	田沢三匹獅子保存会
71	無形	民俗	茂原の獅子舞		H11. 7. 6	茂原字福内	茂原熊野神社三匹獅子保存会
72	無形	民俗	平石高田の太々神楽		H15. 6. 2	平石高田 1-299	平石八幡神社太々神楽保存会
73	無形	民俗	錦町の太々神楽		H15. 6. 2	錦町 1-453	錦町八坂神社太々神楽保存会
74	無形	民俗	小浜成田水雲神社の太々神楽		H15. 10. 10	成田字大木	水雲神社太々神楽保存会
75	無形	民俗	西新殿鹿島神社の太々神楽		H15. 10. 10	西新殿字沖田	鹿島神社郷土芸能保存会
76	無形	民俗	杉沢三渡神社の太々神楽		H15. 10. 10	杉沢字宮ノ前	三渡神社太々神楽保存会
77	無形	民俗	新殿神社の太々神楽		H15. 10. 10	東新殿字平石田	新殿神社太々神楽保存会
78	無形	民俗	代積羽山神社の太々神楽		H15. 10. 10	上太田字下代積	代積羽山神社太々神楽保存会
79	無形	民俗	田沢熊野神社の太々神楽		H15. 10. 10	田沢字久根ノ内	田沢熊野神社太々神楽保存会
80	無形	民俗	熊野神社の三匹獅子舞		H16. 5. 6	戸沢字宮内 37	熊野神社三匹獅子舞保存会
81	無形	民俗	大平の太々神楽		H17. 6. 28	矢ノ戸 419	大平三島神社太々神楽保存会
82	無形	民俗	木幡津島神社の太々神楽		H17. 11. 1	木幡字道之作 425	津島神社太々神楽会
83	史 跡		竹田・根崎用水路跡		S55. 9. 16	竹田 1-90	二本松市
84	史 跡		落合の万葉歌碑		H 1. 2. 1	落合 2	安斎範尾 安斎稔
85	史 跡		亀谷観音堂の芭蕉句碑		H 1. 2. 1	亀谷 1-159-1	鏡石寺
86	史 跡		姫小松の碑		H 1. 2. 1	姫小松 147	桑原甚左エ門 ほか 4 名
87	史 跡		雲堂和尚梵字石	1 基	H10. 8. 7	下長折字移川 360	渡辺正美

No.	種 別	名 称	員数	指定年月日	住所	所有者(管理 団体名)
88	史 跡	磨崖供養塔 (夫婦岩)		H13. 3. 6	西新殿字宮ノ下 409	安斎利恵
89	史 跡	橋供養塔		H15. 2. 1	戸沢字不川田 24-2	菅野 勲
90	史 跡	正木善右エ門供養 塔		H15. 2. 1	太田字五福田 48-1	正木藤男
91	史 跡	二本松藩主丹羽家 墓所		H27. 7. 1	成田町 1-518	丹羽長聰 (大 隣寺)
92	天然記念物	塩沢のイチョウ		S51. 7. 21	末広町 467-1	松本佐吉
93	天然記念物	蓮華寺のシダレザ クラ		S51. 7. 21	亀谷 1-1	蓮華寺
94	天然記念物	茶園のサクラ		S51. 7. 21	茶園 1-80	鈴木省司
95	天然記念物	霞ヶ城の傘マツ		S51. 7. 21	郭内 3-232	二本松市
96	天然記念物	富沢のケヤキ		S51. 12. 1	針道字富沢 56	佐藤源市
97	天然記念物	祭田のサクラ		S51. 12. 1	太田字祭田 62	大内親吾
98	天然記念物	宮田のイチョウ		S51. 12. 1	戸沢字浜井場 1	宮田佐吾
99	天然記念物	桜の大木 (しだれ桜)		S53. 7. 3	渋川字下原 68	円東寺
100	天然記念物	最勝寺のコウヤマ キ		S55. 8. 29	戸沢字月夜畑 90	最勝寺
101	天然記念物	愛蔵寺の護摩ザク ラ		S55. 8. 29	戸沢字細田 10	愛蔵寺
102	天然記念物	毘沙門様のケヤキ		S55. 8. 29	戸沢字松館山 1	高野正三
103	天然記念物	香野姫神社の夫婦 ザクラ		S55. 8. 29	戸沢字伏返 120	香野姫神社
104	天然記念物	本久寺のシダレザ クラ		S55. 9. 16	根崎 1-265	本久寺
105	天然記念物	館野のイチョウ		S55. 9. 16	館野 2-97	安達勝徳
106	天然記念物	原セ笠張のツバキ		S55. 9. 16	原セ笠張 354	原瀬信一
107	天然記念物	安達家の大伽羅		S59. 6. 26	木幡字梨木内 10	安達二郎
108	天然記念物	合戦場のしだれ桜		S62. 5. 1	東新殿字大林 142	三浦喜徳郎
109	天然記念物	鏡石寺のシダレザ クラ		H 1. 2. 1	亀谷 1-110	鏡石寺
110	天然記念物	西念寺の臥龍の松		H 2. 4. 1	小浜字新町 386	西念寺
111	天然記念物	片倉のナシの木		H 2. 4. 1	上長折字片倉 80-1	伊藤源勝
112	天然記念物	北向のツツジ		H 3. 6. 28	戸沢字北向 7	紺野宏樹
113	天然記念物	中野のサツキ		H 3. 6. 28	太田字中野 52	村上新一
114	天然記念物	八幡神社のモミジ		H 3. 6. 28	戸沢字立石 3	八幡神社
115	天然記念物	菅田の糸ヒバ		H 3. 6. 28	太田字菅田 8	斎藤初子
116	天然記念物	住吉神社の夫婦ス ギ		H 5. 2. 26	太田字本城山 1-1	住吉神社
117	天然記念物	二本松城跡箕輪門 のアカマツ		H12. 4. 1	郭内 3-232	二本松市
118	天然記念物	二本松城跡のイロ ハカエデ		H12. 4. 1	郭内 3-232	二本松市
119	天然記念物	桃前のサクラ		H14. 5. 1	戸沢字桃前 67	本多保美
120	天然記念物	長沢のサクラ		H17. 2. 1	太田字長沢 224	伊藤和俊
121	天然記念物	芹沢のサクラ		H25. 6. 1	芹沢 9 8	渡邊恵理子

資料 6 2 二本松管工事組合

(令和 3 年現在)

社 名	代表者名	住 所	電 話	FAX
(株)野地工業所	野地 一司	高越松ヶ作 276	22-0539	23-5553
オオナミ(株)	大浪 喜宗	成上 90-1	23-3003	23-3027
(有)キマル設備	木丸 勝夫	木幡字下境 14	46-3511	46-4123
(株)吉田設備	吉田 明弘	渋川字二本柳 33-1	54-2933	54-2935
(有)佐藤設備工業	佐藤 政美	小浜字鳥居町 75-1	55-2152	55-2205
(株)J P アクア	加登島佐規子	舟形石山 5-6	24-8155	24-8767
エヌエスシー(株)	菅野 信良	戸沢字福田内 22	46-3630	24-5220

資料 6 3 二本松市建設事業協同組合

(令和 3 年 10 月現在)

No.	組合員名	代表者名	所在地	電話	F A X
1	(有)相田建設	相田 信男	亀谷二丁目178番地	22-1249	23-6197
2	(有)梅沢建設	梅澤 秀之	郭内四丁目284番地1	23-8587	37-2103
3	(有)鳳企画	平塚 静子	錦町二丁目252番地5	23-2197	23-1743
4	(株)尾形土建	尾形 定蔵	永田五丁目138番地1	22-3921	22-3988
5	(有)松本土建 二本松事業所	松本 善栄	油井字船山71番地6	24-9066	24-9088
6	弘栄建設工業(有) 事業所	鈴木 英子	中町331番地5	23-3122	23-3199
7	(株)佐藤組	佐藤 昭次	表一丁目552番地7	22-8558	22-0595
8	(株)三瓶工務店	三瓶 紀之	若宮一丁目372番地	23-1071	23-1072
9	(株)昭和土建工業	野地 京子	大関295番地	23-3851	23-3852
10	(有)手塚建設工業	手塚 俊秀	郭内一丁目21番地	22-0850	22-6161
11	(株)根本組建設	根本 眞一	向原255番地の2	22-2705	22-4837
12	(有)村松組	村松 信行	亀谷一丁目18番地	22-0364	22-0485
13	(有)ヤマキチ	渡辺 博喜	箕輪一丁目130番地	23-7098	23-7118
14	ヤマニ建設(株)	渡邊 英世	南町225番地	23-1409	23-1410
15	(有)二本松造園土木	遊佐 初子	表一丁目45番地の3	23-0615	23-0651
16	(株)カシノグリーンマネジメント	神野 聴文	安達ヶ原六丁目11番地	23-5069	22-6318
17	(有)藤商エクステリア	佐藤 万吉	箕輪一丁目66番地	23-2799	23-7087
18	(有)深谷産業	深谷久美子	不動平303番地	24-2566	24-2084
19	(株)イーテック	橋本 栄治	榎戸一丁目406番地1	22-5744	24-1996
20	(有)峰松園土木	齋藤美智子	丑子内165番地	22-0869	22-2132
21	(株)J K D	玉川 寿之	作田136番地1	24-1003	24-7005
22	(株)阿部建工	阿部 健	板目沢120番地	23-0301	23-0301
23	(有)武田林産	武田 義盛	小関105番地	24-2819	24-2819
24	(株)向方	平栗 慎一	原セ上平320番地	090-9534-9084	41-9066
25	(有)佐藤造園土木	佐藤 運治	古家282番地	22-3006	22-3166
26	石橋建設工業(株)	石橋 英雄	本宮市高木字舟場25番地8	33-2519	33-2519
27	菅野建設工業(株)	菅野 泰助 支店長：上杉利彦	本宮市長屋字征矢田6番地	44-2120	44-4102

二本松地区

	No.	組合員名	代表者氏名	住所	電話	F A X
安達地区	1	遠藤建設(有)	遠藤美也子	油井字田向16番地2	54-2131	54-2132
	2	(有)川崎開発	安齋 真也	上川崎字下種田37番地	52-2246	52-2251
	3	(有)佐藤建設	佐藤 吉行	油井字持東林30番地	22-0875	22-1877
	4	(株)菅澤建設	菅澤 清	渋川字後座内82番地2	53-2216	53-2622
	5	(株)大地開発	佐藤 弘之	渋川字上原24番地	53-2620	53-2641
	6	(株)野地組	野地 武之	油井字赤坂山27番地	23-0131	23-1296
	7	(有)野地建設	野地 勇雄	下川崎字寺山1番地	52-2403	52-2976
	8	(有)野地研り建設工業	野地 洋	下川崎字東北62番地	52-2111	52-2113
	9	(有)松山建設	松山 敏昭	上川崎字源八坂3番地	52-2207	52-2220
	10	(有)丸中建設	遊佐 憲雄	油井字長谷堂69番地	54-2869	24-1169
	11	(株)福島アスコン	内藤哲太郎	渋川字才ノ神50番地	54-2134	54-2756
	12	(有)カワサキ	安齋 憲一	油井字川原138番地1	23-8388	24-8392
	13	(有)福芳建設	安齋 邦宏	油井字赤坂37番地3	22-4723	22-4880
	14	(株)吉田設備	吉田 明弘	渋川字二本柳33番地1	54-2933	54-2935
岩代地区	1	(株)本多建設	本多 勝一	小浜字新町51番地3	55-2012	55-2200
	2	(株)本多組	本多 幸一	西勝田字七合畑35番地	55-2105	55-3405
	3	(株)菅野土建	菅野 久昭	西勝田字杉内255番地2	55-2030	55-3148
	4	(有)アンサード	會田 幸由	小浜字藤町14番地	55-2038	44-4855
	5	(有)功栄興産	菅野 功	茂原字屋戸115番地	68-4300	68-4301
東和地区	1	(株)斎藤建設	斎藤 昭一	太田字楽内62番地1	47-3704	47-3715
	2	菅野建築(株)	菅野 竜也	戸沢字馬乗29番地2	46-3566	46-3584
	3	(株)高野組	高野 佐一	太田字川口158番地	47-3344	47-3343
	4	(有)斎藤工匠店	斎藤 守司	針道字西ノ内139番地1	46-2323	46-3325
	5	若駒起業(株)	高木 祥友	木幡字下境55番地	024-542-5446	024-542-5491
	6	(有)斎藤組	斎藤 嘉憲	木幡字竹之内165番地	46-2654	46-2903
	7	(株)東和電気	斎藤 直樹	太田字若宮25番地8	24-8838	24-8848
	8	K・H建工(株)	菅野 光雄	木幡字坂之下138番地1	24-9600	24-9601
	9	(有)東和住建	菅野 守芳	太田字深田41番地	47-3244	47-3758
	10	(有)キマル設備	木丸 勝夫	木幡字下境14番地	46-3511	46-4123
	11	(有)丸安建業	安増 孝幸	太田字仙道内12番地	47-3781	47-3348
	12	(株)東和実業	佐東勘野助	針道字上宮ノ平69番地3	46-2569	46-2637

資料6 4 災害の被害認定基準

(参考：令和3年6月24日付 府政防670号)

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたはうける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住宅全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住宅半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住宅が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住宅が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修をしなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料 6 5 災害救助基準

(参考：災害救助事務取扱要領 令和 3 年 6 月)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者。	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 5,714,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内 着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 1戸当たり 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に必要不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出し その他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住宅に被害を受け、若しくは災額により現に炊事のできない者	1 1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 2 現物給付に限ること。

(単位：円)

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに 加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上。
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態に有る者)	額		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3カ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に想定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6カ月以内)	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から(教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	場合で自力では除去することのできない者			
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1項に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、右のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費を含む。
				イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 6 6 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることが

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
		具が倒れることがある。	ある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。 傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況

でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、

地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動*による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。

大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。
-----------------------	--

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

(参考：気象庁 気象庁震度階級関連解説表)

資料 6 7 県営くろがね小屋

名 称	くろがね小屋	職 員 数	2名
建築年次	昭和39年3月	建物構造	木造二階建
建物規模	建物面積 190.09㎡ 延床面積 411.20㎡		
収容規模	客室数 9室 100名収容可能(緊急時)		
開設内容	温泉付の山小屋として通年利用可能。また緊急時には避難小屋として受入可能。		
備 品 等	ヘルメット55個 防塵マスク1台 AED1台		
施設管理	公益財団法人福島県観光物産交流協会 〒960-8053 福島市三河南町1番20号 TEL 024-525-4080 FAX 024-525-4097		

資料 6 8 阿武隈川出水災害危険区域指定地番

字	地 番
上竹二丁目	36-1の一部、37、38、39-1の一部、39-2の一部、39-3の一部、 40-1、40-2の一部、40-3、41、42-1、42-2、42-3、42-4、 43、44-1、44-2、44-3、44-4、45、46-1、46-2、46-3、 46-4、47-1、47-2、47-3、48-1、48-2、48-3、49-1、 49-3、50-1、50-2、50-3、51、52-1、52-2、52-3、53、54、 55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、 69、70、71、72、73、74、75の一部、78の一部、79、80、81、82、 83、84、85、86、87、88、89、90、91の一部、92、93、94、95、 96-1の一部、96-2の一部、101の一部、102の一部、103の一部、 120の一部、121の一部、122の一部、123の一部、129-1の一部、 129-2の一部、

字	地 番
	<p>130-1、130-2、131-1、131-2、132-1、132-2、133-1、 133-2、134-1、134-2、135-1、135-2、136、137-1、 137-2、138、139、140、141、142、143の一部、144の一部、 145、146、147、148、149、150、151、152、153-1、 153-2、154、155、156、157、158、159、160-1、160-2、 161、162、163、164-1、164-2、165、166、167、168、 169、170、171-1、171-2、172-1、172-2、173、174、 175、176、177、178-1、178-2、178-3、179-1、179-2、 179-3、180-1、180-2、181、182、183-1、183-2、184、 185、186-1、186-4、186-5、186-7、186-8、187、 188-1、188-4、189-1、190、191-1、191-2、192-1、 192-3の一部、192-4、192-5、193-1、193-3、194-1、 194-3、195-1、195-3、196-1、196-4、196-5、196-6、 197-1、197-4、199-1、199-5、199-8、199-9、200、 201、202-1、202-2、203、204-1、204-2、205、206、 207、208、209、210、211、212、213、214、215-1、 215-2、216、217、218、219、220、221-1、221-2、 222-1、222-2、223-1、223-2、224-1、224-2、225、 226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、 236-1、236-2、237、238、239-1、239-2、240、241、 242、243、244-1、244-2、244-4、245-1、246-1、 246-3、247、263-1、267-2、273-1、273-2、273-4、 274、275-1、282-1、299-1、300-1、301-1、302、303、 304-1、304-2、304-9、306-1、307-1、309-1、 325の一部、326、327の一部、328の一部、330の一部、331、332、 333の一部、334、335、336、337の一部、345の一部、347の一部、 348、352</p>
榎戸二丁目	<p>124、125、126-1の一部、126-2、126-4の一部、127-1、 127-2、128、129、130、131、132、133、134-1の一部、 135の一部、136の一部、137-1の一部、137-2、138、139、 140の一部、142の一部、144の一部、147-1の一部、147-2の一部、 148、149-1の一部、149-2、150、151-1、151-2、151-3、 152、153、154、155、156、157、158、159の一部、160の一部、 163の一部、164-1、164-2、165の一部、167の一部、168の一部、 169、170、171、172-1、172-2、172-3、173-1、173-2、 174-1、174-2、174-3、175、176、177、178の一部、 179の一部、</p>

字	地 番
	180-1の一部、180-2、181-1、181-2、181-3、182-1、 182-2、183-1の一部、183-2、183-3の一部、184-2、 184-3の一部、185-2の一部、276の一部、277、278、279の一部、 280、281の一部、292の一部、301-1の一部、301-2の一部、 301-3の一部、
安達ヶ原 三丁目	1、2、3、4-1、4-2、5の一部、20-2の一部、21、22-1、22-2、 23、24、25、26、27-1の一部、38、39、40-1、40-2、40-3、 41-1、41-2、42、43-1、43-2、43-3、43-4、44-1の一部、 58-1の一部、59の一部、60の一部、65の一部、66の一部、69の一部、 70の一部、72の一部、73の一部、74の一部、75の一部、76-1、76-2、 77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、 91、92、93、94、95、96、97、98、99-1、99-2、100、 101-1、101-2、102、103-1、104-1、104-3、105-1、 106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、 116、118、119、120、121、122-1、122-2、123-1、 123-2、124、125、126、127、128、129-1、129-2、 130、131、132、133、134-1、134-2、134-3、135、 136、137、138-1、139-1、139-2、140、141、142、143、 144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、 154、155、156、157、158、159-1、160-1、160-3、 161-1、162、163、164、165、166、167、168、169、170、 171、172、173、174、175、176、177-1、178-1、179-1、 180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、 190、191、192、193、194-1、195-1、196、197-1、 198-1、199-1、200-1、200-2、200-3、200-4、201、 202、203、204、205、206-1、207、208、209-1、209-2、 212、216の一部、217、218の一部、219の一部、220、221、222、 224、225の一部、227の一部、228、229の一部、230の一部、231の一部、 232、233、234、236、237、238、239、240、241、243、 244
安達ヶ原 四丁目	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15-1、15-2、 16、17-1、17-2、18の一部、19の一部、20、21、22、23、24、 25、26-1、26-2、27、28、29、30の一部、31の一部、32、33の一部、 34の一部、35の一部、36、37、38、39、40、41、42、4360の一部、 61の一部、62の一部、63、64、65、66、67の一部、70の一部、73の一部、 74の一部、75の一部、76-1、76-2、77-1の一部、77-2の一部、78-1、 78-2、79、80、81、82-1、82-2、82-3、83、84、85の一部、

字	地 番
	87-1の一部、87-2の一部、203の一部、204の一部、205-1の一部、 205-2の一部、206、207-1、207-2、208、209-1、209-2、 210の一部、211-1、211-2の一部、212-1、212-2、212-3、 212-4、213-1の一部、213-2の一部、213-3の一部、214の一部、 215、216、217の一部、218-1の一部、218-2、218-3、 218-4の一部、218-5、241の一部、243の一部、244、247の一部、 251の一部、259の一部、261の一部、262の一部、276の一部、278の一部
安達ヶ原 七丁目	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、 18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30-1、 30-2、31、32、33、34、35、36-1、36-2、37、38、39、40、 41、42、43、44、45-1、45-2、45-3、46-1、46-2、 47-1、47-2、48-1、48-2、49、50-2、50-3、51-1、 51-2、51-3、52-1、52-2、52-3、53-1、53-2、54-1、 54-2、54-3、55、56、57、58-1、58-2、58-3、59-1、 59-2、60-1、60-2、61-1、61-2、62、63、64、65、 66-1、66-2、67-1、67-2、67-3、68、69、70、71、 72-1、72-2、73、74-1、74-2、75、76、77、78、79、80、 81、82、83、84、85、86-1、86-2、87、88、89、90、91、 92、93、94-1、94-2、95、96、97、98、99、100、101、 102、103、104、105、106、107、108-1、108-2、108-3、 109-1、109-2、110、111、112、113、114、115、116、 117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、 127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、 137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、 147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、 157、158、159、160-1、160-2、161、162、163、164、 165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、 175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、 185、186、187、188、189-1、189-2、190-1、190-2、 191、192-1、192-2、193、193-2、194-1、194-2、 194-3、194-4、195-1、195-2、195-3、196、197、 198-1、198-2、199-1、199-2、200、201-1、201-2、 201-3、201-4、201-5、202-1、202-2、203-1、 203-2、203-3、203-4、203-5、204-1、205、205-2、 205-3、206、207、208-1、208-2、208-3、208-4、 209-1、209-2、209-3、209-4、210-1、210-2、 210-3、211-1、211-2、212、213、214-1、214-2、

字	地 番
	215、216、217、218、219、220、220-1、221、222、223、 224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、 234、235、236、237、238、239、240、241-1、241-2、 241-3、241-4、242、243、244-1、244-2、245、246、 247、248、249、250、251、252、253、254、255、256-1、 256-2、257、258、259、260、261、262、263、264、 265-1、265-2、266-1、266-2、267、277、278、283、 284、285、286、287、288、289-1、289-2、289-3、 290-1、291、299、300、301、302、303、311-1、311-2、 311-3、312-1、313-1、314-1、315-1、316-1、 317-1、318-1、319-1、320-1、321-1、322-1、 323-1、324-1、325-1、326-1、327-1、328-1、 328-2、328-3、328-4、329-1、329-2、329-3、 330-1、330-2、330-3、331-1、331-2、331-3、 331-4、332-1、332-3、333-1、333-2、334-1、 334-2、335-1、335-2、336-1、336-2、337-1、 337-2、338-1、338-2、339-1、339-2、339-3、 341-1、342-1、343-1、344-1、345-1、346-1、 347-1、348-1、348-3、349-1、349-2、350-1、 351-1、352-1、353-1、354-1、355-1、356-1、 362-1、362-2、363、364、365、366、367、368、369、 370、371、372、373、374、375、376、376-2、376-3、 378、379、380、381-1、382-1、382-3、382-4、383、 384-1、384-2、385、386、387、388、390、391-1、 391-2、392、393、394、395、397-1、399、400、401、 402、403、404、405、406-1、407-2、408、410、411、 412、417、418-1、419、422、425、428、429-1、429-2、 430、431、432、433、434、435、436、437、438、440、 441、442、443、444、445、446、447、450、451、452、 453、454、455、501、502、503、504、505、506、507、 508、509
矢ノ戸	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、 18、19、20、21、22-1、22-2、23、24、25、26、27-1、 27-2、28、29、30、31-1、31-2、32、33、34、35、36、37、 38、39、40、41、42、43、44、45-1、45-2、46-1、46-2、 47、48、49-1、49-2、50、51、52、53、54、55、56、57、 58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、

字	地 番
	72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、 86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、97、98、99-1、 99-2、100、101、102、103、104、105、106、107、108、 109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、 119、120、121-1、121-2、122、123、124、125、126、 127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、 137、138-1、138-2、139、140、141、142、143、144、 145、146、147、148、149、150、151、153、154、155、 156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、 166、167、168、169、170、171、172、173、174、175-1、 176、177-1、178-1、179-1、180-1、181-1、183、 184、201、202、203、204、205、206、207、208、209、 210、211、212、213、214、215-1、215-2、216、217、 218、219、220、221、222、223、224、233-1、234-1、 235-1、235-2、236-1、236-2、237-1、237-2、 240-1、240-2、241-1、241-2、248、249、250、 251-1、251-2、281、282、283、284、285、286、318-1、 319-1、320-1、321-1、322-1、323、324、325、 326-1、337-1、338、339、340、341-1、342-1、 346-1、347、348、349-1、356-1、357、358、359、361、 362、363、364-1、364-2、364-3、364-4、365、366、 367、368-1、369、370-1、370-2、371、372-1、550、 551、552、553、554、555、556、557、559、565、577、 578、579、580、581、582、585、588-1、592、593、594、 595、596、597、598、600、602、603、604、608
石 畑	29-2、30-1、31、32-1、32-2、35-1、35-2、35-3、 36-1、37-1、38、49-1、49-2、50-1、50-2、51-1、 51-2、51-3、51-4、51-5、52-1、52-2、53-1、53-2、 53-3、54、55-1、55-2、55-3、56、58-1、58-2、 59-1、60、61、62、63、64-1、65、66、67、68-1、69-1、 70-1、71-1、72、73、74、75、76-1、78、79-1、80、 81-1、81-2、82-1、83-1、87、88-1、88-2、89-2、 96-2、97-2、98-2、103-2、218-2、368-1、386、 387-1、388、411、412、413、414、415、417、418-1、 418-2、419、420、421、423、424、434、435、436、437、 438、439-1、439-2、440、445、446、447、448、449、 450、451-1、451-2、452、453、454、467、468、472、

字	地 番
	473、504、505、508、509、512、518、519、520、525、 526、529、531、533、534、537、539
蓬 田	1-1、1-2、2、3-1、4-1、4-2、5、6、7、8、9、10、11、12、 13-1、13-2、14-1、14-2、15-1、15-2、16、17-1、 17-2、18-1、18-2、18-3、19、20、21、22、23、24、25、 26、27、28、29、30、31、32、34、41-1、42-1、67、68-2、 69-1、69-2、70、71、72、83、84、85-1、85-2、85-3、 86、87、129、130、131-1、132-1、133-1、134-1、 135、136-1、137-1、138-1、139、140、141、142-2、 142-3、189、190、191、192-1、195、196、197-1、 213-4、213-5、213-6、213-7、214、217、218、 219-1、709、748、749、785-1、785-2、785-3、786、 788-1、789、790、792、794、796、798、800、801、802、 803、804、806、807、889、911、912、913、914、915、 916-1、916-2、917-1、917-2、918、919、920-1、 940、941、942、943、944、947、949、950、951、955
谷和子	6-1、15、16、473、474、494
浅 川	1、2、3、4、5、6、7、8、9-1、9-2、10、11、12、13-1、 13-2、13-3、14、15-1、16-1、17、18-1、18-2、 19-1、19-2、20、21-1、22-1、23、24、25-7、26、 27-1、27-2、28-1、28-2、28-4、32-1、32-2、36-3、 37-3、38、39-1、40-1、40-4、41-1、41-2、42、43、 44、45、54、55、56、58、85-3、86-1、87、88、89-3、 90-1、90-3、96-1、97-1、97-5、97-6、98-1、99-1、 99-2、100-1、100-2、101、102、103、104-1、104-2、 105-1、105-2、112、113-1、113-2、117-1、118、 119、124、125-1、125-2、125-3、126-1、126-2、 127-1、127-2、127-3、128-1、128-2、128-3、129、 130-1、130-2、131、132、133-1、133-2、133-3、 133-4、134-1、134-2、134-3、135-1、135-2、 135-3、135-4、135-5、136-1、136-2、136-3、 137-1、297-1、297-2、298-1、298-2、299-1、300、 301、302、303、341、378、386、388、390-1、390-2、 395、408、409、447、448、449、450、451、452、453、 454-1、454-2、454-3、455、456、457
中 森	2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12-1、12-2、13、14、 15-1、15-2、16、17-1、20、21、32、33、34-1、34-2、

字	地 番
	40、41、42、46、47、48、49、50、51、52、53-2、92、93、 94-1、94-2、94-3、95、96-1、96-2、96-3、96-4、 97、98、99、100、101、102、103-1、103-3、103-4、 104、105、106、107、110-1、110-2、110-3、111-1、 111-2、112、113-1、113-2、135、136、137、138-1、 138-2、139-1、139-2、140-1、140-2、141-1、142、 143-1、143-2、144、145、146、147-1、147-2、 148-1、148-2、149-1、149-2、149-3、149-4、 149-5、150-1、150-2、151-1、151-2、217-1、 217-2、218-1、218-2、219-1、219-2、220、221-1、 221-2、221-3、222、223、224-2、224-3、224-4、 226-2、226-3、228-3、229-3、229-4、230-2、 247-1、302、305、306、317、318、319-1、356-1、 356-2、357、358、363、364、365、366、370
長 下	4-1、4-2、5、6、7-1、7-2、8、9、10、11、12-2、12-3、 43-1、43-2
高 田	136-1、176-2、179-1、275-1、275-2、278、280、 285-1、286、314-2、(ほか地番不明地2箇所を含む)
南トロミ	1-1、1-2、2-1、2-2、3、4、5-1 (筆界未定地)、5-2 (筆界未定地) 5-3 (筆界未定地)、5-4 (筆界未定地)、6-1 (筆界未定地)、6-2 (筆界未定地)、 7、8、9、10、11、12-1、18-1、19、20-1、20-2、21-1、 21-2、22-1、23-1、24-1、24-2、36-1、37-1、37-2、 38、39-1、39-2、40-1、40-2、41-1、42-1、43-1、 44-1、45-1、46、47-1、109-1、110-1、121-1、122-1、 123-1、139-1、140-1、141-1、144、145-1、874の一部、 876の一部、878の一部、883の一部、885、886の一部、888、 889-3の一部、944の一部、945の一部、
北トロミ	1、2-1、2-2、2-3、3-1、3-2、4-1、4-2、5、6、7、 8-1、43-1、44-1、45-1、46-1、47-1、48-1、49-1、 50-1、51-1、52-1、53-1、54-1、55、56、57-1、58-1、 59、60、61-1、62-1、63、64、65-1、65-2、66-1、67-1、 68-1、69-1、70-1、71-1、72-1、73-1、74-1、75、76、 77-1、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、 90、91、92、93、94-1、94-2、94-3、95、96、97-1、 97-2、98-1、98-2、99-1、99-2、100、101、102-1、 102-2、103、104、105-1、105-2、106、107、108、 109-1、109-2、110-1、110-2、111、112-1、112-2、

字	地 番
	113、114、115、116、117、118、119、120-1、120-2、 121-1、121-2、121-3、121-4、122、123、124、125、 126、127-1、131-1、132、133-1、134-1、170-1、171、 172、173、174-1、178-1、179、180-1（筆界未定地） 180-2（筆界未定地）、181、182、183-1、183-3、184-1、 184-2、185-1、185-2、186-1、186-2、186-3、 191-3の一部、194-3の一部、206-1、206-2、207-1、208、 209-1、214-1、215-1、216-1、217、218-1、219-1、 291-1、292、294-1、295-1、646の一部、649-1の一部、 652-1の一部、654-1の一部、656-1の一部、682、709-1、 710-1、
平石高田 一丁目	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、 18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29-1、29-2、 30、31-1、31-2、32、35-1、35-2、35-3、36-1、36-2、 36-1、36-2、39-1、39-2、39-3、40-3、40-4、44-1、 44-2、44-3、44-4、45-1、45-3、45-4、45-5、45-6、 46-1、46-2、47、48-1、49-1、118、119、
平石高田 二丁目	17、18、19、20、21、22、23、24-1、24-2、24-3、25-1、 25-2、25-3、25-4、26-1、26-2、26-3、28-2、29-1、 29-2、29-3、30-2、30-3、30-4、125、436、437の一部、 438-1、438-2、439、
平石高田 三丁目	1-1、1-2、1-3、1-4、2-1、2-2、2-3、2-5、2-6、2-7、 2-8、2-9、2-10、4-2、5-1、5-2、5-3、5-4、6、7-1、7-2、 7-3、7-4、7-6、7-8、7-10、8-2、8-3、8-4、9-1、9-2、 10、11-1、11-2、11-3、11-4、11-5、11-6、11-7、12-1、 12-2、13-1、13-2、13-3、16-2、16-3、17-2、17-3、 18-2、19-1、19-2、20-1、20-3、21-1、21-2、21-3、 21-4、21-6、433-2、433-3、434、457、458-2、458-13、 459-1、459-2、464-1
平石高田 四丁目	1、2、3-1、3-2、3-3、4-1、4-2、4-3、5、6-1、6-2、7、8、 9-1、9-2、10、11、12、13-1、13-2、13-3、14-1、14-2、 14-3、14-4、14-6、14-7、14-8、14-9、15、16、17-1、 17-2、17-3、18-1、18-2、18-3、18-4、18-5、19、20、 21-1、21-2、22-1、22-2、23-1、23-2、23-3、24、25-1、 25-2、25-3、26、27、32-1、32-3、34、35、36、37、38、 39、40、41、42、43、44、45、46、47、49、50、51、52、53、 54、55、56、57-1、57-2、58、59、60-1、60-2、61-1、

字	地 番
	61-2、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、 74、75、76、77、78、79-1、79-2、80、81、82、83、84、85、 86、87-1、87-2、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、 98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、 109、110、111、112、113、114、115、116、117、203-1、 203-2、204、205-1、205-2、206-1、206-1、206-2、 207-1、207-2、208-1、208-2、208-3、208-4、209-1、 209-2、209-3、209-4、209-5、209-6、210-1、210-2、 211-1、211-3、212-1、212-3、213-1、213-3、259-1、 259-2、259-3、260-1、260-2、260-3、261-2、261-4、 261-7、262-1、262-2、262-3、263、264-1、264-2、 265、266-2、266-3、267、268、269-1、269-3、329、 332、333、335
油井字 石ヶ崎	15-1、16-1、16-2、18-1、18-2、19-1、19-2、22-1、 23-1、26-1、27、28、29、31-2、33、34、35、36、37、 42-1、43-1、45
油井字河窪	177
油井字供中	2-1、2-2、2-3、2-5、2-8、2-9、2-10、2-11、2-12、4-1、 4-2、4-4、4-7、4-8、4-9、4-10、7、8-1、8-2、8-3、8-4、 8-5、8-6、8-7、8-12、8-15、8-16、8-17、9-1、9-2、 9-3、9-4、9-6、9-8、10、11-1、11-2、11-3、13、14、18、 19、20-1、21-1、22-1、22-2、22-3、23-1、23-5、24-1、 24-4、25-3、63-2、74-5、86-1、91-2、93-1、93-2、 94-1、94-2、97-1
油井字 上落合	192-1、194-1、194-4、200-1、201、204、205、208-1、 210、211、217-1、219、220-1、227-1、227-4、228-1、 232-1、237-2、239-1、240-1、241-1、245-1、248-1、 249-1、251-1、252、253、254-1、259、260、261、 262-1、262-2、265、266-2、267-1、268-1、268-2、 273-1、273-2、279-1、279-2、279-3、283-1、283-2、 288-1、288-2、292-1、297-1、299-1、300-1、312-3、 312-4
上川崎字 藤兵内	32-1、33-1、33-2、34-1、34-2、34-3、34-4、35、36、 37、38、39、40、41、42-1、43-1、44、45、46、47、48、49、 50-1、50-2、51、52、53、54、55、56、57-1、58-1、58-2、 59、60、61-1、61-2、62、70、71、72、73-1、73-3、74、 77-1、77-3、151-1、151-2、152、153-1、153-2、

字	地番
	153-3、153-4、154、155、156、157
上川崎字 大壇	2、3-1、3-2、4、5、6-1、7、8-1、9、10-1、11、12-1、 12-2、13、15-1、16-1、17、18、19、20、21-1、22、23-1、 84-1、84-2、85、86-1、86-2、86-3、87-1、87-2、88-1、 88-2、89、90、91-1、91-2、92-1、92-2、93、94、95、 96-1、96-2、96-3、97-1、97-2、98-1、98-2、98-3、 99-1、99-2、99-3、100-1、100-2、101-1、101-2、102、 103、104、105、106、107、108、109-1、110、111-1、 111-2、112-1、112-2、113-1、113-2、114-1、114-2、 115-1、115-2、116-1、116-2、117-1、117-2
上川崎字 戸ノ内	2-1、3-1、4、5、29-1、29-2、29-3、32-1、32-2、33-1、 33-2、34-1、34-2、35、59-1、61-1、62、63、64-1、65、 66-1、168、169、170、171、173、174、175、176、177、 178、179、180、181、182、189、193、194、195、196、 197、198、199、200、201、216、217、218、225-1、226、 227-1、229-1、231、232、233、234、235-1、237-1、 237-3、238、239、240-1、240-2、241-1、241-2、 242-1、242-2、243-1、244、245、246-1、246-2、 247-1、247-2、248、249、250-1、250-2、251、252、 253-1、253-3、254-1、254-2、255-1、255-2、256-1、 256-2、257-1、257-2、258-1、258-2、259-1、259-2、 260-1、260-2、261-1、261-2、262-1、262-2、263-1、 263-2、263-3、371、372、373-1、373-2、374、375、 376、377、378-1、378-2、379-1、380、383-1、383-2、 384、385、386、387、388、390、391、392、393、394、 395、396、397、398
上川崎字 坂ノ下	230-1、231、232-1、233-1、235-1、239、247、248、 249-1、250-1、277、278、279、280、281、282-1、 284-1、284-2、285、286、288、293、294、295、296、 297、298、314、315、316、317、318、319、378、379、 380、381、382、383、384、531、532、533-1、537、565、 575、576、579
上川崎字 川ノ端	27、28、29、30、44、45、46、47、48、49、114、117、120、 121、140、141、142、143、144-1、146、147-1、148、 157、158、159、160、168、169、170-1、172、173、174、 185、187、189、214、215、216、217、225-2、226-1、 226-2、227-1、227-2、228-1、228-2、231、232、

字	地 番
	233、235-1、235-2、237-1、238-1、239-1、239-2、 239-3、240-1、242、243-1、243-2、243-3、243-4、 244、245、246、247、337、338、345、346、351
上川崎字 昆布内	84、85、86、88、103、201、202、203、204、205、206、 207、208、209、213-1、213-2、214、215、216、217、 218、219、220-1、220-2、222、223、224、225、226、 227、228、229、231
上川崎字 中ノ内	65、66、67、68、69、74、75、76、97、101、103、106、107

資料69 災害関連協定締結一覧

(1) 市協定一覧

協定名	締結先	締結年月日
災害時における相互援助協定	福島地方拠点都市地域（県北地方）福島市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	平成7年8月1日
災害時における二本松市と葛飾区との相互応援に関する基本協定	東京都葛飾区	平成8年2月19日
災害時における相互応援に関する協定	埼玉県越谷市	平成8年7月2日
福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	広域圏内構成自治体※1	平成9年1月16日
一般国道4号道の駅「安達」に設置する道路情報提供装置の維持管理に関する覚書	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所	平成9年3月24日
災害時の相互応援に関する協定	長野県駒ヶ根市	平成17年10月14日
災害時の医療救護に関する協定書	一般社団法人安達医師会	平成18年11月2日
地震等災害時の応急給水及び復旧に関する協定書	二本松管工事組合	平成20年8月29日
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 東北地方整備局	平成23年6月1日
一般国道4号線道の駅「安達」道路情報提供装置の管理に関する協定	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所	平成24年3月30日
防災情報提供・放送及びテレビ会議システムの運用に関する協定	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所	平成24年8月1日
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成25年4月1日
道の駅「安達」下り線の管理に関する覚書	国土交通省 東北整備局 福島河川国道事務所	平成25年7月4日
富士見市と二本松市との災害時相互支援に関する協定	埼玉県富士見市	平成25年10月23日
河川管理者による水防活動への協力に関する確認書	国土交通省 東北整備局 福島河川国道事務所	平成26年1月15日
福島県LPガス協会二本松支部との災害時におけるLPガスの供給協力に関する協定	福島県LPガス協会二本松支部	平成27年3月24日
災害時における支援に関する協定	二本松市社会福祉協議会	平成27年12月24日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成28年11月22日
災害時における災害廃棄物の処理及び物資等の緊急輸送等に関する協定書	二本松セーフティネット 協同組合	平成28年12月1日
原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関する協定	茨城県日立市	平成29年8月3日

協定名	締結先	締結年月日
災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定	二本松地区ハイヤー・タクシー 経営者協議会	平成 30 年 3 月 16 日
福島県社会保険労務士会との大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定	福島県社会保険労務士会	平成 30 年 5 月 10 日
災害時における応急対策業務の支援に関する協定	二本松市建設事業協同組合	平成 30 年 12 月 1 日
災害時における内水処理業務の支援に関する協定	二本松市建設事業協同組合	平成 30 年 12 月 1 日
二本松市と二本松市内郵便局との包括連携協定	日本郵便株式会社二本松郵便局	平成 31 年 1 月 29 日
災害等発生時における葬祭用品の調達等に関する協定	福島県葬祭業協同組合・ 福島県霊柩自動車組合	令和元年 5 月 10 日
福島河川国道事務所と二本松市における災害時の相互応援に関する協定	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所	令和元年 9 月 30 日
災害等における無人航空機による情報収集活動（撮影等）に関する協定	株式会社 東昇コンサルタント	令和 2 年 5 月 1 日
大規模災害時における物資の緊急輸送等に関する協定	一般社団法人 AZ-COM丸 和・支援ネットワーク、 株式会社 丸や運送	令和 2 年 7 月 14 日
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	福島県旅館ホテル生活衛生同業 組合岳支部	令和 2 年 7 月 28 日
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	株式会社ポラリス (アーバンホテル二本松)	令和 2 年 7 月 28 日
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	株式会社ウッディ振興社	令和 2 年 7 月 28 日
災害時の協力に関する協定	東北電力ネットワーク株式会社 福島電力センター	令和 2 年 11 月 20 日
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ダイユーエイト	令和 2 年 11 月 30 日

※1 ≪福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）≫福島市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 ≪仙南地域行政圏≫白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町 ≪相馬地方広域市町村圏≫相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村 ≪亙理・名取広域行政圏≫名取市、岩沼市、亙理町、山元町 ≪置賜広域行政圏≫米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町

(2) 県協定一覧

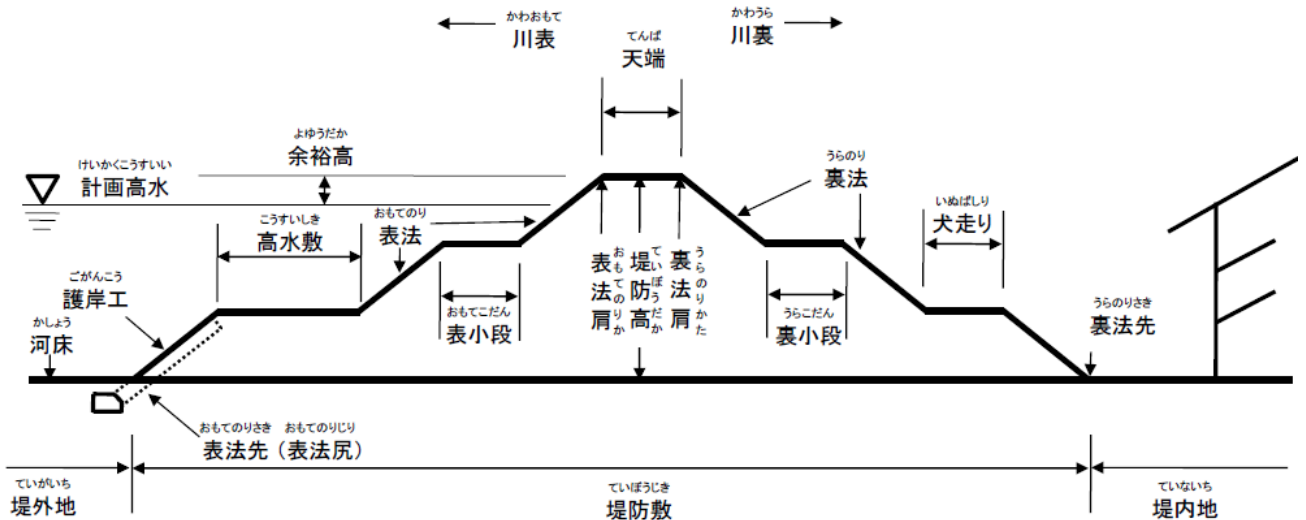
協定名	締結先	締結年月日
道の駅防災総合利用に関する基本協定	福島「道の駅」連絡会	平成 20 年 8 月 7 日
災害等における遺体の搬送に関する協定書	社団法人 全国霊柩自動車協会	平成 21 年 11 月 25 日
災害時における物資の保管等に関する協定	福島県倉庫協会	平成 26 年 3 月 26 日

協定名	締結先	締結年月日
災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	公益社団法人 福島県トラック協会	平成30年3月30日
災害時等における電動車両等を利用した停電対策等に関する協定	福島県自動車販売店協会	令和2年5月21日
災害時における協力店舗の駐車場等施設の提供に関する協定	福島県遊技業協同組合連合会	令和3年4月21日
災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定	福島県建設業協会 福島県工務店協会 福島県建築大工業協会	令和3年6月14日
福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	県内59市町村及び一部事務組合管理者※2	令和3年6月18日
福島県災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	令和3年10月1日

※2 <一部事務組合管理者>川俣方部衛生処理組合、伊達地方衛生処理組合、須賀川地方保健環境組合、東白衛生組合、石川地方生活環境施設組合、田村広域行政組合、相馬方部衛生組合、白河地方広域市町村圏整備組合、喜多方地方広域市町村圏組合、安達地方広域行政組合、会津若松地方広域市町村圏整備組合、双葉地方広域市町村圏組合、南会津地方県境衛生組合

資料70 水防工法一覧

【河川堤防の名称】



【河川堤防の破堤原因】

- (1) 越水（溢水）による場合 堤防から水が溢れでて、堤防の裏法面から欠壊していく。
- (2) 浸透（漏水）による場合 河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が欠壊していく。
- (3) 洗掘による場合 河川の流勢により表法面が洗掘されて欠壊していく。

【破堤原因別の水防工法】

（「実務者のための水防技術ハンドブック」より）

原因	工法	工法の概要	利水箇所、河川	おもに使用する資材 現在
越水	積み土のう	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤防の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シー張り工 ト	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう

原因	工法	工法の概要	利水箇所、河川	おもに使用する資材 現 在	
漏水	川裏対策	釜段 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニール帆布製中空形水マット積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、パイプ鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川表対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅い所)	土俵の代わりに土のう
洗掘		むしろ張り工 継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	急流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰めの土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう

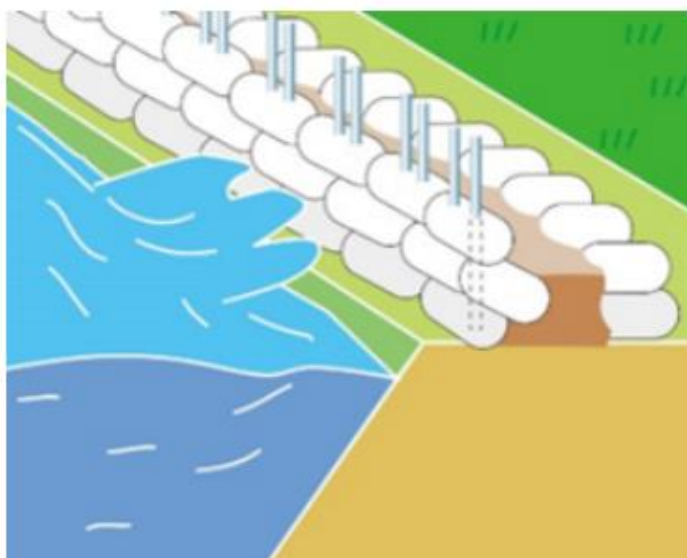
原因	工法	工法の概要	利水箇所、河川	おもに使用する資材 現 在	
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	天端～裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
裏のり崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工(くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
	崩壊	竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、橋のピアなどに堆積した流木のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		かぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう		
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

資料 7 1 基本的水防工法

多数の水防工法のうち、当市の重要水防区域における対策水防工法である2つの工法について概要を説明する。

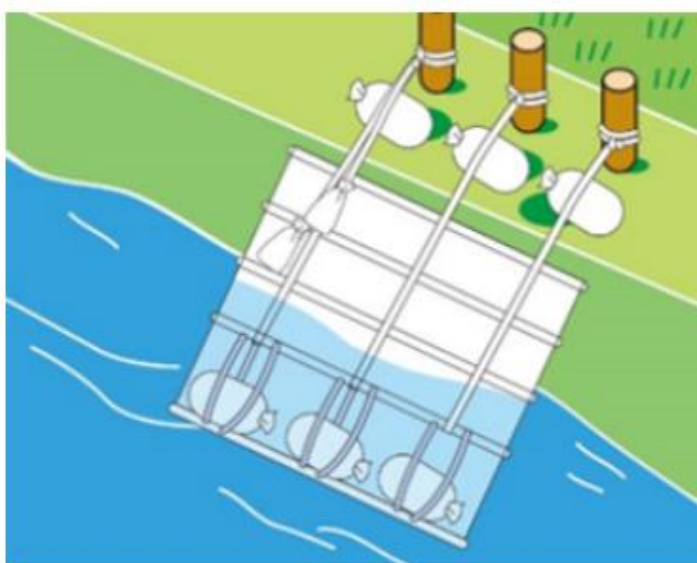
(1) 積土のう工

河川の水が堤防を越えそうな場合に、堤防の上に土のうを積み、川の水が堤防を超えるのを防ぐ。



(2) シート張り工

水の流れて堤防が削り取られるのを防ぎ、堤防への水の浸透を防ぐ。防水シート(ブルーシート等)の下部に土のうの重しをつけて使用する。



資料72 市の広報例文

1 火災発生放送（防災行政無線）

♪火災警報音♪

こちらは、消防本部（防災二本松）です。

ただいま、〇〇地域 ◇◇地内において（□□付近で）、△△火災が発生しました。

以上、消防本部（防災二本松）です。

（繰り返す）

♪《チャイム》♪

2 大規模山林火災による住民への広報（広報車等）

－《サイレン》－

こちらは、二本松市役所（二本松市消防団）です。

現在〇〇地内において山林火災が発生し、延焼中です。

付近の住民の皆さんは、警戒（□□へ避難）してください。

－《サイレン》－

3 洪水による住民への広報（広報車等）

－《サイレン》－

こちらは、二本松市役所（二本松市消防団）です。

〇〇川の増水により、氾濫の危険が高まっています。

付近（〇〇地区）の住民の皆さんは、ただちに△△へ避難してください。

－《サイレン》－

4 土砂災害による住民への広報（広報車等）

－《サイレン》－

こちらは、二本松市役所（二本松市消防団）です。

大雨により□□地区が危険な状態となっています。

付近（〇〇地区）の住民の皆さんは、がけ崩れなどに十分警戒（△△へ避難）してください。

－《サイレン》－

5 火山災害による住民への広報（広報車等）

－《サイレン》－

こちらは、二本松市災害対策本部です。

現在、福島地方気象台より〇〇火山情報が発表され、危険な状態となっています。

付近の住民の皆さんは、警戒（△△へ避難）してください。

－《サイレン》－

第 2 部 条例・規程

資料 7 3 二本松市防災会議条例

平成17年12月 1 日条例第215号

改正

平成25年 3 月28日条例第11号

二本松市防災会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第 6 項の規定に基づき、二本松市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 二本松市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画について調査審議すること。
- (5) 二本松市阿武隈川出水災害危険区域に関する条例(平成17年二本松市条例第154号)に基づき災害危険区域について調査審議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長が部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市教育委員会教育長
 - (6) 安達地方広域行政組合消防長
 - (7) 消防団役員のうちから市長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 学識経験を有する者のうちから市長が任命する者
- 6 委員の定数は、30人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 第2条第5号に規定する事項について調査審議するときは、防災会議に臨時委員若干人を置くものとする。

2 臨時委員は、当該調査審議する事項に利害関係のある者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員は、当該調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第5条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 7 4 二本松市災害対策本部条例

平成17年12月 1 日条例第216号

改正

平成25年 3 月28日条例第12号

二本松市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、二本松市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 災害対策本部は、災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員で組織する。

2 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年12月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年 3 月28日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 7 5 二本松市消防団設置等に関する条例

平成17年12月 1 日条例第218号

改正

令和 3 年 6 月 16 日条例第12号

二本松市消防団設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条の規定に基づき、二本松市消防団の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 二本松市の消防事務を処理するため、消防団を設置する。

(名称及び区域)

第 3 条 消防団の名称は、二本松市消防団と称し、管轄区域は、二本松市の区域の全部とする。

(定員)

第 4 条 消防団員の定員は、1,473人とし、団員の種類及び人数は次に掲げるとおりとする。

(1) 基本団員(次号に掲げる機能別団員以外の消防団員をいう。以下同じ。) 1,313人

(2) 機能別団員(市長が別に定める特定の消防団活動に従事する消防団員をいう。以下同じ。) 160人

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号。以下「政令」という。)第4条第1項第1号の規定に基づき、消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定数は、前項の消防団員の人数とする。

3 政令第4条第3項の規定に基づき、消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項第1号で定める基本団員の人数とする。

(資格)

第 5 条 基本団員は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 年齢18歳以上の者

(2) 志操堅固で身体強健な者

(3) 市内に居住し、勤務し、又は通学する者

2 機能別団員は、前項各号に規定する資格を有し、過去に消防団員としての経験がある者又はこれに準ずる経験を有すると消防団長が認めた者とする。

(退職)

第 6 条 消防団員が退職しようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

第 7 条 消防団員であつて、次の各号のいずれかに該当する場合には、任命権者は、

これを懲戒するものとする。

- (1) 消防に関する法令又は条例に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 消防団員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の懲戒は、次の区分により行う。

- (1) 免職
- (2) 停職(1月以内の期間を定めて行う。)
- (3) 戒告
(服務規律)

第8条 消防団員は、消防団長の招集によって出動し、服務するものとする。

2 招集の命を受けないときであっても、火災その他災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定された要領に従い、直ちに出動して服務しなければならない。

3 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあつては市長に、消防団長以外の消防団員にあつては消防団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

(遵守事項)

第9条 消防団員は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) いつでも招集に応じ得る準備を整え、災害発生に当たり支障のないようにすること。
- (2) 住民に対し常に火災の予防及び警戒心の喚起に努め、事ある場合には、身を挺してこれに当たる心構えを持つこと。
- (3) 規律を厳守し、上司の指揮命令の下一致団結して事に当たること。
- (4) 互いに礼節を重んじ、信義を厚くし、常に言行を慎むこと。
- (5) 職務に関し金品の贈与又は饗応を受け、又はこれを請求する等のことをしないこと。
- (6) 職務上知り得た機密を他に漏らさないこと。
- (7) 消防団又は消防団員の名義をもって政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛争に関与しないこと。
- (8) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしないこと。
- (9) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほか、使用しないこと。
- (10) 貸与品及び給与品は、大切に保管し、服務以外これを使用し、又は他人に貸与しないこと。

(宣誓)

第10条 消防団員となった者は、宣誓書(別記様式)に署名しなければならない。

(報酬)

第11条 基本団員には、別表第1に掲げる年額報酬及び出動報酬を、機能別団員には、別表第1に掲げる年額報酬を支給する。

2 年額報酬は、毎年9月及び3月にそれぞれ2分の1の額を、二本松市特別職の職員で

非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年二本松市条例第38号）第3条第2項の例により支給する。

3 出動報酬は、災害等の職務に従事した場合に、出動回数に応じ、年2回に分けて支給する。

（費用弁償）

第12条 消防団員が職務のため市外に旅行したとき（災害出動を除く。）は、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、消防団員に支給する旅費については、二本松市職員等の旅費の支給に関する規則（平成17年二本松市規則第35号）の例による。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の二本松市消防団設置等に関する条例（昭和48年二本松市条例第4号）、安達町消防団設置等に関する条例（昭和41年安達町条例第12号）、岩代町消防団設置等に関する条例（昭和48年岩代町条例第6号）、岩代町消防団員の報酬等支給に関する条例（昭和48年岩代町条例第7号）又は東和町消防団設置等に関する条例（昭和41年東和町条例第17号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（令和3年6月16日条例第12号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月24日条例第38号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

区分		報酬額
基本団員	団長	年額 219,000円
	副団長	年額 190,000円
	地区隊長	年額 180,000円

	副地区隊長	年額 156,000円
	指導員	年額 130,000円
	分団長	年額 115,000円
	副分団長	年額 85,000円
	部長	年額 54,000円
	副部長	年額 44,000円
	班長	年額 33,000円
	機関長	
	団員	年額 26,000円
機能別団員		年額 7,000円
出動手当		1回 2,000円

別表第2（第12条関係）

車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
		甲地方	乙地方	
37円	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円

備考 東京都内の特別区における車賃は、本表の額にかかわらず、滞在1日につき1,000円とする。

別記様式（第10条関係）

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、条例及び規則を守り、二本松市民の奉仕者として、良心に従い、忠実かつ公正に消防の職務に当たることを固く誓います。

年 月 日

二本松市消防団

氏 名

資料 7 6 二本松市消防団の組織等に関する規則

平成17年12月 1 日規則第145号

改正

平成22年 3 月19日規則第 7 号

二本松市消防団の組織等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)の規定に基づき、二本松市消防団の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 二本松市消防団(以下「消防団」という。)の組織は、本団及び4 地区隊17分団とする。

2 地区隊、分団の名称及び区域は、別表第 1 のとおりとする。

(階級)

第 3 条 消防団員の階級については、消防団員の階級の基準(昭和39年消防庁告示第 5 号)の例による。

(役員)

第 4 条 消防団に次の表に掲げる役員を置き、役員の定員は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	役職名	定員
本団	消防団長	1 人
	副団長	1 人
地区隊	地区隊長	4 人
	副地区隊長	4 人
	指導員	5 人
分団	分団長	17人
	副分団長	17人
	部長	65人
	副部長	67人
	班長	112人
	機関長	106人

(役員の任期)

第5条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により任命された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(消防団員の配置)

第6条 消防団員の配置は、別表第2のとおりとする。

(運営)

第7条 消防団長は、消防団員を統率し、団務を掌理する。

2 副団長は、消防団長を補佐し、消防団長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 地区隊長は、上司の命を受け、所属団員を統率し、地区隊の事務を掌理する。

4 副地区隊長は、地区隊長を補佐し、地区隊長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 指導員は、上司の命を受け、団員の訓練指導に当たる。

6 分団長、部長及び班長は、それぞれ上司の命を受け、所属団員の指導及び機械器具の維持管理に当たる。

7 副分団長及び副部長は、それぞれ分団長、部長を補佐し、その長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

8 機関長は、上司の命を受け、所属団員を指揮して機械器具の整備に当たる。

(訓練礼式)

第8条 消防団員の訓練、礼式については、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)の例による。

(服制)

第9条 消防団員の服制については、消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)の例による。

(設備資材)

第10条 消防団長は、設備資材を配備しなければならない。

2 前項の設備資材は、消防団長がこれを管理する。

(被服及び装備品)

第11条 消防団員の被服及び装備品並びにそれらの使用期間は、別表第3に定めるところによる。

(団則)

第12条 消防団長は、その権限に属する範囲内で市長の承認を得て、団則その他必要な事項を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に任命される役員の任期は、第5条第1項の規定にかか

ならず、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成22年規則第7号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第35号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

地区隊・分団の名称及び区域

地区隊の名称	分団の名称	区域
二本松地区隊	第1分団	合併前の二本松市の区域において他の分団に属さない区域
	第2分団	昭和29年12月31日現在の塩沢村の区域
	第3分団	〃 岳下村の区域
	第4分団	〃 杉田村の区域
	第5分団	〃 石井村の区域
	第6分団	〃 大平村の区域
安達地区隊	第1分団	油井の区域
	第2分団	渋川、米沢、吉倉の区域
	第3分団	上川崎、小沢の区域
	第4分団	下川崎の区域
岩代地区隊	第1分団	小浜、西勝田西部、成田、上長折、下長折、長折、西勝田東部の区域
	第2分団	西新殿、杉沢、東新殿、初森、上太田の区域
	第3分団	百目木、茂原、田沢の区域
東和地区隊	第1分団	針道の区域
	第2分団	木幡の区域
	第3分団	太田の区域(字下田、芦堰を除く。)
	第4分団	戸沢の区域及び太田字下田、太田字芦堰の区域

別表第2 (第6条関係)

消防団員の配置(階級別定員を含む。)

区分	階級	団長	副団長		分団長			副分団長	部長		班長		団員	合計
	職名	団長	副団長	地区隊長	副地区隊長	指導員	分団長	副分団長	部長	副部長	班長	機関長	団員	
	本団	1	1											2
二本松地区隊	幹部			1	1	2								4
	第1分団						1	1	7	7	7	7	75	105
	第2分団						1	1	3	3	5	5	49	67
	第3分団						1	1	5	5	10	11	83	116
	第4分団						1	1	3	3	7	7	49	71
	第5分団						1	1	3	3	8	8	48	72
	第6分団						1	1	3	3	6	6	50	70
	地区隊計			1	1	2	6	6	24	24	43	44	354	505
安達地区隊	幹部			1	1	1								3
	第1分団						1	1	6	6	6	6	64	90
	第2分団						1	1	3	3	6	4	47	65
	第3分団						1	1	4	4	4	4	42	60
	第4分団						1	1	2	2	2	2	25	35
	地区隊計			1	1	1	4	4	15	15	18	16	178	253

岩代地区隊	幹部			1	1	1								3
	第1分団						1	1	7	9	11	10	90	129
	第2分団						1	1	5	5	11	6	62	91
	第3分団						1	1	3	3	8	6	32	54
	地区隊計			1	1	1	3	3	15	17	30	22	184	277
東和地区隊	幹部			1	1	1								3
	第1分団						1	1	2	2	3	4	43	56
	第2分団						1	1	3	3	6	7	55	76
	第3分団						1	1	3	3	6	6	54	74
	第4分団						1	1	3	3	6	7	46	67
	地区隊計			1	1	1	4	4	11	11	21	24	198	276
合計	1	1	4	4	5	17	17	65	67	112	106	914	1,313	

備考 上記のほか、機能別団員を160人配置する。

別表第3 (第11条関係)

消防団員の被服等

品名	使用期間
制服(副分団長以上)	在任中
制帽(副分団長以上)	在任中
盛夏服(副分団長以上)	在任中
法被	15年
アポロキャップ(機能別団員を除く)	
作業服(上下)(機能別団員を除く)	10年
ナイロンベルト(機能別団員を除く)	10年
階級章(機能別団員を除く)	10年

雨衣(上下)(機能別団員を除く)	
ネクタイ(副分団長以上)	在任中
ヘルメット	
Tシャツ(機能別団員を除く)	
編上靴	
手袋	
ゴーグル	
ヘッドライト	

備考 アポロキャップ、雨衣、ヘルメット、Tシャツ、編上靴、手袋、ゴーグル及びヘッドライトは、損耗の度合いに応じて適宜対応するものとする。

資料 7 7 二本松市阿武隈川出水災害危険区域に関する条例

平成17年12月 1 日

条例第154号

二本松市阿武隈川出水災害危険区域に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条の規定に基づき、阿武隈川の出水による災害危険区域の指定及びその区域における災害防止上必要な建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域の指定)

第2条 前条の災害危険区域は、水防法(昭和24年法律第193号)第10条の4の規定により指定された阿武隈川水系浸水想定区域で、出水による危険が著しい区域について、二本松市防災会議の意見を聴いて市長が指定した区域とする。

- 2 市長は、前項の指定をするときは、規則で定めるところによりその旨を告示し、当該災害危険区域を明示した図書を、当該告示の日から2週間、公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 第1項の規定による災害危険区域の指定は、前項の規定による告示により、その効力を生ずる。
- 4 前3項の規定は、災害危険区域指定の変更又は解除について準用する。

(災害危険区域の指定の案の縦覧等)

第3条 市長は、前条の規定により災害危険区域を指定しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところによりその旨を公告し、当該災害危険区域の指定の案を、当該災害危険区域を指定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の規定による公告があったときは、市民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された災害危険区域の指定の案について、市長に意見書を提出することができる。
- 3 市長は、前条第1項の規定により、災害危険区域の指定について、二本松市防災会議の意見を聴くときは、前項の規定により提出された意見書の要旨を二本松市防災会議に提出しなければならない。

(建築物の建築制限)

第4条 第2条の規定により指定した区域内においては、建築物を建築してはならない。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

- (1) 主要構造部(屋根及び階段を除く。)を鉄筋コンクリート造り又はこれに準ずる構造とし、災害危険基準高(河川管理者が定める計画高水位に余裕高60センチメートルを加えた高さ。以下「基準高」という。)以下を居室の用に供しないもの
- (2) 基礎を鉄筋コンクリート造りとして、その高さを基準高と同等以上としたものに建築す

るもの

- (3) 地盤面の高さを基準高と同等以上にした地盤に建築するもの
- (4) 季節的な仮設のもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の二本松市阿武隈川出水災害危険区域に関する条例(平成14年二本松市条例第18号)又は安達町阿武隈川出水災害危険区域に関する条例(平成14年安達町条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

第3部 様式

様式1 被害情報報告

被害情報報告

モード	災害
災害名称	報数
市町村名	
報告者名	
警戒配備体制	設置日時 解散日時
	水防本部
	設置日時 解散日時
	災害対策本部
	設置日時 解散日時
	消防職員出勤延人数
	消防団員出勤延人数

区分	調査中	被害数	区分	調査中	被害数
人的被害	死者	人	住家被害	一部破損	棟
	行方不明者	人			世帯
		人			人
負傷者	人	棟	床上浸水	棟	
軽傷者	人	世帯		世帯	
対象世帯数	世帯			人	
住民避難対象人数	人				

区分	調査中	被害数	区分	調査中	被害数
住家被害	全壊	棟	住家被害	一部破損	棟
		世帯			世帯
住家被害	半壊	棟	床上浸水	床上浸水	棟
		世帯			世帯
対象世帯数	世帯			人	
住民避難対象人数	人				

区分	調査中	被害数	区分	調査中	被害数
住家被害	床上浸水	棟	住家被害	一部破損	棟
		世帯			世帯
住家被害	公共建物	棟	床上浸水	床上浸水	棟
		世帯			世帯
対象世帯数	世帯			人	
住民避難対象人数	人				

区分	調査中	被害数	区分	調査中	被害数
住家被害	床上浸水	棟	住家被害	一部破損	棟
		世帯			世帯
住家被害	公共建物	棟	床上浸水	床上浸水	棟
		世帯			世帯
対象世帯数	世帯			人	
住民避難対象人数	人				

区分	調査中	被害数	区分	調査中	被害数
住家被害	床上浸水	棟	住家被害	一部破損	棟
		世帯			世帯
住家被害	公共建物	棟	床上浸水	床上浸水	棟
		世帯			世帯
対象世帯数	世帯			人	
住民避難対象人数	人				

(1) 被害情報報告（明細） 人的被害

モード		災害					
災害名称							
市町村名							
報数							
報告者名							

*発生日時の入力には以下の通りに入力してください
yyyy/mm/dd hh:mm 例) 2013/01/01 01:01

種別	区分	調査中	地区名	年齢	性別	発生日時	原因	被害の状況(負傷箇所等)

(2) 被害情報報告（明細） 住家被害

種別	区分	調査中	地区名	棟数	世帯数	人数	被害の原因及び状況	備考
---				棟	世帯	人		

(3) 被害情報報告（明細） 非住家被害

種別	区分	調査中	地区名	棟数	被害の原因及び状況	備考
---				棟		

(4) 被害情報報告（明細） 道路被害

種別	調査中	路線名 (例:〇〇線)	通行止区間(例:〇〇市△△字××地内)		延長 (m)	規制理由(例:双水)	規制区分		規制開始時間	片側解除時間	全面解除時間	備考
			起点	終点			前/後	全面/片側				

(5) 被害情報報告（明細） その他

種別	調査中	その他	被害地区名等	被害状況

様式2 被害状況報告書

令和 年 月 日～ 日
被害状況報告書

【区分】

部(支所) 課		(月 日 時 分 現在)		
No.	被害箇所	被害状況	応急	被害 見込み額 (千円)
			済	
小 計				

様式3 避難所収容者名簿

〇〇避難所

氏名	住所	性別	年齢 生年月日	世帯主 続柄	世帯 人員	避難所収容期間	
						入所月日	退所月日

様式4 死体捜索状況記録簿

年月日	捜索 地区	捜索 死体 (体)	捜索 人員 (人)	捜索用機械器具			金額 (円)	備考
				名称	数量	所有者(管理者) 氏名		
				万能 フォーク 担架				

(注)：捜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみその借上費を金額欄に記入すること。

様式5 死体処理台帳

処理年月日	死亡年月日	死亡原因	死体発見の日時 及び場所	死亡者		遺族		洗浄等の 措置費		死体一時保存の場所 及び保存の期間 (日間)	費用 (円)
				住所 氏名	年齢 (歳)	住所	死亡者 との関 係	品名	数量 金額		
										月 日 ～ 月 日 (日間)	

様式6 埋葬台帳

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費(円)				備考	
			住所氏名	年齢(歳)	死亡者との関係	住所氏名	棺・付属品を含む	埋葬又は火葬料	骨箱	計		
												埋葬費 円 支給遺族 氏名

(注)：仮埋葬の場合についても作成すること。

様式7 応急仮設住宅入居者台帳

応急仮設住宅番号	住所	世帯主氏名	家族数(人)	入居年月日	敷地区区分	摘要
1	(例) ○○○○	甲山太郎			市有地	居室○坪 増築可
2	△△△△	乙川次郎			市有地	公営住宅入居 現地空室
3	□□□□	丙野三郎			県有地	

(注)：1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、なお参考として設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付しておくこと。

2 「住所」欄は、り災前の住所を記入すること。

3 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人数を記入すること。

4 「摘要」欄は、入居後における経過を明らかにしておくこと。例えば「〇年〇月公営住宅に入居。「現在空室」又は「令和〇年〇月増築許可」等。

様式8 災害相談日誌

	災害相談 受付番号	受 付 月 日	発 信 者 住 所	発 信 者 氏 名	応 対 者 氏 名
相談内容					
返答内容					

様式9 罹災証明書

罹 災 証 明 書 (住家等用)

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯構成員 (世帯主以外で証明書 が必要な世帯員 がいる場合に記入)	氏 名	続 柄	氏 名	続 柄

罹災原因				
------	--	--	--	--

被災住家等の 所在地				
住家 [※] の 被害の程度				
被災区分				

※住家とは、被災時に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していること）のために使用していた建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）
⇔居住していなかった場合は↓下記「住家以外の被害」に記載

住家以外の被害 (同敷地内のもの)				
----------------------	--	--	--	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

二本松市長

様式10 ボランティア受付台帳

番号	氏名	住所	性別	生年月日	ボランティア 希望業務	活動可能 期間	その他

様式11 義援金等受納簿

義援金等受納番号

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領いたしました。

年 月 日

住 所

世帯主氏名

印

年月日	品名等	金額・数量	備考

(注)：り災者の受領年月日は、その世帯に対し、最後に給与された物資の受領年月日とすること。

様式12 義援金等配分記録簿

義援金等配分番号

住 所	世帯主 氏 名	世帯 員数	内 訳				学 童		物 資 名
			大 人		小 人		乳幼児	児 童	
			男	女	男	女			
計									